

平成28年度 老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

成年後見制度利用促進・ 市民後見事業に関する全国調査 報告書

(成年後見制度の普及・利用促進を推進するための市区町村による広域連携の取組に関する調査研究事業報告書)

平成29年3月



特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク

目 次

I 事業の概要	1
II 本編	9
1 成年後見制度利用促進・市民後見事業に関する全国調査 ...	10
2 市民後見人・育成活用事業	11
3 成年後見制度等の利用促進に関する取組 ...	12
4 市民後見に関する取組	16
5 広域化に向けた取組	22
6 市区町村のみ・都道府県のみ回答	22
7 リーガルサポート、社会福祉士会、法テラス調査 ...	36

【ROW DATA】

III 市区町村	37
IV 都道府県	195
V 成年後見センター・リーガルサポート ...	223
VI 日本社会福祉士会 (権利擁護センターばあとなあ) ...	241
VII 日本司法支援センター (法テラス)	257

【調査票】

VIII 調査票	263
----------------	-----

自治体向け 264 / 成年後見センターリーガルサポート向け 268
日本社会福祉士会向け 270 / 日本司法支援センター向け 272

【配布資料】

IX 地域後見推進研究会 先進事例ヒアリング 275

ヒアリング①

北信圏域権利擁護センター 資料 277

ヒアリング②

大阪後見支援センター 資料 281

ヒアリング③

西播磨成年後見センター 資料 296

ヒアリング④

出雲成年後見センター 資料 320

X 市民後見推進自治体研修会 339

【認知症施策の動向】

新オレンジプランの展開 ～地域における切れ目ない権利擁護体制の構築に向けて

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室 資料 340

【障害者施策の動向】

障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 資料 357

【成年後見制度利用促進の動向】

成年後見制度利用促進基本計画策定と市町村計画

内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局 成年後見制度利用促進担当室 資料 372

認知症の人の意思決定支援

小賀野 晶一 中央大学法学部教授 資料 384

成年後見制度の適切な運営に向けて

最高裁判所事務総局家庭局 資料 394

I 事業の概要

成年後見制度の普及・利用促進を推進するための 市区町村による広域連携の取組に関する調査研究事業

1 実施目的

(事業実施計画書より)

- 平成28年5月、成年後見制度利用促進法が施行される等、わが国では、認知症高齢者等がその判断能力に応じて日常生活を過ごすことができるように、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、意思決定を支援するための取組や体制整備を今後より一層進めていくことが求められているところである。
- 現在、約200の自治体が成年後見制度利用支援事業や権利擁護人材育成事業を行う等、成年後見制度の普及や費用補助、後見人の育成・確保や支援のための取組が進められている。しかし、こうした取組は都市部が中心であり、大阪府など圏域内の事業実施率が4割を超える地域がある一方、15の都道府県では事業が実施されていない等、地域間で較差がみられる状況にある。
- こうした地域格差の背景には、地域における資源が限られており、単独の市区町村で体制整備を進めることが難しい実態があること等が挙げられるが、単独で事業を行うことが困難な市町村部や権利擁護過疎地域においては、都道府県や広域的に自治体が連携を図りながら権利擁護に関する取組を推進し、市町村や家庭裁判所など関係機関との調整機能を発揮できるようにしていく必要がある。
- 本事業では、平成28年度から新設された「市民後見人育成・活用推進事業」の実施状況を調査するとともに、市区町村による広域連携の具体的な取組事例や問題点についての情報収集を通じて、成年後見制度等を活用して地域で段階に応じた切れ目のない意思決定への支援を効果的効率的に行うための取組モデルの抽出や、設置運営のノウハウまたその課題等を整理することを目的とする。

2 実施の経過

①成年後見利用促進・市民後見事業に関する全国調査

全国の都道府県、市区町村及び三士会(リーガルサポート、社会福祉士会、法テラス)の地方支部を対象に、「市民後見人育成・活用推進事業」の実施を含めた成年後見制度の利用促進や市民後見事業の実施状況に関する悉皆調査を行った。

その概況は下記の通りであるが、より詳しい調査結果を本編に、回収したローデータと送付した調査票は後掲した。

【調査概況】

①名 称 成年後見制度利用促進・市民後見事業に関する調査

②調査期間 平成28年11月～平成29年1月

③主 旨

(調査依頼文より)

○現在、約 200 の自治体が成年後見制度利用支援事業や権利擁護人材育成事業を行う等、成年後見制度の普及や費用補助、後見人の育成・確保や支援のための取組が進められています。しかし、こうした取組は都市部が中心であり、大阪府など圏域内の事業実施率が4割を超える地域がある一方で、15都道府県では事業が実施されていない等、地域間較差がみられる状況です。

○その背景には、地域の社会資源が限られており、市町村単独で体制整備を進めることが困難な実態等があることが挙げられます。市町村単独事業が困難な地域においては、都道府県や広域的に自治体が連携を図りながら権利擁護に関する取組を推進し、市町村や家庭裁判所など関係機関との調整機能を発揮できるようにしていく必要があります。

○本調査は、今年度新設された「市民後見人育成・活用推進事業」の実施状況を調査するとともに、市区町村による広域連携の具体的な取組事例や問題点についての情報収集を通じて、成年後見制度等を活用して地域で段階に応じた切れ目のない意思決定への支援を効果的効率的に行うため基礎情報を得ることを目的としています。

④調査対象・対象数(悉皆)

都道府県	47
市区町村	1741
成年後見センター・リーガルサポート支部	50
日本社会福祉士会支部 (権利擁護センターぱあとなあ)	47
日本司法支援センター(法テラス) 地方事務所	72

⑤調査内容・項目 後掲「調査票」参照

【自治体調査】

I 自治体の基礎情報

II 市民後見人育成・活用事業について

事業実施有無、協議会設置有無、構成メンバーとその決定方法、開催有無、協議会の内容、協議会以外の取組

III 成年後見制度利用促進に関する取組

関係事業実施有無、首長申立実績、

利用促進に関する取組有無、実施内容(基本方針11項目)、

ニーズ把握の有無とその方法、

利用促進に関する合議体の有無、構成メンバーと合議事項、連携の継続性のための工夫、

成年後見等実施機関の設置有無と設置形態、市民後見取組有無、

親族(後見人)支援有無とその内容、その他市民後見NPO等の存在・連携有無

IV 市民後見に関する取組

市民後見事業実施有無、権利擁護人材育成事業活用有無、実施内容、
市民後見人の募集方法、養成人材のモチベーション維持策、受任形態・人数、
家裁からの助言指導、家裁との信頼関係構築のための取組、家裁委員会への参画有無及び
その役回り、損害保険の加入有無及び加入保険名、
市民後見に取り組んでいない理由・取組を進めるために何が必要か

V 広域化に向けた取組

広域化に向けた動向有無及びその協議内容、広域化のメリット・デメリット
(小規模自治体へも)遍く成年後見制度利用促進を図る方策

VI 市区町村向け質問(成年後見制度利用促進に関する市町村計画に盛り込むべき事項)

VII 都道府県向け質問(市区町村支援策、市区町村からあげられているニーズ)

【三士会調査】

I 団体の基礎情報

II 市区町村・都道府県との連携

連携の動きの有無及びその内容、協議の場の有無及びその協議内容、連携協力意向、
市区町村・都道府県から求められる役割、連携上の隘路

III 成年後見制度利用促進に関する取組

利用促進に関する取組有無及びその内容、
市区町村・都道府県からの参画・依頼及びその内容、ニーズ把握の有無とその方法、
(他団体等との)情報交換・意見交換の場の有無・事業共同実施の有無

IV 市民後見に関する取組

(市区町村・都道府県が行う)市民後見事業への参画有無及びその内容・今後の参画意向

V その他

司法過疎地においても遍く成年後見制度等の利用促進を図るための方策

⑥回収率・回収数

都道府県	82.9% (39/47)
市区町村	43.9% (766/1741)
成年後見センター・リーガルサポート支部	58.0% (29/50)
日本社会福祉士会支部 (権利擁護センターばあとなあ)	57.4% (27/47)
日本司法支援センター(法テラス) 地方事務所*	81.9% (59/72)

*日本司法支援センターについては、本部事務局より調査票が配布・回収され、集計結果のみの回答を得た。個票は未回収である。

調査結果の概要、回答情報（Raw Data）の見方について

市区町村の回答結果をベースにしたもの

【Ⅱ 市民後見人育成・活用事業について】

- 平成 28 年度から新たに始まった「市民後見人育成・活用事業」（都道府県事業）については、青森県十和田地域と熊本県人吉球磨地域での実施が確認された。
なお青森県は無回答、熊本県は「行っていない」と回答しているが、市区町村の回答内容から実施を確認した。
- 青森県では「青森県市民後見人育成活用推進協議会」が設置され、市町や関係機関への参画及び委員推薦依頼があった状況が確認された。また熊本県では人吉球磨地域 10 市区町村が人吉市社会福祉協議会に委託して「人吉球磨成年後見センター」を設置し、広域的な成年後見制度の利用促進を図る体制が、運営委員会や下部組織（法人後見受任可否の審議会）の設置により進められている。
- 調査票には「市民後見人育成・活用事業」の簡単な説明も付したが、市区町村の同事業に対する認知が進んでいないためか、同事業を活用せずに市民後見事業を行っている市区町村も「行っている」と回答（112 市区町村）しているものが含まれる。同様の質問をⅣ－1（市民後見に関する事業の実施有無）で行っており、189 市区町村が「行っている」と回答している。調査回答ベースでは、後者が実勢を表しているものと思われる。
- ただし、管見の範囲でも、市民後見に関する事業を行っていても無回答な市区町村（名古屋市、京都市、北九州市など）があるため、その点を考慮する必要がある。

【Ⅲ 成年後見制度利用促進に関する取組】

- 回答ベースでは、成年後見制度の利用促進に関する取組を「行っている」という市区町村が約 7 割（67.5%）を占め、多くの自治体では何らかの利用促進策を行っているとの認識がある状況。都道府県でも 33 都道府県（84.6%）が「行っている」との回答で、同様の状況である。
- 行っている取組のうち、最も多いのは「国民（住民に）に対する周知」で 8 割（406 件・81.2%）を占める。
- ただし、ニーズ把握まで行っている市区町村は 89（12.7%）とまだ少数である。
- ニーズ把握の方法として、高齢者の場合、施設入所者では当該施設、居宅の場合はケアマネジャー（居宅介護支援事業所）へのアンケート調査を行うとするものが多かった。障害者の場合は、家族（会）や障害サービス事業所へのアンケート調査を行うほか、障害者手帳所持者に直接利用意向を聞くといったものも見られた。
- 同様に、成年後見制度の利用促進に関して、合議体など関係機関同士が連携する仕組みを設けている市区町村は 92（13.3%）とまだ少数である。
- 合議体の構成メンバーは、自治体と社会福祉協議会、医療・介護関係機関に三士会などの専門職団体、そこに成年後見等実施機関が入り構成される場合が多い。また、家庭裁判所の参画があるとしたもののが 11 件あり、徐々にではあるが参画への萌芽がみられる。

【Ⅳ 市民後見に関する取組】

- 市民後見に関する事業を「行っている」とした市区町村が 189 あり、回答ベースでは 4 自治体に 1 自治体（25.0%）が、市民後見に関する事業を行っていることになる。しかし、無回答のなかには事業未実施自治体が多いと思われることから、実質的には 189 市区町村に無回答のなかで市民後見に関する事業を行っている市区町村を加えた約 200 自治体が、現在事業を行っていると思われる。

- そのうち、財源として見込まれる「権利擁護人材育成事業」(地域医療介護総合確保基金)の活用状況を見ると、約 6 割にあたる 113 市町村(60.4%)が「活用している」と回答しているが、「活用していない」というところが 74 件(39.6%)ある。一般会計等の別財源を基に事業を実施している場合もあると思われ、個別の精査が必要である。
- 市民後見に関する事業として行っている取組としては、「市民後見人の養成」が 162(87.6%)と最も多く、次いで「市民後見人名簿の登録」「市民後見人の活動支援」「名簿登録者へのフォローアップ」が 6 割程度で続く。家庭裁判所への推薦や現任研修等の取組まで行っているのは約 4 割で、今後、多くの市区町村の取組が進むなかで進展が望まれる状況である。
- 受任形態に関する質問には 162 件(85.7%)の回答が寄せられ、数年前までとは異なり、市民後見に関する事業を「行っている」とした市区町村では、かなりの程度受任にまで進んできている状況がうかがえる。
- 受任形態をみると、回答ベースでは法人後見の支援員として活動するパターンが約 4 割(56 件[40.0%])、個人受任が約 4 割(後見監督人が就くパターン 38 件[27.1%]・就かないパターン 21 件[15.0%])と拮抗している。ただし、受任形態はほぼ管轄する家庭裁判所の判断に依存するため、都道府県単位で受任パターンに差異がみられる傾向にある。また釧路市を始め、一部の自治体で複数後見による受任が行われている。
- 受任実態(数)をみると、多くは市区レベルの自治体での取組が進行している状況である。町村レベルでは、北海道などの一部の町で既に受任実績が出てき始めている。
- こうした取組が進むなか、家庭裁判所との信頼関係構築のため、市区町村等が行う合議体(連絡会議など)での家庭裁判所のオブザーバー参画なども一定程度みられる。家庭裁判所委員会への自治体の参画状況は、回答ベースで「ある」と回答したのは大阪市と神戸市のみであった。しかし既にいくつかの自治体が参画している状況もあるため、今後さらに深まっていくものと思われる。
- 一方、市民後見に関する事業を行っていない理由としては 350 の回答が得られ、「予算・人員の目途」を挙げる自治体が約 6 割(214 件・61.1%)にのぼった。「その他」の回答(114 件・32.6%)では、当該地域での後見ニーズの少なさをあげるものや、市民後見の担い手不足、市民が後見人を行うことへの妥当性といった消極的理由に加え、現段階において法人後見実施体制の整備を優先している自治体がみられる。こうした状況への国等への支援としては、「予算・人員の提供」をあげる回答が約 8 割を占めた。

【V 広域化に向けた取組】

- 成年後見制度の利用促進に向けた広域化の動きに関しては 740 の回答が得られ、「ある」と回答した市町村が 99(13.4%)あった。記述回答内容には粗密があるが、北海道西胆振地域、愛知県東三河地域、兵庫県播磨圏域など、広域化する圏域への言及がみられるところもあり、こうした自治体の実践をより深堀して調べる必要がある。
- また自治体連携による広域化を行っている自治体からは、メリットとして①専門的支援が受けられる、②コスト低減などがあげられ、デメリットとして①画一的サービスとなりがち(顔の見える関係が築きにくい)、②利用者にとって相談先が遠い、③構成自治体間で較差が生じる、④自治体をまたぐため(社協が行う)日常生活自立支援事業とのスムーズな繋ぎが困難といった回答がみられた。
- 今後、町村レベルにも遍く成年後見制度の利用促進を図るためには、「広域化」に加えて、財源と人材の担保とそのための補助スキームが必要とする回答が比較的多くみられた。

【V 市町村計画に盛り込むべき事項(市区町村のみ回答)】

- 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた市町村計画に盛り込むべき事項としては、概ね成年後見制度利用促進法第 11 条に掲げる基本方針 11 項目に沿った回答が多かった。

②研究会の設置・開催

（地域後見推進研究会）

○本事業を推進するための研究会「地域後見推進研究会」を設置した。

【構成メンバー】

氏 名	肩 書
新井 誠	中央大学法学部 教授
池田 恵利子	公益社団法人日本社会福祉士会 参事
泉 房穂	兵庫県明石市 市長
大森 彌	東京大学 名誉教授 <座長>
小池 信行	山田二郎法律事務所 弁護士
齋藤 修一	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長
鈴木 啓文	日本司法支援センター（法テラス） 事務局長
高村 浩	高村 浩弁護士事務所 所長
堀田 力	公益財団法人さわやか福祉財団 会長
松井 秀樹	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 相談役
宮島 俊彦	岡山大学 客員教授

オブザーバー

厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
法務省 民事局 参事官室
最高裁判所 事務総局 家庭局
内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局 成年後見制度利用促進担当室

○第1回研究会

日 時	平成 27 年 10 月 28 日(金) 10 時～12 時
会 場	アルカディア市ヶ谷 私学会館 7 階 「吉野」の間
委 員	新井、池田、泉、大森<座長>、小池、齋藤、高村、堀田、松井 欠席：鈴木、宮島
オブザーバー	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症虐待防止対策推進室 法務省 民事局 参事官室 最高裁判所事務総局家庭局 内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局 成年後見制度利用促進担当室
議 題	①研究会の設置趣旨（取り組む事項） ②成年後見制度の普及・利用促進に向けた市区町村による 広域連携の取組等の実態把握に関する調査（仮称）について ③ヒアリングについて

○ 第2回研究会（ヒアリング）

日 時	平成 28 年 12 月 13 日(火) 14 時半～16 時半
会 場	アルカディア市ヶ谷 私学会館 4 階 「飛鳥」の間
委 員	池田、大森<座長>、小池、齋藤、宮島 欠席：新井、泉、鈴木、高村、堀田、松井
オブザーバー	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症虐待防止対策推進室 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 法務省 民事局 参事官室 最高裁判所事務総局家庭局 内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局 成年後見制度利用促進担当室
議 題	ヒアリング① 永池 幹 氏 北信圏域権利擁護センター（特定非営利活動法人北信ふくしMねっと） 主任相談員

	ヒアリング② 坪田 真起子 氏 大阪後見支援センター あいあいねっと(大阪府社会福祉協議会) 所長 ヒアリング③ 西播磨成年後見支援センターの報告 正野 潔 氏 たつの市 健康福祉部 地域包括支援課 主査 高見 真輝子 氏 太子町 高年介護課 主任主査 ヒアリング④ 西尾 和子 氏 出雲成年後見センター 運営委員
--	---

○参考とするためヒアリングを行った各センターの報告資料を後掲した。

③ 市民後見推進自治体研修会の開催

○「平成 28 年度 市民後見人育成・活用事業 市民後見自治体研修会」を開催した。

○参考のため研修資料を後掲。

【平成 28 年度 市民後見人育成・活用事業 市民後見自治体研修会】

日 時	平成 29 年 1 月 25 日(水)10 時～17 時
会 場	国際ファッションセンター3階 KFCホール

時間	タイトル	講師・担当
10:00 ～ 10:40	【認知症施策の動向】 新オレンジプランの展開 ～地域における切れ目ない権利擁護 体制の構築に向けて	山田 義人 厚生労働省老健局総務課 認知症施策推進室 室長補佐
10:40 ～ 11:20	【障害者施策の動向】 障害者の意思決定支援・成年後見制度 の利用促進の在り方について	曾根 直樹 厚生労働省社会・援護局障 害保健福祉部 障害福祉課 障害福祉専門官
11:20 ～ 12:00	【成年後見制度利用促進の動向】 成年後見制度利用促進基本計画策定と 市町村計画	須田 俊孝 内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局 成年後見制度利用促進担当室 参事官
13:00 ～ 13:50	認知症の人の意思決定支援	小賀野 晶一 中央大学法学部 教授
14:00 ～ 14:50	成年後見制度の適切な運営に向けて	西岡 慶記 最高裁判所事務総局家庭局 局付
15:00 ～ 15:15	【調査報告】 成年後見制度利用促進・市民後見に関す る事業についての調査概況報告【速報】	地域ケア政策ネットワーク 事務局
15:30 ～ 17:00	【演習】 わがまちの市民後見 ・市民後見人等の人材育成 ・後見実施機関等の体制整備 ・関係機関の相互連携の強化 …等の検討 ※参加自治体同士による情報交換	地域ケア政策ネットワーク 事務局

Ⅱ 本編

（概要）

○本調査は、成年後見制度の利用促進や市民後見事業の取組実態、とりわけ自治体連携による広域実施の動きやその体制整備等の現状を明らかにすることを目的に、全国すべての市区町村、都道府県と、日本司法支援センター（法テラス）地方事務所、成年後見センター・リーガルサポート支部、日本社会福祉士会都道府県支部（権利擁護センターぱあとなあ）を対象に、調査票によるアンケート調査を行ったものである。

※なお今回の調査では、司法過疎地の解消という視点から、地元弁護士会ではなく法テラスを対象とした。

○調査内容・項目については、「Ⅰ 概要」に略記したほか、各調査対象者に送付した調査票をそのまま後掲しているので、そちらを参照されたい。

○その結果、市区町村からは 766（43.9%）、都道府県 39（82.9%）、リーガルサポート 29（58.0%）、社会福祉士会 27（57.4%）、法テラス 59（81.9%）の回答があった。なお、法テラスに関しては本部事務局を通じて調査を行い、集計結果のみの回答を得ている。

○本稿はその回答結果をまとめたものである。

（RawDataの掲載）

○本調査は、成年後見制度の利用促進や市民後見に関する事業の取組の現状の把握と、広域実施や連携体制整備に資する事例の抽出等が主要目的であるため、得られた回答情報の取捨選択やデータクリーニングは行わず **RawData をそのまま掲載**している。

○そのため、例えば市民後見に関する事業の実施有無（調査項目のⅡ－１、Ⅲ－13、Ⅳ－１が関係）のように、調査項目に対する回答者の捉え方によって、回答情報データの質の均等化が図れていない箇所がある。こうした自治体担当者（回答者）の認識自体も推し量ることができることから、そのまま掲載することとしたものである。

○また、紙幅の関係で市区町村調査は回答市区町村のみの情報を掲載したが、他の調査に関しては、無回答の調査対象者も掲出している。

2

市民後見人育成・活用事業

（市民後見人育成・活用事業の実施有無）

○平成 28 年度から新たに始まった「市民後見人育成・活用事業」（都道府県事業）については、**青森県十和田地域**と**熊本県人吉球磨地域**での実施が確認された。なお都道府県調査では、青森県は無回答、熊本県は「行っていない」と回答しているが、市町村の回答内容から実施を確認した。

○調査票には「市民後見人育成・活用事業」の簡単な説明も付したが、市区町村の同事業に対する認知が進んでいないためか、同事業を活用せずに市民後見事業を行っている市区町村も「行っている」と回答（112 市区町村）しているものが含まれる。同様の質問をⅣ－1（市民後見に関する事業の実施有無）で行っており、189 市区町村が「行っている」と回答している。調査回答ベースでは、後者が実勢を表しているものと思われる。

○ただし管見の範囲でも、市民後見に関する事業を行っていても無回答な市区町村（名古屋市、京都市、北九州市など）があるため、その点を考慮する必要がある。

（「広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会」の設置）

○青森県では「青森県市民後見人育成活用推進協議会」が設置され、市町や関係機関への参画及び委員推薦依頼があった状況が確認された。

○また熊本県では人吉球磨地域 10 市町村が人吉市社会福祉協議会に委託して「人吉球磨成年後見センター」を設置し、広域的な成年後見制度の利用促進を図る体制が、運営委員会や下部組織（法人後見受任可否の審議会）の設置により進められている。

（その他）

○「市民後見人育成・活用事業」としての実施ではないようであるが、**大分県では「オール大分」としての取組**を進めるため、全市町村と関係団体に参加を呼び掛け、大分県成年後見制度普及検討連絡会議を立ち上げ、現状認識の共有化を図り、今後の全県的な取組の検討を行った。今後、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、各家族会などへのアンケート調査を行い、実態の把握を図る予定としている。**臼杵市などが先行して取組**を進めている。

3

成年後見制度等の利用促進に関する取組

（既存事業の実施状況）

- 回答した 750 の市区町村のうち、成年後見制度利用支援事業を行うのは高齢 661（94.7％）・障害 612（87.7％）とも約 9 割を占める。同事業は障害分野のみが必須事業化されているが、これによる実施状況の差異はみられない。
- 権利擁護人材育成事業に関しては 98（14.0％）が実施と回答。後述する調査項目Ⅳ－2（同事業の活用有無）でも、市民後見に関する事業を行う 113 の市町村が「活用している」としていることから、約 100 超の市町村では同事業を行っているものと思われる。
- その他、茨城県水戸市他では定住自立圏構想のなかで、**茨城県民定住自立圏成年後見支援事業**を行う。平成 29 年度より、茨城県中央地域定住自立圏 9 市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）の成年後見事業として、市民後見事業に取り組んでいく予定であり、広域実施の事例として今後の動向が注目される。

（首長申立実績）

- 回答した 759 の市区町村のうち、平成 27 年度に首長申立を行った市区町村が 468 あった。多くは数件程度であるが、突出する横浜市 265 件・大阪市 245 件など、政令市・特別区など都市部の自治体を中心に数十件の申立実績のある自治体も今回確認された。
- 最高裁が公表する『成年後見関係事件の概況』では、家庭裁判所管内別の数字のみ公表のため、一部とはいえ**市区町村別の申立実績が明らかになった**ことで、例えば人口規模に比して首長申立に積極的な自治体なども分かるようになった。
- 回答結果をみると、都市部の自治体の実績が目立つものの、首長申立実績一ケタ台の特別区もあれば、青森市 36 件・郡山市 25 件・富山市 29 件・福井市 32 件・鳥取市 28 件・福山市 24 件・高松市 22 件・松山市 22 件・鹿児島市 20 件・沖縄市 29 件など、県庁所在地を中心に 20 件以上の実績がある地方都市もあり、**必ずしも人口規模が大きな自治体だからといって首長申立が行われているわけではない**ことも明らかとなった。
- 成年後見制度の利用促進・市民後見に関する事業を行ううえで、まずは自治体職員が成年後見制度を知る必要があり、そのための方途として首長申立の積極的活用を図る必要があるとも指摘されている。そこで**首長申立 10 件以上の自治体を抽出し、市民後見受任実績との関係性をみる表を後掲した**。これによりある程度、全国のなかで成年後見制度の利用促進や市民後見に関する事業を積極的に行っていると思われる自治体が掲出されることが考えられる。

（成年後見制度等の利用促進に関する取組有無）

○回答ベースでは、成年後見制度の利用促進に関する取組を「行っている」という市区町村が約 7 割（67.5%）を占め、多くの自治体では何らかの利用促進策を行っているとの認識がある状況である。都道府県でも 33 都道府県（84.6%）が「行っている」との回答で、同様の状況である。

（成年後見制度等の利用促進に関する取組の内容）

○成年後見制度利用促進法第 11 条に掲げる基本方針 11 項目のなかで、いま実際に行っている取組をチェックしてもらったところ、最も多く突出しているのが「国民（住民に）対する周知」で、約 8 割（406 件・81.2%）を占める。「関係機関等の相互の緊密な連携の確保」が約 4 割（203 件・40.6%）で、これに続く。

○これに「地域住民の需要に応じた利用促進」「成年後見等実施機関の活動に対する支援」「成年後見人等になる人材の確保」「関係機関等における体制の充実強化」が 3 割弱の割合で続いている。後述の市町村計画に盛り込むべき事項でも特に記載がみられた「意思決定が困難な物への支援等の検討」は 70 件（14.0%）とまだ少数であるが、少数であるがゆえに今後の課題として市区町村から指摘もされている状況である。

（成年後見ニーズの把握有無・把握の方法）

○今回調査でニーズ把握をうまく行っている自治体が抽出できればと調査項目を設けた。多くの市区町村で成年後見制度の利用促進に向けた取組が行われているが、当該地域の成年後見ニーズ把握まで行っている市区町村は 89（12.7%）とまだ少数である。

○ニーズ把握の方法として、高齢者の場合、施設入所者では当該施設、居宅の場合はケアマネジャー（居宅介護支援事業所）へのアンケート調査を行うとするものが多かった。障害者の場合は、家族（会）や障害サービス事業所へのアンケート調査を行うほか、障害者手帳所持者に直接利用意向を聞くといったものも見られた。

○結果的には、直接高齢者や障害者に関わる事業者等からアンケートを行い、相談業務や関係機関との情報交換によって個別のニーズを積み上げて蓄積を図るという、オーソドックスな方法が近道のようなのである。

（関係機関同士が連携する仕組み（合議体等）の有無・構成メンバー）

○成年後見制度の利用促進に関して、合議体など関係機関同士が連携する仕組みを設けている市区町村は 92（13.3%）とまだ少数である。

○合議体の構成メンバーは、自治体と社会福祉協議会、医療・介護関係機関に三士会などの専門職団体、そこに成年後見等実施機関が入り構成される場合が多い。また、家庭裁

判所の参画があるとしたものが 11 件あり、徐々にではあるが参画への萌芽がみられる。都道府県でも同様の傾向である。

○どの自治体でどんな団体が参画しているかについては、後掲 RawData を参照されたい。

（関係機関同士が連携する仕組み(合議体等)の合議事項・連携継続のための工夫）

○合議事項としては、当該地域における成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用状況の報告、成年後見等実施機関が設置されている場合にはその事業計画・報告及び案件の審議などが主に挙げられる。学習会や相談会などを企画する場合もある。

○継続のための工夫として、**合議体を定例化**することにより「顔の見える関係」づくりを行っているとするものが目立った。関係ができることにより、その後の担当者間でのやりとりがスムーズとなり、「物を言い易い関係」が醸成される。**キーポイントは「定例化」**のようである。

（成年後見等実施機関の設置有無・設置形態）

○回答した 690 の市区町村のうち、成年後見等実施機関を「設置している」と答えたのは 185 市区町村（26.8%）で、回答ベースでは 4 自治体に 1 自治体が設置していることになる。全自治体数からすると、185 という数字は少数ではあるが、平成 23 年度市民後見推進事業以後、機関設置数は確実に増加してきているものと思われる。

○定義などが曖昧な面もあり、実は全国における成年後見等実施機関の実数は掴めていなかった。今回悉皆調査の形で、回答数 690 とはいえ機関名称も含めて 185 件の回答を得られたことで、今後の成年後見制度の利用促進を図る拠点となるセンターがどの自治体にあるのかが明らかになったことになる。その一覧は RawData を参照。

○設置形態（回答数 181）をみると、委託が 7 割強（134 件・74.0%）で過半を占め、直営は地方の市町のごく少数（6 件・3.3%）である。委託先は地元の社会福祉協議会がほとんどで、一部 NPO 法人や一般社団法人が含まれる。「その他」回答としては、広域実施の場合の負担金によるとした場合や、地元社会福祉協議会への一部（委託ではなく）補助や社協独自設置の形で行っているとした回答が混載している。

（成年後見等実施機関における「市民後見に関する事業」「親族後見人への支援」実施有無）

○上記成年後見等実施機関で、今後ニーズが高くなるとされる「**市民後見に関する事業**」と「**親族後見人への支援**」を行っているか否かを質問した。上記 185 市区町村のうち 183 市区町村が回答し、市民後見を「行っている」と回答したのが 134 市区町村（73.2%）、親族後見人への支援を「行っている」と回答したのが 110 市区町村（73.2%）で、機関設置した市区町村においては、それなりに**取組が進められつつある状況が推察**される。

○とりわけ親族後見人への支援に関してどういった支援を行っているかを聞いた記述式設問では、親族申立に関する相談や手続きに関する支援を挙げるものが大半であった。その後の支援までも含んでいると思われる回答は、**北海道足寄町や熊本県人吉市、都市部の一部自治体**などまだ少数である。

（民間の成年後見等実施機関の把握有無・連携有無）

○行政からの委託・補助関係等がなく、市区町村が民間ベースで活動を把握している成年後見等実施機関（回答数 641）は 153 件（23.9%）あった。その中味をみると市民後見 N P O や一般社団法人、三士会等の名称が挙げられている。かなりの程度、地元の社会福祉協議会の名を挙げている回答がみられるが、これは委託・補助関係などがなく社協の独自設置によるものが含まれているものと推察される。

○上記成年後見等実施機関との定期的な情報交換など連携の有無を聞いた記述式設問では、養成研修や相談会等への講師依頼、個別ケースへの支援要請、合議体への参画依頼などといった回答がみられた。

（上記以外の成年後見制度等の利用促進の取組）

○上記以外の成年後見制度等の利用促進の取組に関する記述式設問には、約 100 の市区町村が回答を寄せた。その多くはパンフレットやリーフレット等の作成・配布、ホームページ開設や地元番組・ラジオへの出演など周知広報に関する回答が目立った。また都市部の自治体を中心に申立費用・報酬助成をあげるところもあった。

○都道府県調査では、市区町村を対象とした研修や養成研修の実施、各種マニュアル類の作成といった、広域調整的な役割を果たす回答が目立った。

4

市民後見に関する取組

（市民後見に関する事業の取組有無・権利擁護人材育成事業の活用・取組内容）

○回答した 757 の市区町村のうち、市民後見に関する事業を「行っている」とした市区町村が 189（25.0%）あった。回答ベースでは 4 自治体に 1 自治体が、市民後見に関する事業を行っていることになるが、無回答のなかには事業未実施自治体が多いと思われることから、実質的には 189 市区町村に無回答のなかで市民後見に関する事業を行っている市区町村を加えた約 200 超の自治体が、現在事業を行っているとみるのが妥当かと思われる。

○事業財源として見込まれる「権利擁護人材育成事業」（地域医療介護総合確保基金）の活用状況をみると、約 6 割にあたる 113 市町村（60.4%）が「活用している」と回答しているが、「活用していない」というところが 74 件（39.6%）ある。一般会計等の別財源を基に事業を実施している場合もあると思われ、個別の精査が必要かと思われる。

○市民後見に関する事業として行っている取組としては、「市民後見人の養成」が 162（87.6%）と最も多く、次いで「市民後見人名簿の登録」「市民後見人の活動支援」「名簿登録者へのフォローアップ」が 6 割程度で続く。**家庭裁判所への推薦や現任研修等の取組まで行っているのは約 4 割で、今後、多くの市区町村の取組が進むなかで進展が望まれる状況である。**

（市民後見人の募集方法、養成した市民後見人材のモチベーション維持のための取組）

○市民後見人の募集方法として 162 件の回答が寄せられ、「自治体広報紙」が 8 割超（137 件・84.6%）と突出している。これに「自治体ホームページ」「社協広報紙」「社協ホームページ」が 4 割強とほぼ同率で続いている。自治体OB等に個別に声をかけて受講を依頼する、いわゆる一本釣りによる勧誘は 35 件（21.6%）と低調であった。

○「その他」回答としては、チラシやポスターを作成した関係機関に蒔くなどのほか、地元新聞やテレビ・ラジオによる広報、フェイスブック、なかには新聞に折り込みチラシを入れるといった自治体（北海道標茶町）もみられた。

○養成して即後見人として受任し活動に移行することは稀であり、養成した市民後見人材については、モチベーション維持策が重要である。そこで、市区町村ではどのようなモチベーション維持のための取組を実際に行っているかを回答してもらった。

○最も多いのが「フォローアップ研修」の実施で、養成研修後も学習の場と養成人材が一堂に集まる機会を設けることで、モチベーションの維持に努めている。次いで多いのは、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の「生活支援員」としての活動で、支援員活動を通して市民後見人となった時に備えた、OJT による予備的経験の意味も込められ

ている。このほか交流会を開催したり、施設見学会を行ったり、現役市民後見人との活動情報共有の場を設けるなどの取組がみられる。

（受任の形態・件数）

○受任形態に関する質問には 162 件（85.7%）の回答が寄せられ、数年前までとは異なり、市民後見に関する事業を「行っている」とした市区町村では、かなりの程度受任にまで進んできている状況がうかがえる。

○受任形態をみると、回答ベースでは法人後見の支援員として活動するパターンが約 4 割（56 件[40.0%]）、個人受任が約 4 割（後見監督人が就くパターン 38 件[27.1%]・就かないパターン 21 件[15.0%]）と拮抗している。ただし、受任形態はほぼ管轄する家庭裁判所の判断に依存するため、都道府県単位で受任パターンに差異がみられる傾向にある（次ページ表参照）。また**釧路市を始め、一部の自治体で複数後見による受任が行われている**。

○受任実態（数）をみると、多くは市区レベルの自治体での取組が進行している状況である。町村レベルでは、**北海道豊富町・白糠町、大阪府岬町など一部の町で既に受任実績が出てき始めている**。

○既に一定以上の受任実績がある市区町村には、市民後見のノウハウも蓄積されつつあると考えられることから、次ページに受任実績 4 件以上の市区町村を、首長申立実績 10 件以上の市区町村とともに比較表の形で掲出した。これにより市民後見を積極的に行っていると思われる自治体と首長申立を積極的に行っていると思われる自治体との相関関係をみることができる。

○その結果、**首長申立を積極的に行っている市区町村では、市民後見の受任も比較的スムーズに進んでいることが分かった**。自治体職員に成年後見事務に関するノウハウがあるためと考えられる。その逆に、**市民後見実績のみあり首長申立実績がない自治体は、抽出した市区町村のなかでは皆無であった**。

（家庭裁判所から得られた助言・信頼関係構築のために行っていること）

○家庭裁判所から得られた指導・助言としては、成年後見等実施機関による市民後見人のバックアップなど、選任や選任後の条件に関する説明が行われたとするものが多かった。

○こうした取組が進むなか、家庭裁判所との信頼関係構築のため、市区町村等が行う合議体（連絡会議など）での家庭裁判所のオブザーバー参画なども一定程度みられる。ただ、家庭裁判所のなかには市民後見人の受任に消極的なところもあると思われ（群馬県玉村町、奈良県橿原市の回答）、今後とも信頼関係構築に向けた不断の取組が求められる。

○家庭裁判所委員会への自治体の参画状況は、回答ベースで「ある」と回答したのは大阪市と神戸市のみであった。しかし既にいくつかの自治体が参画している状況もあるため、今後さらに深まっていくものと思われる。

首長申立・市民後見人受任実績のある主要自治体（抄）

❖ 首長申立 10 件以上または市民後見受任実績 4 件以上の自治体を主に掲出
❖ 回答情報の粗密があり今後の修正変更等がある

都道府県	市区町村	平成 27 年度 首長申立数	市民後見人			受任形態
			受任	名簿 登録	養成数	
北海道	札幌市	43	6	72	80	市民後見人個人による単独受任／後見監督人が就かないパターン
	旭川市	14	6	34	42	市民後見人個人による単独受任／後見監督人が就かないパターン
	釧路市	25	52 複数受任41	100	225	・市民後見人個人による単独受任／後見監督人が就かないパターン ・市民後見人と専門職の複数受任
	帯広市	17	—	—	—	法人後見の支援員として活動するパターン
	豊富町	0	3	3	26	・市民後見人個人による単独受任／後見監督人が就かないパターン ・弁護士との複数後見
青森県	青森市	36	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
	弘前市	15	9	47	54	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	八戸市	6	4	13	50	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	十和田市	10	—	—	—	
宮城県	仙台市	34	15 うち4人は終了	39	49	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	大崎市	13	—	—	—	
秋田県	横手市	1	5	20	45	市民後見人個人による単独受任／後見監督人が就かないパターン
山形県	酒田市	10	—	—	—	
福島県	会津若松市	17 (高16・障1)	—	—	—	市民後見未実施
	郡山市	25	—	—	—	市民後見未実施
茨城県	水戸市	11	—	—	—	
	神栖市	10	—	—	—	
群馬県	玉村町	—	4	0	42	・市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン ・市民後見人個人による単独受任／後見監督人が就かないパターン
埼玉県	川越市	27	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし 法人後見の支援員として活動
	入間市	18	—	—	—	
	志木市	1	3	7	21	法人後見、個人受任+社協による後見監督
	和光市	12	—	—	—	
千葉県	千葉市	19 (高18・障1)	1	80	138	法人後見(社協)と、市民後見人個人の選任による複数後見
	茂原市	10	—	—	—	
	柏市	24	—	—	—	
	市原市	18	—	—	—	
	我孫子市	15	—	—	—	
東京都	中央区	—	5	—	18	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	新宿区	16	19	40	51	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	台東区	33	0	7	8	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	墨田区	65	26	56	73	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	品川区	—	32	63	100	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	目黒区	14	1	36	42	・法人後見の支援員として活動するパターン ・市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	大田区	36	5	8	11	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	渋谷区	10	7	14	17	・市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン ・専門家との複数後見
	練馬区	55	17	23	51	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	足立区	32	10	22	28	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	葛飾区	53	0	19	19	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	江戸川区	50	25	67	32	

都道府県	市区町村	平成27年度 首長申立数	市民後見人			受任形態
			受任	名簿 登録	養成数	
東京都	八王子市	11	8	33	30	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	三鷹市	11	2	6	13	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	府中市	—	4	30	52	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	調布市	—	13	31	37	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	町田市	23	—	—	—	・市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン ・市民後見人個人による単独受任/後見監督人が就かないパターン
	国分寺市	65	2	—	13	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	東久留米市	14	1	5	5	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
	西東京市	—	7	15	17	市民後見人の個人受任+後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
神奈川県	横浜市	265	23	66	83	市民後見人による単独受任(後見監督人はつかない)
	川崎市	80	7	24	29	市民後見人による単独受任(後見監督人はつかない)
	相模原市	29	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
	横須賀市	6	8	19	23 H28.4.1現在	・市民後見人による単独受任(後見監督人はつかない) ・専門職との複数後見
	平塚市	16	3	3	34	市民後見人の個人受任+法人後見の複数後見パターン
	藤沢市	15	0	5	5	市民後見人による単独受任を目指しているところ
	小田原市	25	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
	秦野市	12	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
	茅ヶ崎市	4 (高3・障1)	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
	厚木市	11	—	—	—	選任事例なし
	綾瀬市	12	0	2	4	法人後見の支援員として活動するパターン(選任実績はなし)
	新潟県	新潟市	19	—	—	市民後見を行っているが受任記載なし
新潟県	長岡市	11	—	—	—	市民後見未実施
	佐渡市	3	9	23	47	市民後見人による単独受任(後見監督人はつかない)
富山県	富山市	29	—	—	—	社協が受任する法人後見の補助者として活動
石川県	金沢市	15	—	—	—	
福井県	福井市	32 (高30・障2)	—	—	—	市民後見未実施
	山梨県	20	—	—	—	市民後見未実施
岐阜県	岐阜市	11	—	—	—	市民後見未実施
静岡県	静岡市	21	—	—	—	市民後見未実施
	浜松市	14	—	—	—	市民後見未実施
愛知県	一宮市	15	—	—	—	市民後見未実施
	尾張旭市	4	0	19	26	受任0人だが、家庭裁判所から後見センターが後見監督人となり、受理面接時には行政担当者・市民後見人候補者・後見センターが同席することとされている
三重県	伊勢市	10	—	—	—	市民後見未実施
京都府	宇治市	16	—	—	—	市民後見未実施
大阪府	大阪市	245	147	362	385	市民後見人個人による単独受任/後見監督人が就かないパターン
	堺市	35	7	54	56	市民後見人個人による単独受任/後見監督人が就かないパターン
	高槻市	15	4	23	23	市民後見人個人による単独受任/後見監督人が就かないパターン
	松原市	11	—	—	—	
	東大阪市	49	2	22	25	市民後見人個人による単独受任/後見監督人が就かないパターン
	泉南市	—	4	12	13	市民後見人個人による単独受任/後見監督人が就かないパターン
兵庫県	神戸市	45	54	113	138	市民後見人による個人受任 +神戸市成年後見支援センター(市社協)による後見監督人
	姫路市	31	1	17	21	市民後見人による個人受任 +姫路市成年後見支援センター(市社協)による後見監督人

都道府県	市区町村	平成27年度 首長申立数	市民後見人			受任形態
			受任	名簿 登録	養成数	
兵庫県	尼崎市	16	8	50	66	市民後見人による個人受任 +尼崎市成年後見等支援センター（市社協）による後見監督人
	明石市	32	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
	西宮市	36	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
	三田市	11	—	—	—	
	伊丹市	9	2	23	23	市民後見人による個人受任 +伊丹市福祉権利擁護センター（市社協）による後見監督人
	三田市	11	—	—	—	市民後見未実施
和歌山県	和歌山市	12	—	—	—	市民後見未実施
鳥取県	鳥取市	28	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
島根県	浜田市	10	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
岡山県	岡山市	86	—	—	—	法人後見（市社協）の支援員として活動する予定（検討中）
	倉敷市	43 (高2.6・障1.7)	—	—	—	市民後見未実施
	津山市	11	—	—	—	
	井原市	3	9	9	9	市民後見人と法人専門職の複数後見ののち、 市民後見人の単独受任に移行
	備前市	8	3	7	8	市民後見人+専門職後見人による複数後見
	赤磐市	2	3	9	9	市民後見人+専門職後見人による複数後見
広島県	福山市	24	3	50	79	市民後見人+法人後見による複数後見
山口県	山口市	10	—	—	—	市民後見未実施
	萩市	11	—	—	—	市民後見未実施
	周防大島町	12	—	—	—	市民後見未実施
香川県	高松市	22 (高1.4・障8)	—	—	—	市民後見未実施
	丸亀市	1	2	13	13	・法人後見/市民後見人が後見実施機関等（市社協「後見センターまるがめ」） による法人後見の支援員として活動するパターン ・市民後見人の個人受任 +後見実施機関等による後見監督人が就くパターン
愛媛県	松山市	21	—	—	—	市民後見未実施
福岡県	福岡市	35	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし
長崎県	長崎市	7	17	—	99	市民後見人個人による単独受任+家庭裁判所による後見監督人
	佐世保市	11	—	—	—	市民後見未実施
宮崎県	都城市	13	—	—	—	市民後見未実施
鹿児島県	鹿児島市	20	—	—	—	市民後見未実施
	鹿屋市	10	—	—	—	市民後見未実施
沖縄県	那覇市	13 (高6・障7)	—	—	—	市民後見未実施
	沖縄市	29	—	—	—	市民後見を行っているが受任実績なし

（損害保険への加入有無、加入保険名）

○市民後見に関する事業を行うにあたって損害保険への加入有無を尋ねたところ、164 件の回答が得られ、そのうち「加入している」と答えたのは 92 市区町村で約 6 割（56.1%）の加入率であった。

○いずれの保険に加入しているかを問うた質問には、都道府県社協系が約 4 割強（39 件・42.4%）、民間保険が約 4 割弱（35 件・38.0%）と、回答ベースでは拮抗している。ただ「その他」回答をみると、全国社会福祉協議会の「社協の保険」を挙げたところが 7 件あり、これを加味すると約半数が社協系の保険に加入していることが分かる。

○民間保険の状況をみると、東京海上日動の「専門的業務賠償責任保険」「成年後見賠償責任保険」が北海道や兵庫県などで浸透しているほか、大阪府では三井住友海上火災保険がシェアを占めている。このほかでは、損保ジャパンやぜんち共済などの名称が挙げられている。

（市民後見に関する事業を行っていない理由、必要な支援策）

○一方、市民後見に関する事業を行っていない理由として 350 の回答が得られ、「予算・人員の目途」を挙げる自治体が約 6 割（214 件・61.1%）にのぼった。「必要性が分からない」「情報が無い」「関係機関との連携がとれない」といった回答はいずれも 2 割弱であった。

○「その他」の回答（114 件・32.6%）では、当該地域での後見ニーズの少なさをあげるものや、市民後見の担い手不足、市民が後見人を行うことへの妥当性といった消極的理由に加え、現段階において法人後見実施体制の整備を優先している自治体がみられる。

○こうした状況への国等への支援として 339 の回答が得られ、「予算・人員の提供」をあげる回答が約 8 割（267 件・78.8%）を占めた。

5

広域化に向けた取組

（広域化の動きの有無、協議事項）

○成年後見制度の利用促進に向けた広域化の動きに関しては 740 の回答が得られ、「ある」と回答した市町村が 99（13.4%）あった。協議事項に関しては、センターの設置に関するもの、市民後見人の養成・育成に関わるものが比較的多くみられる。

○記述回答内容には粗密があるが、北海道西胆振地域、長野県茅野市・富士見町・原村、愛知県東三河地域、兵庫県播磨圏域、岡山県備後圏域など、具体的な広域化圏域の記載がみられるところもあり、こうした自治体の実践をより深堀して調べる必要がある。

（広域化のメリット・デメリット／小規模自治体への利用促進）

○また自治体連携による広域化を行っている自治体からは、メリットとして①専門的支援が受けられる、②コスト低減などがあげられ、デメリットとして①画一的サービスとなりがち（顔の見える関係が築きにくい）、②利用者にとって相談先が遠い、③構成自治体間で較差が生じる、④自治体をまたぐため（社協が行う）日常生活自立支援事業とのスムーズな繋がりが困難といった回答がみられた。

○今後、町村レベルにも遍く成年後見制度の利用促進を図るためには、「広域化」に加えて、財源と人材の担保とそのための補助スキームが必要とする回答が比較的多くみられたが、まず「小規模自治体職員が必要を感じる必要がある」という意見もあった。

6

市区町村のみ・都道府県のみ回答

（市町村計画に盛り込むべき事項（市区町村のみ回答））

○市町村計画に盛り込むべき事項としては、概ね成年後見制度利用促進法第 11 条に掲げる基本方針 11 項目に沿った回答が多かった。とりわけ「死後事務（後見事務範囲の見直し）」や「意思決定の困難な者への支援」、それから低所得者対策など、利用促進を図る上で隘路となりそうな事項についての記載がみられた。

（市区町村支援策、市町村から都道府県に求められているニーズ（都道府県のみ回答））

○都道府県が行う市区町村への支援策としては、養成研修を始めとした各種研修の開催や事業費の補助、また関係機関等の広域調整といった役割がある。また、市町村から求められているニーズとしては、広域調整機能に加えて、マニュアルやガイドライン作成などが挙げられている。

成年後見制度の利用促進・市民後見事業に関する主な合議体やセンター等

調査結果から得られた広域実施や連携体制整備に資する事例を抽出し、その回答内容をまとめた

旭川成年後見支援センター・同運営委員会

- 平成25年5月、旭川市社会福祉協議会に「旭川成年後見支援センター」を設置。9市町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）が支援対象地域となっている。成年後見などに関する総合相談、手続き支援などを行うほか、制度の普及啓発や市民後見人の養成も行っている。
- 運営委員会は、9市町と同センター（市社協）、医師会、北海道医療ソーシャルワーカー協会北支部、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等連絡協議会、老施協、GH協、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民生・児童委員、自治会、市障害総合相談支援、地区社協、旭川障害者連絡協議会、旭川大学が構成員として参画。必要に応じて専門部会「市民後見人検討部会」等を設置し、具体的協議を行っている。
- 広域化を図ることでコストの低減化を図り、限られた人材を有効活用できる一方、地域の独自性は打ち出しにくくなる。また構成自治体間の費用負担の公平性の確保が難しい問題である。

室蘭市成年後見支援センター

- 西いぶり定住自立圏にある西いぶり2市3町（室蘭市、登別市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町）の委託を受け、室蘭市社会福祉協議会に「室蘭市成年後見支援センター」を設置。平成28年度より、室蘭市域から支援対象地域を広げた。圏域内で定期巡回相談などを行うほか、市民後見事業、親族後見人への支援なども行っている。
- 広域化によりコストや業務量は軽減されるが、自治体をまたぐため、社協が行う日常生活自立支援事業との連携などの面で利用者には不便が生じる。利用者と顔の見える関係となるのに時間がかかる。

小樽北しりべし成年後見センター・同運営委員会

- 平成22年度より、小樽市社会福祉協議会に「小樽北しりべし成年後見センター」を設置。北後志圏域1市4町1村（小樽市、積丹町、古平町、余市町、仁木町、赤井川村）が支援対象地域となっている。市民後見事業も行っている。運営委員会には構成6市町村と同センターの他、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、小樽市社協に市民後見人らも構成メンバーとなっている。6市町村による連絡会議も設けられている。
- 広域的な事業実施により専門的な相談や支援が受けられるようになる一方、利用者にとっては相談先が遠いといった問題が生じる。

青森県十和田地域

- 青森県では市民後見人育成・活用事業を行っている。県より市町村に対して、協議会への参画及び委員推薦について依頼があった。
- 青森県、市町村（十和田市、三沢市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村）、家庭裁判所、3市社協（八戸市、十和田市、三沢市）、司法支援センター（法テラス）、リーガルサポート、社会福祉士会を構成員として、平成28年11月に協議会を設置した。第1回協議会では、県内の高齢者にかかる成年後見の現状、市町村における市民後見人養成について議題となった。
- 協議会は、7つの設置地区（青森、弘前、八戸、五所川原、十和田、むつ、野辺地）ごとに、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、日常生活自立支援事業窓口の基幹的社協、司法支援センター（法テラス）及び青森県高齢福祉保険課によって構成されている。

弘前市成年後見支援協議会

- 家庭裁判所、成年後見等実施機関（一般社団法人弘前市成年後見支援センター）、医師会、青森県地域包括・在宅介護センター、津軽地区老人福祉協会、市社協、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、相談支援事業所等が構成員となり、成年後見制度活用のための情報交換、諸課題の検討及び関係機関の連携、市長申立てや成年後見制度利用支援事業の活用、市民後見に関する事項などに関して協議を行っている。

八戸市市民後見推進協議会

- 市社協（八戸市成年後見センター）、司法支援センター（法テラス）、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、大学の学識経験者等に、家庭裁判所がオブザーバーとして参加し、市民後見推進に関する事項について協議を行っている。
- また成年後見ニーズの把握のため、市内の介護サービス事業者へのアンケート調査を行った。

岩手県高齢者権利擁護ネットワーク会議

- 岩手県、市町村（盛岡市、奥州市、西和賀町）、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、医師会、介護支援専門員協会、ホームヘルパー協議会、県社協、社会福祉士会、盛岡地方法務局、岩手県警察本部、民生・児童委員などが構成員となり、「高齢者権利擁護等にかかる事業」「高齢者虐待・身体拘束、権利擁護に関する調査報告」等に関して、幅広く意見交換を行っている。
- 連携の継続性のため、議事録は関係機関及び全市町村に送付し、会議内容のフィードバックを図っている。

権利擁護ネットワーク会議

- 地元の後見実施機関「カシオペア権利擁護支援センター」主催により、4市町村（二戸市、軽米町、一戸町、九戸村）、同市町村社協、県立病医院のMSW、地域包括支援センター、特別・養護老人ホーム、障がい者サービス事業所、二戸市内の弁護士、司法書士や市民後見人らが集まり、平成28年度は2か月に1回のペースで同会議を行い、個別事例の検討などを行っている。

仙台市

- 仙台家庭裁判所主催の「家事関係機関との連絡協議会」に県内の自治体や社協、専門職団体ともに参加し、市民後見人養成支援事業や成年後見制度の利用促進等について情報交換を行った。
- 平成27年度首長申立て34件／市民後見人15人（うち4人は終了）受任
- 隔月に市民後見人名簿登録者向け継続研修を実施。年度末に、次年度の名簿登録の意思確認に関する面談を行っている
- 家庭裁判所から市民後見人には、活動時には成年後見総合センターや監督人である仙台市社協とよく相談するようにと、調査官から話をいただいています。

気仙沼・南三陸成年後見サポート連絡協議会

- 宮城県、気仙沼市地域包括支援センター・社会福祉課、南三陸町地域包括支援センター・保険福祉課、委託地域包括支援センター、気仙沼市社協、南三陸町社協、仙台弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、コスモス成年後見サポートセンターを構成員として、圏域内の成年後見制度の利用状況、首長申立案任の状況・予定等の確認を常に行い、日常業務から顔の見える関係づくりしながら國域の体制作りを行っている。

米沢市ほか 家事関係機関との連絡協議会

- 家庭裁判所と山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、県社協、リーガルサポート、社会福祉士会、地元成年後見等実施機関が参加し実施。後見関係事件申立て及び後見事務の留意事項に関する説明、後見制度利用促進等についての市町村の支援状況に関して意見交換を行った。また、関係機関同士の連携を深めるため、首長申立ての準備段階から、関係機関へはなるべく事前に相談を行っている。

水戸市ほか

- 平成29年度から、茨城県央地域定住自立圏 9 市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）の成年後見事業として、市民後見事業に取り組んでいく予定。

埼玉県成年後見制度関係機関協議会

- 埼玉県（障害者支援課・地域包括ケア課）、市町村（さいたま市、川越市、川口市、志木市他）弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会、県社協、市町村社協（同前）等に、家庭裁判所がオブザーバーとして参加し、「制度活用のための情報交換及び関係機関との連携」「制度の諸課題の検討」「市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の活用」「制度等の県民への周知及び普及」等に関して協議を行っている。

志木市

- 平成27年度首長申立て 1件／法人後見、個人受任+社協による後見監督／市民後見人3人受任
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に規定された合議制の機関として、「成年後見制度利用促進審議会」を設置予定である。

千葉市

- 平成27年度首長申立て 19件（高齢18件・障害1件）
- 法人後見（社協）と、市民後見人個人の選任による複数後見／市民後見人1人受任
- 市民後見実施機関である社協から市民後見人の候補者として家裁へ推薦するにあたり、社協での法人後見の支援員として一定期間（2年以上）の実務経験を要する。

東京都成年後見制度関係機関・推進機関合同会議

- 東京都、都下48区市町村、家庭裁判所、都社協、44区市町村社協、司法支援センター（法テラス）、リーガルサポート、社会福祉会、弁護士会、税理士会、家庭問題情報センター、東京公証人会、民事法務協会、行政書士会、精神保健福祉士会等が構成員となり、各種調査結果（都の報告）、都社協からの報告事項、成年後見制度の実施状況等について、関係機関や家庭裁判所と意見交換を行っている。
- 連携の継続性のため、関係機関間で個別に打合せを行ったり、区市町村連絡会を設けたりするなどしている。

神奈川県西部成年後見検討会議（平塚市ほか）

- 神奈川県では、県西部成年後見検討会議において、制度理解や情報交換などを行っており、広域化に向けた協議が今後行われていく予定である。

横浜市成年後見関係機関連絡会

- 横浜市・横浜市社会福祉協議会・横浜家庭裁判所で、市民後見人養成・活動支援事業を含む成年後見に関する意見交換会を実施している。弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、コスモス成年後見サポートセンターなどが参画。市民後見人養成・活動支援事業の実施と合わせ平成24年度より実施し、年4回意見交換を行っている。家裁の参加者は裁判官、調査官、主任書記官等が参加。各団体及び横浜市の状況、後見人候補者数等について情報共有、区成年後見サポートネットの実施状況等について情報提供を行い、成年後見制度の利用促進のために必要な取組について意見交換を行っている。

川崎市成年後見制度連絡会

- 川崎市と家庭裁判所、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、コスモス成年後見サポートセンター、税理士会、川崎市あんしんセンター（市社協）を構成員として、「市民後見人の養成・活用」「成年後見制度の普及啓発」に関して協議を行っている。
- また、関係機関同士の連携の継続性のため、関係機関と川崎市が共同で、年1回、市民向けシンポジウムを開催している。

横須賀市成年後見制度情報交換会

- 横須賀市、家庭裁判所、地域包括支援センター、市社協、司法支援センター（法テラス）、リーガルサポート、社会福祉士会、コスモス成年後見サポートセンターが構成員となり、成年後見制度情報交換会を開催。事例検討や各団体の実施事業の紹介などを行い、意見交換をしている。相互理解が深まるよう、議題提供を各団体等の持ち回りとしている。

藤沢市権利擁護ネットワーク

- 藤沢市、ふじさわあんしんセンター（市社協）、医師会、地域包括支援センター連絡協議会、居宅介護支援事業所連絡協議会、弁護士会、行政書士会・リーガルサポート、社会福祉士会、税理士会、市内相談支援事業所、社会福祉団体、学識経験者等が参加し、権利擁護ネットワークを形成している。
- 同ネットワークでは、藤沢市の権利擁護の仕組みと連携、権利擁護の普及・啓発活動、「ふじさわあんしんセンター」の運営、「拡大会議」及び「専門会議」の開催などに関して助言や意見交換などを行っている。

茅ヶ崎市成年後見支援ネットワーク連絡協議会

- 茅ヶ崎市、市保健福祉事務所、成年後見等実施機関（湘南ふくしネットワークオンブズマン成年後見支援センター）、県社協（オブザーバー）、市社協、リーガルサポート、社会福祉士会、コスモス成年後見サポートセンター、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、地域福祉相談室、相談支援事業所の参画を得て、ネットワーク連絡協議会を行っている。
- 困難事例の問題点の整理及び支援の方向性や第三者後見人選定の方向性の検討を行うほか、成年後見制度の利用普及や権利擁護の啓発活動に関する検討なども行っている。
- 高齢者や障害者の権利擁護に関わる様々な機関が対応する事例を取り上げ、意見交換を行うことで構成メンバーのネットワークを構築し、日常の連携に活かしている。また、成年後見制度にかかる国の動きや時事問題、関係機関の取り組み等を紹介し、情報共有を図っている。

秦野市成年後見利用支援センターネットワーク会議

- 秦野市、高齢者支援センター、障害者サポートセンター、地元弁護士、リーガルサポート、社会福祉士会、県社協が参画してネットワーク会議を行っている。
- 会議では、成年後見利用に関する情報交換や成年後見利用支援センターの実績報告などを行い、市長申立や個別事例についての検討も行っている。また同会議での課題解決のため、2つの小委員会（プロジェクトチーム）を設けている。

上越市ほか 成年後見制度推進連絡会議

- 新潟県内3市（上越市、妙高市、糸魚川市）と新潟県、家庭裁判所、県社協、2市社協（上越市、妙高市）と弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、を構成員となり連絡会議を開催。
- 県内成年後見事件の概況、成年後見制度利用促進法、県内における市民後見・法人後見事業等の取組状況、成年後見制度の広域化推進といった事項について協議を行っている。今後も継続的に関係機関で連携がとれる仕組みについて協議していく。

佐渡市

- 平成27年度首長申立て3件／市民後見人による単独受任（後見監督人はつかない）／市民後見人9人受任
- 年数回は、佐渡市、同市成年後見センター（市社協）と関係機関（法テラス・ひまわり、司法書士・リーガル、社会福祉士）が集まって協議・検討を行っている。同センターでは市民後見PTを開催している。市民後見人になるまでの間に、後見支援員として活動していただくなど、モチベーションの維持に努めている。

富山市

- 平成27年度首長申立て29件（高齢25件・障害4件）
- 成年後見等実施機関として「とやま福祉後見サポートセンター」（市社協）を設置。市民後見人の養成にも取り組んでいる。市民後見人養成講座修了者に対してフォローアップ研修を実施しているほか、講座修了者のなかから希望者に社協の生活支援員研修を受講してもらい、実務経験を積んだ上で、社協が受任する法人後見の優行補助者として活動してもらっている。
- 現在のところ、市民後見人としての選任が家裁からは得られていない。

射水市

○成年後見センターの設置について、6市で協議中。

石川県成年後見制度・市民後見人にかかる担当者連絡会

○石川県、県内19市町、家庭裁判所、司法支援センター（法テラス）、司法書士の方などの構成により、「成年後見制度の概況」「県内市町の取組に関する情報交換」「法テラスの紹介」「首長申立て」等について、年1回、情報・意見交換を行う場を設け、連携強化に努めている。

福井市 市民後見推進検討会

○福井県、福井市、家庭差番署、県社協、市社協、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会を構成員として、平成27年度は、成年後見講座の開催や県内状況（現状と課題）、他県の状況、市民後見推進のための今後の取組についてなど、意見交換を行った。

山梨県の市町村支援策

○弁護士会主催の定期的な勉強会等で、関係者のネットワークが事実上構築されており、その勉強会等を通じて市町村のニーズを拾い上げている。

○山梨県市民後見人養成推進事業費補助金（市町村への補助金）

○山梨県立大学が行う「やまなし市民後見人養成講座」への共催

成年後見支援センターかけはし（松本市社会福祉協議会）・同運営委員会

○2市4村（松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）と2市社協（松本市、安曇野市）、医師会、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉会、精神保健福祉士協会が運営委員となり、平成27年4月に「成年後見支援センターかけはし」を設置。定期的に開催し、法人後見業務や困難事例の検討・助言を行っている。また市民後見人の養成研修の実施、受講生選考といったことも行っている（19人養成し12人が名簿登録しているが、未受任）。

○メリットとして、小規模自治体でも財政上の心配がなく実施できることや、広域的に統一した支援を提供できることがあげられるが、広域であるがためにきめ細やかなサービスが困難となったり、構成自治体間での取組に較差が生じることもある。

いいだ成年後見支援センター（飯田市社会福祉協議会）・同運営委員会

○平成25年3月、飯田市と下伊那郡3町10村（松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村）との間に、成年後見支援センター設置に関する定住自立圏形成協定の追加協定を締結。飯田下伊那地域での成年後見制度の利用を促進するための 専門機関として、飯田市社会福祉協議会に「いいだ成年後見支援センター」を開設。

○運営委員会は2か月に1回定期開催し、「案件の支援方針」「援助困難案件の処遇」「法人後見受任の可否」「センターの運営上の必要な事項」等に関して協議を行っている。

上伊那成年後見センター

- 平成23年4月、上伊那郡内8市町村（伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村）の委託を受け、伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」を設置。
- 同センターでは、成年後見制度や権利擁護等の研修・啓発、成年後見・権利擁護相談、成年後見申立ての支援、専門職の第三者後見人の紹介斡旋、法人後見の受任、親族後見人等に対する後見監督の受任、親族後見人への支援、後見業務の相談及び助言や研修、権利擁護に関する調査研修などの事業を行っている。
- 広域実施のメリットとして、専門的なアドバイスや後見人候補者選定、申立て事務等の支援が得られるようになることがあげられる。小規模自治体においては郡単位等でのセンター設置が必要と思われる。

北信圏域権利擁護センター

- 平成27年6月、長野県北部（北信地域）6市町村（中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村）から、社会福祉士などで構成される北信ふくしMねっとが委託を受け、「北信圏域権利擁護センター」を県庁中野庁舎内に設置している。
- センターでは成年後見制度を含む権利擁護の総合相談を受けるほか、市民向けや行政向けの啓発事業、法人後見などの事業を行っている。

上小圏域成年後見支援センター

- 上小圏域4市町村（上田市・東御市・長和町・青木村）の委託を受け、上田市社会福祉協議会に「上小圏域成年後見支援センター」を設置。
- 成年後見制度の普及・啓発、制度利用に関する相談・アドバイス、専門職との連携による制度利用の促進、申立て申請手続き支援、法人後見人の受任、市民後見人の養成などを行っている。成年後見制度利用促進や専門機関等との連携についても、センターを運営するうえで関係者が協議をしながら進めている。

富士見町ほか

- 茅野市社会福祉協議会が法人後見事業を行っており、隣接する富士見町、原村の主幹社協となっていることから3市町村で平成29年度より広域実施していく方向で検討している。

西濃地域成年後見支援センター

- 平成26年4月、「西濃地域成年後見支援センター」を設立し、大垣市社会福祉協議会が事務局となり事業を行っている。これまでに2市4町社協（大垣市、海津市、養老町、関ヶ原町、神戸町、安八町）、6社会福祉施設と協定を結んでいる。

東濃成年後見センター

- 東濃3市（多治見市、土岐市、瑞浪市）からの事業委託により設置している。

富士宮市・富士市 富士圏域権利擁護広域ネットワーク会議

- 富士宮市と富士市、富士宮市立病院、富士市立中央病院、鷹岡病院、富士宮市介護保険事業者連絡協議会、富士宮市社協、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、人権擁護委員、警察、法務局が参画し、広域ネットワーク会議を開催。
- 全体会、事例検討会合わせて年6回の会議を開催。・権利擁護に関する情報提供・情報交換、事例検討などを行っている。参加者の顔の見える関係づくりと全員が意見を言い易い環境づくりを心掛けている。

下田市ほか

- 静岡県と賀茂郡(伊豆半島南側)の1市5町(下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)とで、地域包括ケアシステム研究会を実施しており、研究会にて市民後見事業に関する広域での事業実施について検討を行った。

豊川市 × 東三河成年後見センター

- 同センターとは月1回、打合せの機会を設けている。豊川市には豊川市成年後見支援センター(市社協)もある。

新城市ほか

- 東三河広域連合8市町村(豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村)において成年後見制度利用支援事業を統一的な実施基準を定め、全市町村で実施するかどうかを検討中。ただし、高齢者と障害者を一体的に実施するかどうかについては不明である。

知多地域成年後見センター・成年後見利用促進事業運営委員会

- 平成20年より、知多半島5市5町(半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)では広域実施を既に行い、知多地域成年後見センターが成年後見制度の利用促進に取り組んでいる。
- 5市5町と同センターによる運営委員会では、センターからの後見業務、相談、支援、申立、講演会等の実績報告や配置する専門職員に関する承認の可否、市町負担金の協議や事例案件の検討など、顔の見える関係づくりがなされ、センター運営の今後についても協議が行われている。

尾張東部成年後見センター・同適正運営委員会

- 28年度以前より、尾張東部地区5市1町(尾張旭市、瀬戸市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町)で尾張東部成年後見センターに成年後見に関する相談支援の運営を委託。市民後見についても尾張東部成年後見センターに委託している。
- 広域実施についても後見センターの適正運営委員会をそのまま活用している。委員会には5市1町と同センター、瀬戸保健所、地域包括支援センター、尾張旭市社協、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉会、精神保健福祉士会及び学識経験者が参画し、市民後見人が受任するケース検討や、市民後見人選考会、尾張東部圏域市民後見人バンクの運用に関する協議などを行っている。
- 市民後見人に関する検討委員会を設置。6回の検討委員会を開催し報告書をまとめ、今後の方向性を定めている(平成27年8月～10月)。

伊賀地域福祉後見サポートセンター・同運営委員会

- 伊賀市、名張市では、伊賀市社会福祉協議会に伊賀地域福祉後見サポートセンターを設置。成年後見制度利用支援、福祉後見人バンク、後見人サポート、啓発・研修、法人後見支援などを行っている。
- 運営委員会には三重県、伊賀市、名張市、医師会、市社協、司法支援センター（法テラス）、リーガルサポート、社会福祉士会、地元法律事務所、民生・児童委員や三重大学などが参画している。

東近江圏域成年後見サポートセンターE-SORA（いいそら）

- 平成26年9月、東近江圏域（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）の認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者等の成年後見制度の利用を促進し、権利の擁護を図ることを目的として、地元の社会福祉法人グロー（GLOW）が東近江圏域の2市2町より委託を受けて開設・運営されている。

兵庫県内の広域化に向けた取組

- 相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の4市3町で「西播磨成年後見センター」を設置し、①市民後見人養成のための研修、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適正な活動のための支援、④その他市民後見人の活動の推進に関する事業を実施している。

姫路市成年後見支援センター・同ネットワーク会議

- 平成26年度、姫路成年後見支援センターを設置。平成27年度から播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、圏域7市8町（姫路市、加古川市、相生市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町）とセンターの共同利用やフォーラムの開催などで連携を図っている。姫路市成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する一般・専門相談、市民後見人養成研修等の各種研修、権利擁護フォーラム等の普及啓発事業等を行っている。
- センター運営に関して、姫路市、同センター（市社協）、リーガルサポート、弁護士会、社会福祉士会、行政書士会、市自立支援協議会、市地域包括支援センター連絡会を構成員としたネットワーク会議を設置。姫路市成年後見支援センターの事業報告及び今後の活動についての情報共有・意見交換を定期的（概ね3月に1回）に開催している。

尼崎市成年後見等支援センター（市社協）・同運営委員会

- 尼崎市と同センター（市社協）、医師会、居宅介護支援事業連絡会、地域包括支援センター、相談支援事業所、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、民生・児童委員を構成員として、同センターの活動報告、運営方法・方針に関する議論、成年後見にかかる課題の検討などを行っている。

明石市後見支援センター（市社協）・同運営委員会・事業調整委員会・受任調整委員会

- 明石市、同センター（市社協）、県弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、市民後見NPO、民生・児童委員、高齢者・障害者の当事者団体や家族会を構成員として、同センターの運営に関する意見交換、実施事業の検討・諮問、成年後見制度に関する広報啓発活動などを行っている。

西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター（市社協とNPO法人PASネットによる協働受託）・西宮市権利擁護システム推進委員会

- 西宮市と同センター、兵庫県精神保健福祉センター、地域包括支援センター、市社協、弁護士、市地域自立支援協議会、高齢者介護者のつどい「ひまわり会」、手をつなぐ育成会、西宮家族会が構成員となり、同センターの役割・機能、権利擁護の推進を図るためのネットワーク構築に係る支援等に関する協議を行っている。
- 同センターのなかに、法律職等の専門職が登録している人材バンク制度があり、専門相談を実施している。

芦屋市権利擁護支援センター（市社協とNPO法人PASネットによる協働受託）・芦屋市権利擁護システム推進委員会

- 兵庫県と芦屋市、医師会、地域包括支援センター運営協議会、ケアマネジャー友の会、民生・児童委員、司法関係者、自立支援協議会、学識経験者、一般市民を構成員として、権利擁護支援システム推進検討委員会を行っている。また市民後見人活動マニュアル作成などにも取り組んでいる。

奈良県 成年後見制度推進事業企画調整会議

- 奈良県、NPO法人Nネット、県社協、弁護士会、リーガル・サポート、社会福祉士会が構成員となり、地域を基盤とした成年後見制度の社会基盤整備（仕組みづくりと資源開発）を進めるために、関係機関及び団体間での制度利用等に関する意見交換や情報共有を図るとともに、具体的な事業の企画調整を行っている。年2回定期的に開催して関係機関同士の連携に努めるとともに、各関係機関・団体が実施する催事（研修会、講座、啓発フォーラムなど）への相互協力を行っている。
- また、平成29年1月17日に、「家事関係機関との連絡協議会」に参加する予定である。

鳥取市 とっとり東部権利擁護支援センター（鳥取県、1市3町）・鳥取市権利擁護支援センターかけはし（市社協）

- 広域実施するとともに、市で権利擁護支援センターも設置。

鳥取県 家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会
中部地区高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク
各成年後見支援センターの運営委員会

- 都道府県、市町村（鳥取市、倉吉市、米子市、岩美町、三朝町、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、江府町、日野町、日南町）、家庭裁判所、成年後見等実施機関（とっとり東部権利擁護支援センター、成年後見ネットワーク倉吉、権利擁護ネットワークほうき）、県社協、市町村社協（鳥取市社協、倉吉市社協、三朝町社協、琴浦町社協、北栄町社協、湯梨浜町社協）、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、精神保健福祉士会等を構成員として、成年後見関係全般や市民後見に関する事項に関して協議を行っている。

鳥取県3センター（とっとり東部権利擁護支援センター・成年後見ネットワーク倉吉・権利擁護ネットワークほうき）

- 県内3エリア（東部〔鳥取〕・中部〔倉吉〕・西部〔米子〕）に、一般社団法人によるセンターを設置し、市民後見に関する事業や親族後見人への支援を行っている。
- また、県内7社協（鳥取市、倉吉市、境港市、智頭町、琴浦町、北栄町、日南町）や一般社団法人あんしん後見西部においても成年後見等に関する活動が行われている。

島根県4センター

- 社会福祉士、弁護士、司法書士が中心となり、県内4か所(圏域)に成年後見センターを開設。毎月1回の定例会などを開催。
- 松江成年後見センター(松江市・安来市・雲南市・奥出雲町・飯南町、周藤社会福祉事務所内)
出雲成年後見センター(出雲市・大田市、成瀬司法書士事務所内)
岩見成年後見センター(浜田市・江津市・邑智郡[川本町・美郷町・邑南町]、相談支援センターえん)
益田・鹿足成年後見センター(益田市・鹿足郡[津和野町・吉賀町]、石西ひまわり基金法律事務所)

井原市高齢者権利擁護推進会議

- 井原市社会福祉事務所、弁護士会、法律事務所、医師会、介護支援専門員協会、地元の社会福祉法人、市社協、警察、消防組合を構成員として、高齢者虐待に関する支援活動の把握・評価及び関係機関の連携の推進、高齢者虐待防止の啓発・成年後見制度に関する相談・利用支援の把握及び評価、関係機関の連携の推進・市民後見人養成事業の運営・計画及び市民後見人への活動支援について協議している。

福山市

- 平成27年度首長申立て24件／市民後見人+法人後見による複数後見／市民後見人3人受任
- 家庭裁判所からは、①後見人候補者の事情説明書を提出すること、②市民後見人が相当であるという審査会の意見書を提出すること、③後見人として適切かの力量を図るための判断材料が必要と言われた。そのため、生活支援員、法人後見支援員の活動時間数をバンク登録者名簿へ記載し提出した。調査官より、後見人候補者と被後見人のマッチングをしっかりと時間をかけ行ってほしいとの要望があった。
- 年数回、福山市と市社協、家庭裁判所で協議を行い、家庭裁判所へ市民後見人の現状等を説明し、選任へ向けての理解を深めていただくよう話をしている。

山口県権利擁護人材育成協議会

- 家庭裁判所を協議会の構成員とし、関係機関との意見交換の場を設けている。山口県と県内全市町、家庭裁判所、県社協、3市社協(萩市、美祢市、防府市)、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会を構成員として、市民後見人制度の普及促進に向けた研修、成年後見制度利用促進法関係など国の動向に関する情報提供といった取組を行っている。おおむね3か月ごとに開催しているが、現在は情報収集段階。

大牟田市高齢者障害者権利擁護連絡会

- 市社協、県弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、警察、地域包括支援センター、相談支援事業が構成員となり、高齢者及び障害者への虐待防止、成年後見制度の適切な運営及び普及啓発、市民後見の取組などに関する協議を行っている。また、関係機関同士の連携のため、事例検討を通じて課題毎の連携の仕方を共有し、専門部会を設置するなどしている。

宗像市ほか NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

- 高齢者・障害者のための無料法律相談の実施を委託している(平成28年度は10回開催)。

人吉球磨成年後見センター

- 熊本県では市民後見人育成・活用事業を行っている。平成28年10月時点、協議会はまだ設置されていない。
- 平成27年4月、人吉球磨圏域10市町村（人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、山江村、球磨村、五木村）が人吉市社会福祉協議会に委託して「人吉球磨成年後見センター」を設置、広域的に成年後見制度の利用促進を図っている。
- 事業予算の審議、決定を行う運営委員会、その下部組織として法人後見受任の可否を審議する審議会を設置している。

大分県成年後見制度推進連絡会議

- 大分県と県内全市町村、司法・専門職・後見関係団体、福祉関係団体、当事者団体による連絡会議を設けている。司法等団体には日本司法支援センター（法テラス）、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、コスモス成年後見サポートセンター、成年後見・権利擁護大分ネット、市民後見人養成・活動支援ネットワーク大分（市民後見ささえあい）が、福祉団体として県社協、県障害者相談支援事業推進事業協議会が、当事者団体として認知症のひと家族の会、手をつなぐ育成会、県精神保健福祉会が参加している。
- 「オール大分」で進めるため、当事者団体を含め協議を行い、現状の共有化を図っている。このなかで全県的に取り組む施策（ニーズ調査、各マニュアル作成、広域センターの設置など）の検討を行っている。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、各家族会に対するアンケート調査を行ってニーズ把握をしている。ニーズ調査の結果等は、あえて市町村の取組を比較して示すことで取組の推進を図っている。
- また連絡会議では、毎回テーマを設定して、議論が深まるように工夫をしている。

宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議

- 宮崎県、市長会・町村会からの推薦市町村、弁護士会、行政書士会・リーガルサポート、社会福祉士会、税理士会、地域包括・在宅介護支援センター（介護関係機関）、地元大学、老人クラブ、認知症のひと家族の会等に、家庭裁判所がオブザーバーとして参加し、「成年後見制度の利用普及」「関係機関・団体の相互連携」に関して意見・情報交換を行っている。

都城市成年後見ネットワーク会議

- 都城市、市社協、公証人役場、認知症疾患医療センター、リーガルサポート、社会福祉士会、精神保健福祉士会、警察署、保健所を構成員としてネットワーク会議を行っている。講演会、相談会等による普及啓発活動をおこなっている。
- 市で要綱を作成し、委員を委嘱し、会議の定例化を図っている。

えびの市ほか 成年後見ネットワーク西諸

- 2市1町（小林市、えびの市、高原町）、同市町社協、地元の成年後見等実施機関、医療機関、介護関係機関、社会福祉会等が構成員となり、事例検討などの学習会、相談会などを行い、情報共有化を図っている。

鹿児島市成年後見制度利用支援連絡会

- 鹿児島市、家庭裁判所、市社協、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、税理士会、コスモス成年後見サポートセンター、地域包括支援センターを構成メンバーとして、同市の成年後見制度の利用状況の報告、他都市の取組状況の紹介などを通じて意見交換を行っている。

指宿市見守りネットワーク事業運営協議会

- 鹿児島県、指宿市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅介護支援センター、介護支援専門員協議会、市社協、司法支援センター（法テラス）、社会福祉士会、地元警察署、消防署、自治会を構成メンバーとして、高齢者虐待や徘徊、消費者被害等の早期発見及び未然防止のための情報交換を行い、必要に応じて見守りの役割を担っている。
- また発生した問題の早期解決を図るため、保健、康療、福祉サービスによる支援を検討するほか、補完的なサービスの必要性、必要とされる措置及び法的救済等を検討する役割を担っている。

那覇市 家事関係機関との連絡協議会

- 平成27年度首長申立て13件（高齢6件・障害7件）（市民後見は行っていない）
- 家庭裁判所、沖縄県、那覇市、司法支援センター（法テラス）、リーガルサポート、社会福祉士会、税理士会、精神保健福祉士会を構成メンバーとして、①適正かつ効率的な後見事務報告、②後見人の不正防止策、③後見人等の給源確保に関する事項など成年後見制度をめぐる現状と課題について協議を行っている。情報共有は随時行っている。

沖縄市

- 平成27年度首長申立て29件／市民後見を行っているが、受任にまではいたっていない。
- 平成29年度に、市単独での成年後見支援センター（仮称）を設置予定である。

（市区町村、都道府県との連携）

- 市区町村、都道府県との連携の動きがあるか否かを聞いたところ、リーガルサポートの約 9 割、社会福祉士会の約 5 割、法テラスの約 1 割が「ある」との回答で較差がみられた。連携のなかで求められているのは、合議体への参画や市民後見人養成研修への講師派遣などである。
- 協議の場の有無に関しては、名称は「ネットワーク会議」「連絡（協議）会」などさまざまであるが、リーガルサポートの約 7 割、社会福祉士会の約 4 割、法テラスの約 1.5 割が「ある」との回答である。そこでの協議事項としては市民後見人の養成・活用や成年後見制度の活用に関するものが多い。
- 各団体に求められている役割としては、各団体共通して市民後見人養成研修の講師役や市民後見人の育成支援、合議体への参画、また成年後見等実施機関が設置されている場合は運営委員となるなどといった事項が占めた。
- 連携の上での隘路を直接尋ねた質問では、各団体と市町村職員との温度差を指摘するものや、そもそも「自治体とのチャンネルがない」といった回答がみられた。

（成年後見制度等の利用促進に関する取組）

- 各団体に成年後見制度の利用促進に関する取組を行っているか否かを直接聞いたところ、リーガルサポートの約 9 割、社会福祉士会の約 6 割、法テラスの約 3 割が「行っている」との回答であった。どのような内容の取組を行っているかについては、各種相談会やセミナー・研修の開催など、啓発的な取組が目立った。
- 行政からの成年後見制度の利用促進に関する依頼等に関しては、講師派遣が多くを占め、成年後見ニーズ把握のための各種アンケート依頼等が行われていることが読み取れる。
- 各団体に成年後見ニーズの把握を行っているかを伺ったところ、リーガルサポートの約 4 割、社会福祉士会の約 1 割、法テラスの約 1 割が「行っている」との回答。ニーズ把握まで行っているのは少数である。把握方法も自治体に対するアンケート等が主である。
- 情報交換・意見交換の場については、リーガルサポートの約 7 割、社会福祉士会の約 6 割、法テラスの約 3 割が「設けたことがある」との回答。

（市民後見に関する取組、その他）

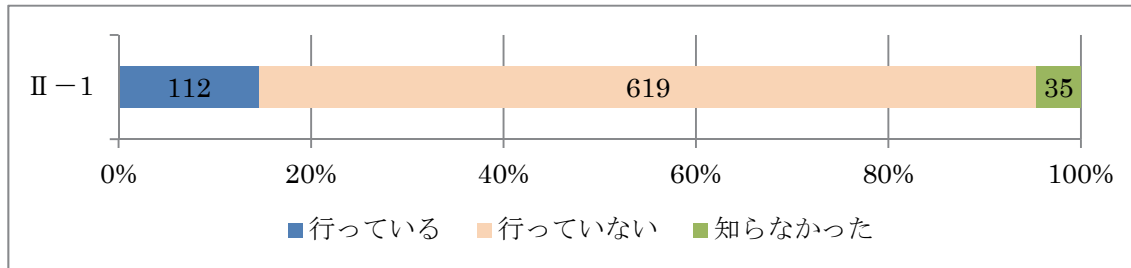
- 行政が行う市民後見に関する事業の参画状況をみると、リーガルサポートの約 9 割、社会福祉士会の約 7 割、法テラスの約 4 割が「参画している」との回答であった。参画する事項については、研修講師や市民後見人の後見監督人といったものが目立つ。
- 司法過疎地においても遍く成年後見制度の利用促進を図るためにはどうしたらよいかを各団体に尋ねたところ、まずはニーズの把握・掘り起こしを急ぐべきといった意見が趨勢を占めた。

Ⅲ
市 区 町 村
Raw Data

Ⅱ. 市民後見人育成・活用事業の実施状況

1. 市民後見人育成・活用事業を行っていますか

回答数766



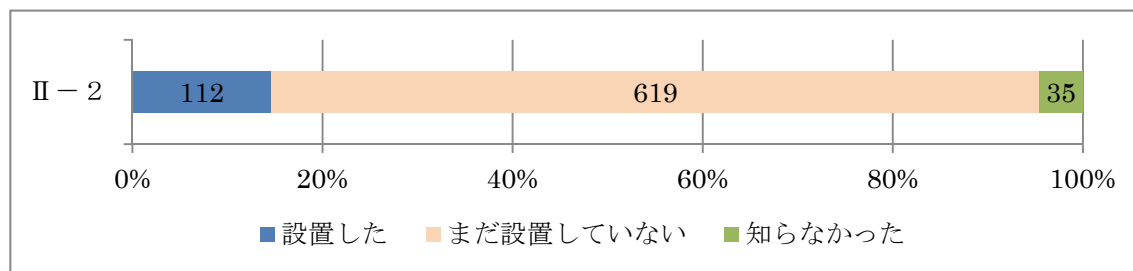
＜回答＞ 行っている：112件（14.6%） 行っていない：619件（80.8%）
知らなかった：35件（4.6%）

【「行っている」と答えた自治体】

都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村	都道府県	市区町村
北海道	函館市	栃木県	矢板市	新潟県	柏崎市	兵庫県	西宮市
北海道	旭川市	埼玉県	川越市	新潟県	佐渡市	兵庫県	相生市
北海道	釧路市	埼玉県	本庄市	富山県	富山市	兵庫県	赤穂市
北海道	帯広市	埼玉県	志木市	富山県	高岡市	兵庫県	三田市
北海道	苫小牧市	埼玉県	久喜市	山梨県	大月市	兵庫県	篠山市
北海道	稚内市	埼玉県	ふじみ野市	長野県	松本市	奈良県	奈良市
北海道	伊達市	千葉県	千葉市	長野県	山形市	鳥取県	鳥取市
北海道	上ノ国町	千葉県	銚子市	長野県	飯綱町	鳥取県	米子市
北海道	積丹町	千葉県	野田市	岐阜県	各務原市	岡山県	岡山市
北海道	愛別町	千葉県	習志野市	静岡県	富士市	岡山県	赤磐市
北海道	占冠村	千葉県	柏市	静岡県	藤枝市	広島県	福山市
北海道	羽幌町	千葉県	富里市	静岡県	下田市	愛媛県	松山市
北海道	壮瞥町	千葉県	山武市	静岡県	西伊豆町	福岡県	福岡市
北海道	白老町	東京都	墨田区	静岡県	川根本町	福岡県	太宰府市
北海道	幕別町	東京都	品川区	愛知県	豊川市	福岡県	古賀市
北海道	弟子屈町	東京都	目黒区	愛知県	尾張旭市	福岡県	うきは市
青森県	青森市	東京都	大田区	三重県	津市	熊本県	人吉市
青森県	黒石市	東京都	足立区	三重県	名張市	熊本県	水俣市
青森県	十和田市	東京都	江戸川区	三重県	玉城町	熊本県	山鹿市
青森県	深浦町	東京都	武蔵野市	大阪府	堺市	熊本県	美里町
青森県	新郷村	東京都	町田市	大阪府	高槻市	熊本県	錦町
宮城県	仙台市	東京都	清瀬市	大阪府	八尾市	熊本県	五木村
秋田県	横手市	東京都	東久留米市	大阪府	河内長野市	大分県	杵築市
福島県	福島市	神奈川県	横浜市	大阪府	羽曳野市	宮崎県	都城市
茨城県	古河市	神奈川県	相模原市	大阪府	東大阪市	沖縄県	沖縄市
茨城県	牛久市	神奈川県	横須賀市	大阪府	泉南市		
茨城県	常陸大宮市	神奈川県	平塚市	大阪府	岬町		
栃木県	栃木市	神奈川県	藤沢市	兵庫県	姫路市		
栃木県	小山市	神奈川県	綾瀬市	兵庫県	尼崎市		

2. 「広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会」は設置しましたか

回答数108



＜回答＞ 設置した：17 件（15.7%） まだ設置していない：91 件（84.3%）

【「設置した」と答えた自治体】

都道府県	市区町村	設置月 (平成 28 年度)
北海道	帯広市	4 月
北海道	苫小牧市	10 月
北海道	積丹町	4 月
青森県	黒石市	11 月
青森県	十和田市	11 月
青森県	深浦町	10 月
青森県	新郷村	11 月
神奈川県	相模原市	4 月
長野県	松本市	4 月
愛知県	尾張旭市	4 月
三重県	津市	10 月
三重県	名張市	—
大阪府	高槻市	—
兵庫県	赤穂市	5 月
熊本県	錦町	4 月
熊本県	五木村	4 月
宮崎県	都城市	4 月

【設置予定の自治体】

都道府県	市区町村	設置予定月
静岡県	藤枝市	1 月

3. 協議会の構成メンバーを教えてください

回答数 17

都道府県	5 件 (29.4%)
市区町村	16 件 (94.1%)
家庭裁判所	3 件 (17.6%)
成年後見等実施機関	7 件 (41.2%)
医療関係機関	5 件 (29.4%)
介護関係機関	3 件 (17.6%)
都道府県社協	1 件 (5.9%)
市区町村社協	12 件 (70.6%)
司法支援センター（法テラス）	5 件 (29.4%)
リーガル・サポート	14 件 (82.4%)
社会福祉士会（ばあとなあ）	12 件 (70.6%)
その他の専門職団体	11 件 (64.7%)
金融機関	0 件 (0.0%)
市民後見人	0 件 (0.0%)
市民後見 NPO 等	0 件 (0.0%)
親族後見人	0 件 (0.0%)
民生・児童委員	1 件 (5.9%)
自治会	0 件 (0.0%)
その他	6 件 (35.3%)

都道府県名	市区町村名	都道府県	市区町村	家庭裁判所	成年後見等実施機関	医療関係機関	介護関係機関	都道府県社協	市区町村社協	司法支援センター（法テラス）	リーガル・サポート	社会福祉士会（ばあとなあ）	その他の専門職団体	金融機関	市民後見人	市民後見人等	親族後見人	民生・児童委員	自治会	その他
北海道	帯広市		○		○						○	○	○							
北海道	苫小牧市					○					○	○	○							
北海道	積丹町		○				○		○				○							
青森県	黒石市	○	○						○	○	○	○	○							
青森県	十和田市	○	○	○					○	○	○	○								
青森県	深浦町	○	○							○	○	○	○							○
青森県	新郷村	○	○	○	○				○	○	○	○								
神奈川県	相模原市		○	○					○		○	○	○							○
長野県	松本市		○		○				○		○	○	○							
愛知県	尾張旭市		○		○	○	○		○		○	○	○							○
三重県	津市		○			○			○				○							
三重県	名張市		○		○	○					○							○		○
大阪府	高槻市	○	○					○	○		○	○	○							
兵庫県	赤穂市		○						○		○									○
熊本県	錦町		○						○											
熊本県	五木村		○		○					○	○	○								
宮崎県	都城市		○		○	○	○		○		○	○	○							○

都道府県	市区町村	参加市区町村	参加成年後見等実施機関	参加医療機関	参加介護機関	参加社協	その他の専門職団体	その他
北海道	帯広市	帯広市	成年後見支援センター(社協)				弁護士会	
北海道	苫小牧市			医療ソーシャルワーカー協会、精神保健福祉士協会	地域包括支援センター連絡協議会		弁護士会、行政書士会	
北海道	積丹町	6市町村				地域包括支援センター社会福祉法人	札幌弁護士会小樽支部、北海道行政書士会小樽支部他	
青森県	黒石市	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、西目屋村、田舎館村					県弁護士会	
青森県	十和田市	三沢市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村				八戸、十和田、三沢		
青森県	深浦町	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町					青森県弁護士会	日常生活自立支援事業窓口の基幹的社会福祉協議会五所川原市社協
青森県	新郷村	十和田市・三沢市・六戸町・おいらせ町・五戸町	弁護士会			八戸市社協・三沢市社協・十和田市社協		
神奈川県	相模原市	自治体:相模原市				相模原市	神奈川県、弁護士会、東京地方税理士会、コスモス成年後見サポートセンター	市民団体
長野県	松本市	松本市、安曇野市、筑北村	成年後見支援センター秋かけはし			松本市社協、安曇野市社協、朝日村社協	弁護士会、精神保健福祉士協会	
愛知県	尾張旭市	尾張旭、瀬戸、長久手、日進、豊明、東郷町	尾張東部成年後見センター	瀬戸保健所	地域包括支援センター	尾張旭市社会福祉協議会	介護士会、精神保健福祉士会	学識経験者
三重県	津市			津地区医師会・久居一志地区医師会			障がい者相談支援センター保護同会	行政書士会短大教授、司法書士会権利擁護委員
三重県	名張市	伊賀市	名張市社協	三重大医学部附属病院認知症センター				弁護士、医師
大阪府	高槻市	大阪府内参加市町					大阪弁護士会	
兵庫県	赤穂市	たつの市、相生市、宍粟市、赤穂市、佐用町、太子町、上郡町				たつの市社協		兵庫県弁護士会・兵庫県社会福祉士会
熊本県	錦町	10市町村				10市町村		
熊本県	五木村	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、山江村、球磨村、五木村						
宮崎県	都城市	都城市	公証人役場	認知症疾患医療センター	地域包括支援センター	都城市社協	精神保健福祉士会	警察署、保健所

4. どのようにして構成メンバーを決められましたか

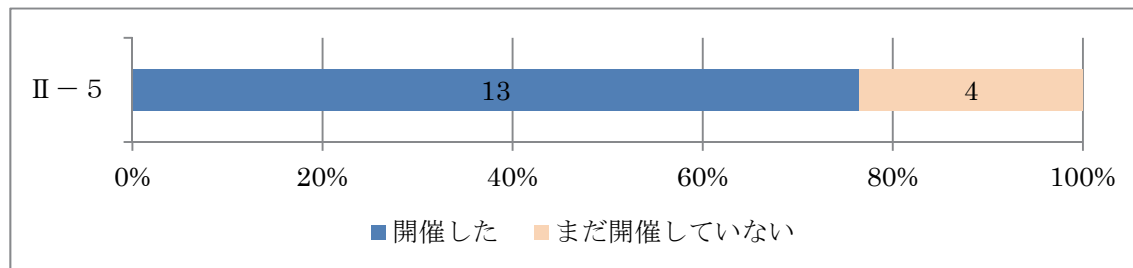
回答数 15

都道府県	市区町村	どのようにして構成メンバーを決められましたか
北海道	帯広市	成年後見実施機関設立の際に関わった専門職の団体に依頼
北海道	苫小牧市	市民後見、センター設置のための検討委員会、センター設置準備委員会の委員講成を軸にした。
北海道	積丹町	各関係先から任意に選任
青森県	十和田市	県が設置した協議会メンバーの一員
青森県	深浦町	青森県市民後見人育成・活用推進協議会設置要綱の別表のとおり、上記構成団体となっている。
青森県	南部町	・青森県健康福祉部高齢福祉保険課より、協議会への参画及び委員推薦について依頼があった。 ・協議会は、設置地区ごとに別表に掲げる構成団体及び青森県健康福祉部高齢福祉保険課により構成されている。
神奈川県	相模原市	・市民団体を除く上記団体と成年後見に関する情報交換会を実施しており、市民後見の検討会に参加を依頼した。 ・市民団体と市と協働で市民後見制度の検討を進めていたため。
長野県	松本市	協議会の発足前に、実務者の連絡会を開催しており、その連絡会のメンバーとした
愛知県	尾張旭市	28年度以前より、尾張東部地区5市1町で尾張東部成年後見センターに成年後見に関する相談支援の運営を委託しており、市民後見についても尾張東部成年後見センターに委託しておりますので、後見センターの運営委員会をそのまま活用しております。
三重県	津市	市民後見人を養成するために設置した成年後見サポートセンターを立上げるにあたり事業検討委員会として構成した。
三重県	名張市	学識経験者(法律・医療)・地域代表(民生委員)・三職種(弁護士、司法書士、社会福祉士)の団体から代表者・行政(依頼元、市長申立て、法人後見の実践機関)
大阪府	高槻市	大阪府と大阪後見支援センターが決めた。
兵庫県	赤穂市	自治体や社協の実施機関に専門家の意見を聞くため
熊本県	錦町	10市町村で協議
熊本県	五木村	平成27年4月、人吉球磨圏域10市町村が社会福祉法人人吉市社会福祉協議会に事業を委託して、広域的に成年後見制度の利用促進を図っており、(名称:人吉球磨成年後見センター)事業予算の審議、決定を行う運営委員会、その下部組織として法人後見受任の可否を審議する審議会を設置している。

5. 「広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会」を開催しましたか

6. どういった内容で協議会を行いましたか。議題(開催テーマ)を教えてください

回答数 17



＜回答＞ 開催した：13件（76.5%） まだ開催していない：4件（23.5%）

【「開催した」と答えた自治体及びその内容】

都道府県	市区町村	開催回数	どういった内容で協議会を行いましたか。議題(開催テーマ)を教えてください
北海道	帯広市	2回	市長申立に関する事例検討会議
北海道	苫小牧市	1回	センターの概要説明と、運営状況報告
北海道	積丹町	2回	・予算決算 ・広域参加町村会議の内容報告 ・養成講座開催について ・事業運営について
青森県	十和田市	1回	・青森県の高齢者に係る成年後見の現状について ・市町村における市民後見人養成について
神奈川県	相模原市	2回	・研修内容について ・研修後の受任までの流れについて ・市民後見人への支援体制について
長野県	松本市	3回	市民後見人の養成研修・市民後見人研修の受講生の選挙
愛知県	尾張旭市	5回	・市民後見人等の養成について(選考会を2回行った) ・尾張東部圏域市民後見人バンクの運用に関する協議 ・実際の市民後見人の活用について・市民後見人受任ケースの検討
三重県	名張市	42回	・前回協議内の要約 ・相談及び情報提供実績 ・後見人のつどい(別開催)の要約 ・広報(研修・講座) ・福祉後見人連絡会(別開催)の要約
大阪府	高槻市		受認調整会議等
兵庫県	赤穂市	1回	西播磨成年後見支援センター事業進捗状況及び今後の予定等について
熊本県	錦町	1回	H27実績報告、H28事業内容説明
熊本県	五木村	3回	・予算審議 ・事業計画(法律相談会、市民後見人の養成、セミナー開催等) ・法人受任の状況 ・事業報告、決算報告 ・事務処理の為のソフト導入
宮崎県	都城市	1回	普及啓発へ向けた取り組み(シンポジウム、相談会の企画)

6. 協議会以外の取組があれば教えてください

回答数 28

【回答の記載があった自治体】

都道府県	市区町村	協議会以外の取組
北海道	旭川市	協議会は設置していないが、後見実施機関及び広域で事業を展開している市町職員による事務連絡会議を年1回開催し、市民後見人の養成・活動状況や養成研修の実施等についての連絡体制を構築している
宮城県	仙台市	仙台家庭裁判所主催の「家事関係機関との連絡協議会」に県内の自治体や社協、専門職団体が参加し、市民後見人養成支援事業や成年後見制度の利用促進等について情報交換を行った。
栃木県	栃木市	成年後見制度・市民後見人啓発事業講演会を市民向けに開催予定
栃木県	小山市	成年後見制度・市民後見人に関する普及・啓発活動
栃木県	矢板市	市民後見活動団体の支援(先進事例視察・定例会への参加)
埼玉県	本庄市	市民を対象とした成年後見相談(市の委託事業)の相談員として市民後見人(候補者)を活用。
千葉県	山武市	社会福祉協議会に事業を委託
東京都	墨田区	墨田区社会福祉協議会と連携して、市民後見人の養成から活動のサポートまで行っている。
東京都	足立区	区から社会福祉協議会への業務委託
東京都	武蔵野市	7市合同の養成講座のため、準備会を開催している。(武蔵野、小金井、三鷹、小平、東村山、東久留米、西東京)
東京都	東久留米市	7市社協・福祉公社(推進機関)合同後見人等候補者養成講習事業
神奈川県	横浜市	横浜市・横浜市社会福祉協議会・横浜家庭裁判所で、市民後見人養成・活動支援事業を含む成年後見に関する意見交換会を実施しています。市民後見人養成・活動支援事業の実施と合わせ平成24年度より実施し、年4回意見交換をしています。家裁の参加者は裁判官、調査官、主任書記官等が参加しています。
神奈川県	平塚市	平塚市成年後見利用支援センター設置(平成26年9月15日)
新潟県	佐渡市	年に数回※1関係機関が集まり、協議、検討をしている・成年後見センターで市民後見PTを開催している ※家庭裁判所、弁護士(法テラスひまわり)、司法書士(リーガル)、社会福祉士(ばあとなあ)、成年後見センター、市
静岡県	富士市	成年後見支援センターを設置(社協委託)。養成研修、継続研修、登録、管理、啓発等センター運営のための委員会を設置
静岡県	下田市	伊豆半島南側の1市5町(下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)と県にて地域包括ケアシステム研究会を実施しており、研究会にて広域での事業実施について検討を行った。
静岡県	西伊豆町	賀茂郡内の1市5町(下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町)と県で構成される地域包括ケアシステム研究会にて、広域での事業実施について検討を行った。
愛知県	尾張旭市	市民後見人に関する検討委員会を設置し、6回の検討委員会を開催し、報告書をまとめ、今後の方向性を決めた。(平成27年8月～10月)
三重県	名張市	市民後見人育成について、伊賀市社協に依託
大阪府	河内長野市	事業を大阪後見支援センター(大阪府社会福祉協議会)へ委託
大阪府	東大阪市	大阪府の複数の市町が共同で、大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センターに委託し、専門職の参加をえながら、市民後見人の養成・活動支援・受任調整を行っている。
大阪府	岬町	大阪府は福祉協に委託しており、岬町はH24年度より参画しています。
兵庫県	姫路市	・平成26年10月に姫路市成年後見支援センター事業を開始(社会福祉協議会へ委託)。 ・上記センターを中心に、介護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職を交えたネットワーク会議を定期開催。 ・平成28年1月に市民後見人活動の手引きを作成。 ・平成28年5月、本市1人目の市民後見人が選任され、市社会福祉協議会が後見監督に就く。
兵庫県	西宮市	西宮市からの委託事業として「西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター」を所管しており、市民後見人育成・活用事業に取り組んでおります。
兵庫県	篠山市	・内部職員のみで市民後見推進研修を開催した。(市担当者、地域包括支援センター、社協)
鳥取県	米子市	・市民後見運営協議会(市・事業受託法人による委員で構成)
宮崎県	都城市	・法人後見(市民後見)支援員養成研修(県社協主催で本市で開催)・市社協による法人後見
沖縄県	沖縄市	・平成29年度に沖縄市単独での成年後見支援センター(仮)を設置予定。

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取り組み

1. どのような事業を実際に行っていますか

回答数 698

成年後見制度利用支援事業（高齢）	661 件（94.7%）
成年後見制度利用支援事業（障害）	612 件（87.7%）
権利擁護人材育成事業	98 件（14.0%）
高齢者権利擁護推進事業（都道府県事業）	11 件（1.6%）
その他	31 件（4.4%）

※複数回答

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業（高齢）	成年後見制度利用 支援事業（障害）	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業（都道府県事業）	その他	事業名
北海道	札幌市	○	○	○			
北海道	函館市	○	○	○		○	地域生活支援事業(高齢) 地域生活支援事業(障害)
北海道	旭川市	○	○	○			
北海道	釧路市	○	○	○			
北海道	帯広市	○	○				
北海道	岩見沢市	○	○	○			
北海道	苫小牧市	○	○	○			
北海道	稚内市	○	○				
北海道	芦別市	○	○	○			
北海道	江別市	○	○			○	市民後見推進事業
北海道	紋別市	○	○				
北海道	千歳市	○	○				
北海道	滝川市	○	○	○			
北海道	歌志内市	○	○				
北海道	登別市	○	○	○			
北海道	伊達市	○	○				
北海道	北広島市	○	○	○			
北海道	北斗市	○	○				
北海道	松前町	○	○				
北海道	八雲町	○	○				
北海道	長万部町	○	○		○		
北海道	江差町	○	○	○			
北海道	上ノ国町	○	○	○			
北海道	奥尻町	○	○				
北海道	黒松内町		○				
北海道	真狩村	○	○				
北海道	倶知安町	○	○				
北海道	積丹町	○	○				
北海道	赤井川村	○	○				
北海道	南幌町		○				
北海道	月形町	○	○				
北海道	妹背牛町	○	○				
北海道	東神楽町	○	○				
北海道	比布町	○					
北海道	上富良野町	○	○				
北海道	占冠村	○	○				
北海道	和寒町	○	○				
北海道	美深町	○	○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業(高齢)	成年後見制度利用 支援事業(障害)	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業(都道府県事業)	その他	事業名
北海道	苫前町	○	○				
北海道	羽幌町	○	○	○			
北海道	猿払村	○	○	○			
北海道	豊富町	○	○	○			
北海道	美幌町	○	○	○			
北海道	斜里町	○	○				
北海道	小清水町	○	○				
北海道	雄武町	○	○				
北海道	壮瞥町	○	○	○			
北海道	白老町	○	○	○			
北海道	平取町	○	○	○			
北海道	様似町	○	○				
北海道	芽室町	○	○	○			
北海道	中札内村	○	○				
北海道	大樹町	○	○	○			
北海道	広尾町	○	○	○			
北海道	幕別町	○	○				
北海道	池田町	○	○	○			
北海道	足寄町	○	○	○			
北海道	浦幌町	○	○				
北海道	厚岸町	○		○			
北海道	標茶町	○	○	○			
北海道	弟子屈町	○					
北海道	鶴居村	○	○				
北海道	白糠町	○	○	○			
北海道	標津町	○	○				
青森県	青森市	○	○	○			
青森県	弘前市	○	○				
青森県	八戸市	○	○	○			
青森県	黒石市	○					
青森県	五所川原市	○	○				
青森県	十和田市	○					
青森県	平川市		○		○		
青森県	平内町	○	○				
青森県	外ヶ浜町	○	○				
青森県	深浦町	○	○				
青森県	藤崎町	○	○				
青森県	鶴田町	○	○				
青森県	中泊町	○	○				
青森県	野辺地町	○	○				
青森県	七戸町	○					
青森県	おいらせ町	○	○				
青森県	大間町		○				
青森県	五戸町	○					
青森県	南部町	○					
青森県	新郷村	○	○				
岩手県	大船渡市	○					
岩手県	花巻市	○	○				
岩手県	北上市	○	○				
岩手県	遠野市	○	○				
岩手県	一関市	○	○				
岩手県	陸前高田市	○	○				
岩手県	釜石市	○	○			○	成年後見制度普及啓発事業
岩手県	二戸市	○	○				
岩手県	八幡平市	○	○				
岩手県	奥州市	○	○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業（高齢）	成年後見制度利用 支援事業（障害）	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業（都道府県事業）	その他	事業名
岩手県	雫石町	○	○				
岩手県	紫波町	○	○				
岩手県	矢巾町		○				
岩手県	金ヶ崎町	○	○				
岩手県	平泉町	○	○				
岩手県	山田町	○	○				
岩手県	軽米町	○	○				
岩手県	野田村	○	○				
岩手県	洋野町	○	○				
宮城県	仙台市	○	○	○			
宮城県	気仙沼市	○	○				
宮城県	名取市	○	○				
宮城県	多賀城市	○	○				
宮城県	岩沼市	○	○			○	権利擁護アドバイザー設置 (介護士に地域包括支援センター等が相談できる体制)
宮城県	登米市	○	○				
宮城県	蔵王町	○					
宮城県	村田町	○	○				
宮城県	丸森町	○	○				
宮城県	大郷町	○					
宮城県	加美町	○	○				成年後見制度についての講演会
宮城県	女川町	○	○				
秋田県	横手市	○					
秋田県	男鹿市	○	○				
秋田県	鹿角市	○	○				
秋田県	大仙市	○	○				
秋田県	北秋田市	○	○				
秋田県	にかほ市	○	○				
秋田県	仙北市		○				
秋田県	三種町	○	○				
山形県	米沢市	○	○		○		
山形県	酒田市	○	○				
山形県	寒河江市	○	○				
山形県	上山市	○					
山形県	長井市	○	○				
山形県	東根市	○	○				
山形県	真室川町	○	○				
福島県	福島市	○	○			○	市民後見人養成研修
福島県	会津若松市	○	○				
福島県	郡山市	○	○				
福島県	白河市	○	○				
福島県	須賀川市	○	○				
福島県	喜多方市	○	○				
福島県	相馬市		○				
福島県	二本松市	○	○				
福島県	田村市	○	○				
福島県	伊達市	○	○				
福島県	天栄村	○	○				
福島県	南会津町	○	○				
福島県	会津坂下町	○	○				
福島県	会津美里町	○	○				
福島県	石川町	○	○				
茨城県	水戸市	○	○			○	茨城県民定住自立圏成年後見支援事業
茨城県	日立市	○	○				
茨城県	古河市	○	○				
茨城県	石岡市	○	○				
茨城県	結城市	○	○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業(高齢)	成年後見制度利用 支援事業(障害)	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業(都道府県事業)	その他	事業名
茨城県	下妻市	○	○				
茨城県	常陸太田市	○	○				
茨城県	高萩市	○	○				
茨城県	北茨城市	○	○				
茨城県	笠間市	○	○				
茨城県	取手市	○	○				
茨城県	牛久市	○	○				
茨城県	つくば市	○	○				
茨城県	ひたちなか市	○	○				
茨城県	鹿嶋市	○					
茨城県	守谷市	○	○				
茨城県	常陸大宮市	○					
茨城県	那珂市	○	○				
茨城県	筑西市	○	○				
茨城県	稲敷市	○	○				
茨城県	かすみがうら市	○					
茨城県	神栖市	○	○				
茨城県	行方市	○	○				
茨城県	鉾田市	○	○				
茨城県	つくばみらい市	○	○				
茨城県	大洗町	○					
茨城県	河内町				○		
茨城県	境町	○	○				
茨城県	利根町	○	○				
栃木県	栃木市	○	○				
栃木県	日光市	○	○				
栃木県	小山市	○	○				
栃木県	大田原市	○	○		○		
栃木県	矢板市	○	○				
栃木県	那須烏山市	○	○				
栃木県	上三川町	○	○				
栃木県	茂木町	○	○				
栃木県	芳賀町	○					
栃木県	塩谷町					○	成年後見相談会
群馬県	桐生市	○	○				
群馬県	太田市	○	○				
群馬県	沼田市	○	○				
群馬県	渋川市	○	○				
群馬県	富岡市	○	○				
群馬県	安中市	○					
群馬県	甘楽町	○	○				
群馬県	草津町	○	○				
群馬県	川場村	○	○				
群馬県	昭和村					○	成年後見制度説明、相談会(後援)
群馬県	玉村町	○	○				
群馬県	千代田町	○	○				
群馬県	邑楽町	○	○				
埼玉県	川越市	○	○	○			
埼玉県	熊谷市	○	○				
埼玉県	飯能市	○	○	○			
埼玉県	本庄市			○			
埼玉県	東松山市	○	○				
埼玉県	春日部市	○	○				
埼玉県	鴻巣市	○	○	○			
埼玉県	深谷市	○	○	○			
埼玉県	上尾市	○					
埼玉県	草加市	○	○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業（高齢）	成年後見制度利用 支援事業（障害）	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業（都道府県事業）	その他	事業名
埼玉県	蕨市	○	○				
埼玉県	戸田市	○	○				
埼玉県	入間市	○	○				
埼玉県	志木市	○	○	○			
埼玉県	和光市	○	○				
埼玉県	桶川市	○	○				
埼玉県	久喜市	○	○	○			
埼玉県	北本市	○	○				
埼玉県	富士見市	○	○	○			
埼玉県	鶴ヶ島市	○	○	○			
埼玉県	日高市	○	○				
埼玉県	吉川市	○	○				
埼玉県	ふじみ野市	○	○				
埼玉県	毛呂山町	○	○				
埼玉県	小川町	○	○				
埼玉県	川島町	○	○				
埼玉県	ときがわ町	○	○				
埼玉県	寄居町	○	○				
埼玉県	杉戸町	○	○				
千葉県	千葉市	○	○				
千葉県	銚子市	○	○				
千葉県	野田市	○	○				
千葉県	茂原市	○	○				
千葉県	成田市	○	○				
千葉県	佐倉市	○	○	○			
千葉県	習志野市	○	○				
千葉県	柏市	○	○				
千葉県	勝浦市	○	○				
千葉県	市原市	○	○			○	成年後見制度活用促進事業
千葉県	流山市	○	○				
千葉県	八千代市	○	○				
千葉県	我孫子市	○	○				
千葉県	鴨川市	○	○				
千葉県	君津市	○	○				
千葉県	袖ヶ浦市		○				
千葉県	印西市	○	○				
千葉県	富里市	○					
千葉県	南房総市	○	○				
千葉県	山武市	○	○				
千葉県	いすみ市	○	○				
千葉県	大網白里市	○	○				
千葉県	酒々井町					○	
千葉県	栄町	○	○				
千葉県	東庄町	○	○				
千葉県	九十九里町	○	○				
千葉県	芝山町	○	○				
千葉県	長生村	○	○				
東京都	中央区					○	東京都成年後見活用あんしん生活創造事業
東京都	新宿区	○	○				
東京都	文京区	○	○	○			
東京都	台東区	○	○				
東京都	墨田区	○	○				
東京都	品川区	○	○	○			
東京都	目黒区	○	○				
東京都	大田区	○	○				
東京都	渋谷区					○	東京都成年後見活用あんしん生活創造事業
東京都	荒川区	○	○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業(高齢)	成年後見制度利用 支援事業(障害)	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業(都道府県事業)	その他	事業名
東京都	練馬区	○	○				
東京都	足立区	○	○	○			
東京都	葛飾区		○			○	成年後見活用あんしん生活創造事業(東京都)
東京都	江戸川区	○	○				
東京都	八王子市	○	○			○	東京都成年後見活用あんしん生活創造事業
東京都	立川市	○	○				
東京都	武蔵野市	○	○	○	○		
東京都	三鷹市					○	東京都成年後見あんしん生活創造事業
東京都	青梅市					○	成年後見活用あんしん創造事業
東京都	府中市					○	東京都成年後見活用あんしん生活創造事業
東京都	調布市	○	○		○		
東京都	町田市	○	○	○			
東京都	小金井市	○	○			○	東京都成年後見活用あんしん生活創造事業、 成年後見制度利用支援事業(障害)
東京都	日野市	○					
東京都	国分寺市		○	○			
東京都	国立市	○	○				
東京都	東大和市	○	○		○		
東京都	清瀬市	○	○	○			
東京都	東久留米市	○	○	○			
東京都	羽村市	○	○				
東京都	あきる野市	○					
東京都	奥多摩町	○	○				
東京都	三宅村				○		
神奈川県	横浜市	○	○	○		○	法人後見支援事業・成年後見制度普及啓発)
神奈川県	川崎市	○	○	○			
神奈川県	相模原市	○	○	○			
神奈川県	横須賀市	○	○	○			
神奈川県	平塚市	○	○			○	成年後見制度推進事業
神奈川県	藤沢市	○	○	○			
神奈川県	小田原市	○	○				
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○				
神奈川県	逗子市	○	○				
神奈川県	秦野市	○	○				
神奈川県	厚木市	○	○				
神奈川県	綾瀬市	○	○				
神奈川県	寒川町	○	○				
神奈川県	松田町	○	○				
神奈川県	箱根町	○	○				
新潟県	新潟市	○	○	○		○	法人後見支援事業
新潟県	長岡市	○	○				
新潟県	三条市	○	○				
新潟県	柏崎市	○	○				
新潟県	加茂市	○	○				
新潟県	見附市	○	○				
新潟県	燕市	○	○				
新潟県	上越市	○	○				
新潟県	佐渡市	○	○				
新潟県	魚沼市	○	○				
新潟県	南魚沼市	○	○				
新潟県	胎内市	○	○				
新潟県	阿賀町	○	○	○			
新潟県	湯沢町	○	○				
新潟県	津南町	○	○				
新潟県	関川村	○	○				
新潟県	粟島浦村		○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業(高齢)	成年後見制度利用 支援事業(障害)	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業(都道府県事業)	その他	事業名
富山県	富山市	○	○	○			
富山県	高岡市	○	○				
富山県	魚津市	○	○				
富山県	滑川市	○	○				
富山県	砺波市	○	○				
富山県	射水市	○	○	○			
富山県	朝日町	○	○				
石川県	金沢市	○	○				
石川県	七尾市	○	○				
石川県	小松市	○	○				
石川県	加賀市	○	○	○			
石川県	羽咋市	○	○				
石川県	かほく市	○	○				
石川県	能美市	○	○				
石川県	野々市市	○	○				
石川県	川北町	○	○				
石川県	津幡町	○	○				
石川県	中能登町	○	○				
石川県	穴水町	○	○				
福井県	福井市	○	○				
福井県	あわら市	○	○				
福井県	池田町	○	○				
福井県	南越前町	○	○				
福井県	越前町		○				
福井県	高浜町	○	○				
山梨県	甲府市	○	○				
山梨県	大月市	○		○			
山梨県	韮崎市	○				○	権利擁護事業
山梨県	南アルプス市	○	○	○			
山梨県	甲州市	○	○				
山梨県	市川三郷町	○	○				
山梨県	富士川町	○	○				
山梨県	忍野村	○					
長野県	松本市	○	○				
長野県	岡谷市	○	○				
長野県	飯田市	○					
長野県	諏訪市	○					
長野県	須坂市	○	○				
長野県	駒ヶ根市	○	○				
長野県	飯山市	○	○				
長野県	茅野市	○	○				
長野県	塩尻市	○	○				
長野県	東御市	○	○				
長野県	小海町	○					
長野県	辰野町	○	○				
長野県	箕輪町	○	○				
長野県	高森町	○					
長野県	売木村	○	○				
長野県	喬木村	○	○				
長野県	豊丘村	○	○				
長野県	王滝村	○	○				
長野県	木曽町	○	○				
長野県	山形村	○	○				
長野県	坂城町	○	○				成年後見支援センター運営事業
長野県	小布施町	○					
長野県	高山村	○	○				
長野県	飯綱町	○					

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業（高齢）	成年後見制度利用 支援事業（障害）	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業（都道府県事業）	その他	事業名
岐阜県	岐阜市	○	○				
岐阜県	大垣市	○	○				
岐阜県	高山市	○	○				
岐阜県	多治見市	○	○				
岐阜県	恵那市	○	○				
岐阜県	各務原市	○	○				
岐阜県	可児市	○	○				
岐阜県	本巣市	○	○				
岐阜県	郡上市	○	○				
岐阜県	下呂市	○	○				
岐阜県	海津市	○	○				
岐阜県	笠松町	○	○				
岐阜県	養老町	○	○				
岐阜県	神戸町	○	○				
岐阜県	輪之内町	○	○				
岐阜県	池田町	○	○				
岐阜県	北方町	○	○				
岐阜県	富加町					○	事業としては行っていない
岐阜県	八百津町	○	○				
岐阜県	白川町	○	○				
岐阜県	白川村	○	○				
静岡県	静岡市	○	○				
静岡県	浜松市	○	○				
静岡県	三島市	○	○				
静岡県	富士宮市	○	○	○			
静岡県	富士市	○	○		○		
静岡県	藤枝市	○	○	○			
静岡県	御殿場市	○	○				
静岡県	袋井市	○	○				
静岡県	下田市			○			
静岡県	伊豆市	○	○				
静岡県	菊川市	○	○				
静岡県	牧之原市	○	○				
静岡県	東伊豆町	○	○				
静岡県	西伊豆町	○	○				
静岡県	長泉町	○					
静岡県	小山町	○					
静岡県	川根本町	○	○				
静岡県	森町	○	○				
愛知県	一宮市	○	○				
愛知県	豊川市	○	○	○			
愛知県	津島市	○	○				
愛知県	碧南市	○	○				
愛知県	刈谷市	○	○				
愛知県	豊田市	○	○				
愛知県	蒲郡市	○	○				
愛知県	犬山市	○	○				
愛知県	小牧市	○	○				
愛知県	稲沢市	○	○				
愛知県	新城市	○	○				
愛知県	東海市					○	成年後見利用促進事業
愛知県	知立市	○	○				
愛知県	尾張旭市	○	○				
愛知県	高浜市	○	○				
愛知県	岩倉市	○	○				
愛知県	田原市	○	○				
愛知県	愛西市	○	○				
愛知県	清須市		○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業(高齢)	成年後見制度利用 支援事業(障害)	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業(都道府県事業)	その他	事業名
愛知県	北名古屋	○	○				
愛知県	みよし市	○	○				
愛知県	あま市	○	○				
愛知県	扶桑町	○	○				
愛知県	大治町	○	○				
愛知県	阿久比町	○	○				
愛知県	東浦町					○	
愛知県	美浜町					○	成年後見利用促進事業
愛知県	武豊町	○	○				
愛知県	設楽町	○	○				
三重県	津市	○	○				
三重県	伊勢市	○	○				
三重県	名張市	○	○				
三重県	亀山市	○	○				
三重県	鳥羽市	○	○				
三重県	熊野市	○	○				
三重県	いなべ市	○	○				
三重県	志摩市	○					
三重県	明和町	○	○				
三重県	玉城町	○	○				
三重県	紀宝町	○	○				
滋賀県	彦根市	○	○				
滋賀県	長浜市	○	○	○			
滋賀県	近江八幡市	○	○				
滋賀県	草津市	○	○				
滋賀県	野洲市	○	○				
滋賀県	高島市	○	○			○	高島市成年後見制度利用支援および成年後見人等報酬助成金交付
滋賀県	米原市	○	○				
滋賀県	愛荘町	○	○				
京都府	綾部市	○	○				
京都府	宇治市	○	○				
京都府	宮津市	○	○				
京都府	亀岡市	○	○				
京都府	向日市	○	○				
京都府	長岡京市	○	○				
京都府	京田辺市	○	○				
京都府	京丹後市	○	○				
京都府	南丹市	○	○	○			
京都府	伊根町	○	○				
大阪府	大阪市	○	○	○			
大阪府	堺市	○	○	○			
大阪府	高槻市	○	○	○			
大阪府	茨木市	○	○	○			
大阪府	八尾市	○	○	○			
大阪府	寝屋川市	○	○				
大阪府	河内長野市	○	○				
大阪府	松原市	○	○				
大阪府	大東市	○	○				
大阪府	和泉市	○	○				
大阪府	羽曳野市	○	○				
大阪府	門真市		○				
大阪府	高石市	○	○				
大阪府	藤井寺市	○	○				
大阪府	東大阪市	○		○			
大阪府	泉南市	○	○	○			
大阪府	四條畷市	○	○				
大阪府	交野市	○	○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業(高齢)	成年後見制度利用 支援事業(障害)	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業(都道府県事業)	その他	事業名
大阪府	豊能町	○	○				
大阪府	能勢町	○	○				
大阪府	熊取町	○					
大阪府	田尻町			○			
大阪府	岬町	○	○				
兵庫県	神戸市	○	○	○			
兵庫県	姫路市	○	○	○			
兵庫県	尼崎市	○	○	○			
兵庫県	明石市	○	○	○			
兵庫県	西宮市	○	○	○			
兵庫県	洲本市	○	○				
兵庫県	芦屋市	○	○	○			
兵庫県	伊丹市	○	○	○			
兵庫県	相生市	○	○				
兵庫県	豊岡市	○					
兵庫県	赤穂市	○	○				
兵庫県	小野市	○					
兵庫県	三田市	○	○				
兵庫県	加西市	○	○				
兵庫県	篠山市	○	○	○			法人後見、市民後見、推進支援事業
兵庫県	丹波市	○	○				
兵庫県	南あわじ市	○	○				
兵庫県	猪名川町	○	○				
兵庫県	福崎町	○	○				
兵庫県	神河町	○	○				
兵庫県	太子町	○	○				
兵庫県	香美町	○	○				
奈良県	奈良市	○					
奈良県	天理市	○	○				
奈良県	橿原市	○	○				
奈良県	桜井市	○	○				
奈良県	五條市	○	○				
奈良県	葛城市	○	○				
奈良県	三宅町	○	○				
奈良県	東吉野村	○	○				
和歌山県	和歌山市	○	○				
和歌山県	海南市	○					
和歌山県	橋本市	○	○				
和歌山県	新宮市	○	○				
和歌山県	紀の川市	○	○				
和歌山県	紀美野町	○	○				
和歌山県	広川町	○	○				
和歌山県	日高町	○					
和歌山県	由良町	○					
和歌山県	みなべ町	○	○				
和歌山県	古座川町	○	○				
鳥取県	米子市	○	○	○			
鳥取県	若桜町	○	○				
鳥取県	八頭町	○	○				
鳥取県	湯梨浜町	○					
鳥取県	南部町	○	○				
島根県	浜田市	○	○				
島根県	江津市	○	○				
島根県	川本町	○	○				
島根県	美郷町	○	○				
島根県	隠岐の島町	○					

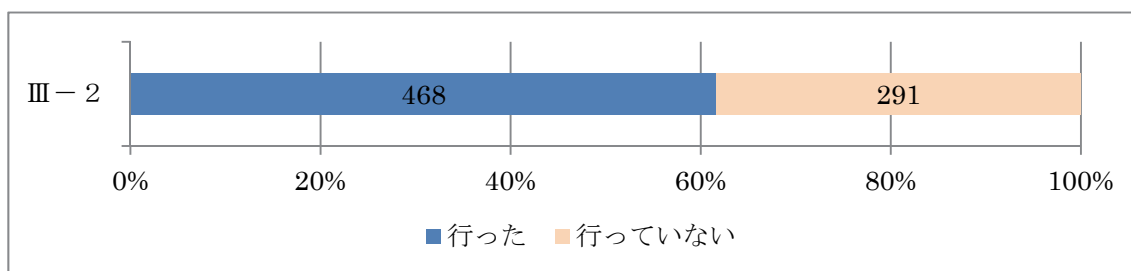
都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業(高齢)	成年後見制度利用 支援事業(障害)	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業(都道府県事業)	その他	事業名
岡山県	岡山市	○	○	○			
岡山県	倉敷市	○	○				
岡山県	津山市	○	○	○			
岡山県	井原市	○	○	○			
岡山県	総社市	○	○	○			
岡山県	新見市	○	○				
岡山県	備前市	○	○	○			
岡山県	赤磐市	○	○				
岡山県	鏡野町	○	○				
広島県	福山市	○	○	○			
広島県	東広島市	○	○				
広島県	廿日市市	○	○				
広島県	安芸高田市	○	○				
広島県	府中町	○	○				
広島県	熊野町	○	○				
広島県	北広島町	○	○				
広島県	世羅町	○					
広島県	神石高原町	○					
山口県	宇部市	○	○				
山口県	山口市	○	○			○	成年後見制度普及啓発事業
山口県	萩市	○	○				
山口県	下松市		○				
山口県	岩国市	○	○				
山口県	光市	○	○				
山口県	柳井市	○	○				
山口県	山陽小野田市	○	○				
山口県	周防大島町	○	○				
山口県	田布施町	○	○				
徳島県	吉野川市	○	○				
徳島県	石井町	○	○				
徳島県	海陽町	○	○				
徳島県	上板町	○	○				
香川県	高松市	○	○				
香川県	丸亀市	○		○			
香川県	善通寺市	○	○				
香川県	さぬき市	○	○				
香川県	三豊市	○	○				
香川県	土庄町	○	○				
香川県	多度津町	○	○				
愛媛県	松山市	○	○	○			
愛媛県	宇和島市	○	○				
愛媛県	八幡浜市	○					
愛媛県	大洲市	○	○				
愛媛県	伊予市	○	○				
愛媛県	東温市	○	○				
愛媛県	内子町	○	○				
愛媛県	松野町	○	○				
愛媛県	鬼北町	○	○				
愛媛県	愛南町	○	○				
高知県	安芸市	○	○				
高知県	宿毛市	○	○				
高知県	大豊町	○	○				
福岡県	福岡市	○	○	○			
福岡県	大牟田市	○	○				
福岡県	飯塚市	○	○				
福岡県	田川市	○	○				
福岡県	柳川市		○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業（高齢）	成年後見制度利用 支援事業（障害）	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業（都道府県事業）	その他	事業名
福岡県	八女市	○		○			
福岡県	大川市	○	○				
福岡県	筑紫野市	○	○	○			
福岡県	春日市	○	○				
福岡県	宗像市	○	○				
福岡県	太宰府市	○	○				
福岡県	古賀市	○	○	○			
福岡県	うきは市	○					
福岡県	みやま市	○	○				
福岡県	那珂川町	○	○				
福岡県	新宮町	○	○				
福岡県	芦屋町	○	○				
福岡県	岡垣町	○	○				
福岡県	遠賀町	○	○				
福岡県	小竹町	○					
福岡県	鞍手町	○	○				
福岡県	大刀洗町	○	○				
福岡県	みやこ町	○	○				
福岡県	吉富町	○					
福岡県	築上町	○	○				
佐賀県	佐賀市	○	○				
佐賀県	唐津市	○					
佐賀県	鳥栖市	○	○				
佐賀県	多久市	○	○				
佐賀県	嬉野市	○	○				
佐賀県	上峰町	○					
佐賀県	白石町	○					
佐賀県	太良町	○	○				
長崎県	長崎市	○	○				
長崎県	佐世保市					○	成年後見制度申立事業
長崎県	島原市	○	○				
長崎県	平戸市	○					
長崎県	松浦市	○	○				
長崎県	対馬市	○	○				
長崎県	壱岐市	○	○				
長崎県	南島原市	○	○				
長崎県	時津町	○	○				
長崎県	東彼杵町	○	○				
熊本県	人吉市			○			
熊本県	荒尾市	○	○				
熊本県	玉名市	○	○				
熊本県	山鹿市	○	○				
熊本県	宇城市	○	○				
熊本県	天草市	○	○				
熊本県	美里町	○	○				
熊本県	長洲町	○	○				
熊本県	菊陽町	○					
熊本県	西原村					○	成年後見制度についての講演会実施
熊本県	嘉島町	○					
熊本県	津奈木町	○	○	○			
熊本県	錦町	○					
熊本県	五木村	○	○		○		
熊本県	あさぎり町	○	○				
大分県	大分市	○	○				
大分県	別府市	○	○				
大分県	豊後高田市	○					
大分県	杵築市	○	○				
大分県	宇佐市	○	○				
大分県	豊後大野市	○	○				

都道府県	市区町村	成年後見制度利用 支援事業(高齢)	成年後見制度利用 支援事業(障害)	権利擁護人材 育成事業	高齢者権利擁護推進 事業(都道府県事業)	その他	事業名
宮崎県	都城市	○	○				
宮崎県	日向市	○	○				
宮崎県	串間市	○	○				
宮崎県	えびの市	○	○				
宮崎県	三股町	○					
宮崎県	高鍋町	○	○				
宮崎県	川南町	○	○				
宮崎県	都農町		○				
宮崎県	門川町	○	○				
宮崎県	高千穂町	○					
鹿児島県	鹿児島市	○	○				
鹿児島県	鹿屋市	○	○				
鹿児島県	指宿市	○	○				
鹿児島県	薩摩川内市	○	○			○	権利擁護センター事業
鹿児島県	日置市	○	○				
鹿児島県	いちき串木野市	○	○				
鹿児島県	伊佐市	○	○				
鹿児島県	姶良市	○	○				
鹿児島県	さつま町	○	○				
鹿児島県	長島町	○					
鹿児島県	大崎町	○	○				
鹿児島県	南種子町	○					
鹿児島県	徳之島町	○	○				
沖縄県	那覇市	○	○				
沖縄県	石垣市	○	○				
沖縄県	糸満市	○					
沖縄県	沖縄市	○	○				
沖縄県	豊見城市	○	○				
沖縄県	南城市	○	○				
沖縄県	本部町	○	○				
沖縄県	伊江村	○	○				
沖縄県	北谷町	○	○				
沖縄県	北中城村	○	○	○			
沖縄県	西原町	○	○				
沖縄県	八重瀬町	○	○				

2. 昨年度、市区町村長申立てを行いましたか（平成 27 年度実績）

回答数 759



＜回答＞ 行った：468 件（61.7% 平均 7.8 回） 行っていない：291 件（38.3%）

【市区町村長申立てを行った市区町村及び件数】

都道府県	市区町村	申立 件数	都道府県	市区町村	申立 件数	都道府県	市区町村	申立 件数
北海道	札幌市	43	青森県	五所川原市	3	福島県	福島市	8
北海道	函館市	5	青森県	十和田市	10	福島県	会津若松市	17
北海道	旭川市	14	青森県	平川市	2	福島県	郡山市	25
北海道	釧路市	25	青森県	外ヶ浜町	1	福島県	白河市	4
北海道	帯広市	17	青森県	深浦町	1	福島県	須賀川市	2
北海道	岩見沢市	7	岩手県	大船渡市	1	福島県	喜多方市	4
北海道	苫小牧市	8	岩手県	花巻市	2	福島県	相馬市	1
北海道	稚内市	3	岩手県	北上市	4	福島県	二本松市	2
北海道	芦別市	3	岩手県	遠野市	1	福島県	田村市	1
北海道	江別市	2	岩手県	釜石市	1	福島県	伊達市	3
北海道	紋別市	1	岩手県	奥州市	1	福島県	南会津町	2
北海道	滝川市	3	岩手県	滝沢村	1	福島県	会津坂下町	2
北海道	北斗市	1	岩手県	矢巾町	1	福島県	会津美里町	2
北海道	八雲町	1	岩手県	金ヶ崎町	1	茨城県	水戸市	11
北海道	上ノ国町	2	岩手県	山田町	1	茨城県	古河市	4
北海道	岩内町	2	宮城県	仙台市	34	茨城県	石岡市	1
北海道	比布町	1	宮城県	気仙沼市	4	茨城県	結城市	1
北海道	羽幌町	1	宮城県	多賀城市	2	茨城県	高萩市	1
北海道	美幌町	2	宮城県	岩沼市	1	茨城県	笠間市	3
北海道	斜里町	1	宮城県	大崎市	13	茨城県	取手市	3
北海道	小清水町	1	宮城県	大郷町	1	茨城県	ひたちなか市	4
北海道	平取町	1	宮城県	女川町	1	茨城県	鹿嶋市	4
北海道	芽室町	1	秋田県	横手市	1	茨城県	守谷市	4
北海道	幕別町	2	秋田県	男鹿市	2	茨城県	那珂市	2
北海道	池田町	3	秋田県	鹿角市	1	茨城県	筑西市	4
北海道	足寄町	2	秋田県	大仙市	1	茨城県	稲敷市	1
北海道	厚岸町	1	秋田県	北秋田市	1	茨城県	かすみがうら市	3
北海道	標茶町	1	山形県	米沢市	5	茨城県	神栖市	10
北海道	弟子屈町	1	山形県	酒田市	10	茨城県	行方市	1
北海道	鶴居村	1	山形県	寒河江市	2	栃木県	栃木市	6
青森県	青森市	36	山形県	上山市	2	栃木県	日光市	5
青森県	弘前市	15	山形県	長井市	1	栃木県	大田原市	2
青森県	八戸市	6	山形県	東根市	1	栃木県	矢板市	2
青森県	黒石市	1	山形県	白鷹町	1	栃木県	那須烏山市	1

都道府県	市区町村	申立 件数	都道府県	市区町村	申立 件数	都道府県	市区町村	申立 件数
栃木県	壬生町	2	千葉県	富里市	—	神奈川県	厚木市	11
群馬県	桐生市	3	千葉県	山武市	3	神奈川県	綾瀬市	12
群馬県	太田市	4	千葉県	大網白里市	1	神奈川県	寒川町	4
群馬県	渋川市	4	千葉県	酒々井町	1	神奈川県	松田町	1
群馬県	甘楽町	1	千葉県	九十九里町	1	神奈川県	山北町	3
群馬県	東吾妻町	1	千葉県	長生村	1	神奈川県	箱根町	4
埼玉県	川越市	27	東京都	中央区	1	新潟県	新潟市	19
埼玉県	熊谷市	2	東京都	新宿区	16	新潟県	長岡市	11
埼玉県	飯能市	5	東京都	文京区	9	新潟県	三条市	2
埼玉県	本庄市	8	東京都	台東区	33	新潟県	柏崎市	4
埼玉県	東松山市	3	東京都	墨田区	65	新潟県	見附市	1
埼玉県	春日部市	4	東京都	品川区	—	新潟県	燕市	5
埼玉県	鴻巣市	2	東京都	目黒区	14	新潟県	上越市	2
埼玉県	深谷市	6	東京都	大田区	36	新潟県	佐渡市	3
埼玉県	上尾市	6	東京都	渋谷区	10	新潟県	魚沼市	1
埼玉県	草加市	9	東京都	荒川区	9	新潟県	南魚沼市	2
埼玉県	蕨市	4	東京都	練馬区	55	新潟県	胎内市	1
埼玉県	戸田市	4	東京都	足立区	32	新潟県	湯沢町	1
埼玉県	入間市	18	東京都	葛飾区	53	新潟県	津南町	1
埼玉県	志木市	1	東京都	江戸川区	50	富山県	富山市	29
埼玉県	和光市	12	東京都	八王子市	11	富山県	高岡市	7
埼玉県	桶川市	1	東京都	立川市	9	富山県	魚津市	3
埼玉県	久喜市	3	東京都	武蔵野市	6	富山県	滑川市	1
埼玉県	北本市	1	東京都	三鷹市	11	富山県	射水市	7
埼玉県	富士見市	1	東京都	青梅市	2	富山県	朝日町	1
埼玉県	鶴ヶ島市	2	東京都	府中市	8	石川県	金沢市	15
埼玉県	日高市	2	東京都	調布市	—	石川県	七尾市	3
埼玉県	吉川市	1	東京都	町田市	23	石川県	小松市	3
埼玉県	ふじみ野市	9	東京都	小金井市	6	石川県	加賀市	7
埼玉県	毛呂山町	3	東京都	日野市	6	石川県	羽咋市	1
埼玉県	小川町	1	東京都	国分寺市	65	石川県	かほく市	1
埼玉県	ときがわ町	1	東京都	国立市	6	石川県	能美市	2
埼玉県	寄居町	2	東京都	東大和市	5	石川県	野々市市	2
埼玉県	杉戸町	1	東京都	清瀬市	3	石川県	津幡町	5
千葉県	千葉市	—	東京都	東久留米市	14	福井県	福井市	32
千葉県	銚子市	2	東京都	羽村市	7	福井県	あわら市	4
千葉県	野田市	5	東京都	西東京市	—	山梨県	甲府市	20
千葉県	茂原市	10	東京都	奥多摩町	2	山梨県	大月市	1
千葉県	成田市	7	神奈川県	横浜市	265	山梨県	韮崎市	2
千葉県	佐倉市	4	神奈川県	川崎市	80	山梨県	南アルプス市	4
千葉県	習志野市	2	神奈川県	相模原市	29	山梨県	甲州市	8
千葉県	柏市	24	神奈川県	横須賀市	6	山梨県	市川三郷町	1
千葉県	市原市	18	神奈川県	平塚市	16	長野県	松本市	8
千葉県	流山市	—	神奈川県	藤沢市	15	長野県	諏訪市	1
千葉県	八千代市	5	神奈川県	小田原市	25	長野県	駒ヶ根市	5
千葉県	我孫子市	15	神奈川県	茅ヶ崎市	4	長野県	辰野町	2
千葉県	鴨川市	5	神奈川県	逗子市	4	長野県	箕輪町	1
千葉県	印西市	5	神奈川県	秦野市	12	長野県	豊丘村	1

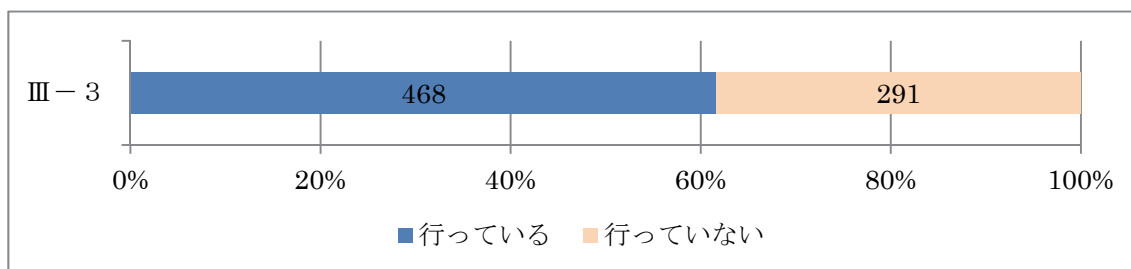
都道府県	市区町村	申立 件数	都道府県	市区町村	申立 件数	都道府県	市区町村	申立 件数
長野県	木曽町	1	愛知県	北名古屋市	2	兵庫県	姫路市	31
長野県	山形村	2	愛知県	あま市	1	兵庫県	尼崎市	16
長野県	坂城町	3	愛知県	阿久比町	1	兵庫県	明石市	32
長野県	小布施町	1	愛知県	東浦町	1	兵庫県	西宮市	36
長野県	飯綱町	1	愛知県	美浜町	1	兵庫県	芦屋市	3
岐阜県	岐阜市	11	三重県	津市	3	兵庫県	伊丹市	9
岐阜県	大垣市	9	三重県	伊勢市	10	兵庫県	相生市	1
岐阜県	多治見市	4	三重県	松阪市	5	兵庫県	豊岡市	4
岐阜県	恵那市	5	三重県	名張市	1	兵庫県	赤穂市	1
岐阜県	土岐市	4	三重県	亀山市	1	兵庫県	三田市	11
岐阜県	各務原市	9	三重県	鳥羽市	—	兵庫県	加西市	2
岐阜県	郡上市	1	三重県	熊野市	3	兵庫県	篠山市	3
岐阜県	下呂市	1	三重県	いなべ市	1	兵庫県	丹波市	2
岐阜県	笠松町	2	三重県	志摩市	1	兵庫県	南あわじ市	2
岐阜県	御嵩町	1	滋賀県	彦根市	9	兵庫県	猪名川町	1
静岡県	静岡市	21	滋賀県	長浜市	2	兵庫県	福崎町	2
静岡県	浜松市	14	滋賀県	近江八幡市	4	兵庫県	太子町	3
静岡県	三島市	6	滋賀県	草津市	4	奈良県	奈良市	5
静岡県	富士宮市	5	滋賀県	野洲市	5	奈良県	天理市	1
静岡県	伊東市	7	滋賀県	高島市	7	奈良県	橿原市	7
静岡県	富士市	4	滋賀県	米原市	1	奈良県	桜井市	1
静岡県	藤枝市	7	京都府	宇治市	16	奈良県	葛城市	6
静岡県	御殿場市	4	京都府	宮津市	1	和歌山県	和歌山市	12
静岡県	袋井市	5	京都府	亀岡市	2	和歌山県	海南市	5
静岡県	下田市	—	京都府	向日市	3	和歌山県	橋本市	3
静岡県	牧之原市	2	京都府	長岡京市	1	和歌山県	新宮市	1
静岡県	東伊豆町	3	京都府	京丹後市	2	和歌山県	紀の川市	2
静岡県	長泉町	1	京都府	南丹市	3	和歌山県	紀美野町	1
静岡県	小山町	3	大阪府	大阪市	245	鳥取県	鳥取市	28
愛知県	一宮市	15	大阪府	堺市	35	鳥取県	米子市	4
愛知県	豊川市	3	大阪府	高槻市	15	鳥取県	八頭町	5
愛知県	碧南市	2	大阪府	茨木市	7	島根県	浜田市	10
愛知県	刈谷市	2	大阪府	八尾市	6	島根県	江津市	2
愛知県	豊田市	3	大阪府	寝屋川市	4	島根県	川本町	1
愛知県	安城市	3	大阪府	河内長野市	1	島根県	美郷町	2
愛知県	西尾市	1	大阪府	松原市	11	島根県	隠岐の島町	1
愛知県	蒲郡市	2	大阪府	大東市	1	岡山県	岡山市	86
愛知県	犬山市	1	大阪府	和泉市	4	岡山県	倉敷市	43
愛知県	江南市	5	大阪府	羽曳野市	6	岡山県	津山市	11
愛知県	小牧市	4	大阪府	門真市	1	岡山県	井原市	3
愛知県	稲沢市	3	大阪府	高石市	4	岡山県	総社市	3
愛知県	新城市	1	大阪府	東大阪市	49	岡山県	新見市	2
愛知県	東海市	—	大阪府	泉南市	5	岡山県	備前市	8
愛知県	尾張旭市	4	大阪府	交野市	3	岡山県	赤磐市	2
愛知県	岩倉市	1	大阪府	能勢町	2	岡山県	真庭市	4
愛知県	田原市	2	大阪府	熊取町	2	岡山県	鏡野町	5
愛知県	愛西市	6	大阪府	岬町	2	広島県	福山市	24
愛知県	清須市	2	兵庫県	神戸市	45	広島県	大竹市	1

都道府県	市区町村	申立 件数	都道府県	市区町村	申立 件数	都道府県	市区町村	申立 件数
広島県	東広島市	8	福岡県	福岡市	35	大分県	大分市	8
広島県	安芸高田市	1	福岡県	大牟田市	8	大分県	別府市	6
広島県	府中町	3	福岡県	飯塚市	4	宮崎県	都城市	13
山口県	宇部市	8	福岡県	田川市	1	宮崎県	日向市	7
山口県	山口市	10	福岡県	八女市	3	宮崎県	串間市	2
山口県	萩市	11	福岡県	筑紫野市	2	宮崎県	えびの市	1
山口県	下松市	5	福岡県	春日市	1	宮崎県	川南町	1
山口県	岩国市	4	福岡県	太宰府市	2	宮崎県	都農町	1
山口県	光市	6	福岡県	うきは市	1	宮崎県	門川町	1
山口県	山陽小野田市	6	福岡県	宮若市	2	鹿児島県	鹿児島市	20
山口県	周防大島町	12	福岡県	那珂川町	3	鹿児島県	鹿屋市	10
徳島県	吉野川市	5	福岡県	新宮町	1	鹿児島県	薩摩川内市	3
徳島県	石井町	3	福岡県	福智町	1	鹿児島県	日置市	—
香川県	高松市	22	福岡県	築上町	1	鹿児島県	姶良市	4
香川県	丸亀市	1	佐賀県	佐賀市	8	鹿児島県	南種子町	1
香川県	善通寺市	2	佐賀県	唐津市	4	沖縄県	那覇市	13
香川県	さぬき市	1	佐賀県	鳥栖市	3	沖縄県	石垣市	1
香川県	三豊市	4	長崎県	長崎市	7	沖縄県	糸満市	3
香川県	多度津町	3	長崎県	佐世保市	11	沖縄県	沖縄市	29
愛媛県	松山市	21	長崎県	島原市	4	沖縄県	南城市	2
愛媛県	宇和島市	1	長崎県	壱岐市	1	沖縄県	恩納村	2
愛媛県	八幡浜市	1	熊本県	人吉市	2			
愛媛県	大洲市	5	熊本県	荒尾市	2			
愛媛県	伊予市	3	熊本県	水俣市	2			
愛媛県	内子町	1	熊本県	山鹿市	4			
愛媛県	鬼北町	1	熊本県	宇城市	7			
愛媛県	愛南町	5	熊本県	天草市	4			
高知県	安芸市	7	熊本県	あさぎり町	1			
高知県	中土佐町	1						

3. 成年後見制度等の利用促進に関する取組を行っていますか

4. 成年後見制度の利用促進として、どのようなことに関して取組を行っていますか

回答数 751



<回答> 行っている：507件（67.5%） 行っていない：244件（32.5%）

【「行っている」と回答した自治体及び取組内容】

保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	18件（3.6%）
成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	5件（1.0%）
成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	70件（14.0%）
成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	2件（0.4%）
任意後見制度の積極的な活用	24件（4.8%）
国民（住民）に対する周知等	406件（81.2%）
地域住民の需要に応じた利用の促進	144件（28.8%）
地域において成年後見人等になる人材の確保	134件（26.8%）
成年後見等実施機関の活動に対する支援	142件（28.4%）
関係機関等における体制の充実強化	121件（24.2%）
関係機関等の相互の緊密な連携の確保	203件（40.6%）

都道府県	市区町村	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	成年後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民（住民）に対する周知等	地域住民の需要に応じた利用の促進	地域において成年後見人等になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動に対する支援	関係機関等における体制の充実強化	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
北海道	札幌市	○					○					○
北海道	函館市						○		○	○		○
北海道	旭川市						○	○	○	○		
北海道	釧路市								○	○		○
北海道	帯広市						○		○	○		○
北海道	岩見沢市						○	○	○	○		
北海道	苫小牧市								○	○		
北海道	稚内市						○					
北海道	芦別市								○			
北海道	江別市						○		○			
北海道	紋別市							○	○			
北海道	滝川市						○		○	○		
北海道	登別市						○	○	○	○	○	○
北海道	伊達市						○					
北海道	北広島市						○		○	○		
北海道	松前町							○				
北海道	八雲町						○					
北海道	黒松内町	○										
北海道	真狩村			○						○		○
北海道	倶知安町			○								○
北海道	神恵内村											○
北海道	積丹町						○				○	○
北海道	赤井川村				○		○		○	○	○	○
北海道	南幌町						○					
北海道	月形町						○					
北海道	妹背牛町			○			○		○		○	○
北海道	東神楽町						○					
北海道	比布町						○		○		○	
北海道	愛別町								○			
北海道	占冠村			○								
北海道	和寒町						○					
北海道	美深町						○					
北海道	羽幌町						○		○			
北海道	猿払村					○	○	○	○			
北海道	豊富町						○		○	○		
北海道	美幌町						○		○	○		
北海道	斜里町						○	○				
北海道	小清水町			○						○		○
北海道	壮瞥町						○	○	○	○	○	○
北海道	白老町						○		○			
北海道	平取町								○			
北海道	様似町						○					
北海道	芽室町	○		○			○	○	○	○	○	○
北海道	中札内村						○					
北海道	更別村								○			
北海道	大樹町			○					○			
北海道	広尾町	○					○		○	○	○	○
北海道	池田町						○		○	○		
北海道	足寄町						○	○	○	○	○	○
北海道	浦幌町		○									
北海道	厚岸町						○	○	○	○	○	○
北海道	標茶町						○		○	○	○	○

都道府県	市区町村	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民（住民）に対する周知等	地域住民の需要に応じた利用の促進	地域において成年後見人等になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動に対する支援	関係機関等における体制の充実強化	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
北海道	弟子屈町	○										
北海道	白糠町			○			○		○		○	
北海道	標津町			○			○	○				
青森県	青森市						○					
青森県	弘前市						○	○	○	○	○	○
青森県	八戸市			○			○		○	○	○	○
青森県	平川市						○					
青森県	外ヶ浜町						○	○				
青森県	深浦町			○								○
青森県	野辺地町							○				○
青森県	おいらせ町						○	○				
青森県	大間町							○			○	
岩手県	大船渡市							○				
岩手県	花巻市			○			○				○	○
岩手県	北上市											
岩手県	久慈市						○				○	○
岩手県	遠野市						○			○		○
岩手県	一関市						○					
岩手県	陸前高田市						○					
岩手県	釜石市						○					
岩手県	二戸市						○					
岩手県	八幡平市						○	○				○
岩手県	雫石町						○					
岩手県	滝沢村						○					
岩手県	金ヶ崎町			○								
岩手県	平泉町					○		○				○
岩手県	軽米町						○			○	○	○
岩手県	野田村			○							○	
宮城県	仙台市						○		○			○
宮城県	気仙沼市						○			○		○
宮城県	名取市							○				
宮城県	多賀城市							○				○
宮城県	岩沼市					○	○				○	○
宮城県	大崎市						○	○				
宮城県	蔵王町						○					○
宮城県	村田町						○	○				
宮城県	丸森町						○	○				
宮城県	加美町						○					
宮城県	女川町						○					
秋田県	横手市						○		○			
秋田県	男鹿市											
秋田県	鹿角市	○					○				○	○
秋田県	大仙市						○					
秋田県	にかほ市						○					
秋田県	仙北市						○	○				
山形県	米沢市			○			○					
山形県	真室川町						○	○				
山形県	白鷹町						○					
福島県	福島市						○		○			○
福島県	郡山市						○	○				○
福島県	白河市						○					

都道府県	市区町村	関係機関等の相互の緊密な連携の確保	関係機関等における体制の充実強化	成年後見等実施機関の活動に対する支援	地域において成年後見人等になる人材の確保	地域住民の需要に応じた利用の促進	国民(住民)に対する周知等	任意後見制度の積極的な活用	成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
福島県	須賀川市						○					
福島県	相馬市						○			○		
福島県	二本松市						○					
福島県	伊達市						○					
福島県	南会津町											
福島県	金山町						○					
福島県	会津美里町									○		
福島県	鮫川村							○				
茨城県	水戸市			○		○	○					
茨城県	日立市						○					
茨城県	古河市						○					
茨城県	石岡市						○					
茨城県	結城市						○			○		
茨城県	北茨城市									○		
茨城県	笠間市						○					
茨城県	取手市			○		○						
茨城県	牛久市					○	○					
茨城県	つくば市					○						
茨城県	ひたちなか市					○						
茨城県	鹿嶋市					○						
茨城県	守谷市					○	○					
茨城県	常陸大宮市					○				○		
茨城県	那珂市					○				○		
茨城県	稲敷市			○								
茨城県	行方市						○	○				
茨城県	河内町					○	○					
茨城県	利根町						○					
栃木県	栃木市						○					
栃木県	日光市			○			○					
栃木県	小山市						○					
栃木県	大田原市						○					
栃木県	矢板市			○			○					
栃木県	塩谷町						○					
群馬県	桐生市						○					
群馬県	沼田市						○					
群馬県	富岡市						○			○		
群馬県	川場村											
群馬県	昭和村						○					
群馬県	玉村町						○					
群馬県	千代田町											
群馬県	邑楽町					○						
埼玉県	川越市						○					
埼玉県	熊谷市						○					
埼玉県	飯能市											
埼玉県	本庄市											
埼玉県	東松山市									○		
埼玉県	春日部市						○					
埼玉県	鴻巣市						○					
埼玉県	深谷市						○					
埼玉県	上尾市						○					
埼玉県	草加市	○					○	○	○	○		○

都道府県	市区町村	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	成年後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民（住民）に対する周知等	地域住民の需要に応じた利用の促進	地域において成年後見人等になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動に対する支援	関係機関等における体制の充実強化	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
埼玉県	戸田市						○				○	○
埼玉県	入間市										○	
埼玉県	志木市						○		○			
埼玉県	和光市	○		○	○	○	○	○		○	○	○
埼玉県	桶川市						○					
埼玉県	久喜市						○		○			
埼玉県	富士見市						○	○	○	○	○	○
埼玉県	鶴ヶ島市						○			○		
埼玉県	吉川市						○					
埼玉県	ふじみ野市								○			○
埼玉県	毛呂山町						○					
埼玉県	ときがわ町							○				○
千葉県	千葉市						○					
千葉県	野田市						○			○		
千葉県	茂原市							○				
千葉県	成田市						○					
千葉県	佐倉市						○		○			
千葉県	習志野市						○		○	○		
千葉県	柏市						○		○	○		
千葉県	勝浦市					○	○					
千葉県	流山市	○					○					
千葉県	八千代市						○				○	
千葉県	我孫子市						○	○		○	○	
千葉県	鴨川市										○	○
千葉県	君津市									○		○
千葉県	袖ヶ浦市						○					
千葉県	印西市						○	○				
千葉県	富里市			○		○			○	○	○	○
千葉県	南房総市						○					
千葉県	山武市						○			○		○
千葉県	芝山町						○	○				○
千葉県	睦沢町						○	○				
千葉県	長生村			○			○	○				
東京都	中央区						○	○	○	○		
東京都	新宿区						○	○	○	○	○	
東京都	文京区						○			○	○	○
東京都	台東区						○					○
東京都	品川区					○	○	○	○	○	○	○
東京都	目黒区						○		○	○		○
東京都	大田区					○	○	○	○	○	○	○
東京都	渋谷区						○		○			○
東京都	荒川区			○		○	○	○		○	○	○
東京都	練馬区						○	○	○	○	○	○
東京都	足立区						○	○	○	○	○	○
東京都	葛飾区								○	○		
東京都	江戸川区	○					○	○	○	○	○	○
東京都	八王子市						○	○	○			○
東京都	立川市								○	○		
東京都	武蔵野市						○	○	○			○
東京都	三鷹市						○	○	○			○
東京都	青梅市						○				○	○

都道府県	市区町村	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	成年後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民（住民）に対する周知等	地域住民の需要に応じた利用の促進	地域において成年後見人等になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動に対する支援	関係機関等における体制の充実強化	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
東京都	府中市						○		○			○
東京都	町田市						○	○	○	○	○	○
東京都	小金井市			○					○	○	○	○
東京都	日野市						○	○	○	○		○
東京都	国分寺市						○	○	○	○	○	○
東京都	国立市						○			○		
東京都	東大和市						○			○	○	○
東京都	清瀬市						○		○	○		
東京都	東久留米市						○				○	
東京都	西東京市							○				
東京都	奥多摩町						○	○				
東京都	三宅村							○			○	○
神奈川県	横浜市						○		○	○		○
神奈川県	川崎市						○		○	○		○
神奈川県	相模原市						○	○	○			
神奈川県	横須賀市						○					○
神奈川県	平塚市						○		○	○	○	○
神奈川県	藤沢市						○	○	○	○		
神奈川県	小田原市						○					○
神奈川県	茅ヶ崎市						○			○	○	○
神奈川県	逗子市						○			○		
神奈川県	秦野市	○		○			○	○		○	○	○
神奈川県	厚木市						○		○			
神奈川県	綾瀬市						○					
神奈川県	山北町						○				○	○
神奈川県	箱根町			○			○					
新潟県	新潟市						○		○	○		
新潟県	長岡市									○		
新潟県	三条市						○					
新潟県	柏崎市						○				○	
新潟県	加茂市							○			○	○
新潟県	見附市						○			○		
新潟県	佐渡市						○		○	○		○
新潟県	魚沼市											○
新潟県	南魚沼市										○	
新潟県	胎内市											○
新潟県	阿賀町	○					○		○	○		
新潟県	湯沢町										○	
新潟県	関川村						○					
富山県	富山市						○					
富山県	高岡市						○	○				
富山県	滑川市						○					
富山県	射水市						○		○		○	○
富山県	朝日町						○					
石川県	金沢市										○	○
石川県	七尾市						○					
石川県	加賀市						○	○				
石川県	かほく市						○	○				○
石川県	野々市市	○					○	○			○	○
石川県	津幡町					○	○					○
石川県	内灘町						○	○				
石川県	志賀町						○	○				

都道府県	市区町村	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	成年後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民（住民）に対する周知等	地域住民の需要に応じた利用の促進	地域において成年後見人等になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動に対する支援	関係機関等における体制の充実強化	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
福井県	福井市						○					
山梨県	甲府市								○			
山梨県	韭崎市						○					○
山梨県	南アルプス市					○	○	○	○	○	○	○
山梨県	甲州市						○	○			○	○
山梨県	市川三郷町			○				○				
山梨県	早川町						○					○
山梨県	忍野村						○					
長野県	松本市									○	○	○
長野県	岡谷市						○					○
長野県	飯田市									○	○	○
長野県	諏訪市						○					
長野県	飯山市						○			○		
長野県	塩尻市					○	○	○		○	○	○
長野県	東御市			○						○	○	○
長野県	箕輪町							○				
長野県	高森町						○					○
長野県	天龍村						○					
長野県	豊丘村						○					○
長野県	木曽町									○		○
長野県	山形村						○					○
長野県	坂城町						○					○
長野県	飯綱町					○	○					
岐阜県	岐阜市						○					
岐阜県	大垣市						○					
岐阜県	高山市						○	○				○
岐阜県	多治見市						○	○				
岐阜県	恵那市						○	○		○	○	○
岐阜県	可児市									○		
岐阜県	郡上市						○			○		○
岐阜県	下呂市			○			○					
岐阜県	海津市						○					
岐阜県	笠松町			○								
岐阜県	輪之内町						○	○				
岐阜県	御嵩町						○					
静岡県	静岡市						○					○
静岡県	浜松市						○			○		
静岡県	富士宮市						○			○	○	○
静岡県	富士市						○		○	○		○
静岡県	藤枝市						○		○			
静岡県	御殿場市						○					
静岡県	袋井市						○	○				
静岡県	下田市											
静岡県	伊豆市										○	○
静岡県	菊川市						○					
静岡県	長泉町						○					
静岡県	川根本町						○	○				
静岡県	森町						○					
愛知県	豊川市						○		○	○		○
愛知県	津島市						○	○				
愛知県	碧南市						○					

都道府県	市区町村	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	成年後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民（住民）に対する周知等	地域住民の需要に応じた利用の促進	地域において成年後見人等になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動に対する支援	関係機関等における体制の充実強化	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
愛知県	刈谷市						○			○		
愛知県	豊田市						○				○	○
愛知県	安城市						○					
愛知県	西尾市						○					
愛知県	蒲郡市						○			○		
愛知県	犬山市						○			○		
愛知県	小牧市						○					
愛知県	新城市						○					
愛知県	東海市						○					
愛知県	知立市						○					
愛知県	尾張旭市						○		○	○	○	○
愛知県	高浜市							○		○	○	○
愛知県	田原市						○			○		
愛知県	清須市			○							○	○
愛知県	北名古屋						○	○				
愛知県	みよし市						○					○
愛知県	あま市						○					
愛知県	扶桑町						○					
愛知県	大治町						○					
愛知県	阿久比町						○	○	○	○	○	○
愛知県	美浜町						○					
愛知県	武豊町						○			○	○	○
三重県	津市						○	○	○			
三重県	伊勢市						○					
三重県	松阪市						○	○				
三重県	名張市						○					○
三重県	亀山市						○	○			○	
三重県	鳥羽市						○					
三重県	いなべ市	○				○	○					
三重県	志摩市						○					
三重県	明和町						○					
三重県	玉城町						○	○				
滋賀県	彦根市						○	○				
滋賀県	長浜市						○				○	○
滋賀県	近江八幡市			○			○					
滋賀県	野洲市						○	○			○	○
滋賀県	高島市						○	○		○		○
滋賀県	米原市					○	○	○			○	○
京都府	綾部市						○					
京都府	宇治市						○					
京都府	亀岡市									○		○
京都府	向日市						○					
京都府	長岡京市						○					
京都府	南丹市						○					
大阪府	大阪市						○	○	○	○	○	○
大阪府	堺市						○	○	○	○	○	○
大阪府	高槻市						○		○			
大阪府	茨木市						○		○			
大阪府	八尾市			○			○		○	○	○	○
大阪府	河内長野市						○	○				
大阪府	大東市											○

都道府県	市区町村	保佐及び補助の制度の利用を 促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限 に係る制度の見直し	成年後見人等の医療、介護等に 係る意思決定が困難な者への 支援等の検討	成年後見人等の死亡後 における成年後見人等の 事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民（住民）に対する周知等	地域住民の需要に応じた 利用の促進	地域において成年後見人等 になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動 に対する支援	関係機関等における体制の 充実強化	関係機関等の相互の緊密な 連携の確保
大阪府	和泉市			○			○	○				
大阪府	羽曳野市						○	○	○			
大阪府	門真市						○				○	○
大阪府	藤井寺市						○	○				○
大阪府	東大阪市						○		○			
大阪府	交野市			○								
大阪府	豊能町						○				○	○
大阪府	能勢町						○					
大阪府	岬町											
兵庫県	神戸市						○		○			○
兵庫県	姫路市						○		○	○		○
兵庫県	尼崎市						○		○			○
兵庫県	明石市	○	○					○	○	○	○	○
兵庫県	西宮市						○	○	○		○	○
兵庫県	芦屋市						○		○	○	○	○
兵庫県	伊丹市						○		○	○	○	○
兵庫県	相生市						○				○	○
兵庫県	赤穂市								○	○		○
兵庫県	小野市						○					
兵庫県	三田市						○					
兵庫県	篠山市						○		○		○	○
兵庫県	丹波市						○					
兵庫県	福崎町									○		
兵庫県	神河町						○					○
兵庫県	太子町			○			○	○	○	○		
兵庫県	香美町			○			○	○				○
奈良県	橿原市						○					○
奈良県	桜井市									○		
奈良県	葛城市			○								
奈良県	三宅町						○					○
奈良県	東吉野村			○								
和歌山県	和歌山市					○	○	○			○	○
和歌山県	海南市									○		
和歌山県	橋本市			○							○	○
和歌山県	紀美野町						○					
和歌山県	広川町						○	○				
和歌山県	日高町			○			○					
和歌山県	由良町							○				
和歌山県	太地町						○					○
和歌山県	古座川町			○								
鳥取県	鳥取市		○					○	○	○	○	○
鳥取県	米子市								○	○	○	
鳥取県	若桜町						○	○	○	○	○	○
鳥取県	八頭町						○	○				○
鳥取県	湯梨浜町			○			○	○				○
鳥取県	南部町											○
島根県	浜田市						○			○		
島根県	江津市						○			○		○
島根県	飯南町									○		
島根県	美郷町	○		○		○	○	○			○	○
島根県	隠岐の島町						○				○	○

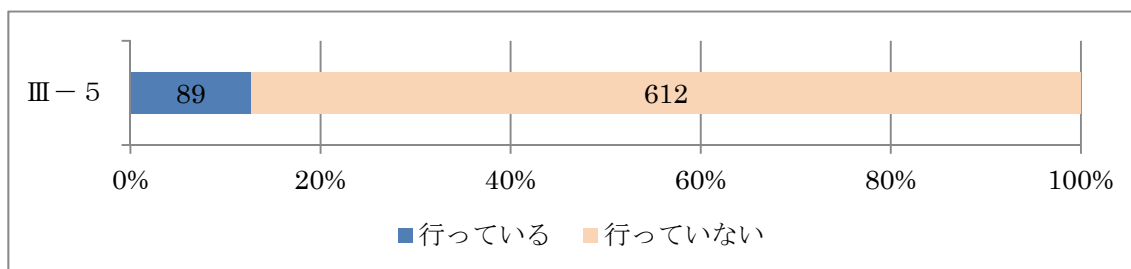
都道府県	市区町村	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	成年後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民（住民）に対する周知等	地域住民の需要に応じた利用の促進	地域において成年後見人等になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動に対する支援	関係機関等における体制の充実強化	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
岡山県	倉敷市						○	○		○		
岡山県	津山市						○		○	○	○	
岡山県	井原市								○			
岡山県	総社市						○	○	○			
岡山県	備前市						○		○			
岡山県	赤磐市						○		○			
岡山県	真庭市											
広島県	福山市						○		○			○
広島県	東広島市										○	○
広島県	廿日市市						○	○		○		○
広島県	安芸高田市						○					
広島県	熊野町						○					○
広島県	北広島町						○	○		○		○
山口県	山口市						○					
山口県	萩市						○			○		○
山口県	下松市						○					
山口県	岩国市						○				○	
山口県	光市						○					
山口県	柳井市						○	○				
山口県	山陽小野田市											
徳島県	海陽町									○		
香川県	高松市			○			○					○
香川県	丸亀市		○				○		○	○	○	
香川県	善通寺市					○	○	○				
香川県	さぬき市						○	○				○
香川県	三豊市						○					○
愛媛県	松山市						○		○			
愛媛県	八幡浜市						○					
愛媛県	伊予市						○	○				
愛媛県	東温市						○					
愛媛県	内子町							○				
愛媛県	愛南町			○				○		○		
高知県	宿毛市						○					
高知県	大豊町						○					
高知県	中土佐町						○					
福岡県	福岡市						○	○		○		○
福岡県	大牟田市						○		○			
福岡県	飯塚市						○					
福岡県	田川市						○					○
福岡県	八女市			○			○				○	○
福岡県	大川市			○			○					
福岡県	筑紫野市						○		○			
福岡県	春日市						○	○		○		○
福岡県	太宰府市						○	○				
福岡県	うきは市						○		○			
福岡県	みやま市			○			○					
福岡県	新宮町						○		○			
福岡県	芦屋町						○	○				
福岡県	岡垣町			○								
福岡県	鞍手町							○				○
福岡県	福智町			○			○					

都道府県	市区町村	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	成年後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民（住民）に対する周知等	地域住民の需要に応じた利用の促進	地域において成年後見人等になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動に対する支援	関係機関等における体制の充実強化	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
福岡県	みやこ町						○			○	○	○
福岡県	築上町						○					
佐賀県	佐賀市					○	○	○				○
佐賀県	唐津市						○	○			○	○
佐賀県	多久市							○				○
佐賀県	嬉野市			○				○				
佐賀県	白石町						○			○		
長崎県	長崎市						○	○	○			
長崎県	佐世保市											○
長崎県	平戸市	○										
長崎県	南島原市						○	○		○		
熊本県	人吉市						○		○	○		○
熊本県	荒尾市						○					
熊本県	水俣市			○		○	○	○	○	○	○	○
熊本県	玉名市						○	○	○			○
熊本県	山鹿市						○		○			
熊本県	天草市						○					
熊本県	菊陽町						○	○				
熊本県	錦町			○			○					
熊本県	五木村			○			○				○	○
熊本県	あさぎり町			○					○	○		
大分県	大分市						○	○		○		
宮崎県	都城市			○		○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	串間市						○					
宮崎県	えびの市						○					○
宮崎県	都農町							○				○
鹿児島県	鹿児島市						○					○
鹿児島県	鹿屋市			○			○				○	
鹿児島県	指宿市			○		○	○					○
鹿児島県	薩摩川内市						○		○	○	○	○
鹿児島県	日置市						○					
鹿児島県	いちき串木野市			○			○					
鹿児島県	伊佐市		○	○			○					
鹿児島県	姶良市						○					
鹿児島県	さつま町			○			○					
鹿児島県	長島町						○					
鹿児島県	大崎町	○									○	○
鹿児島県	徳之島町			○								
沖縄県	那覇市						○	○	○			○
沖縄県	石垣市									○	○	○
沖縄県	糸満市			○			○	○			○	○
沖縄県	沖縄市						○		○			
沖縄県	豊見城市						○			○		
沖縄県	南城市						○	○			○	○
沖縄県	北谷町						○					
沖縄県	北中城村						○				○	○

5. 当該地域における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか

6. どのような方法でニーズ把握を行っていますか

回答数 701



＜回答＞ 行っている：89件（12.7%） 行っていない：612件（87.3%）

【「行っている」と回答した自治体及びニーズ把握の方法】

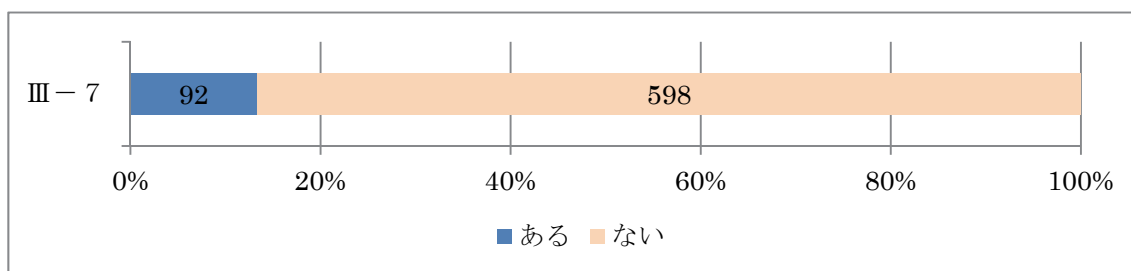
都道府県	市区町村	ニーズ把握の方法
北海道	旭川市	関係団体との意見交換会の開催
北海道	釧路市	・平成25年度に高齢者や障がい者に対し、地域で身近に接している関係機関である、地域包括支援センター、介護保険サービス事業所、医療相談室のある病院、相談支援事業所、民生委員等の全てを対象にニーズ調査を実施。 ・成年後見制度の利用が必要と思われる214人のうち個人調査に応じた方
北海道	岩見沢市	高齢者分野→地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、施設等障がい分野→指定特定相談支援事業所 医療機関→病床20床以上で医療相談員を配置する医療機関 上記へ成年後見制度に係るニーズ調査を実施
北海道	芦別市	市内専門機関（施設や病院など）を対象としたアンケート調査
北海道	江別市	・介護支援専門員が配置されている高齢者施設に、ニーズ調査様式への回答を依頼してニーズ調査を実施 ・計画相談支援事業所、共同生活援助事業等に、ニーズ調査様式への回答を依頼してニーズ調査を実施
北海道	占冠村	・日常業務（訪問・相談・実態把握） ・地域ケア会議
北海道	猿払村	・アンケート調査
北海道	白老町	・講演会参加者へのアンケート
北海道	芽室町	・高齢者、障がい者関連事業所向けにアンケート調査を行い、潜在しているニーズの発掘に努めた。
北海道	中札内村	・民生委員・児童委員協議会に出席し情報収集 ・地域ケア会議での福祉関係者からの情報提供
北海道	広尾町	事業所へのアンケート調査
北海道	足寄町	平成23年度に関係事業所へアンケート調査を実施
北海道	厚岸町	・ニーズ調査の実施 ・成年後見制度リスク者の名簿整理
北海道	白糠町	介護サービス事業所及び民生児童委員へのアンケート調査（H24年度）
青森県	八戸市	市内の介護サービス事業者へのアンケート調査
青森県	野辺地町	・総合相談 ・医療、介護関係機関との情報共有
岩手県	久慈市	管内の介護保険事業所、自立支援事業所、相談支援事業所、医療機関等を調査
岩手県	釜石市	介護、障害者施設へアンケート調査の実施
岩手県	八幡平市	在支、民生委員等からの情報提供
岩手県	奥州市	地域包括支援センター等への相談対応の際に把握
岩手県	軽米町	二戸地域では、H19から、成年後見や権利擁護について検討する会が任意で設立され、障がい・高齢分野の事業所等を対象にニーズ調査を行っている。
宮城県	気仙沼市	成年後見人（専門職後見人）への受任状況調査・家庭裁判所への成年後見制度利用状況調査
秋田県	鹿角市	障害、介護施設入所者について、家族支援者等の有無についてアンケートを実施。
秋田県	にかほ市	アンケート調査
秋田県	仙北市	個別相談内容から把握。

都道府県	市区町村	ニーズ把握の方法
福島県	白河市	障害福祉計画の策定に当たり、当事者のニーズ調査を行っている。
福島県	須賀川市	各地域包括支援センターで成年後見制度に関する相談件数を実績に挙げている。
茨城県	利根町	ひとり暮らし高齢者等への制度周知による把握
群馬県	玉村町	相談会の実施
埼玉県	和光市	ニーズ調査及びケアプラン・ケア会議
千葉県	我孫子市	介護保険事業計画策定的に市民へのニーズ調査を実施
東京都	台東区	一般区民を対象としたアンケート調査(平成26年度区政サポーターアンケート調査)
東京都	品川区	電話・来所相談等・成年後見制度説明会等
東京都	大田区	各種相談窓口
東京都	渋谷区	・講座セミナー等に参加した区民、親族、福祉関係者等にアンケートを行う。 ・後見人等を担っている専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士等)を対象とする連絡会を開催している。
東京都	荒川区	ケースワーカーによる訪問・面談
東京都	練馬区	練馬区社会福祉協議会で受けている相談を通して
東京都	足立区	講演会等でアンケートによるニーズの把握
東京都	八王子市	講演会、学習会、出前講座等の中でアンケート調査
東京都	町田市	・各相談窓口(市担当課・社協・高齢者支援センター・障がい者支援センター)での相談受付 ・成年後見センター(社協)による市内各地域への出張講座・親族後見人の連絡会(情報交換会)および親族後見人のための専門職(弁護士)による相談会・福祉法律相談・他団体との共催による成年後見制度利用等に関する相談会
東京都	国分寺市	地域内の特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム(高齢・障害)、NPO法人等の当事者団体等に対し、郵送でのアンケート調査を実施した。
東京都	東大和市	連絡会を開催し、情報交換を行っている。
神奈川県	小田原市	おだわら市民後見推進事業の実施に関する検討委員会において成年後見制度等のニーズ・実態調査を実施した。
神奈川県	茅ヶ崎市	・成年後見制度相談の委託先より、相談内容の報告を受けている。 ・成年後見制度講演会を年に1回開催し、そこで質問アンケートを通じてニーズを得ている。 ・委託先主催で、市民向けに講演会を開催し、終了後には、報告をもらうことになっている。
神奈川県	秦野市	平成28年度に成年後見利度のニーズ調査を行った
神奈川県	山北町	自立支援協議会権利擁護部会の活動として当事者団体や社協などと共に検討を重ねている。
神奈川県	箱根町	地域包括支援センターや民生委員等から情報提供をしてもらっている。
新潟県	新潟市	福祉施設に対してアンケートを郵送により調査
新潟県	長岡市	H25に県社協が社会福祉施設等に調査を実施
新潟県	佐渡市	県社協での調査
新潟県	南魚沼市	障がい福祉計画アンケート
新潟県	阿賀町	町内、介護、障害サービス提供事業者に対し、サービス利用者の状態等から、制度利用が必要であろう対象者の把握を行った。
新潟県	湯沢町	入所施設にアンケート
山梨県	南アルプス市	・社会福祉協議会と連携し、成年後見制度についての説明会を毎月実施して頂いている。 ・地域包括支援センターの専門職に、制度を念頭に置いた高齢者支援、ニーズキャッチに取り組んでもらっている。
山梨県	甲州市	相談に来られず地域に埋もれている後見ニーズを把握できるように庁内や住民に向け制度の周知を図っている
長野県	塩尻市	成年後見制度に関する講演会等行う際に参加者に対してアンケートを実施
長野県	小海町	支援会議の中で、必要性について検討
岐阜県	各務原市	障がい者計画を作成する際のアンケート・ケース会議等において各機関からの要望
岐阜県	下呂市	介護支援専門員への聞き取り
岐阜県	養老町	地域包括支援センターの総合相談業務
静岡県	静岡市	専門職団体へのヒヤリング・県社会福祉協議会調査及び家裁データによる市内の要援護者数(潜在的人数含)の把握
静岡県	富士宮市	圏域内にある介護施設、障害福祉サービス施設、精神科病院等において、実態把握調査を行った
静岡県	富士市	成年後見支援センターを中心に、障害から高齢まで相談機関を一本化することで、市民にわかりやすくした。・市内8カ所の地域包括支援センターが権利擁護業務として、ニーズ把握している。
静岡県	下田市	平成28年度においては、介護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会・地域包括支援センター等の関係者による任意の勉強会にて、成年後見利用数や相談数を集計しニーズの把握を行った。

都道府県	市区町村	ニーズ把握の方法
静岡県	東伊豆町	専門職に対する現況調査の実施・介護事業所、施設、医療機関に対するニーズ調査の実施
静岡県	西伊豆町	平成28年度においては、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、地域包括支援センター等による任意の勉強会において、管内の医療機関、介護事業所（施設）、障害事業所（施設）に対して成年後見制度の相談件数、理由等を聞くアンケート調査を実施した。
愛知県	豊田市	年5回程度、制度説明会・相談会を行なっているが、その中でアンケート調査をしている
愛知県	犬山市	高齢者福祉計画介護保険事業計画策定におけるアンケート・障害者基本計画障害福祉計画策定におけるアンケート
愛知県	高浜市	
三重県	津市	シンポジウム開催時にアンケートを実施した。
京都府	宇治市	・高齢者に関して、居宅介護支援事業所へ、アンケート調査を実施した。 ・障害者手帳（身体、療育、精神）所持者に対し、利用意向について調査を実施した。
大阪府	大阪市	各区役所、地域包括支援センター等において、日々ニーズの把握に努めています。
大阪府	藤井寺市	社会福祉協議会が主導する形で、ケアマネージャー、民生委員、障害者相談支援専門員、PSW等に対してアンケート調査を実施した。
兵庫県	神戸市	区役所及びあんしんすこやかセンター等による訪問、相談等
兵庫県	芦屋市	
兵庫県	赤穂市	関係機関等からの情報提供
島根県	浜田市	
岡山県	真庭市	個別ケース対応を通じて
山口県	萩市	・在宅介護支援センターの実態把握 ・包括支援センターとして関わったケース
愛媛県	松山市	・地域包括支援センターの相談件数 ・権利擁護センターの相談件数
福岡県	芦屋町	認知症またはその疑いのある高齢者について介護サービス事業所、居宅介護支援事業所を対象にアンケート
佐賀県	佐賀市	窓口等での相談対応・研修会の開催・地域住民への講話
佐賀県	鳥栖市	市役所、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所で相談窓口を設けている。
長崎県	長崎市	第6期高齢者福祉・介護保険事業計画のニーズ調査において実施した。
熊本県	西原村	ケアマネ、包括センター、民生委員による情報提供
熊本県	五木村	出張法律相談会（年2回）
沖縄県	本部町	地域包括支援センターにおける総合相談による把握
沖縄県	北中城村	関係機関を対象に金銭管理等の支援に関するニーズ調査を実施
沖縄県	座間味村	個別事例への対応（訪問等）

7. 成年後見等の利用促進に関して、関係機関同士が連携する仕組み（合議体等）はありますか

回答数 690



<回答> ある：92件（13.3%） ない：598件（86.7%）

【「ある」と回答した自治体及びその名称】

都道府県	市区町村	名称
北海道	旭川市	旭川成年後見支援センター運営委員会
北海道	帯広市	成年後見支援センター事例検討会議
北海道	倶知安町	生活サポートセンター事業
北海道	積丹町	小樽北しゅべし成年後見センター運営委員会、小樽北しゅべし成年後見センター6市町村連絡会議
北海道	比布町	旭川成年後見支援センター
北海道	羽幌町	羽幌町成年後見制度利用推進検討会
北海道	猿払村	地域ケア会議
北海道	芽室町	成年後見推進事業情報交換会
青森県	弘前市	弘前市成年後見支援協議会
青森県	八戸市	
岩手県	軽米町	権利擁護ネットワーク会議
宮城県	仙台市	仙台市成年後見サポート推進協議会
宮城県	気仙沼市	気仙沼・南三陸成年後見サポート連絡協議会
秋田県	仙北市	社会福祉課障がい福祉係（同市役所内）
山形市	米沢市	家事関係機関との連絡協議会
茨城県	水戸市	茨城県民地域丁住自立圏H29以降
茨城県	常陸太田市	茨城県北地域における関係機関との連絡協議会
茨城県	取手市	成年後見制度等利用推進連絡会
茨城県	稲敷市	稲敷市成年後見サポートセンター
群馬県	沼田市	自立支援協議会
埼玉県	深谷市	深谷市成年後見サポートセンター
埼玉県	草加市	成年後見事業運営委員会（※草加市社会福祉協議会が主体で開催）
埼玉県	富士見市	成年後見事業運営委員会、成年後見実務者会議
東京都	文京区	文京区成年後見制度推進機関ケース会議
東京都	練馬区	成年後見ねりま地域ネットワーク会議
東京都	八王子市	成年後見・あんしんサポートセンター八王子
東京都	武蔵野市	
東京都	青梅市	青梅市成年後見制度推進機関運営委員会
東京都	清瀬市	きよせ権利擁護センター事例検討会
東京都	西東京市	関係機関情報交換会

都道府県	市区町村	名称
神奈川県	横浜市	横浜市成年後見関係機関連絡会
神奈川県	川崎市	川崎市成年後見制度連絡会
神奈川県	横須賀市	成年後見制度情報交換会
神奈川県	平塚市	平塚市成年後見利用支援センター運営協議会
神奈川県	藤沢市	藤沢市権利擁護ネットワーク連絡会
神奈川県	茅ヶ崎市	成年後見支援ネットワーク連絡協議会
神奈川県	秦野市	成年後見利用支援センターネットワーク会議
神奈川県	山北町	足柄上地区地域自立支援協議会権利擁護部会
神奈川県	箱根町	成年後見制度に関する意見交換会
新潟県	上越市	成年後見制度推進連絡会議
石川県	金沢市	家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会
石川県	津幡町	権利擁護ネットワーク連絡会
福井県	福井市	市民後見推進検討会
長野県	松本市	成年後見支援センターかけはし運営委員会
長野県	飯田市	いいだ成年後見支援センター運営委員会
長野県	塩尻市	
静岡県	富士宮市	富士圏域権利擁護広域ネットワーク会議
静岡県	富士市	成年後見支援センター運営委員会
静岡県	藤枝市	志太地域(→行政オブザーバー)成年後見運営委員会→今後推進委員会を正設(→正式メンバー)
愛知県	蒲郡市	蒲郡市成年後見センター運営委員会
愛知県	江南市	権利擁護
愛知県	尾張旭市	尾張東部成年後見センター適正運営委員会
愛知県	高浜市	権利擁護支援システム推進委員会
愛知県	扶桑町	
愛知県	大治町	海部東部障害者総合支援協議会 権利擁護部会
愛知県	阿久比町	成年後見利用促進事業運営委員会
愛知県	東浦町	知多地域成年後見センターへ委託
愛知県	武豊町	成年後見利用促進事業運営委員会
三重県	名張市	伊賀地域福祉後見サポートセンター運営委員会
三重県	亀山市	日本司法支援センター三重地方事務所 三重地方協議会
三重県	紀宝町	紀南地域権利擁護支援体制連絡会
滋賀県	長浜市	長浜市成年後見担当者ネットワーク会議
大阪府	大阪市	三社協合同事務局会議(通称)
大阪府	堺市	権利擁護サポートセンター運営委員会
大阪府	八尾市	実務者連絡会
大阪府	豊能町	権利擁護連絡会
兵庫県	姫路市	姫路市成年後見支援センターネットワーク会議
兵庫県	尼崎市	尼崎市成年後見等支援センター運営委員会
兵庫県	明石市	明石市後見支援センター運営委員会、事業調整委員会、受任調整委員会
兵庫県	西宮市	西宮市権利擁護システム推進委員会
兵庫県	芦屋市	権利擁護支援システム推進委員会
兵庫県	赤穂市	西播磨成年後見支援センター(センター推進会議)
兵庫県	篠山市	専門職ネットワーク会議
兵庫県	太子町	
兵庫県	香美町	権利擁護体制の整備に関する情報・意見交換会
奈良県	葛城市	

都道府県	市区町村	名称
鳥取県	湯梨浜町	高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議
島根県	江津市	石見成年後見センター
島根県	隠岐の島町	おき後見ネットワーク
岡山県	井原市	井原市高齢者権利擁護推進会議
岡山県	真庭市	
福岡県	大牟田市	大牟田市高齢者障害者権利擁護連絡会
長崎県	佐世保市	成年後見制度情報交換会
熊本県	五木村	人吉球磨成年後見センターの各種事業(専門職、関係機関等、連携会議)
大分県	宇佐市	大分県成年後見制度推進連絡会議
大分県	姫島村	大分県成年後見制度推進連絡会議
宮崎県	都城市	都城市成年後見ネットワーク会議
宮崎県	えびの市	成年後見ネットワーク西諸
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市成年後見制度利用支援連絡会
鹿児島県	指宿市	指宿市見守りネットワーク事業運営協議会
鹿児島県	姶良市	
鹿児島県	大崎町	そお地区自立支援協議会

8. 合議体の構成メンバーを教えてください

回答数 92

【合議体の構成メンバー】

都道府県	5 件 (29.4%)
市区町村	80 件 (87.0%)
家庭裁判所	11 件 (12.0%)
成年後見等実施機関	34 件 (37.0%)
医療関係機関	28 件 (30.4%)
介護関係機関	33 件 (35.9%)
都道府県社協	12 件 (13.0%)
市区町村社協	65 件 (70.7%)
司法支援センター（法テラス）	13 件 (14.1%)
リーガル・サポート	44 件 (47.8%)
社会福祉士会（ぽあとなあ）	47 件 (51.1%)
その他の専門職団体	48 件 (52.2%)
金融機関	0 件 (0.0%)
市民後見人	3 件 (3.3%)
市民後見 NPO 等	5 件 (5.4%)
親族後見人	0 件 (0.0%)
民生・児童委員	18 件 (19.6%)
自治会	2 件 (2.2%)
その他	31 件 (33.7%)

都道府県名	市区町村名	都道府県	市区町村	家庭裁判所	成年後見等実施機関	医療関係機関	介護関係機関	都道府県社協	市区町村社協	司法支援センター（法テラス）	リーガルサポート	社会福祉士会（ばあとなあ）	その他の専門職団体	金融機関	市民後見人	市民後見人等	親族後見人	民生・児童委員	自治会	その他
北海道	旭川市		○		○	○	○		○			○	○					○	○	○
北海道	帯広市		○		○						○	○	○							
北海道	倶知安町		○						○											
北海道	積丹町		○	○	○				○				○		○					
北海道	比布町		○						○											
北海道	羽幌町		○				○		○									○		
北海道	猿払村		○			○	○		○											
北海道	芽室町		○						○											
青森県	弘前市			○	○	○	○		○		○	○	○							
青森県	八戸市		○						○	○		○	○							○
岩手県	軽米町	○	○			○	○		○			○			○					
宮城県	仙台市		○						○		○	○	○							○
宮城県	気仙沼市	○	○				○		○		○	○	○							
秋田県	仙北市																			
山形市	米沢市	○	○	○	○			○	○		○		○							
茨城県	水戸市		○																	
茨城県	常陸太田市		○						○	○										
茨城県	取手市		○		○		○									○				
茨城県	稲敷市		○			○			○	○			○							○
群馬県	沼田市		○																	
埼玉県	深谷市		○				○		○		○	○	○			○				○
埼玉県	草加市		○		○				○		○	○						○		
埼玉県	富士見市		○			○			○									○		○
東京都	文京区		○						○											○
東京都	練馬区		○			○	○		○		○	○	○							
東京都	八王子市					○			○		○	○	○					○		
東京都	武蔵野市										○									○
東京都	青梅市		○								○	○						○		
東京都	清瀬市		○		○															○
東京都	西東京市		○			○	○				○	○								
神奈川県	横浜市		○	○					○		○	○	○							
神奈川県	川崎市		○	○					○		○	○	○							
神奈川県	横須賀市		○	○			○		○	○	○	○	○							
神奈川県	平塚市		○		○				○		○	○	○							
神奈川県	藤沢市		○		○	○	○		○		○	○	○					○		○
神奈川県	茅ヶ崎市		○		○			○	○		○	○	○							○
神奈川県	秦野市		○				○				○	○								
神奈川県	山北町		○					○	○											
神奈川県	箱根町	○	○						○											
新潟県	上越市	○	○	○				○	○		○	○	○							
石川県	金沢市	○	○	○	○			○	○		○	○	○							
石川県	津幡町		○				○		○											○
福井県	福井市	○	○	○				○	○		○	○	○							

都道府県名	市区町村名	都道府県	市区町村	家庭裁判所	成年後見等実施機関	医療関係機関	介護関係機関	都道府県社協	市区町村社協	司法支援センター（法テラス）	リーガル・サポート	社会福祉士会（ばあとなあ）	その他の専門職団体	金融機関	市民後見人	市民後見NPO等	親族後見人	民生・児童委員	自治会	その他
長野県	松本市		○		○	○			○		○	○	○							
長野県	飯田市		○									○	○							
長野県	塩尻市		○		○				○			○	○							
静岡県	富士宮市		○			○	○		○		○	○	○							○
静岡県	富士市		○		○		○		○			○	○					○		
静岡県	藤枝市		○		○					○	○	○	○							
愛知県	蒲郡市		○		○	○	○		○				○					○		○
愛知県	江南市		○						○		○							○		
愛知県	尾張旭市		○		○	○	○		○		○	○	○							○
愛知県	高浜市		○			○			○		○		○					○		○
愛知県	扶桑町												○							
愛知県	大治町		○		○	○			○											
愛知県	阿久比町		○		○															
愛知県	東浦町		○																	
愛知県	武豊町		○		○															
三重県	名張市	○	○			○			○	○	○	○						○		
三重県	亀山市	○	○				○	○	○	○			○							
三重県	紀宝町		○						○				○							
滋賀県	長浜市		○		○															
大阪府	大阪市	○	○		○			○	○											
大阪府	堺市		○		○		○		○			○	○							○
大阪府	八尾市		○						○											
大阪府	豊能町		○				○	○	○				○							○
兵庫県	姫路市		○		○				○		○	○	○							○
兵庫県	尼崎市		○			○	○		○		○	○	○					○		
兵庫県	明石市		○		○	○	○		○		○	○	○			○		○		○
兵庫県	西宮市				○	○	○		○									○		○
兵庫県	芦屋市	○				○	○											○		○
兵庫県	赤穂市		○						○		○									
兵庫県	篠山市		○																	
兵庫県	太子町		○		○				○		○	○	○							
兵庫県	香美町		○	○			○				○		○							○
奈良県	葛城市							○												
鳥取県	湯梨浜町	○	○		○				○		○	○								
島根県	江津市		○			○			○	○		○								○
島根県	隠岐の島町		○		○		○		○											
岡山県	井原市		○		○	○	○		○									○		○
岡山県	真庭市														○	○				○
福岡県	大牟田市								○		○	○	○							○
長崎県	佐世保市		○		○	○	○		○	○	○	○								
熊本県	五木村		○			○	○			○	○	○	○							
大分県	宇佐市	○	○					○		○	○	○	○			○				
大分県	姫島村	○	○					○		○	○	○	○							

都道府県名	市区町村名	都道府県	市区町村	家庭裁判所	成年後見等実施機関	医療関係機関	介護関係機関	都道府県社協	市区町村社協	司法支援センター（法テラス）	リーガルサポート	社会福祉士会（ばあとなあ）	その他の専門職団体	金融機関	市民後見人	市民後見NPO等	親族後見人	民生・児童委員	自治会	その他
宮崎県	都城市		○		○	○	○		○		○	○	○							○
宮崎県	えびの市		○		○	○	○		○			○	○					○		○
鹿児島県	鹿児島市			○					○		○	○	○							○
鹿児島県	指宿市	○	○			○	○		○	○		○	○						○	
鹿児島県	始良市										○									
鹿児島県	大崎町		○																	○

都道府県	市区町村	参加市区町村	参加成年後見等 実施機関	参加医療機関	参加介護機関	参加社協	その他の 専門職団体	その他
北海道	旭川市	旭川市、鷹栖町、 東神楽町、 当麻町、比布町、 愛別町、上川町、 東川町、美瑛町	旭川成年後見支援 センター	旭川市医師会、 北海道医療ソーシ ヤルワーカー協会 北支部	旭川市地域包括支 援センター、旭川 市居宅介護支援事 業所等連絡協議 会、旭川市老人福 祉施設協議会、北 海道認知症グル ープホーム協会道北 ブロック	旭川市社会福祉協 議会	旭川弁護士会、 旭川司法書士会	旭川市障害者総合 相談支援センター あそーと、かみかわ 相談支援センター ねっと、地区社会 福祉協議会、旭川 障害者連絡協議 会、旭川大学
北海道	帯広市	帯広市	成年後見支援セン ター(社協)				弁護士会	
北海道	倶知安町	京極町、黒松田町、 蘭球町、ニセコ町、 真待村、留寿都村、 喜茂別町、倶知安町				上記町村社協		
北海道	積丹町	6市町村	センター			小樽市	小樽弁護士会(札幌)、 札幌司法書士会小 樽支部	
北海道	比布町	旭川市・鷹栖町・東 神楽町・当麻町・上 川町・東川町・愛別 町・美瑛町・比布町				旭川市		
北海道	羽幌町	羽幌町				羽幌町社会福祉協 議会		
北海道	猿払村	保健福祉課福祉介 護係・健康推進係		村国保病院	猿払福祉会	村社協		
北海道	芽室町	芽室町				芽室町社会福祉協 議会		
青森県	弘前市		一般社団法人	弘前市医師会	青森県地域包括・ 在宅介護センタ ー、津軽地区老人 福祉協会	弘前市社協	介護士、 相談支援事業所	
青森県	八戸市					八戸市	介護士会、司法書 士会	学識経験者(大学 の准教授)、オブサ ーバーとして家庭 裁判所
岩手県	軽米町	軽半町、二戸市、 一戸町、九戸村	NPO法人カンオペ ア権利擁護支援セ ンター(主催)	県立病院MSW	地域包括支援センター、 特養、養護老人ホーム、 障がい者サービス事業者	軽半社協、二戸社協、 一戸社協、九戸社協	二戸市内の弁護士、 司法書士	
宮城県	仙台市	仙台市				仙台市社協	仙台弁護士会	仙台弁護士会、 東北税理士会、 コスモス成年後見 センター(行政書士)、 県精神保健福祉協会、 社労士後見センタ ー(社労士会)
宮城県	気仙沼市	気仙沼市地域包括、 気仙沼市社会福祉課、 南三陸町地域包括、 南三陸町保険福祉課			委託地域包括	気仙沼市社会福祉 協議会、 南三陸町社会福祉 協議会	仙台弁護士会、 コスモ成年後見サ ポートセンター	
秋田県	仙北市							
山形市	米沢市	山形市、米沢市、 鶴岡市、酒田市				山形市、米沢市、 鶴岡市、酒田市	山形県弁護士会	
茨城県	水戸市	水戸市、ひたちなか市、 東海村、小美玉市、 笠間市、大浜町、 城里町、茨城町、 那珂市						
茨城県	常陸太田市							
茨城県	取手市	取手市	社協		地域包括支援セン ター、ケアマネ			
茨城県	稲敷市	稲敷市 高齢福祉課長 社会福祉課長		江戸崎病院		稲敷市社会福祉協 議会	稲敷市身体障害者 団体	有識者として、他市 で成年後見人合議 体を立ち上げ運営 していた者
群馬県	沼田市	沼田市、片品村、 川場村、昭和村、 みなかみ町						

都道府県	市区町村	参加市区町村	参加成年後見等 実施機関	参加医療機関	参加介護機関	参加社協	その他の 専門職団体	その他
埼玉県	深谷市	深谷市			地域包括支援センター	深谷市社会福祉協議会	埼玉弁護士会・熊谷支部	障害者基幹相談支援センター
埼玉県	草加市	草加市	行政書士、 税理士、弁護士			草加市社会福祉協議会		
埼玉県	富士見市	富士見市		医療関係者(医師)		富士見市社会福祉協議会		介護士、行政書士、 社会福祉士、 高齢者あんしん相談センター
東京都	文京区	文京区生活福祉課 高齢福祉課・障害福祉課・予防対策課 地域包括センター				文京区社会福祉協議会		医師・弁護士
東京都	練馬区	練馬区福祉部管理課 地域福祉係 練馬区相談所・保険所 精神保健係 練馬区福祉事務所 (知的障害担当)		金杉クリニック・桜台診療所	練馬区地域包括支援センター	練馬区社会福祉協議会	東京弁護士会・ 社会保険労務士会・ 行政書士会・ 税理士会	
東京都	八王子市			八王子市医師会		八王子市社会福祉協議会	東京三多摩弁護士会 多摩支部	
東京都	武蔵野市							社会福祉協議会
東京都	青梅市	青梅市		青梅市医師会	包括支援センター すえひろ			弁護士
東京都	清瀬市	清瀬市 ※単独市開催	きよせ権利擁護センター あいねっと					介護士、社会福祉士、 精神科医師、司法書士、 精神保健福祉士
東京都	西東京市	西東京市						
神奈川県	横浜市	横浜市				横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター	神奈川県弁護士会・ コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部	
神奈川県	川崎市	川崎市				川崎市社会福祉協議会	コスモス成年後見サポートセンター、 東京地方税理士会	
神奈川県	横須賀市	横須賀市			地域包括支援センター	横須賀市社会福祉協議会	コスモス成年後見サポートセンター	
神奈川県	平塚市	平塚市	平塚市成年後見利用支援センター (事務局)			平塚市社会福祉協議会	神奈川県弁護士会、 東京地方税理士会、 コスモス成年後見サポートセンター、 東海大学、 NPO法人成年後見湘南	
神奈川県	藤沢市	藤沢市	藤沢市社協 (ふじさわあんしんセンター)	藤沢市医師会	藤沢市地域包括支援センター連絡協議会、 藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会	藤沢市社協(ふじさわあんしんセンター)	弁護士会、 行政書士会、 税理士会	学識経験者、 藤沢市相談支援事業所、 社会福祉団体等
神奈川県	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市、茅ヶ崎市保健福祉事務所	NPO法人湘南ふくしネットワーク オンブズマン成年後見支援センター			茅ヶ崎市社協	行政書(コスモス成年後見サポートセンター)	地域包括支援センター代表、 障害者生活支援センター、 地域福祉相談室、 相談支援事業所
神奈川県	秦野市				高齢者支援センター		障害者サポートセンター 県社協	地域弁護士
神奈川県	山北町	南足柄市および足柄上郡5町				南足柄市および足柄上郡5町		
神奈川県	箱根町	県内の各市町村				県内の各市町村社協		
新潟県	上越市	上越市、妙高市、 糸魚川市				上越市、妙高市	弁護士会	

都道府県	市区町村	参加市区町村	参加成年後見等 実施機関	参加医療機関	参加介護機関	参加社協	その他の 専門職団体	その他
石川県	金沢市	別紙のとおり(略)	別紙のとおり(略)				別紙のとおり(略)	
石川県	津幡町	津幡町			居宅介護支援事業所、 高齢者施設、 相談支援事業所	津幡町社協		近隣市町に事務所 がある弁護士、 司法書士、行政書士、 社会福祉士
福井県	福井市						弁護士会	
長野県	松本市	松本市、安曇野市、 麻績村、生坂村、 山形村、朝日村、 筑北村	成年後見支援セン ターかけはし	医師会		松本市社協、 安曇野市社協	弁護士会、 精神保健福祉士協会	
長野県	飯田市	飯田市					弁護士会、司法書士会、 税理士会、行政書士会	
長野県	塩尻市		塩尻市社協			塩尻市社協	弁護士会、司法書 士会	
静岡県	富士宮市	富士宮市、富士市		富士宮市立病院、 富士市立中央病院、 鷹岡病院	富士宮市介護保険 事業者連絡協議会	富士宮市社会福祉 協議会	静岡県弁護士会	人権擁護委員、 警察署、法務局
静岡県	富士市	富士市	静岡県弁護士会、 静岡県司法書士会		富士市介護保険事 業者連絡協議会	富士市成年後見支 援センター(市社 協)	富士市障害者自立 支援協議会	
静岡県	藤枝市	藤枝市、焼津市、 島田市	藤枝市社協(焼津 市社協、島田市社 協)				精神保健福祉士	
愛知県	蒲郡市	蒲郡市	蒲郡市成年後見セ ンター	市民病院、 蒲郡東部病院、 岡田病院	包括支援センター、 (社)不二福祉事業会	蒲郡市社協	愛知県弁護士会、 司法書士事務	障がい支援センター、 障害者支援施設
愛知県	江南市	江南市				江南市社協		
愛知県	尾張旭市	尾張旭市、瀬戸市、 長久手市、日進市、 豊明市、東郷町	尾張東部成年後見 センター	瀬戸保健所	地域包括支援セン ター	尾張旭市社会福祉 協議会	介護士会、 精神保健福祉士会	学識経験者
愛知県	高浜市	高浜市		高浜市医師会		高浜市社会福祉協 議会	地域包括支援センター、 愛知県弁護士会、 障がい者自立支援 協議会	学識経験者
愛知県	扶桑町						一般社団法人コス モス成年後見サポ ートセンター	
愛知県	大治町	あま市、大治町	KATO司法書士事 務所	好生館病院、 七宝病院		あま市、大治町社 会福祉協議会		
愛知県	阿久比町	半田市、常滑市、 東海市、大府市、 知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町	知多地域成年後見 センター					
愛知県	東浦町	半田市、常滑市、 東海市、大府市、 知多市、阿久比町、 東浦町、南知多町、 武豊町、東浦町						
愛知県	武豊町	半田市、常滑市、 大府市、東海市、 知多市、阿久比町、 東海町、南知多町	特定非営利活動法 人知多地域成年後 見センター					
三重県	名張市	伊賀市・名張市		医師会			法律事務所・ 三重大学	
三重県	亀山市	県下全自治体			地域包括支援セン ター	県下全社協	三重弁護士会	
三重県	紀宝町	熊野市、 御浜町、 紀宝町				熊野市、 御浜町、 紀宝町	熊野ひまわり基金 法律事務所弁護士、 紀南圏域障がい者相談 支援センターあしすと	
滋賀県	長浜市	長浜市	長浜市成年後見・ 権利擁護センター					

都道府県	市区町村	参加市区町村	参加成年後見等 実施機関	参加医療機関	参加介護機関	参加社協	その他の 専門職団体	その他
大阪府	大阪市	大阪市、堺市	大阪後見支援センター、 大阪市成年後見支援センター、 堺市権利擁護サポートセンター			大阪市社協、 堺市社協		
大阪府	堺市	堺市	権利擁護サポート センターNPO法人 シビルブレイン		さかい地域包括・在宅 介護支援センター、介護支援 ネットワーク協議会・さかい	堺市社協	大阪弁護士会、大阪 司法書士会	大阪市立大学、大阪 府立大学、NPO 法人堺市相談支援 ネット、障害者基幹 相談支援センター
大阪府	八尾市	八尾市地域福祉政策 課、高齢介護課、障がい福祉課				八尾市社会福祉協 議会		
大阪府	豊能町	豊能町			居宅介護支援事業 所2ヶ所		弁護士会	消費生活センター
兵庫県	姫路市	姫路市	姫路市成年後見支援 センター（受託者：姫路市社会福 祉協議会）			姫路市社会福祉協 議会	弁護士会、 行政書士会	姫路市自立支援協議会、 姫路市地域包括支援 センター連絡会
兵庫県	尼崎市	尼崎市		医師会	居宅介護支援事業連絡会、 地域包括支援センター、 相談支援事業所	市社協	弁護士会	
兵庫県	明石市	明石市	明石市後見支援支援 センター	明石市医師会	高齢・障害施設団 体	明石市社会福祉協 議会	県弁護士会	民生児童委員、 高齢障害の当事者 会・家族会
兵庫県	西宮市		西宮市高齢者・障 害者権利擁護支援 センター	兵庫県精神保健福 祉センター	地域包括支援セン ター	西宮市社会福祉協 議会		弁護士、西宮市地 域自立支援協議 会、高齢者介護者 のつどいひまわり 会、西宮市手をつ なぐ育成会、西宮 家族会
兵庫県	芦屋市			医師会	地域包括支援セン ター運営協議会、 ケアマネージャー 友の会			学識経験者、 司法関係者、 自立支援協議会、 シルバー人材セン ター、市民
兵庫県	赤穂市	たつの市、相生市、 宍粟市、赤穂市、 佐用町、太子町、 上郡町				たつの市社協		兵庫県弁護士会、 兵庫県社会福祉会
兵庫県	篠山市							
兵庫県	太子町						弁護士会	
兵庫県	香美町						障害に関する相談 支援事業所	町内の司法書士、 社会保険労務士
奈良県	葛城市							
鳥取県	湯梨浜町	倉吉市、三朝町、 琴浦町、北栄町	中部成年後見支援 センター					
島根県	江津市	浜田市、江津市、 邑南町		西川病院		浜田市、江津市、 邑南町、美郷町		行政書士(個人)、 弁護士(個人)、 司法書士(個人)
島根県	隠岐の島町	隠岐の島町、 西ノ島町、海士町	弁護士事務所、 司書士事務所		障がい者支援施設、 障がい相談支援センター	隠岐の島町社協、 西ノ島町社協、 海士町社協		
岡山県	井原市	井原市社会福祉事 務所	弁護士会、 法律事務所	井原医師会	介護支援専門員協会、 社会福祉法人	井原市社会福祉協 議会		警察、消防組合
岡山県	真庭市							市内 司法書士、 行政書士
福岡県	大牟田市						県弁護士会	警察、 地域包括支援センター、 相談支援事業所
長崎県	佐世保市	佐世保市	させば成年後見セ ンター					
熊本県	五木村	3－3と同じ					社労士会	

都道府県	市区町村	参加市区町村	参加成年後見等 実施機関	参加医療機関	参加介護機関	参加社協	その他の 専門職団体	その他
大分県	宇佐市	県内市町村					県弁護士会、 県精神保健福祉士会、 等	
大分県	姫島村	大分県内全自治体					大分県弁護士会	
宮崎県	都城市	都城市	公証人役場	認知症疾患医療セ ンター	地域包括支援セン ター	都城市社協	精神保健福祉士会	警察署、保健所
宮崎県	えびの市	小林市、高原町、 えびの市				小林、高原、えびの		
鹿児島県	鹿児島市					鹿児島市社会福祉 協議会	弁護士会、税理士会、 コスモス成年後見 サポートセンター	地域包括支援セン ター
鹿児島県	指宿市	指宿市		指宿医師会、 指宿市歯科医師会、 指宿市薬剤師会	在宅介護支援センター、 介護支援専門員協 議会指宿支部	指宿市社会福祉協 議会	指宿警察署、 指宿消防署	
鹿児島県	姶良市							
鹿児島県	大崎町	大崎町 志布志市 曾於市						各相談支援事業所 相談員

9. その仕組み（合議体等）の中で、どのようなこと（合議）事項を行っていますか
10. 関係機関同士の連携の継続性のために工夫していることがあれば教えてください

【合議体における合議事項等・連携の継続性のための工夫】

都道府県	市区町村	合議事項等	連携の継続性のための工夫
北海道	旭川市	・事業計画報告 ・事業実施報告 ・専門部会設置	必要に応じて専門部会（市民後見人検討部会等）を設置し、具体的事項について協議している
北海道	帯広市	市長申立案件の適否及び後見候補者の選定	
北海道	倶知安町	成年後見利用の是非、その取り進め方	
北海道	積丹町		
北海道	比布町	・町長中立書類作成の注意点 ・高齢者の申立事例 ・町長申立ての必要を見極めるポイント ・町長申立書類の揃え方について	
北海道	羽幌町	・成年後見制度の利用推進に関する事項 ・成年後見制度に関する調査、研究に関する事項 ・成年後見制度施策の効果的な実施のための方策に関する事項	成年後見制度と業務や地域の課題を結びつけた研修会の開催
北海道	猿払村	対象者がどのような支援を受けているかを理解してもらい制度活用の周知をしている。	定期開催であるため工夫は特にない
北海道	芽室町	・法人後見受任状況を確認。 ・市民後見人養成研修修了者の育成、活用状況についての情報共有。	情報交換会以外に、電話や各機関相互に訪問を行い「顔の見える連携」を心がけている。
青森県	弘前市	・成年後見制度活用のための情報交換、諸課題の検討及び関係機関の連携に関すること。 ・市長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用に関すること。 ・市民後見に関すること。	
青森県	八戸市	市民後見推進に関すること	
岩手県	軽米町	事例検討・研修会の開催など啓発に関する事業	ネットワーク会議が定例で開催されている。（H28年度は2ヶ月に1回）
宮城県	仙台市	・成年後見サポート事業の運営に関すること ・成年後見制度や日常生活自立支援事業（以下、両制度）等の活用のための情報交換及び関係機関の連携に関すること ・緊急度又は困難の高いケースの支援策に関すること ・市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の活用に関すること ・両制度等の地域への周知及び普及に関すること ・その他両制度等に関することで推進協議会が必要と認めること	開催日を、基本的に偶数月の最終木曜日に設定し、定期的に開催している。
宮城県	気仙沼市	・国域での成年後見制度の利用状況等確認。 ・首長申立案任の状況 ・予定等 ・国域での体制作りについて	日常業務から顔の見える関係作りを行っている。
秋田県	仙北市	市長申立対象者であるか否かの検討。	情報の共有。
山形市	米沢市	・後見関係事件申立て及び後見事務の留意事項に関する説明及び意見交換 ・後見制度利用促進等についての市町村の支援状況	首長申立て準備階段（申立書提出前）、親族申立支援における関係機関への事前相談
茨城県	水戸市	成年後見制度普及のために連携して法人後見受任、普及啓発、市民後見人育成・成人後見育成を行う予定	近年の計画をたて、各市町村と協定を結び、随時会議を開催している
茨城県	常陸太田市	・事例紹介 ・意見交換	
茨城県	取手市	シンポジウム、講演の開催・成年後見に関する情報交換	行政が主導で設置している
茨城県	稲敷市	稲敷市社会福祉協議会が法人後見人となるかどうかの協議。	相談事例や今まで関わったケースの経過報告や検討
群馬県	沼田市	制度の周知	
埼玉県	深谷市	成年後見利用促進・市民後見人養成	
埼玉県	草加市	・そうか成年後見サポートセンターの実績報告 ・そうか成年後見サポートセンターが法人後見を受任するための対象者の審査 ・平成27年度に養成した市民後見人養成講座終了者の活用等	

都道府県	市区町村	合議事項等	連携の継続性のための工夫
埼玉県	富士見市	・法定後見等の受任及び辞任の申立に関する審査。 ・成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査。 ・富士見市社協から諮問を受けた事項に関する答申。 ・富士見市社協の後見業務に対する監督・指導・助言。 ・関係機関との情報交換(相談件数・相談内容の特徴・前回報告案件の経過報告等)、その他	・運営委員会については定期開催してる(年4回)。 ・実務者会議については定期開催している(年2回)。
東京都	文京区	・具体的なケースの検討 ・成年後見制度等についての学習会	具体的なケースが出てきたときに、会議の場のみならず、現場でも連携している。
東京都	練馬区	・後見集務をおこなう際の課題や事例検討 ・最新の動向(新法等) ・市民後見人の養成・受任状況	同会議を年2回継続的に開催しており、顔の見える関係をつくっている
東京都	八王子市	・センターの事業報告 ・地域福祉擁護事業及び財産・保全管理サービス事業報告 ・市民後見人養成事業報告等	
東京都	武蔵野市	リーガルサポート、三鷹市社会福祉協議会との合同成年後見相談会	定期開催による準備等打合せ
東京都	青梅市	・法人後見候補者の検討 ・都の動向	
東京都	清瀬市	・社会貢献型後見人の受任の適否、困難事例への助言、首長申立の適否、身体障害者等福祉サービス利用援助事業の契約締結の適否 ・社会貢献型後見人の養成・社会貢献型後見人への法人後見監督業務に対する指導、助言	
東京都	西東京市		
神奈川県	横浜市	・各団体及び横浜市の状況 ・後見人候補者数等について情報共有を実施・区成年後見サポートネットの実施状況等について情報提供 ・成年後見制度の利用促進のために必要な取組について意見交換	・家裁とは、意見交換会等を通じ顔に見える関係を構築している。 ・各専門職団体とは、区成年後見サポートネットに助言者として参加してもらい、日ごろから専門職との顔の見える関係を構築しています。
神奈川県	川崎市	・市民後見人の養成・活用に関すること ・成年後見制度の普及啓発に関すること	年に1回、関係機関と市が共同で市民向けシンポジウムを開催している。
神奈川県	横須賀市	・事例検討 ・各団体等における実施事業等の発表・意見交換	相互理解が深まるよう議題提供を各団体等持ち回りとしている。
神奈川県	平塚市	・平塚市成年後見利用支援センターが行う事業の監督に関すること ・平塚市成年後見利用支援センターが実施する事業の適正化及び企画調整に関すること ・その他、平塚市成年後見利用支援センターの運営に関すること	
神奈川県	藤沢市	・藤沢市の権利擁護の仕組み、連携等に関すること ・藤沢市の権利擁護の普及、啓発活動に関すること ・ふじさわあんしんセンターの運営に関する助言 ・拡大会議及び専門会議の開催に関すること ・その他、藤沢市の権利擁護に関すること	
神奈川県	茅ヶ崎市	・困難事例の問題点の整理及び支援の方向性の検討 ・第三者後見人選定の方向性の検討 ・その他成年後見制度の利用普及、権利擁護の啓発活動に関する検討	・高齢者や障害者の権利擁護に関わる様々な機関が対応する事例を取り上げ、意見交換を行うことで構成メンバーのネットワークを構築し、日常の連携に活かしている。 ・成年後見制度にかかる国レベルの動きや時事問題、関係機関の取り組み等を紹介し、情報共有を図っている。
神奈川県	秦野市	・成年後見制度に関する情報支援 ・成年後見利用支援センターの実績拒否 ・市民申立について ・事例検討	成年後見利用支援センターネットワーク会議での課題解決のため2つの小委員会(プロジェクトチーム)を設け検討をすすめている
神奈川県	山北町	この地域の特性(山間部であり、小規模自治体が集まっている)を踏まえた仕組みをどのように作っていくか？	年度はじめに年度計画をあらかじめ伝える(日程含め)・事務局で線密に打合せを行う
神奈川県	箱根町	・市民後見、法人後見に関する各市町村からの状況報告 ・成年後見制度利用支援事業に関する各市町村からの状況報告	
新潟県	上越市	・県内における成年後見事件の概況等 ・成年後見制度利用促進法について ・県内における市民後見、法人後見事業等への取組状況 ・成年後見制度の広域推進について	今後も継続的に関係機関で連携がとれる仕組みについて協議していく。

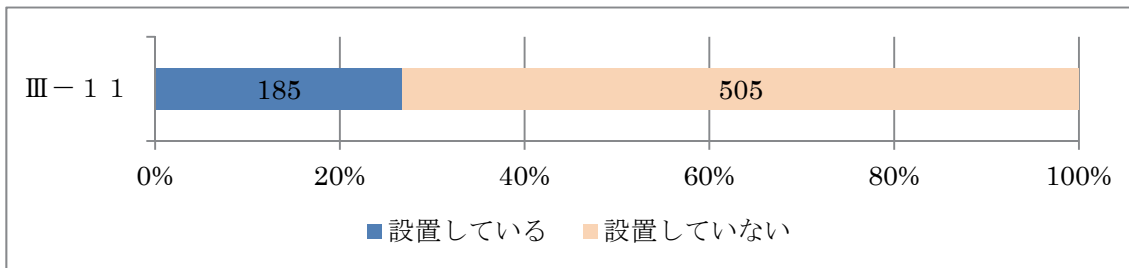
都道府県	市区町村	合議事項等	連携の継続性のための工夫
石川県	金沢市		
石川県	津幡町	・成年後見制度を含めた権利擁護に関する個別の事例検討 ・情報交換 ・連携の強化	・顔の見える関係づくりに心がけている。 ・アイスブレイクを毎回もつことにより、お互いを知る機会としている。 ・各職種の専門性について知る機会を設けている。 ・連絡会を運営する幹事会を設けている。
福井県	福井市	H27年度・成年後見講座(今年度の実績と来年度の内容について) ・県内の状況(現状と課題) ・他県の状況 ・意見交換(市民後見推進のための今後の取組みについて)	
長野県	松本市	法人後見業務・困難事例の検討及び助言	定期的な開催をしている
長野県	飯田市	・案件の支援方針に関すること ・援助困難案件の処遇に関すること ・法人後見受任の可否に関すること ・センターへの苦情に関すること ・その字センターの運営上の必要な事項	いいだ成年後見支援センター運営委員会の定期開催(2ヶ月に1回)
長野県	塩尻市	制度の周知、事業の企画等について検討	
静岡県	富士宮市	権利擁護に係る、情報提供、情報交換ならびに事例検討	全体会、事例検討会合わせて年6回の会議を開催し、参加者の顔の見える関係づくりと参加者全員が意見を言い易い場づくりに心がけている。
静岡県	富士市	・市民後見人の養成について ・普及啓発のための講座、講演会等の内容について ・成年後見支援センターの周知について	・委員会制とし、年2回定期で会議を開催 ・2カ月に一度、事務局(市)と成年後見支援センターで打ち合わせを行っている
静岡県	藤枝市	・市民後見人の養成 ・法人後見	
愛知県	蒲郡市	・法定後見人等の受任に関すること。 ・成年後見センターの事業報告	
愛知県	江南市	権利擁護全般(内容としては、虐待ケースや権利擁護ガイドライン研究会で確認された課題について対策を考える。	権利擁護部会だけではなく、個々の虐待ケースや個別に必要な支援において、連携をするにあたり、担当者だけでなく第3者の意見をとり入れた対策をしていくこと。
愛知県	尾張旭市	・セミナー開催、報告等 ・市民後見人が受任するケースの検討	定期的な会議での報告
愛知県	高浜市	高齢者及び障がい者に対する虐待その他の権利侵害の防止策やその有する権利を守るための支援策のほか、高浜市権利擁護支援センターの機能を含めた地域における権利擁護支援システム推進と検討等を行う	
愛知県	扶桑町	成年後見制度無料相談会	
愛知県	大治町	・成年後見制度利用に関する事例検討 ・成年後見センター設置に向けた意見交換	
愛知県	阿久比町	・知多地域成年後見センターより、後見業務、相談、支援、申立、講演会等の実績報告。 ・市町負担金について。・事例来件について・今後について。	顔の見える関係づくり
愛知県	東浦町		
愛知県	武豊町	・実施機関が配置する専門的職員についての承認の可否 ・事業に要する経費の額および関係市町ごとの負担額の算定 ・利用促進に関する協議 ・その他必要と認める事項	委員会の定期的な実施
三重県	名張市		
三重県	亀山市	情報共有、連携強化等	
三重県	紀宝町	・相談のあった個別事案の検証と支援(成年後見、市町村長申立、虐待、消費者被害等) ・法人後見等に関する事案の検証と支援 ・事案に対する法律家からの専門的な助言、指導・事案の検証、地域課題の把握、権利擁護に関する啓発、支援体制の検討 ・地域や各種団体とネットワーク構築、権利擁護支援	・定例会の開催(年6回) ・研修会の開催(年1回)
滋賀県	長浜市		(1)成年後見・権利擁護支援に係る情報の共有及び利用に関すること (2)相談活動支援に係る関係部署との連絡調整及び連携に関すること (3)その他、相談活動支援の推進について必要な事項に関すること 以上(1)～(3)について検討している。

都道府県	市区町村	合議事項等	連携の継続性のための工夫
大阪府	大阪市	大阪府全域において同一の理念と仕組みで市民後見人の養成と活動支援を行うための課題検討や情報共有等を行っています。	2か月に1度の頻度で定期的に持ち回り開催としています。
大阪府	堺市	・権利擁護サポートセンターの事業実施状況について ・成年後見関係事件の概況について	
大阪府	八尾市	・成年後見制度や他の制度(日常生活自立支援事業等)の利用の要否・成年後見制度の利用が予想される場合は、後見の類型(後見、補佐、補助) ・成年後見制度の利用が予想される場合は、申立人(親族、市長等) ・成年後見制度の利用が予想される場合は、後見人等の候補者(親族、専門職、法人、大阪府市民後見人バンク登録者)	関係機関同士連絡を密にとり、情報を共有すること
大阪府	豊能町	複数問題ケースなどの支援方針、利用サービスの選定、役割分担	各機関からの参加者はなるべく固定メンバーしてもらう
兵庫県	姫路市	姫路市成年後見支援センターの事業報告及び、今後の活動についての情報共有及び意見交換(実施事業:制度に関する一般、専門相談、市民後見人養成研修等の各種研修、権利擁護フォーラム等の普及啓発事業等)	定期開催(概ね3月に1回)
兵庫県	尼崎市	・センターの活動報告 ・センターの運営方法、方針に関する議論 ・成年後見に係る課題の検討	
兵庫県	明石市	・後見支援センターの運営、事業等の検討・諮問 ・後見制度に関する広報啓発活動の取組みなど	・受任調整委員会の参加及び線門職バンク等を活用した後見支援システム(申立・候補人) ・後見センターの法律専門相談の相談員派遣 ・市民後見人養成講座の講師
兵庫県	西宮市	・西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの役割、機能に関すること ・権利擁護の推進を図るためのネットワークの構築に係る支援に関すること等	・権利擁護支援を実際に実施している他機関の専門職同士での合同研修会を実施している。
兵庫県	芦屋市	・権利擁護支援システムの推進と検討(市民後見人活動マニュアル作成への取組み等)	・定期的な会議開催 ・特定の課題解決のための検討委員会への協力依頼
兵庫県	赤穂市	・センターの運営状況 ・普及啓発活動状況	
兵庫県	篠山市	・消費者被害に対する取り組み ・成年後見制度の普及 ・相談支援体制の整備 ・虐待対応等に関する現状報告、意見交換、情報共有等	定期的に開催している
兵庫県	太子町		・利用促進のための講演会の開催 ・市民後見人の育成・成年後見支援センターの運営
兵庫県	香美町	・情報交換(各関係機関の取組み、成年後見体制整備に向けた取組み) ・個別支援会議(事例検討)	
奈良県	葛城市		市町村長申立にかかわる相談
鳥取県	湯梨浜町	市民後見人育成・活用の推進について	
島根県	江津市	・家裁や自治体からの後見人等の推薦依頼に対する後見人等の推薦 ・事例検討 ・困りごと相談 ・研修会の企画 ・家裁との協議事項の決定	・事例検討にグループワークを取り入れ、交流の投会をつくる・困った時に相談したり、他者の事例から学ぶことで不安解消やモチベーションアップができるようにしている。 ・毎月第三火曜日と定例化している。
島根県	隠岐の島町	・事例検討・普及・啓発 ・メンバー内の情報共有、知識習得	月1回の定期開催
岡山県	井原市	・高齢者虐待に関する支援活動の把握・評価及び関係機関の連携の推進、高齢者虐待防止の啓発 ・成年後見制度に関する相談 ・利用支援の把握及び評価、関係機関の連携の推進 ・市民後見人養成事業の運営 ・計画及び市民後見人への活動支援	
岡山県	真庭市	・研修 ・情報交換	各参加機関が持ち回りで情報提供を行う
福岡県	大牟田市	・高齢者及び障害者への虐待防止に関する協議 ・成年後見制度の適切な運営及び普及啓発に関する協議 ・市民後見人の養成や清組に関する協議	・事例検討を通じて、課題毎に連携の仕方を共有 ・専門部会の設置など
長崎県	佐世保市	・市の現状の報告 ・社会福祉協議会及び地域包括センター等の取組み・事例等情報交換、意見交換	
熊本県	五木村	・ケース検討会 ・法令の解釈 ・制度の利用	月1回定期的に連携会議を開催している。

都道府県	市区町村	合議事項等	連携の継続性のための工夫
大分県	宇佐市	・成年後見制度に係るニーズ調査 ・市町村申立マニュアルの策定・法人後見の立上げ支援	
大分県	姫島村	・在宅高齢者、施設利用者、障がい者を対象としたニーズ調査 ・市町村申立てマニュアルの策定	定期的に会議を開催している。
宮崎県	都城市	・講演会、相談会等による普及啓発活動	・要綱の設置に基づく委員の委嘱 ・会議の定例化
宮崎県	えびの市	・学習会(事例検討も含む) ・相談会 ・情報共有	定期的な定例会の開催
鹿児島県	鹿児島市	・市の成年後見制度の利用状況の報告 ・他都市の取り組み状況の紹介 ・意見交換	
鹿児島県	指宿市	・高齢者虐待や徘徊、消費者被害等の早期発見及び未然防止のための情報交換を行い、必要に応じて見守の役割を担う。 ・発生した問題の早期解決を図るため保健、康療、福祉サービスによる支援を検討するほか、補完的なサービスの必要性、必要とされる措置及び法的救済等を検討する役割を担う。	
鹿児島県	姶良市	高齢者、障害者の権利擁護のための司法書士無料出張事業	
鹿児島県	大崎町		

11. 成年後見等実施機関は設置していますか

回答数 690



＜回答＞ 設置している：185件（26.8%） 設置していない：505件（73.2%）

【「設置している」と答えた自治体及びその名称】

都道府県	市区町村	機関名称
北海道	函館市	函館市成年後見センター
北海道	旭川市	旭川成年後見支援センター
北海道	釧路市	釧路市権利擁護成年後見センター
北海道	帯広市	成年後見支援センターみまもる
北海道	岩見沢市	岩見沢市成年後見支援センター
北海道	苫小牧市	苫小牧市成年後見支援センター
北海道	滝川市	滝川市生活あんしんサポートセンター
北海道	登別市	室蘭成年後見支援センター〔西いぶり2市3町〕
北海道	北広島市	北広島市成年後見センター
北海道	真狩村	真狩村生活サポートセンター
北海道	倶知安町	京極町社会福祉協議会
北海道	積丹町	北しりべし成年後見センター
北海道	赤井川村	小樽、北しりべし成年後見センター
北海道	東神楽町	旭川市が実施（共同）旭川成年後見支援センター
北海道	比布町	旭川成年後見支援センター
北海道	豊富町	あんしんサポートセンター
北海道	美幌町	美幌町成年後見支援センター
北海道	壮瞥町	室蘭成年後見支援センター
北海道	芽室町	：芽室町社会福祉協議会
北海道	広尾町	広尾町成年後見あんしんセンター
北海道	幕別町	
北海道	池田町	地域あんしんセンターいけだ
北海道	足寄町	足寄町成年後見支援センター
北海道	厚岸町	あんしんサポートセンターあつけし
北海道	標茶町	標茶町安心サポートセンター「まもる」
青森県	弘前市	弘前市成年後見支援センター
青森県	八戸市	八戸市成年後見センター
青森県	深浦町	深浦町地域包括支援センター
岩手県	二戸市	NPOカシオペア権利擁護支援センター
岩手県	奥州市	権利擁護あんしんセンター
岩手県	平泉町	平泉成年後見センター
岩手県	軽米町	カシオペア権利擁護支援センター
宮城県	仙台市	仙台市成年後見総合センター

都道府県	市区町村	機関名称
秋田県	横手市	横手市成年後見支援センター
福島県	福島市	福島市権利擁護センター
茨城県	水戸市	水戸市社会福祉協議会、権利擁護サポートセンター
茨城県	古河市	成年後見サポートセンターこが
茨城県	取手市	取手市成年後見センター
茨城県	牛久市	牛久市成年後見サポートセンター
茨城県	稲敷市	稲敷市成年後見サポートセンター
栃木県	栃木市	栃木市成年後見サポートセンター
埼玉県	飯能市	飯能市成年後見支援センター
埼玉県	深谷市	深谷市成年後見サポートセンター
埼玉県	草加市	そうか成年後見サポートセンター
埼玉県	志木市	志木市成年後見支援センター
埼玉県	久喜市	あんしん生活相談センター
埼玉県	富士見市	成年後見センター☆ふじみ
埼玉県	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市社会福祉協議会 権利擁護支援センター
千葉県	千葉市	千葉市成年後見支援センター
千葉県	佐倉市	成年後見支援センター
千葉県	習志野市	
千葉県	柏市	かしわ福祉権利擁護センター
千葉県	八千代市	社会福祉法人八千代市社会福祉協議会地域振興課 後見支援センター
千葉県	鴨川市	鴨川市権利擁護推進センター
千葉県	君津市	きみつ後見支援センター
千葉県	富津市	ふつつ後見支援センター
千葉県	山武市	さんむ成年後見支援センター
千葉県	いすみ市	市社会福祉協議会すまいる
東京都	中央区	中央区社会福祉協議会・成年後見支援センター「すてっぷ中央」
東京都	新宿区	新宿区成年後見センター
東京都	文京区	権利擁護センター
東京都	台東区	台東区社会福祉協議会権利擁護センター
東京都	墨田区	すみだ福祉サービス権利擁護センター
東京都	目黒区	権利擁護センターめぐろ
東京都	大田区	大田区社会福祉協議会成年後見センター
東京都	渋谷区	成年後見制度推進機関 渋谷区成年後見支援センター
東京都	荒川区	成年後見センター・あんしんサポとあらかわ
東京都	練馬区	練馬区社会福祉協議会権利擁護センター
東京都	足立区	権利擁護センターあだち
東京都	葛飾区	葛飾区成年後見センター
東京都	江戸川区	社会福祉法人 社会福祉協議会 安心生活センター
東京都	八王子市	成年後見・あんしんサポートセンター八王子
東京都	武蔵野市	武蔵野市権利擁護センター
東京都	三鷹市	権利擁護センターみたか
東京都	青梅市	権利擁護センターおうめ
東京都	調布市	一般社団法人多摩南部成年後見センター
東京都	町田市	福祉サポートまちだ
東京都	小金井市	小金井市権利擁護センター ふくしネットこがねい
東京都	日野市	多摩南部成年後見センター
東京都	国分寺市	権利擁護センターこくぶんじ

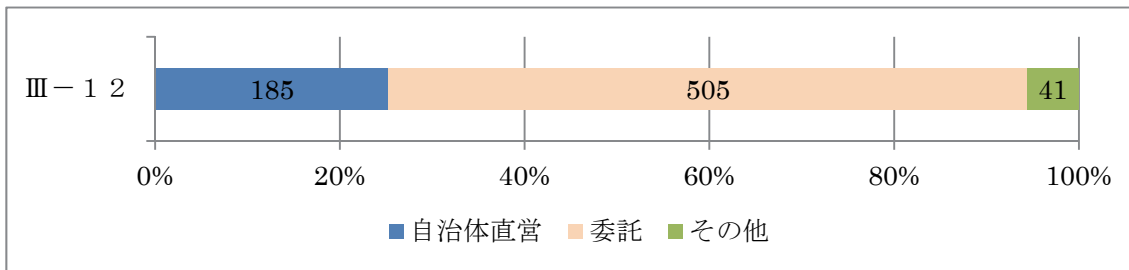
都道府県	市区町村	機関名称
東京都	国立市	くにたち権利擁護センター
東京都	東大和市	東大和市社会福祉協議会、福祉サービス総合支援(あんしん東大和)
東京都	清瀬市	きよせ権利擁護センターあいねっと
東京都	東久留米市	
東京都	あきる野市	あきる野市社会福祉協議会 権利擁護係
東京都	西東京市	権利擁護センターあんしん西東京
神奈川県	横浜市	横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター
神奈川県	平塚市	平塚市成年後見利用支援センター
神奈川県	藤沢市	藤沢市社会福祉協議会(ふじさわあんしんセンター)
神奈川県	茅ヶ崎市	NPO法人湘南ふくしネットワークオンブズマン成年後見支援センター
神奈川県	逗子市	逗子あんしんセンター
神奈川県	秦野市	成年後見利用支援センター
神奈川県	厚木市	厚木市権利擁護支援センター
新潟県	新潟市	新潟市成年後見支援センター
新潟県	燕市	福祉後見権利擁護センター
新潟県	佐渡市	佐渡市社会福祉協議会成年後見センター
新潟県	阿賀町	阿賀町成年後見センター
富山県	富山市	とやま福祉後見サポートセンター
石川県	金沢市	金沢権利擁護センター
石川県	かほく市	かほく市高齢支援センター
福井県	あわら市	あわら市社会福祉協議会成年後見センター
山梨県	南アルプス市	成年後見センター
長野県	松本市	成年後見支援センターかけはし
長野県	飯田市	いいだ成年後見支援センター
長野県	駒ヶ根市	上伊那成年後見センター
長野県	飯山市	北信圏域権利擁護センター
長野県	塩尻市	
長野県	東御市	上小園域成年後見支援センター
長野県	辰野町	上伊那成年後見センター
長野県	箕輪町	上伊那成年後見センター
長野県	豊丘村	いいだ成年後見センター(近隣市町村合同で)
長野県	山形村	成年後見センターかけはし
長野県	坂城町	坂城町成年後見支援センター
長野県	野沢温泉村	北信圏域権利擁護センター(近りん6市町村で設置)
岐阜県	恵那市	東濃成年後見センター
岐阜県	土岐市	東濃成年後見センター
静岡県	静岡市	地域福祉権利擁護センター
静岡県	富士市	富士市成年後見支援センター
静岡県	藤枝市	市成年後見支援センター
愛知県	豊川市	豊川市成年後見支援センター
愛知県	碧南市	碧南市成年後見支援センター
愛知県	刈谷市	刈谷市成年後見支援センター
愛知県	安城市	安城市社会福祉協議会
愛知県	西尾市	西尾市成年後見センター
愛知県	蒲郡市	蒲郡市成年後見センター
愛知県	江南市	江南市成年後見センター
愛知県	新城市	新城市成年後見支援センター

都道府県	市区町村	機関名称
愛知県	東海市	知多地域成年後見センター
愛知県	知立市	成年後見支援センター
愛知県	尾張旭市	尾張東部成年後見センター
愛知県	高浜市	高浜市権利擁護支援センター
愛知県	田原市	田原市成年後見センター
愛知県	阿久比町	知多地域成年後見センターに事業委託している。
愛知県	東浦町	知多地域成年後見センター
愛知県	武豊町	特定非営利活動法人知多地域成年後見センター
愛知県	幸田町	
三重県	津市	津市成年後見サポートセンター
三重県	名張市	伊賀地域福祉後見サポートセンター
滋賀県	彦根市	彦根市権利擁護サポートセンター（たすき）
滋賀県	長浜市	長浜市成年後見・権利擁護センター
滋賀県	草津市	成年後見センターもだま
滋賀県	野洲市	成年後見センターもだま
滋賀県	高島市	高島市社会福祉協議会
滋賀県	米原市	米原市権利擁護センター
京都府	綾部市	あやべ生活サポートセンター
大阪府	大阪市	大阪市成年後見支援センター
大阪府	堺市	堺市権利擁護サポートセンター
大阪府	八尾市	八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター
兵庫県	神戸市	神戸市成年後見支援センター
兵庫県	姫路市	姫路市成年後見支援センター
兵庫県	尼崎市	尼崎市成年後見等支援センター
兵庫県	明石市	明石市後見支援センター
兵庫県	西宮市	西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター
兵庫県	芦屋市	芦屋市権利擁護支援センター
兵庫県	伊丹市	伊丹市福祉権利擁護センター
兵庫県	相生市	西播磨成年後見支援センター
兵庫県	赤穂市	西播磨成年後見支援センター
兵庫県	三田市	三田市権利擁護・成年後見支援センター
兵庫県	篠山市	高齢者、障害者権利擁護サポートセンター
兵庫県	太子町	
鳥取県	鳥取市	とっとり東部権利擁護支援センター、鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」
鳥取県	米子市	西部後見サポートセンターうえるかむ
鳥取県	若桜町	とっとり東部権利擁護支援センター
鳥取県	八頭町	とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポとっとり）
鳥取県	湯梨浜町	中部成年後見支援センター
鳥取県	南部町	西部後見サポートセンターうえるかむ
岡山県	総社市	総社市権利擁護センター
広島県	福山市	権利擁護支援センター
香川県	丸亀市	後見センターまるがめ
愛媛県	松山市	松山市権利擁護センター
愛媛県	八幡浜市	権利擁護センター
愛媛県	伊予市	伊予市社会福祉協議会
福岡県	大牟田市	成年後見センター
佐賀県	上峰町	上峰地域包括支援センター

都道府県	市区町村	機関名称
長崎県	佐世保市	させぼ成年後見センター
長崎県	南島原市	南島原成年後見センター
熊本県	人吉市	人吉球磨成年後見センター
熊本県	水俣市	権利擁護センター
熊本県	玉名市	玉名市社会福祉協議会成年後見センター
熊本県	天草市	あまくさ成年後見センター(社協設置)
熊本県	錦町	人吉球磨成年後見センター
熊本県	五木村	人吉球磨成年後見センター
熊本県	あさぎり町	人吉球磨成年後見センター
鹿児島県	鹿屋市	権利擁護推進センター
鹿児島県	薩摩川内市	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センター

12. 成年後見等実施機関の設置形態を教えてください

回答数 181



＜回答＞ 自治体直営：6件（3.3%） 委託：134件（74.0%） その他：41件（22.7%）

【成年後見等実施機関の設置形態】

都道府県	市区町村	自治体直営	委託	委託記入欄	その他	その他記入欄
北海道	函館市		○	函館市社会福祉協議会		
北海道	旭川市		○	旭川市社会福祉協議会		
北海道	釧路市		○	釧路市社会福祉協議会		
北海道	帯広市		○	(福)帯広市社会福祉協議会		
北海道	岩見沢市		○	岩見沢市社会福祉協議会		
北海道	苫小牧市		○	苫小牧市社会福祉協議会		
北海道	滝川市		○	滝川市社会福祉協議会		
北海道	登別市				○	西いぶり2市3町の共同設置
北海道	北広島市		○	社会福祉協議会		
北海道	真狩村		○	真狩村社会福祉協議会		
北海道	倶知安町				○	協定
北海道	積丹町				○	小樽社協独自
北海道	赤井川村		○	小樽市社会福祉協議会		
北海道	東神楽町		○	旭川市社会福祉協議会		
北海道	比布町		○	旭川市社協		
北海道	豊富町		○	豊富町社会福祉協議会		
北海道	美幌町		○	美幌町社会福祉協議会		
北海道	壮瞥町				○	室蘭市社会福祉協議会に市町村が負担金を支出し、室蘭市社会福祉協議会が運営。
北海道	芽室町		○	:芽室町社会福祉協議会		
北海道	広尾町		○	広尾町社会福祉協議会		
北海道	幕別町		○	幕別町社会福祉協議会		
北海道	池田町		○	池田町社会福祉協議会		
北海道	足寄町		○	足寄町社会福祉協議会		
北海道	厚岸町		○	社会福祉協議会		
北海道	標茶町		○	標茶町社会福祉協議会		
青森県	弘前市		○	一般社団法人		
青森県	八戸市		○	八戸市社会福祉協議会		
青森県	深浦町	○				
岩手県	二戸市		○	NPOカシオペア権利擁護支援センター		
岩手県	奥州市		○	奥州市社会福祉協議会		

都道府県	市区町村	自治体直営	委託	委託記入欄	その他	その他記入欄
岩手県	平泉町					
岩手県	軽米町		○	NPO法人カシオペア権利擁護支援センター		
宮城県	仙台市				○	仙台市社会福祉協議会が運営している (1/2市補助)
秋田県	横手市	○				
福島県	福島市		○	市社会福祉協議会		
茨城県	水戸市				○	社会福祉協議会に補助金を交付しつつ連携 してサポートセンター設置
茨城県	古河市		○	社会福祉協議会		
茨城県	取手市				○	社協が直接実施
茨城県	牛久市				○	牛久市社会福祉協議会
茨城県	稲敷市		○	稲敷市社会福祉協議会		
栃木県	栃木市		○	栃木市社会福祉協議会		
埼玉県	飯能市		○	社会福祉協議会		
埼玉県	深谷市		○	深谷市社会福祉協議会		
埼玉県	草加市				○	市が草加市社会福祉協議会に補助金を 支出し、運営してもらっている。
埼玉県	志木市		○	志木市社会福祉協議会		
埼玉県	久喜市				○	社会福祉協議会が設置
埼玉県	富士見市				○	富士見市社会福祉協議会の自主運営である が、市から運営費補助は行なっている。
埼玉県	鶴ヶ島市				○	社協への補助金交付
千葉県	千葉市		○	千葉市社会福祉協議会		
千葉県	佐倉市		○	佐倉市社会福祉協議会		
千葉県	習志野市		○	NPO法人成年後見なのはな		
千葉県	柏市				○	社会福祉法人 柏市社会福祉協議会
千葉県	八千代市		○	社会福祉法人八千代市社会福祉協議会		
千葉県	鴨川市		○	社会福祉法人鴨川市社会福祉協議会		
千葉県	君津市				○	君津市社会福祉協議会が設置運営し、市が助 成している。
千葉県	富津市				○	富津市社会福祉協議会で設置
千葉県	山武市		○	山武市社会福祉協議会		
千葉県	いすみ市		○	市社会福祉協議会		
東京都	中央区				○	中央区社会福祉協議会への補助事業として実 施
東京都	新宿区		○	新宿区社会福祉協議会		
東京都	文京区				○	社会福祉協議会に設置し、区が補助金を出し ている
東京都	台東区				○	成年後見制度推進機関として位置付けられて いる区社会福祉協議会にて実施
東京都	墨田区				○	
東京都	目黒区		○	目黒区社会福祉協議会		
東京都	大田区				○	社会福祉法人
東京都	渋谷区				○	補助事業
東京都	荒川区				○	荒川区社会福祉協議会が設置
東京都	練馬区				○	練馬区社会福祉協議会が運営する練馬区社会 福祉協議会権利擁護センターに対し、補助金を 支出している。
東京都	足立区		○	権利擁護センターあだち		
東京都	葛飾区				○	社会福祉協議会が運営
東京都	江戸川区			社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会		

都道府県	市区町村	自治体直営	委託	委託記入欄	その他	その他記入欄
東京都	八王子市		○	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会		
東京都	武蔵野市				○	公益財団法人武蔵野市福祉公社
東京都	三鷹市		○	社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会		
東京都	青梅市				○	社会福祉協議会が設置
東京都	調布市				○	5市(調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市)が共同で設立し、運営している(基金の拠出、運営経費の負担等)。
東京都	町田市		○	町田市社会福祉協議会		
東京都	小金井市		○	小金市社会福祉協議会		
東京都	日野市				○	5市(調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市)の協定に基づき一般社団法人の設立(共同運営)
東京都	国分寺市		○	社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会		
東京都	国立市				○	補助金という形で実施。
東京都	東大和市		○	東大和市社会福祉協議会		
東京都	清瀬市		○	清瀬市社会福祉協議会		
東京都	東久留米市		○			
東京都	あきる野市		○	あきる野市社会福祉協議会		
東京都	西東京市		○	社会福祉協議会		
神奈川県	横浜市		○	横浜市社会福祉協議会		
神奈川県	平塚市		○	平塚市社会福祉協議会		
神奈川県	藤沢市		○	藤沢市社会福祉協議会 (ふじさわあんしんセンター)		
神奈川県	茅ヶ崎市		○	NPO法人湘南ふくしネットワークオンブズマン 成年後見支援センター		
神奈川県	逗子市		○	逗子市社会福祉協議会		
神奈川県	秦野市		○	社会福祉協長会		
神奈川県	厚木市		○	社会福祉法人厚木社会福祉協議会		
新潟県	新潟市		○	新潟市社会福祉協議会		
新潟県	燕市		○	燕市社会福祉協議会		
新潟県	佐渡市		○	佐渡市社会福祉協議会		
新潟県	阿賀町	○				
富山県	富山市		○	富山市社会福祉協議会		
石川県	金沢市		○	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会		
石川県	かほく市	○				
福井県	あわら市		○	あわら市社会福祉協議会		
山梨県	南アルプス市		○	社会福祉協議会		
長野県	松本市				○	松本市社会福祉協議会
長野県	飯田市		○	飯田社会福祉協議会		
長野県	駒ヶ根市		○	郡域内他市社会福祉協議会		
長野県	飯山市		○	特定非営利活動法人北信ふくしMねっと		
長野県	塩尻市				○	塩尻市社会福祉協議会へ補助金を出し運営
長野県	東御市		○	上田市社会福祉協議会		
長野県	辰野町		○	伊那市社会福祉協議会		
長野県	箕輪町		○	伊那市社会福祉協議会		
長野県	豊丘村		○	飯田市社会福祉協議会		
長野県	山形村		○	松本市(隣市)社会福祉協議会		
長野県	坂城町			坂城町社会福祉協議会		
長野県	野沢温泉村		○	NPO法人北信ふくしMねっと		

都道府県	市区町村	自治体直営	委託	委託記入欄	その他	その他記入欄
岐阜県	恵那市		○	東濃成年後見センター		
岐阜県	土岐市		○	東濃成年後見センター(NPO法人)		
静岡県	静岡市				○	市社会福祉協議会の運営
静岡県	富士市		○	富士市社会福祉協議会		
静岡県	藤枝市		○	市社会福祉協議会		
愛知県	豊川市		○	豊川市社会福祉協議会		
愛知県	碧南市		○	社会福祉協議会		
愛知県	刈谷市		○	刈谷市社会福祉協議会		
愛知県	安城市		○	安城市社会福祉協議会		
愛知県	西尾市		○	西尾市社会福祉協議会		
愛知県	蒲郡市		○	社協		
愛知県	江南市				○	江南市社会福祉協議会にて独自で実施。
愛知県	新城市		○	社会福祉法人新城市社会福祉協議会		
愛知県	東海市		○	知多地域成年後見センター		
愛知県	知立市		○	市社会福祉協議会		
愛知県	尾張旭市		○	特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター		
愛知県	高浜市		○	高浜市社会福祉協議会		
愛知県	田原市		○	田原市社会福祉協議会		
愛知県	阿久比町			知多地域成年後見センター		
愛知県	東浦町		○	知多地域成年後見センター		
愛知県	武豊町		○	特定非営利活動法人知多地域成年後見センター		
愛知県	幸田町					
三重県	津市		○	津市社会福祉協議会		
三重県	名張市		○	市社協		
滋賀県	彦根市		○	NPO法人あさがお		
滋賀県	長浜市		○	長浜市社会福祉協議会		
滋賀県	草津市		○	特定非営利活動法人成年後見センターもだま		
滋賀県	野洲市		○	成年後見センターもだま		
滋賀県	高島市		○	高島市塩会福祉協議会		
滋賀県	米原市		○	社会福祉法人米原市社会福祉協議会		
京都府	綾部市		○	綾部市社会福祉協議会		
大阪府	大阪市		○	大阪市社会福祉協議会		
大阪府	堺市		○	堺市社会福祉協議会		
大阪府	八尾市		○	八尾市社会福祉協議会		
兵庫県	神戸市		○	神戸市社会福祉協議会		
兵庫県	姫路市		○	姫路市社会福祉協議会		
兵庫県	尼崎市		○	尼崎市社会福祉協議会		
兵庫県	明石市		○	明石市社会福祉協議会明石市後見支援センター		
兵庫県	西宮市		○	西宮市社会福祉協議会とNPO法人PASネットの協働受託		
兵庫県	芦屋市		○	特定非営利活動法人PSAネット・芦屋市社会福祉協議会		
兵庫県	伊丹市				○	市内社会福祉法人による協働設置事務局は社会福祉協議会市は事業費を補助
兵庫県	相生市		○	社会福祉法人たつの市社会福祉協議会		
兵庫県	赤穂市		○	たつの市社会福祉協議会		

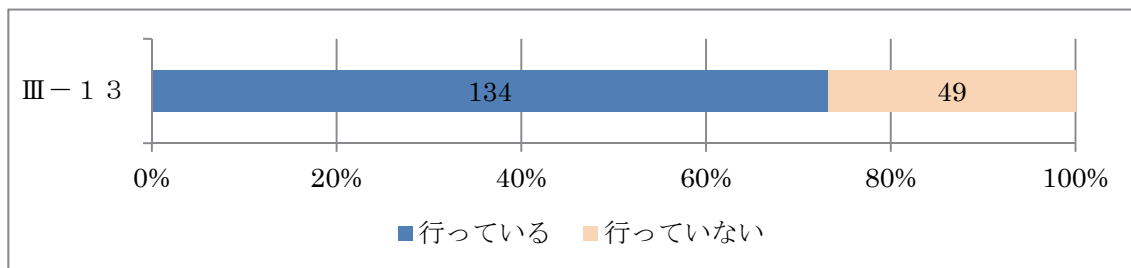
都道府県	市区町村	自治体直営	委託	委託記入欄	その他	その他記入欄
兵庫県	三田市		○	三田市社会福祉協議会		
兵庫県	篠山市	○				
兵庫県	太子町		○	たつの市社会福祉協議会		
鳥取県	鳥取市		○	鳥取市社会福祉協議会(かけはし)	○	補助事業(県、1市4町)
鳥取県	米子市		○	一般社団法人権利擁護ネットワークほうき		
鳥取県	若桜町		○			
鳥取県	八頭町		○	とっとり東部権利擁護支援センター		
鳥取県	湯梨浜町		○	成年後見ネットワーク倉吉		
鳥取県	南部町		○	一般社団法人権利擁護ネットワークほうき		
岡山県	総社市		○	社会福祉法人 総社市社会福祉協議会		
広島県	福山市		○	社会福祉法人 福山市社会福祉協議会		
香川県	丸亀市		○	丸亀市社会福祉協議会		
愛媛県	松山市		○	松山市社会福祉協議会		
愛媛県	八幡浜市		○	社会福祉協議会		
愛媛県	伊予市				○	伊予市社会福祉協議会の独自事業
福岡県	大牟田市		○	大牟田市社会福祉協議会		
佐賀県	上峰町	○				
長崎県	佐世保市				○	社会福祉協議会の自主運営
長崎県	南島原市				○	運営補助、補助先は、後見センターの設置主体である「南島原市社会福祉協議会」
熊本県	人吉市		○	人吉市社会福祉協議会		
熊本県	水俣市		○	水俣市社会福祉協議会		
熊本県	玉名市				○	
熊本県	天草市				○	社協が独自でセンター運営している
熊本県	錦町		○	人吉市社会福祉協議会		
熊本県	五木村		○	社会福祉法人人吉市社会福祉協議会		
熊本県	あさぎり町		○	人吉市社会福祉協議会		
鹿児島県	鹿屋市		○	鹿屋市社会福祉協議会		
鹿児島県	薩摩川内市				○	社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会に補助金をだし運営している

13. 成年後見等実施機関では市民後見に関する事業を行っていますか

14. 成年後見等実施機関では親族後見人への支援を行っていますか

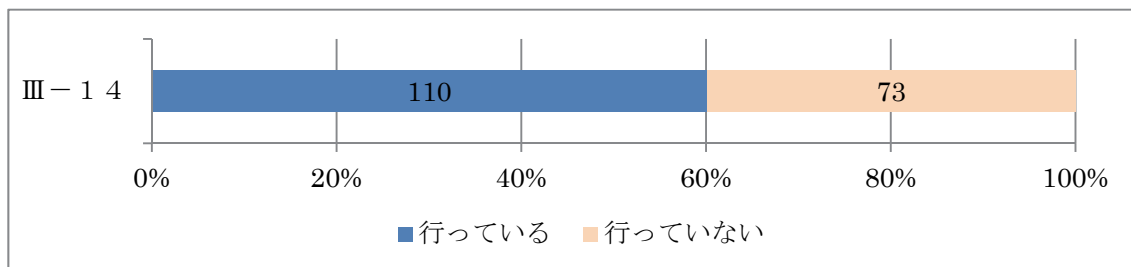
15. 具体的に親族後見人に対してどのような支援を行っていますか

【市民後見に関する事業】回答数 183



＜回答＞ 行っている：134 件（73.2%） 行っていない：49 件（26.8%）

【親族後見人への支援】回答数 183



＜回答＞ 行っている：110 件（60.1%） 行っていない：73 件（39.9%）

【市民後見に関する事業・親族後見人への支援】

都道府県	市区町村	市民後見に関する事業		親族後見人への支援		親族後見人支援の内容
		行っている	行っていない	行っている	行っていない	
北海道	函館市	○			○	
北海道	旭川市	○			○	
北海道	釧路市	○		○		
北海道	帯広市	○		○		申立の支援
北海道	岩見沢市	○		○		相談支援、申立手続の支援
北海道	苫小牧市	○		○		相談支援
北海道	滝川市	○			○	
北海道	登別市	○		○		申立の相談
北海道	北広島市	○		○		相談支援、手続きサポート
北海道	真狩村		○		○	
北海道	倶知安町	○			○	
北海道	積丹町	○			○	
北海道	赤井川村	○		○		窓口相談
北海道	東神楽町	○			○	
北海道	比布町	○		○		・申立の支援 ・制度に関する説明 ・研修会
北海道	豊富町	○			○	
北海道	美幌町	○			○	
北海道	壮瞥町	○			○	

都道府県	市区町村	市民後見に関する事業		親族後見人への支援		親族後見人支援の内容
		行っている	行っていない	行っている	行っていない	
北海道	芽室町	○		○		・相談、申立書類作成など
北海道	広尾町	○		○	○	
北海道	幕別町	○		○		・申し立ての相談 ・申し立て事務の助言
北海道	池田町	○		○		親族後見人の方が病気を持っているため、万が一（後見人死亡など）に備え、社協の法人後見に引きつげるよう資料の提出がなされているので、受けとり状況を把握している。
北海道	足寄町	○		○		・申立手続への協力・活動に係る相談対応 ・会議室やコピー機の無償使用
北海道	厚岸町	○		○		相談支援等
北海道	標茶町	○			○	
青森県	弘前市	○		○		相談業務
青森県	八戸市	○			○	
青森県	深浦町		○		○	
岩手県	二戸市	○			○	
岩手県	奥州市		○		○	
岩手県	平泉町					
岩手県	軽米町	○			○	
宮城県	仙台市	○		○		・後見活動に関する助言。 ・家裁報告書類作成に関する助言。
秋田県	横手市	○			○	
福島県	福島市	○		○		申立てについての相談、助言等
茨城県	水戸市	○		○		申し立てについての助言など
茨城県	古河市	○		○		・相談支援 ・申立手続支援
茨城県	取手市		○		○	
茨城県	牛久市	○		○		選任後の相談支援
茨城県	稲敷市	○		○		成年後見事務の手続き
栃木県	栃木市	○			○	
埼玉県	飯能市	○			○	
埼玉県	深谷市	○		○		専門職相談の開催
埼玉県	草加市	○		○		申立方法の案内等
埼玉県	志木市	○		○		相談業務、情報提供等の支援
埼玉県	久喜市	○			○	
埼玉県	富士見市	○		○		専門相談で対応している（行政書士、司法書士、運営委員会）、職員対応も実施している。
埼玉県	鶴ヶ島市	○			○	
千葉県	千葉市	○			○	
千葉県	佐倉市	○		○		成年後見人等からの相談対応
千葉県	習志野市	○		○		相談支援
千葉県	柏市	○			○	
千葉県	八千代市		○		○	
千葉県	鴨川市		○		○	
千葉県	君津市		○		○	
千葉県	富津市		○		○	
千葉県	山武市	○			○	
千葉県	いすみ市	○			○	

都道府県	市区町村	市民後見に関する事業		親族後見人への支援		親族後見人支援の内容
		行っている	行っていない	行っている	行っていない	
東京都	中央区	○		○		・個別相談への対応とともに、適宜弁護士による専門相談の利用を案内。 ・親族後見人を対象とした実務講座を、交流会も兼ねて年2回実施。
東京都	新宿区	○		○		・相談、手続支援、情報提供 ・後見人カフェ ・親族後見人交流会
東京都	文京区		○	○		親族後見人に対する学習会を開催している。
東京都	台東区	○		○		講師を招き、親族後見支援学習会を実施
東京都	墨田区	○		○		・後見等申立ての相談や手伝い ・報酬費用の助成
東京都	目黒区	○			○	
東京都	大田区	○		○		親族後見人を対象とした講座の開催 ・窓口での相談対応
東京都	渋谷区	○		○		専門相談会（弁護士、司法書士）の実施
東京都	荒川区		○		○	
東京都	練馬区	○		○		・ねりま後見人ネ動に登録をいただいている ・後見業務に役立つ研修のご案内（登録者に対して） ・後見集務に役立つ情報紙を年2回発行して郵送（登録者に対して） ・相談窓口の設置
東京都	足立区	○		○		専門職による親族後見人向けの講演会を実施
東京都	葛飾区	○		○		・講演会の開催と意見交換の場を設定 ・相談対応（職員、弁護士、司法書士による） ・後見人に対する後見関係資料の送付
東京都	江戸川区	○			○	
東京都	八王子市	○		○		・年1回 親族後見人交流会の開催 ・一般相談の中で個別相談対応している
東京都	武蔵野市	○			○	
東京都	三鷹市	○		○		・申立書類作成などの支援 ・親族後見人等の交流会を開催
東京都	青梅市		○		○	
東京都	調布市	○		○		成年後見センター・リーガルサポート、調布市社会福祉協議会、多摩南部成年後見センターと共催で、親族後見人やこれから後見人を受任しようとする市民を対象に相談会を開催している。
東京都	町田市	○		○		・親族後見人連絡会（情報交換会） ・親族後見のための専門職（弁護士）による相談会
東京都	小金井市	○		○		三鷹市社協と合同で年2回「親族後見人のつどい」を開催。親族後見人の孤立化を防止し、相談先として各市権利擁護センターを紹介、意見交換の場を提供している。
東京都	日野市	○			○	
東京都	国分寺市	○		○		・駝専門相談（成年後見専門相談、ふくし法律相談）等のご案内。 ・講座や研修等のご案内。
東京都	国立市	○		○		・申立て手続支援 ・後見業務相談
東京都	東大和市		○	○		・パンフレットを配り、制度を説明している。 ・申立に関する支援（病院への同行） ・研修、相談会を主催している。
東京都	清瀬市	○		○		成年後見利用支援事業で相談を受け、ご親族が候補者となり成年後見等を申立する際の支援（成年後見制度の説明、成年後見人等の役割、申立手続きの説明、申立書類の提出資料や記入方法について、書類の確認等）。また成年後見専門相談を利用していただくなど専門職に相談できる窓口も設けている。
東京都	東久留米市	○		○		・ニュースの発行（裁判所情報のお知らせ） ・専門職を交えた懇談会の開催
東京都	あきる野市		○	○		・講演会 ・一般募集による親族後見人連絡会（実施予定） ・専門相談会申込者への対応
東京都	西東京市	○		○		・親族後見人の意見交換を目的とした「後見人のつどい」を開催。 ・介護士等の専門家の無料相談
神奈川県	横浜市	○		○		・親族後見人等を希望する方向に、申立等に関する研修。 ・また、すでに親族後見人として活動している方に対する研修。
神奈川県	平塚市	○		○		・可能な限りの相談、助言 ・広く市民を対象とした成年後見関連講座の開講
神奈川県	藤沢市	○		○		・相談窓口の開設 ・無料専門相談の実施

都道府県	市区町村	市民後見に関する事業		親族後見人への支援		親族後見人支援の内容
		行っている	行っていない	行っている	行っていない	
神奈川県	茅ヶ崎市		○	○		親族等成年後見人(保佐人・補助人)受任者から相談を受け付け、職務についての助言を行う。
神奈川県	逗子市		○	○		月に2回、あんしんセンターと行政書士による、成年後見制度についての無料相談会
神奈川県	秦野市	○		○		相談支援事務
神奈川県	厚木市	○		○		司法書士による成年後見制度に係る相談
新潟県	新潟市	○		○		無料相談
新潟県	燕市		○		○	
新潟県	佐渡市	○		○		・申し立てまでの必要書類等・地域包括支援センターにつなげる ・受任中の相談
新潟県	阿賀町	○		○		・申立書類作成時のアドバイス ・専門職機関の紹介 ・相談(各種)
富山県	富山市	○			○	
石川県	金沢市		○		○	
石川県	かほく市		○		○	
福井県	あわら市	○		○		家裁への申立て手続きについての相談、助言など。
山梨県	南アルプス市		○	○		・申立や就任後の業務に伴う手続き支援 ・被後見人との関係良化に向けた働きかけ
長野県	松本市	○		○		講演会及び相談会の実施
長野県	飯田市		○	○		・親族後見に関する相談支援 ・必要に応じて親族後見人から第3者後見(法人後見を含む)への移行支援
長野県	駒ヶ根市	○		○		相談、申立て支援
長野県	飯山市	○		○		相談・援助
長野県	塩尻市		○	○		相談
長野県	東御市	○			○	
長野県	辰野町	○		○		・成年後見制度の説明、利用案内 ・申立て手続きなどの支援
長野県	箕輪町	○		○		問い合わせがきたら、対応した。関係機関につなげる
長野県	豊丘村	○		○		・申立書類作成の手助け ・申立までの相談
長野県	山形村	○		○		成年後見人等のつどい(講演・個別相談)
長野県	坂城町		○		○	
長野県	野沢温泉村	○			○	
岐阜県	恵那市		○		○	
岐阜県	土岐市		○	○		・(窓口が電話で)後見人としての対応方法に関する相談。 ・(窓口や電話で)家庭裁判書へ提出する報告書の書き手
静岡県	静岡市		○		○	
静岡県	富士市	○			○	
静岡県	藤枝市	○			○	
愛知県	豊川市	○		○		申し立て書類作成の助言・親族後見人の活動に対する助言
愛知県	碧南市		○	○		相談窓口を設けている
愛知県	刈谷市		○	○		・成年後見制度に関する相談 ・成年後見利度の利用に関する手続支援
愛知県	安城市		○		○	
愛知県	西尾市		○		○	
愛知県	蒲郡市		○	○		親族申立の相談支援。
愛知県	江南市		○	○		申立て支援や助言等。
愛知県	新城市		○	○		裁判所へ提出す資料に関する作成支援
愛知県	東海市		○	○		報告書作成方法等、後見業務全般
愛知県	知立市		○		○	
愛知県	尾張旭市	○		○		・制度説明、制度利用の検討 ・申立支援 ・後見業務に関する相談

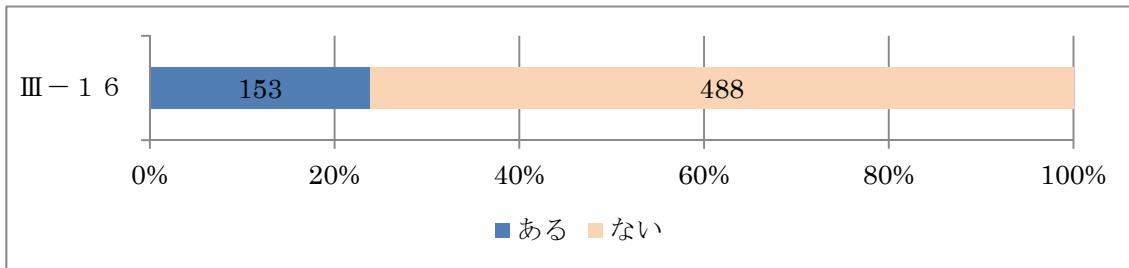
都道府県	市区町村	市民後見に関する事業		親族後見人への支援		親族後見人支援の内容
		行っている	行っていない	行っている	行っていない	
愛知県	高浜市	○		○		相談対応
愛知県	田原市		○	○		・相談対応 ・申立に関する技術的支援
愛知県	阿久比町		○	○		親族後見人の報告書作成の援助などと無料で行っている。
愛知県	東浦町	○		○		親族後見人を希望される方へ知識的支援
愛知県	武豊町	○		○		・申立支援・相談 ・裁判所の申請の手続等の補助
愛知県	幸田町					
三重県	津市	○		○		成年後見制度に関する相談
三重県	名張市	○		○		
滋賀県	彦根市		○		○	
滋賀県	長浜市	○		○		
滋賀県	草津市		○	○		・相談活動(助言等) ・申立支援(申立書の書き方、申立手続きの確認等)
滋賀県	野洲市		○		○	
滋賀県	高島市		○			
滋賀県	米原市		○	○		後見業務等に関する相談 ・弁護士等の専門化からのアドバイス
京都府	綾部市	○			○	
大阪府	大阪市	○		○		親族後見人に特化して支援としてではなく、一市民として相談、支援の対象としています。
大阪府	堺市	○			○	
大阪府	八尾市	○			○	
兵庫県	神戸市	○			○	成年後見制度の概要及び実務に関する講座「成年後見セミナー」を開催し、制度の啓発及び後見活動を行う市民の資質向上に努めている。
兵庫県	姫路市	○		○		親族後見人向け研修を実施
兵庫県	尼崎市	○			○	
兵庫県	明石市	○		○		後見人の活動に関する相談助言など
兵庫県	西宮市	○		○		西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センターの中に、法律職等の専門職が登録している人材バンクという制度があり、その人材バンクを用いた専門相談を実施している。
兵庫県	芦屋市	○		○		実績はないが親族後見人により、後見業務に関する相談があれば活用できる相談の場を設けている・親族後見人向けの研修を実施
兵庫県	伊丹市	○			○	
兵庫県	相生市	○		○		
兵庫県	赤穂市	○			○	
兵庫県	三田市		○		○	
兵庫県	篠山市	○		○		・申請書の記載の仕方のアドバイス、必要書類の取りよせなど ・受任後の後見事務アドバイス
兵庫県	太子町	○			○	
鳥取県	鳥取市	○		○		親族申立、本人申立時の支援
鳥取県	米子市	○		○		・相談対応 ・家裁提出書類作成指導
鳥取県	若桜町	○		○		・助言 ・申し立て支援
鳥取県	八頭町	○		○		
鳥取県	湯梨浜町		○		○	
鳥取県	南部町	○		○		相談支援
岡山県	総社市	○		○		・申立ての助言 ・後見業務における助言
広島県	福山市	○		○		
香川県	丸亀市	○		○		成年後見制度等権利擁護に関する相談及び利用支援
愛媛県	松山市		○	○		後見人が活用を開始する際や活動中の相談や助言
愛媛県	八幡浜市	○			○	
愛媛県	伊予市		○		○	

都道府県	市区町村	市民後見に関する事業		親族後見人への支援		親族後見人支援の内容
		行っている	行っていない	行っている	行っていない	
福岡県	大牟田市	○			○	
佐賀県	上峰町		○		○	
長崎県	佐世保市		○		○	
長崎県	南島原市	○			○	
熊本県	人吉市	○		○		・相談窓口や相談ダイヤルの設置 ・必要に応じた訪問相談の実施 ・出張相談会の開催
熊本県	水俣市	○			○	
熊本県	玉名市		○		○	
熊本県	天草市	○			○	
熊本県	錦町	○		○		
熊本県	五木村	○		○		・市民後見人、親族後見人を対象にしたセミナーや養丸事業に取り組んでいる。 ・相談事業
熊本県	あさぎり町	○		○		申請事務への支援
鹿児島県	鹿屋市		○		○	
鹿児島県	薩摩川内市	○		○		制度の説明や申立に関する助言を行っている。

16. 民間（社協、社協以外の社福、市民後見NPOなど）で活動を把握している成年後見等実施機関はありますか

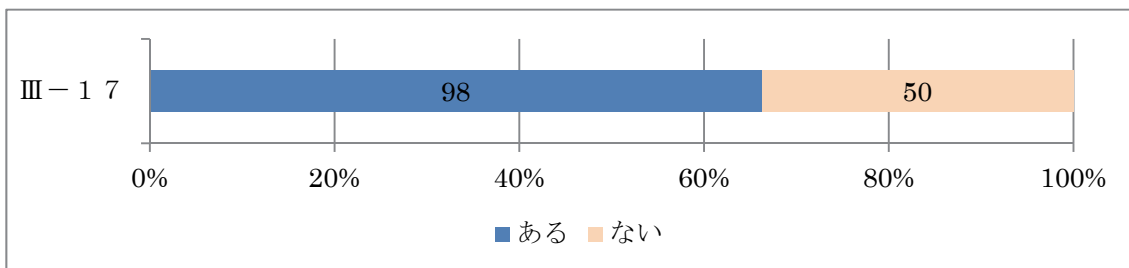
17. その成年後見等実施機関との連携（定期的な情報交換等）はありますか

【活動を把握している民間の成年後見等実施機関】回答数641



＜回答＞ ある：153件（23.9%） ない：488件（76.1%）

【民間の成年後見等実施機関との連携】回答数148



＜回答＞ ある：98件（66.2%） ない：50件（33.8%）

【「（活動を把握している民間の成年後見等実施機関が）ある」と答えた自治体と連携の内容】

都道府県	市区町村	名称	連携の内容
北海道	札幌市	札幌市社会福祉協議会	市長申立て、報酬助成に係る事務のための連携を行っています。
北海道	帯広市	NPOとかち市民後見人の会、NPO市民後見センターとかち	
北海道	江別市	NPO法人さいわい成年後見センター	制度・手続きに関する情報交換
北海道	黒松内町	京松町社会福祉協議会	広域での権利擁護体制の構築
北海道	占冠村	市民後見センターふらの	
北海道	斜里町	斜里町社会福祉協議会	定期的な情報交換
北海道	小清水町	社会福祉協議会（法人後見）	
北海道	弟子屈町	社会福祉法人弟子屈町社会福祉協議会	
青森県	五所川原市	五所川原市社会福祉協議会	
青森県	平川市	平川市社会福祉協議会	定期的な情報交換
青森県	深浦町	深浦町社会福祉協議会	お互い必要な場合、連携しながら実施するようにしている。
青森県	野辺地町	社会福祉士事務所あんしん	
青森県	おいらせ町	八戸市成年後見センター	市民後見人の養成について
岩手県	大船渡市	特定非営利活動法人さんりく後見サポートアイギス	
岩手県	花巻市	花巻市社会福祉協議会	
岩手県	八幡平市		
岩手県	滝沢村	リーガルサポート、社会福祉士ばあとなあ、行政書士会コスモス成年後見センター、成年後見センターもりおか	
岩手県	金ヶ崎町	奥州市社会福祉協議会、成年後見センターもりおか	奥州市社会福祉協議会に関しては、定期的ではないが、ケースに応じて後見
岩手県	平泉町	平泉成年後見センター	

都道府県	市区町村	名称	連携の内容
宮城県	丸森町	一般社団法人シニアパートナーズ	
秋田県	男鹿市	コスモス成年後見サポートセンター、 ばあとなあ秋田、えすあーる秋田	情報交換
秋田県	仙北市	権利擁護センター「ばあとなあ秋田」社団法人秋田県社会福祉会	
秋田県	三種町	三種町社会福祉協議会権利擁護センター	
山形市	米沢市	NPO法人市民後見おきたま	親族申立支援についての情報交換(個人情報除く)
福島県	福島市	NPO市民後見サポートの会	活動内容等の情報交換
福島県	郡山市	1、一般社団法人郡山権利擁護センター 2、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター 3、公益社団法人成年後見センターリーガルサポート 4、社労士成年後見センター福島 5、認定特定非営利活動法人ふくしま成年後見センター	家庭裁判所主催の関係機関会議に出席している。 上記のうち、一般社団法人郡山権利擁護センター、 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター、 公益社団法人成年後見センターリーガルサポートが 出席
福島県	南相馬市	南相馬市社会福祉協議会	社協で市民後見人養成講座等を実施する際に市広報誌へ掲載し、講師として職員を派遣している。 また定期的に情報交換を行っている。
福島県	石川町	ベストファーム	
茨城県	取手市	NPO法人とりで市民後見の会	成年後見制度連絡会において情報交換
茨城県	ひたちなか市	ひたちなか市社会福祉協議会	法人後見事務審議委員会へ参画
茨城県	神栖市	福祉後見サポートセンターかみす (神栖市社会福祉協議会)	
茨城県	河内町	NPO法人PACガーディアンズ	
栃木県	日光市	市社会福祉協議会	月1回のケース会議
栃木県	小山市	社会福祉協議会、リーガルサポート、ばあとなあ、 コスモス成年後見サポートセンター	ケースの相談支援について
栃木県	矢板市	矢板市社会福祉協議会	法人後見運営委員会への出席・情報交換
栃木県	上三川町	一般社団法人社会福祉士事務所にじみる	
栃木県	塩谷町	公益社団法人成年後見センターリーガルサポートとちぎ支部	成年後見相談会、 司法書士の地域ケア会議への出席
群馬県	玉村町	NPO法人ウエルサポートぐんま	定期的な情報交換、相談業務の委託
埼玉県	本庄市	特定非営利活動法人後見センターこだま	市が関係機関を集めて実施する成年後見研修の講師の依頼や情報交換。
埼玉県	春日部市	NPO法人成年後見センターあい、 NPO法人市民後見センターさいたま	報酬助成に伴う後見事務報告、 市民後見人養成事業の後援名義使用
埼玉県	深谷市	特定非営利活動法人市民後見センター	成年後見サポートセンター運営委員として参加し情報交換
埼玉県	上尾市	ばあとなあ埼玉	
埼玉県	和光市	NPO法人和光虹の会	代表者が自立支援協議会委員であり、 権利擁護部会の部会長でもある。
埼玉県	富士見市	特定非営利活動法人うえるかむ	
埼玉県	鶴ヶ島市	NPO法人西入間あんしん市民後見人の会	
千葉県	銚子市	東総権利擁護ネットワーク	連絡会の実施
千葉県	茂原市	もばら後見支援センター	成年後見市長申立に関する協議等
千葉県	成田市	NPO法人市民後見太陽、 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	
千葉県	流山市	千葉県弁護士会松戸支部松戸法律相談センター 千葉司法書士会社団法人成年後見センター・リーガルサポート 千葉県支部 千葉県社会福祉会権利擁護センター・ばあとなあ千葉 NPO法人成年後見なのはな流山事務所 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部 早稲田成年後見サポート松戸事業所 NPO法人成年後見センターしぐなるあいず NPO法人東葛市民後見人の会流山支部	
千葉県	我孫子市	あびこ後見支援センター(我孫子市社会福祉協議会)・認定NPO法人東葛市民後見人の会	市民申立時の後見人等候補者推薦、 市民後見人養成講座への講師派遣
千葉県	富津市	市民後見親がわり	障害者総合支援協議会
千葉県	袖ヶ浦市	NPO法人成年後見なのはな、 特定非営利活動法人NPOひかり	
千葉県	印西市	NPO法人成年後見なのはな	
千葉県	富里市	NPO法人成年後見太陽	月1回の研修会・その他
千葉県	栄町	NPO法人市民後見センター印旛	不定期ではあるが、個別事例への対応に対する相談時等において情報交換している。

都道府県	市区町村	名称	連携の内容
東京都	品川区		
東京都	大田区	社協	社協の市民後見活動推進部に部会員として出席
東京都	練馬区	NPO法人成年後見推進これから、 特定非営利活動法人成年後見のぞみ会	定例会の開催
東京都	葛飾区	NPO法人かつしか市民後見センター、 NPO法人中・西会・ NPO法人東京ひがし成年後見サポートセンター	一部の団体と年に2、3回程度情報交換を行っている。
東京都	八王子市	一般社団法人 みんなの力	
東京都	立川市	地域あんしんセンターたちかわ	地域あんしんセンターたちかわ運営委員会
東京都	三鷹市	特定非営利活動法人 多摩東成年後見の会	社協ボランティアセンターへ登録。 必要に応じて情報提供など
東京都	青梅市	社会福祉法人青梅市社会福祉協議会	
東京都	小金井市	多摩成年後見の会(NPO)	後見等監督人として対応している
東京都	国立市	国立市社会福祉協議会	市長申立検討会議、成年後見推進機関連絡会、 第三者後見人連絡会等
東京都	あきる野市	特定非営利活動法人市民後見センターTOMONI	講演会開催時の案内
神奈川県	横浜市	NPO法人よこはま成年後見つばさ、 NPO法人成年後見横浜やまびこ、 NPO法人成年後見湘南、 NPO法人成年後見センターかけはし、 一般社団法人神奈川健生成年後見センター	よこはま法人後見連絡会の中で情報交換等を実施している。
神奈川県	平塚市	NPO 法人成年後見湘南	平塚市成年後見利用支援センター運営協議会として会議に参加
神奈川県	茅ヶ崎市	NPO法人湘南ふくしネットワークオンブズマン成年後見支援センター	・成年後見支援センターの運営状況、相談対応(関係機関との連携) ・法人後見について ・市民後見人養成について等
神奈川県	綾瀬市	綾瀬市社会福祉協議会	
新潟県	新潟市	新潟県弁護士会、新潟県社会福祉士会、 新潟県司法書士会 など多数	年1～2回情報交換会を「成年後見ネットワーク会議」として開催
新潟県	柏崎市	柏崎市社会福祉協議会	後見制度の相談や市民後見養成講義の業務委託
新潟県	見附市	NPO法人	市民向け啓発事業の委託を行った。
新潟県	魚沼市	社会福祉協議会での法人後見	法人後見の連絡会
富山県	滑川市	ばあとなあ富山(富山県社会福祉士会)	
石川県	加賀市	加賀市成年後見センターほっこり	
石川県	かほく市	かほく市社会福祉協議会 法人後見事業H29. 4月から開始予定	月に1回連携会議
山梨県	甲州市	社協	成年後見運営委員会の委員として参画している。
長野県	諏訪市	諏訪市社会福祉協議会	成年後見ミーティング
長野県	天龍村	いいだ成年後見支援センター	
長野県	坂城町	長野県成年後見関係団体連絡会、県社協	上記2団体が主催となり無料相談会が時々開設され 当町もその会場になるため、情報共有や指導等も得られる。
岐阜県	大垣市	西濃地域成年後見支援センター	
岐阜県	高山市	高山市社協	
岐阜県	多治見市	東濃成年後見センター	事業委託を東浪る市で行っている
岐阜県	可児市	市社協	市長申立て案件に係るケース会議
岐阜県	輪之内町	司法書士法人あおぞら合同事務所、 NPO法人きずなの会	必要に応じ、相談をしている
静岡県	浜松市	浜松市社協 NPO法人浜松成年後見センター NPO法人市民後見センターはままつ	
静岡県	長泉町	社会福祉士事務所ウェルサポート四恩	依頼したケースについて
愛知県	豊川市	NPO法人東三河成年後見センター	月に一度打ちあわせの機会を設けている
愛知県	刈谷市		
愛知県	犬山市	コスモス成年後見サポートセンター	
愛知県	新城市	認定特定非営利活動法人東三河後見センター、 司法書士法人、行政書士法人リーガルホーム	
愛知県	あま市	一般社団法人 西尾張成年後見センター	
愛知県	東浦町	もりもり後見センター、生活サポート協会	
愛知県	美浜町	知多地域成年後見センター	成年後見利用促進事業運営委員会

都道府県	市区町村	名称	連携の内容
三重県	松阪市	社会福祉協議会	2ヶ月に一度、社会福祉協議会が開催する地域後見サポート事業運営委員会に参加。
京都府	綾部市	綾部市社会福祉協議会	
京都府	宇治市	特定非営利活動法人山城権利擁護ネットワーク	ケースを通じての情報交換や任意後見人申請への支援依頼市長申立の際、法定後見人立候補者の依頼等。
京都府	向日市	市民後見センターきょうと (運営:特定非営利活動法人ユニバーサルケア)	
京都府	長岡京市	長岡京市社会福祉市協議会	法人後見運営委員会委員に市職員が参画
大阪府	堺市	NPO法人シビルブレイン、 NPO法人かんなびの丘	
大阪府	高槻市	NPO法人権利擁護たかつき	ケース内容によって相談している。
大阪府	八尾市	八尾市社会福祉協議会	月に1度、権利擁護に関する実務を担当している者が集まり、成年後見制度に関することを協議する実務者連絡会を開催している。
大阪府	河内長野市	大阪後見支援センター(府社協)	社会福祉スーパーバイズ事業研修会
大阪府	和泉市	コスモス、リーガルサポートセンター、ひまわり	
大阪府	門真市	NPO法人権利擁護たかつき	門真市が援護市の利用者の後見人となっているので、手続き等についてのやりとりを行っている
兵庫県	明石市	NPO法人市民後見ひょうご	後見支援センターの運営委員会等へ委員として参加
兵庫県	芦屋市	特定非営利活動法人PASネット・ 芦屋市社会福祉協議会	定期的ではないが、適宜情報交換、相談を行っている
兵庫県	加西市	社協、地域包括支援センター	
兵庫県	篠山市	NPO法人ウイズ・ユー	NPO設立から、地域で必要としている活動内容について協議
奈良県	天理市	特定非営利活動法人Nネット	
奈良県	橿原市	特定非営利活動法人Nネット	
和歌山県	和歌山市	特定非営利活動法人成年後見紀の国サポートセンター	
和歌山県	紀美野町	社協	
和歌山県	広川町	有田川町社会福祉協議会	
鳥取県	米子市	一般社団法人あんしん後見せいぶ	
鳥取県	湯梨浜町	一粒の麦	
島根県	浜田市	石見成年後見センター	市長申立てケースの候補者の推薦
島根県	江津市	江東市社会福祉協議会	日常的な相談対応、実施機関が主催する権利擁護意見会に参加
島根県	美郷町	美郷町社協	支援ケースについての情報交換やケース支援会議
岡山県	岡山市	(社福)岡山市社会福祉協議会法人後見事業	不定期であるが、年に2～3回情報交換している。
岡山県	倉敷市	(福)倉敷市社会福祉協議会 (弁)岡山パブリック法律事務所 (公財)リーガル・エイド岡山 (公社)岡山後見センター・リーガルサポート岡山県支部 (一社)岡山県社会福祉士会権利擁護センターぱあとあ岡山 (特非)岡山高齢者・障害者支援ネットワーク (特非)おかやま成年後見サポートセンター	家裁が開催する家事関係機関との連絡協議会
岡山県	津山市	NPO法人後見支援センター浄心	情報交換会
岡山県	井原市	NPO法人井原いきいきネット、NPO法人あんしん	
岡山県	真庭市	NPOこうけん、NPOやまぼうし	定期的な情報交換会の実施
広島県	廿日市市	廿日市市社会福祉協議会、 NPO法人心の絆ネットワーク	廿日市市社会福祉協議会法人後見事業 運営委員会
広島県	安芸高田市	社会福祉協議会	共催による成年後見講演会、相談会の実施
広島県	府中町	府中町社会福祉協議会	
広島県	北広島町	北広島町社協	
山口県	萩市	萩市社会福祉協議会、萩長門成年後見センター	実施機関主催の研修
山口県	光市	同合会社歩夢	
山口県	山陽小野田市	社会福祉協議会	情報交換、勉強会など
徳島県	吉野川市	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	親族調査や親族後見申立に対するフォロー等
香川県	高松市	特定非営利法人後見ネットかがわ	
愛媛県	松山市	松山市社会福祉協議会	情報交換等

都道府県	市区町村	名称	連携の内容
福岡県	福岡市	福岡県司法書士会、 NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット、 NPO法人成年後見センターあさひ	相談会や説明会開催時の名義後援
福岡県	筑紫野市	高齢者・障害者安心サポートネット	上記の法人が月に1回事例検討など成年後見制度研究会を行っている。(市民、包括、市職員出席)
福岡県	春日市	福祉あんしんセンター(春日市社会福祉協議会事業)	市高齢、障がい担当部署、地域包括支援センターが2か月に1回集まり情報交換を実施
福岡県	宗像市	NPO法人高齢者、障害者安心サポートネット	高齢者・障害者のための無料法律相談の実施を委託している(平成28年度は10回開催)
福岡県	新宮町	新宮町社会福祉協議会、NPO法人I'サポート新宮	
福岡県	岡垣町	アドボカシー福岡	
福岡県	みやこ町	みやこ社協	
佐賀県	佐賀市	公易社団法人佐賀県社会福祉士会の佐賀県成年後見センターばあとなあ	成年後見制度利用支援事業の業務委託
佐賀県	唐津市	公益社団法人佐賀県社会福祉士会	年に1～2回ネットワーク会議を開催
佐賀県	多久市	佐賀県社会福祉士会	必要に応じて連携
佐賀県	白石町		
熊本県	荒尾市	社協	保人後見受任のための調整、情報交換
熊本県	玉名市	NPO安心サポートネット	2ヶ月/1回無料相談会実施
熊本県	山鹿市	やまが成年後見センター	運営委員会
熊本県	津奈木町	津奈木町社会福祉協議会	
大分県	大分市	大分市社会福祉協議会 NPO法人市民後見人養成活動支援ネットワーク大分	市民後見人推進養成事業の委託
宮崎県	都城市	都城市社協による法人後見	法人後見審査委員会
宮崎県	えびの市		成年後見ネットワーク西諸の定例会

18. 上記以外に、成年後見制度等の利用促進に関してどのような取組を行っていますか

【記入のあった自治体】

都道府県	市区町村	具体的内容
北海道	岩見沢市	・岩見沢市広報、岩見沢市社協だよりにて成年後見制度及び成年後見支援センターについて掲載 ・岩見沢市社会福祉協議会のホームページに掲載 ・成年後見支援センターのパンフレットを作成し、市内、福祉・医療、介護事業所等に配置 ・成年後見制度講演会の実施・出前講座の実施 ・FMはまなすラジオ生番組に出演 ・金沢機関において成年後見制度及び成年後見支援センターについての臨時の説明・相談窓口開設
北海道	伊達市	パンフレットでの周知及び広報による周知
北海道	江差町	市民後見人の会を作り、定期的な会合において、制度周知方法等について検討
北海道	壮瞥町	・制度の周知パンフレットの作成・配布、巡回相談Hの広報掲載 ・住民向け出前講座・講演会等の開催
北海道	芽室町	司法書士による、個別の無料相談会を実施(成年後見など実施期間が開催)
青森県	八戸市	・成年後見センターに、パンフレット等の配布や市民向け講座を委託・プロジェクトチーム(PT)での話し合い ・広報、認知症フォーラム等での周知
岩手県	久慈市	管内での成年後見センターの設置
岩手県	奥州市	成年後見人等への報酬の助成(市長申立てに係るもので、成年被後見人が低所得である場合に限る)
岩手県	滝沢村	住民への出前講座や広報による周知
宮城県	丸森町	低所得高齢者に係る成年後見制度の市町村申立てに要する経費の助成
秋田県	鹿角市	・審判の申立て及びその申立てに要する費用負担(市長申立)。 ・成年後見人等に対する報酬の一部助成。
秋田県	三種町	H28. 2のフォーラムにて成年後見制度についてをテーマとした。
福島県	郡山市	地域包括支援センター、介護施設等の団体、専門学校に対し、要望があれば制度について研修を行っている。
福島県	白河市	成年後見制度の住民向け講演会を開催している。
茨城県	取手市	・シンポジウム、講演の開催 ・事例検討会の開催
茨城県	つくば市	成年後見活用支援の関係課(障害福祉課)と法人後見が当地域に必要な有無、実施機関として適正な団体、機関等の確認を行うため、相談支援事業所や居宅介護支援事業所に成年後見制度の普及、理解度を確保する調査を実施予定。
栃木県	栃木市	栃木市成年後見サポートセンターが開催するケース検討会に参加
栃木県	小山市	・成年後見制度利用支援事業の事務の一部を社協に委託している ・社協が成年後見制度に関する相談対応し、制度の普及啓発を図るとともに、本人・親族等による申立の支援を行っている
栃木県	大田原市	・市ホームページへの制度に関する記事の掲載 ・市や包括支援センターなどへの相談者に対する制度の案内(裁判所や市のパンフレット等による)と支援
栃木県	矢板市	関係機関と連携した広報活動
群馬県	安中市	1年に1度、介護予防教室にて成年後見制度の説明会を行っている。
群馬県	玉村町	相談会の実施、広報・研修会の実施
埼玉県	志木市	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に規定された合議制の機関として、「成年後見制度利用促進審議会」を設置予定。
埼玉県	和光市	講演会の実施・広報等による周知・H29年度に市民後見人養成講座を実施予定(準備段階)
千葉県	柏市	被後見人等への報酬助成
千葉県	鴨川市	成年後見制度等についての講演会の開催・自立支援協議会やケアマネージャー等の協議会にて専門職に対して成年後見制度や日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業の説明をしている。
千葉県	山武市	民生委員等に後見についての研修を開催する。
東京都	新宿区	・申立費用助成・成年後見人等への報酬助成・専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士)を委員とする会議の開催(意見交換等実施) ・制度普及啓発のための講座開催 ・広報物の作成、配布
東京都	文京区	・報酬助成の実施(区長申立及び親族申立) ・成年後見制度全般に関わる相談の受付 ・後見人に対する講座や学習会の実施 ・法人後見の実施
東京都	台東区	成年後見申立費用助成、報酬助成
東京都	品川区	市民後見人養成講座開催
東京都	目黒区	成年後見人等の報酬助成
東京都	大田区	成年後見人等の報酬の助成
東京都	渋谷区	・法定後見制度の利用経費(申立費用、後見人報酬)の助成 ・福祉医療関係者を対象とする成年後見制度活用のための事例検討会の開催
東京都	練馬区	区民向け講演会の開催・関係機関や自治会等に対する勉強会への講師派遣
東京都	江戸川区	成年後見制度利用支援事業(成年後見人等に対する報酬を負担することが困難である者に対し助成を行い、成年後見制度の利用を促進する。)

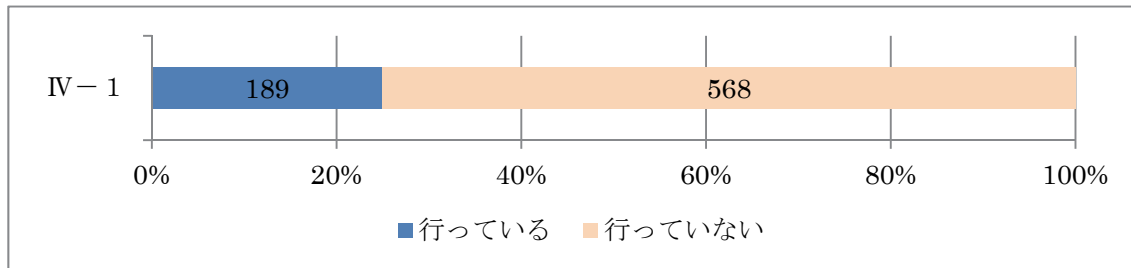
都道府県	市区町村	具体的内容
東京都	八王子市	・障害者施設等での出前講座による普及啓発事業 ・障害福祉サービス事業者向け研修
東京都	武蔵野市	市民向け定期的な講座、説明会の実施
東京都	三鷹市	・市民向けの講座。包括共催出前講座、包括担当者と連絡会 ・リーガルサポート供催無料相談会、福祉等関係者向け勉強会
東京都	府中市	・法定後見に関する成年後見等開始申立ての支援・任意後見に関する相談支援 ・成年後見人への後見業務支援(個別相談、情報提供、講演会の実施等) ・普及啓発及び利用促進を目的とした講演会、講座の開催、出前講座の実施等 ・成年後見制度に係る報酬費用助成
東京都	町田市	・申立経費および成年後見報酬費の助成 ・成年後見制度の周知のため、概要を市報へ掲載 ・成年後見制度の周知のため、外部講師を招いての講演会の開催
東京都	小金井市	・専門職後見人連絡会(年2回) ・成年後見制度等市民啓発講演会(年2回) ・成年後見制度等相談会の実施(年1回) ・申立費用助成・後見報酬助成 ・後見人等への支援(立会いなど)
東京都	国立市	・パンフレットの配備など ・成年後見に関するミニ講座などを実施
神奈川県	川崎市	普及啓発用パンフレットの配布
神奈川県	秦野市	・普及啓発活動 ・リーフレット配布 ・関係機関、団体に対し説明会の実施 ・出前講座など
富山県	富山市	・成年後見制度のパンフレット作成による普及啓発 ・制度に関する出張講座の実施
富山県	滑川市	窓口での相談支援
富山県	射水市	・相談会の実施(月1回) ・報酬助成
富山県	朝日町	啓発事業として民生委員や近隣住民への講演会を行っている。
石川県	加賀市	・制度周知のためのPR研修会の開催 ・後見制度、権利擁護に関する出前講座の開催)市が後見センターに委託
山梨県	南アルプス市	市民向けの勉強会を開催・権利擁護の普及啓発を目的とする広報ペーパーの作成
岐阜県	大垣市	・広報での周知 ・パンフレット作成
岐阜県	本巣市	特に行っていない
岐阜県	北方町	社協、包括支援センターによる相談業務
静岡県	静岡市	市民後見人制度実施に向けての専門職団体へのヒヤリング
静岡県	浜松市	・報酬助成 ・周知のイベント作成
静岡県	御殿場市	後見人報酬助成
静岡県	菊川市	直営の地域包括支援センターによる成年後見制度の研修会
愛知県	豊川市	広報紙での啓発
愛知県	碧南市	・講演会の開催 ・チラシの作成・配布 ・地区への周知活動
愛知県	豊田市	H29年度早期に成年後見センターを開設できるように準備を進めており、成年後見制度の利用促進体制を整えている。
愛知県	蒲郡市	平成27年度に成年後見制度周知のため、講演会を行った。
愛知県	犬山市	年4回開催される説明会を広報掲載し周知している。
三重県	伊勢市	・成年後見制度に関する講演会を開催し、制度周知を行った。 ・関係機関から現状等の聞き取りを行い、後見制度利用促進の取り組みを開始した。
三重県	松阪市	出前講座(市民向け、不定期、地域からの要請に応じて)において、成年後見制度についての説明を行う。
三重県	志摩市	申立て費用助成 ・後見人等報酬助成
滋賀県	米原市	申立費用および報酬助成
京都府	亀岡市	・市長申立 ・報酬助成
大阪府	大阪市	日常生活自立支援事業の利用者が、判断能力の低下により成年後見制度へ移行する必要がある場合に、実施主体である市社協に対して、適宜、円滑に移行が行われるよう助言、指導を行うとともに、必要に応じて、大阪市長による申立てに繋げるよう、支援体制の整備を図っています。
大阪府	堺市	市民対象のシンポジウムや、研修の開催。
大阪府	八尾市	日常生活自立支援事業
大阪府	大東市	支援機関への制度周知
大阪府	和泉市	・パンフレットの作成 ・地域包括支援センターより介護の事業所への研修会
大阪府	門真市	市長申立ての助成 ・後見人等の報償費の助成
大阪府	藤井寺市	権利擁護に関する事業のパンフレット作りや研修会開催の検討などを行う、市社協と市の定例会議を行っている。
大阪府	東大阪市	ケアマネ、地域包括支援センター、CSWを対象に、「成年後見制度の活用について」講演会を実施
大阪府	豊能町	相談窓口や各行事等で制度チラシの配布

都道府県	市区町村	具体的内容
兵庫県	神戸市	成年後見制度に関する相談窓口の設置 ・講師派遣やパンフレットの発行等の広報
兵庫県	芦屋市	・成年後見制度に関するリーフレットの作成 ・配布・市民に対する出前講座
兵庫県	篠山市	・年に1回の権利擁護市民フォーラムと権利擁護支援者養成講座を開催している ・2回／月権利擁護専門相談会での利用支援・高齢者、障害者虐待防止、出前講座開催
和歌山県	紀美野町	定期的ではないが、同建物内にあり、随時相談必要に応じ同行訪問している。
和歌山県	広川町	・住民の制度利用の際の事務手続支援
鳥取県	米子市	・啓発パンフレットの作成(成年後見機関に作成委託) ・市民向けフォーラムの開催(成年後見機関に実施委託) ・なんでも相談会(委託先成年後見機関が実施)
鳥取県	八頭町	広報誌での周知・民生、児童委員の研修会等での講義
岡山県	倉敷市	出前講座など研修会の実施
岡山県	津山市	成年後見別度利用支援事業による報酬助成
岡山県	総社市	・権利擁護センター組織内に成年後見支援委員会を設置。士業や行政がメンバーとなり、成年後見制度利用促進に向けた取り組みや、市民後見人の養成から支援について検討している。 ・成年後見セミナー(年2回)を開催し、市民へ成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の担い手づくりのきっかけとしている。地域のサロンや施設へ成年後見制度の説明を行う。(要望があれば随時実施。)
広島県	福山市	・成年後見制度のパンフレットを市と権利擁護支援センターでそれぞれ作成している。 ・権利擁護支援センターが年に数回成年後見制度の講演会を行っている。
広島県	熊野町	地域包括支援センターにて成年後見が必要である等、相談を受けたケースについて支援を行っている。(申し立ての流れなど)
徳島県	海陽町	社協を主体として、法人後見を準備している。
福岡県	筑紫野市	・上記法人に委託し、年3回、成年後見の利用についての相談会を開催している。 ・年に1度、成年後見制度に関する講演会を開催している。
長崎県	長崎市	市民及び専門職等へ対し、制度の普及啓発と利用促進に向けての研修を開催している。
長崎県	南島原市	成年後見等の親族申立てに係る審判費用の助成・成年後見人等の報酬の助成
熊本県	玉名市	・2ヶ月／1回定期的に成年後見制度における無料相談会を実施 ・市政だより、インターネット等に公報し、各病院等には年間の予定を文書にて知らせる活動を行っている。
熊本県	天草市	成年後見制度の研修会の実施
熊本県	西原村	・成年後見制度説明会(家裁)～熊本地震被害者とかかるもの ・職員(社協)勉強会～年1回実施
熊本県	津奈木町	民生委員に制度説明
宮崎県	都城市	親族、本人申立て支援
鹿児島県	指宿市	市民や専門職を対象とした成年後見制度に関する説明会及び相談会を実施。
鹿児島県	薩摩川内市	広報誌に成年後見制度について紹介をしている。
沖縄県	那覇市	市のホームページへ掲載
沖縄県	石垣市	親族申立てに関する相談・支援
沖縄県	沖縄市	成年後見セミナー等を開催し周知活動を行っている(委託)

Ⅳ. 市民後見に関する取り組み

1. 市民後見に関する事業を行っていますか

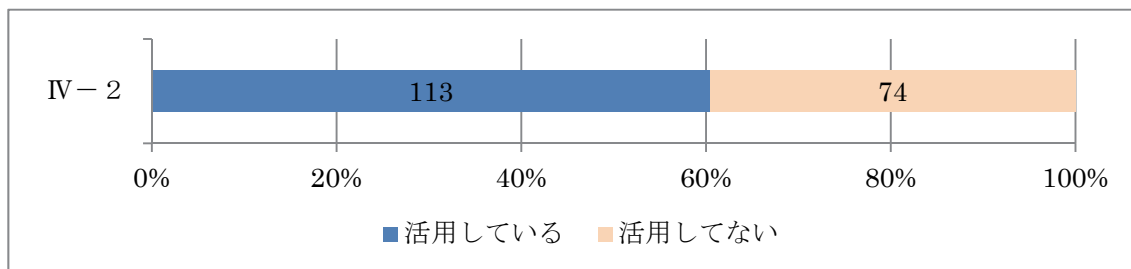
回答数 757



＜回答＞ 行っている：189 件（25.0%） 行っていない：568 件（75.0%）

2. 市民後見に関する事業を行うにあたり、権利擁護人材育成事業を活用していますか

回答数 187



＜回答＞ 活用している：113 件（60.4%） 活用していない：74 件（39.6%）

3. どのような取組を行っていますか

市民後見人の養成（研修）	162 件（87.6%）
市民後見人名簿の登録	107 件（57.8%）
家庭裁判所への推薦	67 件（36.2%）
市民後見人の活動支援（相談等）	104 件（56.2%）
現役市民後見人の資質向上に向けた取り組み（現任研修等）	67 件（36.2%）
市民後見人名簿登録者へのフォローアップ（モチベーションの維持）	107 件（57.8%）
親族後見人への支援	37 件（20.0%）
その他	19 件（10.3%）

【権利擁護人材育成事業の活用・行っている取組】

		権利擁護人材育成事業		行っている取組							
都道府県	市区町村	活用している	活用していない	市民後見人の養成(研修)	市民後見人名簿の登録	家庭裁判所への推薦	市民後見人の活動支援(相談等)	現役市民後見人の資質向上に向けた取り組み(現任研修等)	市民後見人名簿登録者(未受任者含む)へのフォローアップ(モチベーションの維持)	親族後見人への支援	その他
北海道	札幌市	○		○	○	○	○		○		
北海道	函館市	○			○	○	○		○		
北海道	旭川市	○		○	○	○	○	○	○		
北海道	釧路市	○		○	○	○	○	○	○		○
北海道	帯広市	○		○	○		○	○	○	○	
北海道	岩見沢市	○		○	○	○	○	○	○	○	
北海道	苫小牧市	○		○	○	○	○	○	○	○	
北海道	稚内市	○		○	○						
北海道	芦別市	○		○	○						
北海道	江別市	○		○	○				○		
北海道	千歳市		○	○					○		
北海道	滝川市	○					○		○		
北海道	登別市	○							○		
北海道	伊達市		○	○					○		
北海道	北広島市	○		○	○		○		○	○	
北海道	長万部町		○	○							
北海道	江差町	○		○							
北海道	上ノ国町	○							○		
北海道	黒松内町	○		○							
北海道	神恵内村		○	○							
北海道	積丹町	○		○	○		○		○		
北海道	赤井川村		○								
北海道	妹背牛町		○	○							
北海道	東神楽町	○		○	○	○	○		○		
北海道	占冠村	○		○							
北海道	幌加内町		○	○							
北海道	羽幌町	○		○					○		
北海道	猿払村	○		○					○		
北海道	豊富町	○		○	○	○	○		○		
北海道	美幌町	○		○	○				○		
北海道	壮瞥町	○		○			○		○		
北海道	白老町	○		○	○				○		○
北海道	平取町	○		○							
北海道	芽室町	○		○			○		○		
北海道	中札内村		○						○		
北海道	更別村		○	○							
北海道	大樹町	○		○					○		
北海道	広尾町	○			○		○		○		
北海道	幕別町	○		○	○		○	○	○		
北海道	池田町	○		○			○		○	○	
北海道	足寄町	○		○			○	○	○	○	○

		権利擁護人材育成事業		行っている取組							
都道府県	市区町村	活用している	活用していない	市民後見人の養成(研修)	市民後見人名簿の登録	家庭裁判所への推薦	市民後見人の活動支援(相談等)	現役市民後見人の資質向上に向けた取り組み(現任研修等)	市民後見人名簿登録者(未受任者含む)へのフォローアップ(モチベーションの維持)	親族後見人への支援	その他
北海道	厚岸町	○			○	○	○				
北海道	標茶町	○		○	○	○	○		○		
北海道	弟子屈町	○		○							
北海道	白糠町	○		○	○	○	○	○			
北海道	標津町		○	○					○		
青森県	青森市	○		○	○				○		
青森県	弘前市		○	○	○	○	○	○	○		
青森県	八戸市	○		○	○	○	○		○		
青森県	黒石市		○	○		○					
宮城県	仙台市	○		○	○	○	○	○	○		
秋田県	横手市		○	○	○	○	○	○	○		
福島県	福島市	○		○	○	○	○		○		
茨城県	古河市		○	○	○						
茨城県	牛久市		○		○				○		
茨城県	常陸大宮市		○								
栃木県	小山市		○								○
栃木県	矢板市		○								○
群馬県	玉村町		○								○
埼玉県	川越市	○		○	○		○		○		
埼玉県	飯能市	○		○	○		○		○		
埼玉県	本庄市	○		○	○						
埼玉県	鴻巣市	○		○							
埼玉県	深谷市	○		○	○	○	○	○			
埼玉県	草加市		○	○	○			○			
埼玉県	志木市	○		○	○	○	○		○		
埼玉県	和光市		○				○			○	
埼玉県	久喜市	○		○							
埼玉県	富士見市	○		○							
埼玉県	鶴ヶ島市	○		○				○			
埼玉県	ふじみ野市	○		○	○	○					
千葉県	千葉市	○		○	○	○	○		○		○
千葉県	銚子市		○	○					○		
千葉県	野田市		○	○					○		
千葉県	佐倉市	○			○				○		
千葉県	習志野市		○	○							○
千葉県	柏市	○		○	○		○		○		
千葉県	富里市		○	○			○	○			
千葉県	山武市		○	○	○		○				

		権利擁護人材育成事業		行っている取組							
都道府県	市区町村	活用している	活用していない	市民後見人の養成(研修)	市民後見人名簿の登録	家庭裁判所への推薦	市民後見人の活動支援(相談等)	現役市民後見人の資質向上に向けた取り組み(現任研修等)	市民後見人名簿登録者(未受任者含む)へのフォローアップ(モチベーションの維持)	親族後見人への支援	その他
東京都	中央区		○	○		○	○		○	○	
東京都	新宿区		○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	台東区		○	○	○	○	○		○	○	
東京都	墨田区		○	○	○	○	○	○	○		
東京都	品川区		○	○	○	○	○	○	○		
東京都	目黒区		○	○	○		○		○		
東京都	大田区		○	○	○	○	○	○		○	
東京都	渋谷区		○	○	○	○	○	○	○		
東京都	練馬区		○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	足立区		○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	葛飾区		○	○	○				○	○	
東京都	江戸川区		○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	八王子市		○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	立川市		○	○							
東京都	武蔵野市	○		○	○		○	○			
東京都	三鷹市		○	○	○	○	○			○	
東京都	府中市		○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	調布市		○	○	○		○	○	○	○	
東京都	町田市		○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	小金井市		○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	日野市		○	○	○		○	○	○		
東京都	国分寺市		○	○	○		○		○	○	○
東京都	国立市		○		○	○	○				
東京都	清瀬市	○		○	○		○	○	○		
東京都	東久留米市		○	○	○	○	○	○	○	○	
東京都	西東京市		○								
神奈川県	横浜市	○		○	○	○	○	○	○		○
神奈川県	川崎市	○		○	○	○	○	○	○		
神奈川県	相模原市	○		○							
神奈川県	横須賀市	○		○			○	○	○		
神奈川県	平塚市	○		○	○	○	○	○	○	○	
神奈川県	藤沢市	○		○	○	○	○	○	○		
神奈川県	小田原市		○								○
神奈川県	茅ヶ崎市	○		○							○
神奈川県	秦野市		○							○	
神奈川県	厚木市	○		○	○		○	○	○		
神奈川県	綾瀬市	○		○	○						
新潟県	新潟市	○		○			○		○	○	
新潟県	柏崎市		○	○							
新潟県	佐渡市	○		○	○	○	○	○	○		
新潟県	阿賀町	○		○	○	○	○	○	○		

		権利擁護人材育成事業		行っている取組							
都道府県	市区町村	活用している	活用していない	市民後見人の養成(研修)	市民後見人名簿の登録	家庭裁判所への推薦	市民後見人の活動支援 (相談等)	現役市民後見人の資質 向上に向けた取り組み (現任研修等)	市民後見人名簿登録者(未受任者含む)へのフォローアップ (モチベーションの維持)	親族後見人への支援	その他
富山県	富山市	○		○	○		○		○		
富山県	高岡市		○	○							
富山県	射水市	○		○							○
山梨県	甲府市		○	○							
山梨県	大月市	○		○							
長野県	松本市		○	○	○	○	○	○	○		
静岡県	富士市	○		○	○				○		
静岡県	藤枝市	○		○							○
静岡県	下田市		○	○							
静岡県	西伊豆町		○	○							
愛知県	豊川市	○		○						○	
愛知県	尾張旭市		○	○	○	○	○		○	○	
愛知県	愛西市	○									
三重県	津市		○								○
京都府	南丹市	○		○							
大阪府	大阪市	○		○	○	○	○	○	○		
大阪府	堺市	○		○	○	○	○	○	○		
大阪府	高槻市	○		○	○	○	○	○	○		
大阪府	茨木市	○		○							
大阪府	八尾市	○		○	○	○	○		○		
大阪府	河内長野市	○		○	○	○	○				
大阪府	羽曳野市	○		○	○	○	○	○			
大阪府	東大阪市	○		○	○	○	○	○			
大阪府	泉南市	○		○		○	○	○	○		
大阪府	田尻町	○		○	○	○	○	○	○		
大阪府	岬町	○		○	○	○	○	○	○		
兵庫県	神戸市	○		○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	姫路市	○		○	○	○	○	○	○	○	
兵庫県	尼崎市	○		○	○	○	○	○	○		
兵庫県	明石市	○		○	○			○	○	○	
兵庫県	西宮市	○		○	○	○	○		○	○	
兵庫県	芦屋市		○	○	○				○		○
兵庫県	伊丹市	○		○	○	○	○	○	○		
兵庫県	相生市	○		○	○		○	○	○	○	
兵庫県	赤穂市		○	○							
兵庫県	篠山市	○									○
兵庫県	太子町		○	○	○	○	○		○		
奈良県	奈良市	○							○		
鳥取県	鳥取市	○		○	○						
鳥取県	米子市	○		○			○	○	○		
鳥取県	南部町	○		○			○				
鳥根県	浜田市	○		○			○		○		

		権利擁護人材育成事業		行っている取組							
都道府県	市区町村	活用している	活用していない	市民後見人の養成(研修)	市民後見人名簿の登録	家庭裁判所への推薦	市民後見人の活動支援 (相談等)	現役市民後見人の資質 向上に向けた取り組み (現任研修等)	市民後見人名簿登録者(未受任者含む)へのフォローアップ (モチベーションの維持)	親族後見人への支援	その他
岡山県	岡山市	○		○							
岡山県	津山市	○			○	○	○	○	○		
岡山県	井原市		○	○	○		○	○	○		
岡山県	総社市	○		○	○		○	○	○		
岡山県	備前市		○		○	○	○	○	○		
岡山県	赤磐市		○	○	○	○	○		○	○	
広島県	福山市	○		○	○	○	○		○		
香川県	丸亀市	○		○	○	○	○		○		
愛媛県	松山市	○					○	○			
福岡県	福岡市	○							○		
福岡県	大牟田市		○	○	○		○	○			
福岡県	筑紫野市	○		○							○
福岡県	太宰府市			○							
福岡県	古賀市	○		○	○				○		
福岡県	うきは市	○		○	○						
福岡県	新宮町		○	○							
長崎県	長崎市		○	○			○	○			
熊本県	人吉市	○		○	○		○			○	
熊本県	水俣市		○	○	○		○	○	○	○	
熊本県	玉名市		○	○							○
熊本県	山鹿市	○		○			○	○			
熊本県	天草市	○		○				○			
熊本県	五木村	○		○	○						
大分県	大分市		○	○							
鹿児島県	薩摩川内市		○	○			○	○		○	
沖縄県	沖縄市		○	○							
沖縄県	北中城村	○		○							

【行っている取組「その他」の記述回答】

都道府県	市区町村	その他の記述回答
北海道	釧路市	本人・親族への申立支援
北海道	白老町	1市4町で養成講座、フォローアップ研修を実施している。
北海道	足寄町	成年後見制度に係る啓発
栃木県	小山市	成年後見・市民後見に関する普及啓発活動
栃木県	矢板市	市民後見活動団体(養成講座受講者)との情報交換・交流
群馬県	玉村町	相談業務を委託
千葉県	千葉市	名簿登録者へのフォローアップ研修に市民後見人にも参加していただいている
千葉県	習志野市	市民後見人名簿は作成していないが横成講座修了生へのフォローアップ(勉強会)を行っている。
東京都	国分寺市	懇談会の開催、各種研修会等の案内
神奈川県	横浜市	横浜生活あんしんセンターが後見監督的機能を担っている
神奈川県	小田原市	おだわら市民後見推進事業の実施に関する検討委員会を開催
神奈川県	茅ヶ崎市	市民後見人の活動を支援していくための、関係機関の連携強化
富山県	射水市	市民後見人養成研修終了者へのフォローアップ(研修)
静岡県	藤枝市	周知・啓発(講演会等)
三重県	津市	現在未実施で来年度以降で実施予定
兵庫県	芦屋市	実際に市民後見人が選任され活動された場合は、市民後見人活動マニュアルの作成活動支援(相談等)を実施予定
兵庫県	篠山市	市民後見人養成にむけての推進研修
福岡県	筑紫野市	講演会を郵催し、成年後見制度の周知広報人材確保に向けた取組
熊本県	玉名市	本所11/18再受講によるフォローアップ研修後→社協権利擁護課 生活支援員登用(2~3名程度)

4. どのようにして市民後見人の養成研修受講者を募集していますか

回答数 162

(住民に配布する) 自治体広報紙を通じて	137 件 (84.6%)
自治体ホームページを通じて	66 件 (40.7%)
社会福祉協議会の広報紙 (社協だより等) を通じて	73 件 (45.1%)
社会福祉協議会ホームページを通じて	65 件 (40.1%)
(自治体職員 OB や民生・児童委員等から) 個別に受講を依頼	35 件 (21.6%)
その他	42 件 (25.9%)

【市民後見人の養成研修受講者の募集の仕方】

都道府県	市区町村	自治体広報紙を通じて (住民に配布する)	自治体ホームページ を通じて	社会福祉協議会の広報紙 (社協だより等)を通じて	社会福祉協議会 ホームページを通じて	(自治体職員OBや 民生・児童委員等から) 個別に受講を依頼	その他	「その他」記入欄
北海道	札幌市	○	○	○	○			
北海道	旭川市	○		○			○	関係機関・団体に対する普及啓発
北海道	釧路市	○	○	○	○	○	○	新聞など取材記事を通じて
北海道	帯広市	○	○	○	○	○	○	地元紙へ取材依頼を行い、記事にしてもらっている。
北海道	岩見沢市	○	○		○		○	各団体(町連・民協・老連)を通じ周知、 公共施設・福祉施設・医療機関等へポスター 及びパンフレットの配置
北海道	苫小牧市	○	○	○	○			
北海道	稚内市						○	地元新聞社、FMコミュニティラジオ、 市の情報発信テレビ番組
北海道	芦別市	○						
北海道	江別市	○					○	チラシ・ポスターの配布
北海道	千歳市	○	○					
北海道	伊達市	○	○					
北海道	北広島市	○	○	○	○			
北海道	長万部町					○		
北海道	江差町						○	フォローアップ研修の実施だったため以前養成講座を受講した方へのみ周知
北海道	黒松内町					○		
北海道	神恵内村					○		
北海道	積丹町						○	日常生活自立支援員の経験者より市民後見人へ登録
北海道	妹背牛町	○				○		
北海道	東神楽町	○						
北海道	占冠村	○						
北海道	幌加内町	○						
北海道	羽幌町	○	○					

都道府県	市区町村	自治体広報紙を通じて (住民に配布する)	自治体ホームページ を通じて	社会福祉協議会の広報紙 (社協だより等)を通じて	社会福祉協議会 ホームページを通じて	(自治体職員や 民生・児童委員等から) 個別に受講を依頼	その他	「その他」記入欄
北海道	猿払村	○				○		
北海道	豊富町	○					○	公演会
北海道	美幌町	○		○	○			
北海道	壮瞥町	○						
北海道	白老町	○						
北海道	平取町	○	○			○		
北海道	芽室町	○						
北海道	更別村					○		
北海道	大樹町	○						
北海道	幕別町	○						
北海道	池田町	○		○	○	○		
北海道	足寄町					○	○	キックオフイベントでの募集
北海道	標茶町	○		○		○	○	新聞折りこみチラシでの周知
北海道	弟子屈町					○		
北海道	白糠町	○				○		
北海道	標津町	○				○		
青森県	青森市	○	○					
青森県	弘前市	○	○					
青森県	八戸市	○				○		新聞、各種研修会での周知
青森県	黒石市	○						
宮城県	仙台市	○			○		○	チラシを作成し、市区役所、市民センター等 公共機関に設置
秋田県	横手市	○	○					
福島県	福島市	○						
茨城県	古河市	○	○		○			
埼玉県	川越市	○	○		○			
埼玉県	飯能市	○						
埼玉県	本庄市	○						
埼玉県	鴻巣市	○	○	○	○			
埼玉県	深谷市	○		○	○			
埼玉県	草加市			○				
埼玉県	志木市			○	○		○	チラシの作成等
埼玉県	久喜市	○		○	○			
埼玉県	富士見市	○	○	○	○			
埼玉県	鶴ヶ島市	○		○				
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○			
千葉県	千葉市	○			○			
千葉県	銚子市						○	東総権利擁護ネットワークへ委託
千葉県	野田市	○		○	○			
千葉県	習志野市	○	○					
千葉県	柏市	○	○	○	○			
千葉県	富里市	○		○				
千葉県	山武市	○	○	○	○	○	○	チラシ、行政防災無線で周知

都道府県	市区町村	自治体広報紙を通して (住民に配布する)	自治体ホームページ を通じて	社会福祉協議会の広報紙 (社協だより等)を通して	社会福祉協議会 ホームページを通して	(自治体職員、民生・児童委員等から) 個別に受講を依頼	その他	「その他」記入欄
東京都	中央区	○		○			○	区内の公共施設にて募集案内を配布
東京都	新宿区	○	○	○	○			
東京都	台東区	○	○	○	○		○	社協で実施する成年後見に関する講座において募集
東京都	墨田区	○	○	○	○		○	墨田区フェイスブック、研修卒業生による広報活動(ロコミやポスター掲示)
東京都	品川区	○		○	○			
東京都	目黒区	○	○	○	○			
東京都	大田区	○	○		○			
東京都	渋谷区	○	○	○	○			
東京都	練馬区	○		○	○	○		
東京都	足立区	○	○				○	小規模講座による募集
東京都	葛飾区	○		○	○			
東京都	江戸川区	○		○	○			
東京都	八王子市	○		○				
東京都	立川市	○	○	○	○			
東京都	武蔵野市	○					○	福祉団体からの推薦
東京都	三鷹市						○	一般向けへの基礎講座受講生や地権生活支援員の中から希望者を募る
東京都	府中市	○		○				
東京都	調布市	○	○				○	多摩南部成年後見センターホームページを通じて
東京都	町田市	○	○	○	○			
東京都	小金井市	○			○			
東京都	日野市	○					○	多摩南部成年後見センターホームページ
東京都	国分寺市							
東京都	清瀬市	○		○	○			
東京都	東久留米市	○		○	○			
神奈川県	横浜市	○	○	○	○			
神奈川県	川崎市	○	○		○			
神奈川県	相模原市	○	○					
神奈川県	横須賀市	○		○	○	○		
神奈川県	平塚市	○	○	○	○		○	チラシ配架、ポスター掲示
神奈川県	藤沢市	○	○					
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○		○		○	「市民後見人養成講座(基礎研修)説明会」に出席している方が養成講座の応募要件となっているため、説明会での募集方法となります。
神奈川県	厚木市	○		○				
神奈川県	綾瀬市	○	○	○	○			
新潟県	新潟市	○	○		○			
新潟県	柏崎市			○				
新潟県	佐渡市	○			○	○	○	ケーブルテレビの字幕
新潟県	阿賀町	○	○			○		
富山県	富山市			○	○			
富山県	高岡市	○	○					
富山県	射水市	○	○	○	○			

都道府県	市区町村	自治体広報紙を通して (住民に配布する)	自治体ホームページ を通して	社会福祉協議会の広報紙 (社協だより等)を通して	社会福祉協議会 ホームページを通して	(自治体職員のみや 民生・児童委員等から) 個別に受講を依頼	その他	「その他」記入欄
山梨県	甲府市						○	大学で実施している研修受講者に対し募集
山梨県	大月市	○	○			○		
長野県	松本市	○		○	○		○	民生、児童委員に対し、広報をする
静岡県	富士市	○					○	民生・児童委員等を通して、チラシの配布
静岡県	藤枝市	○		○				
静岡県	下田市					○		
静岡県	西伊豆町				○	○		
愛知県	豊川市		○					
愛知県	尾張旭市	○					○	NPOホームページ、説明会の開催
京都府	南丹市	○						
大阪府	大阪市	○	○	○	○	○	○	介護事業所・施設等への周知、例年開催の シンポジウムで事前告知、等
大阪府	堺市	○	○	○	○		○	掲示板等への掲示、他の研修・講座における チラシの配布
大阪府	高槻市	○	○	○	○			
大阪府	茨木市	○	○					
大阪府	八尾市	○		○	○			
大阪府	河内長野市	○	○					
大阪府	羽曳野市	○					○	校区福祉委員会で周知
大阪府	東大阪市	○	○	○	○			
大阪府	泉南市	○				○		
大阪府	田尻町	○				○		各研修会等でチラシの配布や説明時間を設ける。
大阪府	岬町	○	○					
兵庫県	神戸市	○	○		○			
兵庫県	姫路市	○		○				
兵庫県	尼崎市	○	○		○			
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○		
兵庫県	西宮市	○		○			○	地域包括、介護保険事業所、公民館、図書館 へのチラシの配布
兵庫県	芦屋市	○	○	○			○	地域での権利擁護に関するワークショップを 通じて
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○	○		
兵庫県	相生市						○	西播磨成年後見支援センターを通じて
兵庫県	赤穂市	○						
兵庫県	太子町	○	○	○	○	○		
鳥取県	鳥取市	○		○				
鳥取県	米子市	○	○			○	○	市内の公共機関に募集要領を設置
鳥取県	南部町	○						
島根県	浜田市			○	○			
岡山県	岡山市	○		○	○		○	市役所の各窓口及び岡山市社会福祉協議会 の各窓口にて配付して募集
岡山県	井原市	○	○					
岡山県	総社市	○		○		○		
岡山県	赤磐市	○						
広島県	福山市	○					○	各行政窓口等へチラシの設置、関係機関へのチ ラシの配布
香川県	丸亀市	○				○		

都道府県	市区町村	自治体広報紙を通じて (住民に配布する)	自治体ホームページ を通じて	社会福祉協議会の広報紙 (社協だより等)を通じて	社会福祉協議会 ホームページを通じて	(自治体職員○田や 民生・児童委員等から) 個別に受講を依頼	その他	「その他」記入欄
福岡県	大牟田市	○		○				
福岡県	筑紫野市	○	○					
福岡県	太宰府市			○	○		○	民生委員や福祉委員にちらし配布
福岡県	古賀市	○	○	○	○			
福岡県	うきは市			○				
福岡県	新宮町	○	○					
長崎県	長崎市	○	○					
熊本県	人吉市	○		○	○			
熊本県	水俣市	○		○			○	ポスター掲示、チラシ配布
熊本県	玉名市						○	H24、25年度のみ実施(広報)
熊本県	山鹿市	○		○				
熊本県	天草市	○		○				
熊本県	五木村	○				○		
大分県	大分市	○	○	○	○			
鹿児島県	薩摩川内市	○		○				
沖縄県	沖縄市	○	○	○	○			
沖縄県	北中城村	○	○			○		

5. 養成した市民後見人材の活用やモチベーション維持のために、どのような取組をされていますか

【記入のあった自治体】

都道府県	市区町村	取組の回答
北海道	札幌市	社会保障制度に係る研修の他、事例検討や日常生活自立支援専門の同行実習等を行っています。
北海道	函館市	・平成28年度はフォローアップ研修として、「市民後見人活動マニュアルの内容説明」および、「函館家庭裁判所への報告書の書き方について」を実施。 ・平成29年2月にも研修会を開催予定(内容検討中)
北海道	旭川市	市民後見人名簿登録者に対するフォローアップのための研修を年1回開催している
北海道	釧路市	・(人材の活用)市民後見人として候補者推薦、受任及び家庭裁判所推薦依頼からの受任 ・(人材の活用)法人後見支援員としての活用・(モチベーション維持)市民後見人スキルアップ研修の実施
北海道	帯広市	法人後見登録をしてもらい、実際に後見人として活動・支援センターでの相談窓口業務等
北海道	岩見沢市	日常生活自立支援事業における生活支援員として活動
北海道	苫小牧市	・後見支援員としての活動 ・フォローアップ研修の開催
北海道	江別市	専門機関に依頼して、市民後見活動に関する研修会を開催(フォローアップ研修)
北海道	千歳市	養成研修の復習や医療・介護の現状について講義を行った。
北海道	滝川市	・先進地域の後見センターの専門員や市民後見人から活動状況等を学ぶ研修会 ・成年後見制度の現状や復習のための研修会 ・精神疾患の方との関わり方やコミュニケーションスキルを学ぶための研修会
北海道	登別市	年に3回、研修会を開催
北海道	伊達市	活動を行うまでの間、知識の向上や維持を目的に社会福祉事務所で成年後見を実施している方に講師としてテキストや事例等を交えて講演して頂いている。
北海道	北広島市	フォローアップ研修
北海道	上ノ国町	フォローアップ研修
北海道	積丹町	個人受注を目標に家裁への各種報告書作成に取り組んでいる
北海道	東神楽町	
北海道	羽幌町	・市民後見人の会を結成・地域の弁護士に講師を依頼し、勉強会開催 ・町民への成年後見制度の啓蒙活動への企画、参加
北海道	猿払村	懇談会の開催(意見交換)
北海道	豊富町	
北海道	美幌町	フォローアップ研修の実施
北海道	壮瞥町	
北海道	白老町	1市4町でフォローアップ研修を実施
北海道	芽室町	
北海道	中札内村	研修会の実施
北海道	大樹町	年1回のフォローアップ研修の開催
北海道	広尾町	日常生活自立支援事業の支援員登録
北海道	幕別町	研修会の実施
北海道	池田町	・法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の支援員として活動をしてもらっている・養成研修池講者が自主組織を作り、啓発活動を行っているのでその支援 ・研修会の企画実施
北海道	足寄町	日常生活自立支援事業、生活支援費養成研を受講してもらい、活動してもらい・フォローアップ研修を開催し、知識の維持や、最新の情報を学ぶ等して頂く・町長申立案件を福協の法人後見受任へつなぎ、市民後見人蕨には支援員として活動する中でスキルアップを図る。
北海道	標茶町	フォローアップ研修の開催及び参加の呼びかけ
北海道	標津町	年1回、東京大学から講師を招いて、フォローアップ研修を開催。
青森県	青森市	市民後見人名簿登録者を対象としたフォローアップのための研修実施
青森県	弘前市	フォローアップ研修の実施
青森県	八戸市	・フォローアップ研修の実施(委託) ・外部研修の案内、認知症フォーラム等での協力依頼
宮城県	仙台市	・隔月に市民後見人名簿登録者向け継続研修を実施 ・年度末に、次年度の名簿登録の意思確認に関する面談を行っている
秋田県	横手市	定期的にフォローアップ研修会を開催(5～6年/年)
福島県	福島市	
茨城県	牛久市	フォローアップ研修の実施

都道府県	市区町村	取組の回答
埼玉県	川越市	
埼玉県	飯能市	法人後見活動支援員としての活動を通して活用を図っています。
埼玉県	志木市	権利擁護活動やフォローアップ研修におけるボランティア活動等を通じ、熱意や倫理観の造成に努めている。
千葉県	千葉市	年2回のフォローアップ研修、研修内容：弁護士による事例発表グループワーク等
千葉県	銚子市	
千葉県	野田市	・市民後見養成講座の全課程を修了した者を対象に事例研究 ・被保佐人訪問等の内容でフォローアップ研修を実施
千葉県	佐倉市	スキルアップのための研修会の実施
千葉県	柏市	・社協の法人後見業務において、後見支援員として活動する ・社協の生活支援員としての業務を委嘱する・市民後見活動の普及啓発への参加 ・定期的な研修会の開催
東京都	中央区	・日常生活自立生活支援事業の生活支援員としての活動を依頼 ・フォローアップ研修の実施。
東京都	新宿区	定期的な研修会の開催・地域福祉権利擁護事業の支援員としての活動実施
東京都	台東区	社協の地域福祉権利擁護事業における生活支援員として活動
東京都	墨田区	・地域福祉権利擁護事業の支援員活動 ・市民後見人養成研修への聴講参加
東京都	品川区	・品川社協が受任をしている法人後見案件を支援員として定期訪問を行い、後見業務を体験 ・研修会、交流会の実施
東京都	目黒区	
東京都	渋谷区	・研修会の開催 ・連絡会の開催
東京都	練馬区	・すでに受任とされている市民後見人との懇談会 ・地域福祉権利擁護事業の生活支援員としての活動 ・各種研修の案内と受講
東京都	足立区	足立区では、市民後見人に対して、研修会や連絡会を行っている。
東京都	葛飾区	・後見支援員として実習活動をしてもらう ・研修の実施・メンバー連絡会の開催(事業の推移状況等に関する情報共有)
東京都	江戸川区	・後見ネット(受任者対象事例検討会) ・成年後見セミナーへの参加(社協事業) ・後見サポーターとして被後見人への支援(社協事業)
東京都	八王子市	
東京都	府中市	・後見活動メンバー連絡会(市民後見人からの活動報告、グループ懇談) ・後見活動メンバーフォローアップ事業(アドバイザー(弁護士、司法書士、社会福祉士)との懇談) ・後見活動メンバー等研修会(対人援助技術の向上を目的とした研修)
東京都	調布市	・社会貢献型後見人交流会(社会貢献型後見人の先任者と新任者との交流等) ・社会貢献型後見人連絡会(多摩南部成年後見センターから社会貢献型後見人に対する情報提供等) ・フォローアップ研修への参加等
東京都	町田市	・後見人として受任するまでは、地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動してもらう・市民後見人に対するフォローアップ研修の開催 ・成年後見制度に係る情報の提供(家庭裁判所の後見サイトの更新情報等)
東京都	小金井市	社協が行う通常生活自立支援事業の生活支援員として雇用し、認知症の方等と関わる機会を多く持ち、それに加えてフォローアップ講習会を実施予定。
東京都	日野市	・家庭裁判所の書記官・調査官を講師に迎える研修を実施 ・交流会を開催・連絡会を開催
東京都	国分寺市	地域福祉権利擁護事業の生活支援員として登録してもらい、実地研修の一環として現場経験を積んでもらっている。
東京都	清瀬市	・年1回程度の研修の実施 ・地域福祉権利擁護事業の登録型生活支援員としての活動
東京都	東久留米市	施設見学・講演会・情報交換会
神奈川県	横浜市	受任までの間に、モチベーションが落ちないように希望者に対し、日常生活自立支援事業を利用している方に対し、見守り訪問等を実施してもらっている。・各区で実施する、成年後見サポートネットに参加してもらい、区役所、区社協、各専門職団体、地域包括支援センター、基幹相談支援センターとの顔の見える関係を構築してもらうと共に、事例検討等を通じスキルアップを図っている。
神奈川県	川崎市	定期的に研修、後任者による報告会等を実施・希望者には社協の日常生活自立支援事業で生活支援員を務めていただいている。
神奈川県	横須賀市	・市民後見人連絡会の開催 ・専門職後見人および市民後見人合同連絡会
神奈川県	平塚市	・定期的な研修会を行う ・後見支援員としての役割の他、日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動や、普及啓発等に従事する等の活動の方法について検討を行っている。

都道府県	市区町村	取組の回答
神奈川県	藤沢市	・藤沢市社協と契約を交わし、登録型生活支援員(後見サポート)として日常生活自立支援事業や法人後見事業に従事 ・市民後見人養成講座の再受講 ・メーリングリストによる情報提供・法人後見等の審査会や権利擁護ネットワーク連絡会への参加 ・法人後見担当職員及び専門家への相談体制の構築・研修修了者の情報交換会(年1回予定)
神奈川県	厚木市	日常生活自立支援事業(厚木あんしんセンター)業務への同行研修。社会福祉士等による講義研修。
新潟県	新潟市	・年に2回のフォローアップ研修 ・月に1回の事例検討
新潟県	佐渡市	後見支援員としての活動
新潟県	阿賀町	
富山県	富山市	・市民後見人養成講座修了者に対してフォローアップ研修を実施。 ・講座修了者の中から希望者に社協の生活支援員研修を受講してもらい、実務経験を積んだ上で、社協が受任する法人後見の優行補助者として、活動してもらっている。(市民後見人としての選任が家裁より得られていないため。)
長野県	松本市	後見業務への同行等の実施実習
静岡県	富士市	・社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の支援員として活動 ・年6回、継続研修開催
愛知県	尾張旭市	・年4回フォローアップ研修の実施 ・後見センター主催の研修案内
大阪府	大阪市	登録者及び受任者が参加する研修会を開催し、実際の受任事例の報告や専門職後見人の講演、高齢者施設等の見学、地域包括支援センター等の地域の相談支援機関との交流会などを実施しています。
大阪府	高槻市	大阪後見支援センターがバンク登録者研修を年8回開催
大阪府	八尾市	年に8回、大阪府社会福祉協議会が市民後見人バンク登録者を対象とした研修を行っている。
大阪府	泉南市	後見人バンク登録者研修(年数回)
大阪府	田尻町	大阪府社協に委託しフォローアップ研修等の実施を行う。
大阪府	岬町	
兵庫県	神戸市	・市民後見人登録者交流会、研修会 ・相談員として成年後見相談室を開催
兵庫県	姫路市	フォローアップ研修を実施
兵庫県	尼崎市	
兵庫県	明石市	・フォローUP研修の開催による知識技術の向上面でのフォローアップ ・日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動・後見支援センターの法人後見の活動支援員としての活動 ・後見センターが主催する地域の後見講座、研修会への参加(予定)
兵庫県	西宮市	・フォローアップ研修として講義、公開講座、フォーラムを実施すると共に、介護保険事業所への施設訪問、実際に後見活動をしている方と同行訪問を実施している。 ・市民後見人材の活用としては権利擁護推進員として、センター等が行う権利擁護に関する普及・啓発イベント等に協力、運営推進会議委員として、地域密着型サービス事業者が開催する運営推進会議の委員活動の実施、生活支援員として、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の活動に協力、後見活動支援員としてセンター運営事業受託法人が行う法人後見活動に協力、介護相談員として、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスの利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動実施しております。
兵庫県	芦屋市	市民後見人養成としてではなく、権利擁護支援者として養成しており、受講者の希望によって、後見活動支援員、生活支援員、介護相談員等の活動の場を設けている・フォローアップ研修の実施
兵庫県	伊丹市	・フォローアップ研修の実施 ・名簿登載者の活躍の場の創設(後見サポーター、生活支援員等)
兵庫県	相生市	
兵庫県	太子町	研修、交流会の実施
奈良県	奈良市	研修を通じて、市民後見人として家庭裁判所の受任ができるようにフォローアップ研修を行っている。
鳥取県	米子市	毎年フォローアップ研修の受講を案内
島根県	浜田市	・知識や経験を習得するため、法人後見支援がとしての活動や日常生活自立支援事業の生活支援員として登録し、活動していただいている。 ・フォローアップ講座の開催
岡山県	津山市	月1回の研修や、交流会への参加
岡山県	井原市	毎月1回、市民後見人(候補者)連絡会を開催・他の関係機関が開催する研修会等への周知
岡山県	総社市	・2ヵ月に1回定例研修会を開催し、活動に必要な知識や技術を身につける場としている。 ・2ヵ月に1回ネットワーク連絡会を開催し、市民後見人の日々の活動を共有することで、市民後見人同士の横の繋がりを構築を目指している。
岡山県	備前市	・研修会の実施 ・受任している市民後見人を含めた情報交換会の実施
岡山県	赤磐市	
広島県	福山市	・市民後見人が生活支援員、後見支援員として活躍している。 ・市民後見人養成講座で選任された市民後見人が講師として体験談を話す。
香川県	丸亀市	・法人後見支援員としての活動 ・専門職による後見制度についての講演会 ・市民後見人についてのシンポジウム開催

都道府県	市区町村	取組の回答
福岡県	福岡市	フォローアップ研修の実施・法人後見の覆行補助者としての活動
福岡県	古賀市	・弁護士、社会福祉士、先進地の後見人等を講師に招いて研修会 ・市民後見人登録者同志のミーティング、意見交換会
熊本県	水俣市	・研修の実施 ・介護施設を訪問する介護相談員への依頼及び登録

6. どのような形態で選任されていますか（受任形態）

回答数 162

法人後見 ／市民後見人が後見実施機関等による法人後見の支援員として活動するパターン	56 件（40.0%）
市民後見人の個人受任 + 後見実施機関等による後見監督人が就くパターン	38 件（27.1%）
市民後見人個人による単独受任 ／後見監督人が就かないパターン	21 件（15.0%）
その他	38 件（27.1%）

【回答のあった自治体】

都道府県	市区町村	法人後見／市民後見人が 後見実施機関等による法人 後見の支援員として活動する パターン	市民後見人の個人受任 + 後見実施機関等による 後見監督人が就くパターン	市民後見人個人による単独受任 ／後見監督人が就かないパターン	その他	記入欄
北海道	札幌市			○		
北海道	函館市				○	現時点では未選任
北海道	旭川市			○		
北海道	釧路市	○		○	○	市民後見人と専門職の複数受任
北海道	帯広市	○				
北海道	岩見沢市	○				
北海道	苫小牧市	○				
北海道	稚内市					
北海道	芦別市					
北海道	江別市					
北海道	千歳市				○	受任していない
北海道	滝川市	○				
北海道	登別市	○				
北海道	伊達市				○	形態未決定
北海道	北広島市	○				
北海道	長万部町					
北海道	江差町					
北海道	上ノ国町					
北海道	黒松内町					
北海道	神恵内村					
北海道	積丹町	○				
北海道	赤井川村	○				
北海道	妹背牛町					
北海道	東神楽町					
北海道	占冠村					
北海道	幌加内町					
北海道	羽幌町				○	まだ受任はしていない
北海道	猿払村				○	養成はしたが登録のみで家裁への推進はしていない

都道府県	市区町村	法人後見／市民後見人が 後見実施機関等による法人 後見の支援員として活動する パターン	市民後見人の個人受任 ＋ 後見実施機関等による 後見監督人が就くパターン	市民後見人個人による単独受任 ／後見監督人が就かないパターン	その他	記入欄
北海道	豊富町			○	○	弁護士との複数後見
北海道	美幌町	○				
北海道	壮瞥町	○				
北海道	白老町					
北海道	平取町				○	未定
北海道	芽室町	○				
北海道	中札内村				○	
北海道	更別村				○	
北海道	大樹町				○	受任実績なし
北海道	広尾町					
北海道	幕別町	○				
北海道	池田町	○				
北海道	足寄町	○				
北海道	厚岸町	○	○			
北海道	標茶町	○				
北海道	弟子屈町	○				
北海道	白糠町			○		
北海道	標津町				○	選任実績なし
青森県	青森市				○	受任なし
青森県	弘前市		○			
青森県	八戸市		○			
青森県	黒石市					
宮城県	仙台市		○			
秋田県	横手市		○	○		
福島県	福島市				○	市民後見人＋司法書士
茨城県	古河市					
茨城県	牛久市	○				
茨城県	常陸大宮市					
栃木県	小山市					
栃木県	矢板市					
群馬県	玉村町		○	○		
埼玉県	川越市	○				
埼玉県	飯能市	○				
埼玉県	本庄市					
埼玉県	鴻巣市					
埼玉県	深谷市	○				
埼玉県	草加市					
埼玉県	志木市	○	○			
埼玉県	和光市					
埼玉県	久喜市				○	選任された事例はまだない
埼玉県	富士見市	○				
埼玉県	鶴ヶ島市	○				
埼玉県	ふじみ野市				○	今年度より養成こうざを開催している

都道府県	市区町村	法人後見／市民後見人が 後見実施機関等による法人 後見の支援員として活動する パターン	市民後見人の個人受任 ＋ 後見実施機関等による 後見監督人が就くパターン	市民後見人個人による単独受任 ／後見監督人が就かないパターン	その他	記入欄
千葉県	千葉市				○	法人後見(社協)と市民後見人個人の選任による複数後見
千葉県	銚子市	○				
千葉県	野田市					
千葉県	佐倉市	○				
千葉県	習志野市					
千葉県	柏市					
千葉県	富里市	○				
千葉県	山武市	○				
東京都	中央区		○			
東京都	新宿区		○			
東京都	台東区		○			
東京都	墨田区		○			
東京都	品川区		○			
東京都	目黒区	○	○			
東京都	大田区		○			
東京都	渋谷区		○		○	専門家との複数後見
東京都	練馬区		○			
東京都	足立区		○			
東京都	葛飾区		○			
東京都	江戸川区					
東京都	八王子市		○			
東京都	立川市	○				
東京都	武蔵野市		○			
東京都	三鷹市		○			
東京都	府中市		○			
東京都	調布市		○			
東京都	町田市		○	○		
東京都	小金井市		○			
東京都	日野市		○			
東京都	国分寺市		○			
東京都	国立市	○	○			
東京都	清瀬市		○			
東京都	東久留米市		○			
東京都	西東京市		○			
神奈川県	横浜市				○	
神奈川県	川崎市			○		
神奈川県	相模原市			○		
神奈川県	横須賀市			○	○	専門職との複数後見
神奈川県	平塚市				○	市民後見人の個人受任+法人後見の複数後見パターン
神奈川県	藤沢市				○	市民後見人個人による単独受任を目指す
神奈川県	小田原市					
神奈川県	茅ヶ崎市					
神奈川県	秦野市					

都道府県	市区町村	法人後見／市民後見人が 後見実施機関等による法人 後見の支援員として活動する パターン	市民後見人の個人受任 ＋ 後見実施機関等による 後見監督人が就くパターン	市民後見人個人による単独受任 ／後見監督人が就かないパターン	その他	記入欄
神奈川県	厚木市				○	選任事例なし
神奈川県	綾瀬市	○				
新潟県	新潟市	○				
新潟県	柏崎市	○				
新潟県	佐渡市			○		
新潟県	阿賀町				○	個人受任の予定だが、監督人が就くが否かは不明
富山県	富山市				○	5に記載のとおり
富山県	高岡市				○	
富山県	射水市					
山梨県	甲府市					
山梨県	大月市					
長野県	松本市				○	検討中
静岡県	富士市					
静岡県	藤枝市					
静岡県	下田市					
静岡県	西伊豆町					
愛知県	豊川市	○				
愛知県	尾張旭市		○			
愛知県	愛西市					
三重県	津市					
京都府	南丹市					
大阪府	大阪市			○		
大阪府	堺市			○		
大阪府	高槻市			○		
大阪府	茨木市					
大阪府	八尾市			○		
大阪府	河内長野市			○		
大阪府	羽曳野市			○		
大阪府	東大阪市			○		
大阪府	泉南市			○		
大阪府	田尻町					
大阪府	岬町			○		
兵庫県	神戸市		○			
兵庫県	姫路市		○			
兵庫県	尼崎市		○			
兵庫県	明石市	○				
兵庫県	西宮市	○				
兵庫県	芦屋市	○				
兵庫県	伊丹市		○			
兵庫県	相生市				○	受任ケースがまだなく、検討中
兵庫県	赤穂市				○	現時点での選任なし
兵庫県	篠山市					
兵庫県	太子町		○			

都道府県	市区町村	法人後見／市民後見人が 後見実施機関等による法人 後見の支援員として活動する パターン	市民後見人の個人受任 ＋ 後見実施機関等による 後見監督人が就くパターン	市民後見人個人による単独受任 ／後見監督人が就かないパターン	その他	記入欄
奈良県	奈良市	○				
鳥取県	鳥取市					
鳥取県	米子市	○				
鳥取県	南部町	○				
島根県	浜田市	○				
岡山県	岡山市				○	法人後見(市社協)の支援員として活動する予定(検討中)
岡山県	津山市				○	市民後見人と専門職との複数後見
岡山県	井原市				○	市民後見人個人と法人専門職の複数後見ののち、市民後見人の単独受任へ移行
岡山県	総社市	○				
岡山県	備前市				○	市民後見人個人受任＋専門職後見人個人の複数後見
岡山県	赤磐市				○	市民後見人＋専門職後見人の複数後見
広島県	福山市				○	市民後見人の個人受任＋法人後見(複数後見で受任)
香川県	丸亀市	○	○			
愛媛県	松山市	○				
福岡県	福岡市	○				
福岡県	大牟田市	○				
福岡県	筑紫野市	○				
福岡県	太宰府市				○	現時点で市民後見人は選任していない
福岡県	古賀市					
福岡県	うきは市	○				
福岡県	新宮町	○				
長崎県	長崎市				○	市民後見人個人による単独受任＋家庭裁判所による後見監督人が就くパターン
熊本県	人吉市	○				
熊本県	水俣市					
熊本県	玉名市	○				
熊本県	山鹿市	○				
熊本県	天草市					
熊本県	五木村	○				
大分県	大分市				○	受任事例なし
鹿児島県	薩摩川内市	○				
沖縄県	沖縄市					
沖縄県	北中城村					

7. 家庭裁判所から選任を受けた市民後見人（個人受任）が何人いますか

8. そのうち複数受任をされている市民後見人はいますか

【回答のあった自治体】

都道府県	市区町村	家裁から選任を受けた市民後見人の人数			複数受任の市民後見人の有無・人数		
		受任数	名簿登録者数	養成者数	ある	人数	ない
北海道	札幌市	6	72	80			○
北海道	旭川市	6	34	42			○
北海道	釧路市	52	100	225	○	41	
北海道	上ノ国町	0	8	8			○
北海道	黒松内町	0	0	0			○
北海道	幌加内町	0	1	1			
北海道	豊富町	3	3	26			○
北海道	大樹町	0	0	0			○
北海道	厚岸町	0	0	0			○
北海道	白糠町	1	4	14			○
青森県	弘前市	9	47	54			○
青森県	八戸市	4	13	50			○
宮城県	仙台市	15 (うち4名は終了)	39	49			○
秋田県	横手市	5	20	45			○
群馬県	玉村町	4	0	42	○	1	
埼玉県	深谷市	0	0	10			○
埼玉県	志木市	3	7	21			○
千葉県	千葉市	1	80	138			○
東京都	中央区	5		18			○
東京都	新宿区	19	40	51	○	1	
東京都	台東区	0	7	8			○
東京都	墨田区	26	56	73	○	4	
東京都	品川区	32	63	100	○	21	
東京都	目黒区	1	36	42			
東京都	大田区	5	8	11			○
東京都	渋谷区	7	14	17			○
東京都	練馬区	17	23	51			○
東京都	足立区	10	22	28	○	1	
東京都	葛飾区	0	19	19			○
東京都	江戸川区	25	67	32	○	5	
東京都	八王子市	8	33	30	○	1	
東京都	三鷹市	2	6	13			○
東京都	府中市	4	30	52			○
東京都	調布市	13	31	37			
東京都	小金井市	0	9	9			○
東京都	国分寺市	5	9	14			○
東京都	国立市	2		13			○
東京都	清瀬市	2	5	5			○
東京都	東久留米市	1	5	5			○
東京都	西東京市	7	15	17	○	1	

都道府県	市区町村	家裁から選任を受けた市民後見人の人数			複数受任の市民後見人の有無・人数		
		受任数	名簿 登録者数	養成者数	ある	人数	ない
神奈川県	横浜市	23	66	83			○
神奈川県	川崎市	7	24	29			○
神奈川県	横須賀市	8	19	23			
神奈川県	平塚市	3	3	34			○
神奈川県	藤沢市	0	5	5			○
神奈川県	綾瀬市	0	2	4			
新潟県	佐渡市	9	23	47			○
長野県	松本市	0	12	19			
愛知県	尾張旭市	0	19	26			○
大阪府	大阪市	147	362	385			○
大阪府	堺市	7	54	56			○
大阪府	高槻市	4	23	23			○
大阪府	八尾市	2	18	17			○
大阪府	河内長野市	2	10	10			○
大阪府	羽曳野市	1	7	7			○
大阪府	東大阪市	2	22	25			○
大阪府	泉南市	4	12	13			
大阪府	岬町	3	3	3			○
兵庫県	神戸市	54	113	138			○
兵庫県	姫路市	1	17	21			○
兵庫県	尼崎市	8	50	66			○
兵庫県	伊丹市	2	23	23			○
兵庫県	太子町	0	4	6			○
岡山県	井原市	9	9	9			○
岡山県	備前市	3	7	8			○
岡山県	赤磐市	3	9	9			○
広島県	福山市	3	50	79			○
香川県	丸亀市	2	13	13			○
福岡県	うきは市	0	10	20			○
長崎県	長崎市	17	0	99	○	2	
熊本県	玉名市	0	0	60			○

9. 選任にあたり家庭裁判所から得られた具体的な指導や助言があれば教えてください

10. 家庭裁判所との信頼関係構築のために、行政として行っていることがあれば教えてください

【回答のあった自治体】

都道府県	市区町村	家庭裁判所から得られた指導や助言	家庭裁判所との信頼関係構築のために行政として行っていること
北海道	札幌市		事業委託先を介し、適宜連絡をとりながら情報連携を行っています。
北海道	旭川市		市が設置している後見実施機関において、市民後見人の活動状況のチェックや家庭裁判所への報告書類の作成支援を実施することにより、活動に過失が生じないよう留意している。
北海道	苫小牧市	申立書に後見支援員推薦書を添付すること	事業運営にあたり、事前の確認や、状況報告等を行っている
北海道	登別市	不明	不明
北海道	北広島市		・事案が出そうな段階から家裁へ相談し、申立がスムーズになるよう調整している。 ・家裁主催の連絡会議に出席している。
北海道	積丹町		後見センターとしては年1回定例連絡会議
北海道	豊富町	町や後見センターで支援を行っていくこと	
北海道	厚岸町		家裁担当書記官との連絡
北海道	白糠町		町より申立時に上申書(後見人候補者の推薦書)を提出。随時連携しバックアップする体制がある事を記載しました。
青森県	八戸市		市民後見推進協議会にオブザーバーとして、参加してもらう。
宮城県	仙台市	特にありません、家庭裁判所から市民後見人には、活動時には成年後見総合センターや監督人である仙台市社協とよく相談するようにと調査官からは話をいただいています。	本紙の取組を知っていただくためにも、家裁等との協議の場において情報交換を行っている。
秋田県	横手市		・事業開始にあたり準備委員会を設置した際には、オブザーバーとして参加していただいた。 ・「市民後見人行動マニュアル」作成にたり、助言をいただいている。
群馬県	玉村町	現在は市民後見人による受任はされない(選任されない)と言われている。(前橋)家裁	
埼玉県	本庄市	選任の条件として活動を支える組織体制が整備されていること。	市民後見人養成研修の講師として家庭裁判所職員に講座の一部を毎年お願いし、市の姿勢をアピール。
埼玉県	ふじみ野市		市長申立てのケースは直接、裁判所へ行くようにしている
千葉県	千葉市	市民後見実施機関である社協から市民後見人の候補者として家裁へ推薦するにあたり社協での法人後見の支援員として一定期間(2年以上)の実務経験を要する。	家事関係機関との連絡協議会への出席
千葉県	銚子市		家事関係機関との連絡協議会に出席予定
千葉県	柏市	現在は市民後見人単独での選任をする予定はない。	
東京都	新宿区		なし(推進機関は、監督人としてケースの相談を家裁に行っている)
東京都	練馬区	後見実施機関(練馬区社会福祉協議会)が法人後見監督人となっているため・法人の登記簿謄本で家裁に提出している	
東京都	江戸川区	市民後見人の推薦の際、後見実施機関が後見監督人に就くことを前提としているため、選任にあたって家庭裁判所から、指導・助言を受けることはない。	
東京都	八王子市	選任にあたり、後見監督人は社会福祉協議会を選出する意向は考え方として伺った。	東京都、東京都社会福祉協議会が開催している連絡会へ参加している。
東京都	武蔵野市	特になし(後見監督人に福祉公社が就任するため)	
東京都	町田市		市民後見人育成を開始する際に、家裁の担当者と打合せを実施した。

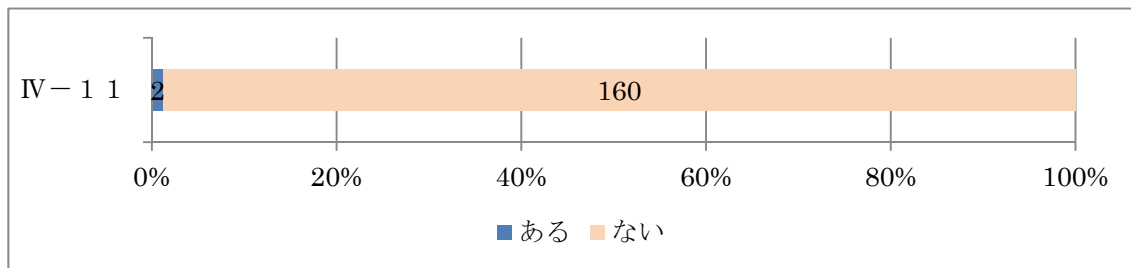
都道府県	市区町村	家庭裁判所から得られた指導や助言	家庭裁判所との信頼関係構築のために 行政として行っていること
神奈川県	横浜市	申立ての際に、どのような研修を受講してきたか分かるようにしてもらいたい。	年4回の連絡会を実施し、事業実施にかかる変更点や、新規の取組に対し家裁に事前に意見をいただくようにしている。
神奈川県	川崎市		家庭裁判所も参加している成年後見制度連絡会において、市民後見人の養成方法の検討や活動状況の報告を行っている。
神奈川県	相模原市		・検討会議にオブザーバーとして出席を依頼 ・その他個別に随時相談を行い制度設計を行っている。
神奈川県	平塚市	市民後見人の推薦にあたり、申立時に準備すべき書類、選任後のバックアップ体制等について事前協議を行った。協議の結果、平塚市では社会福祉協議会が法人として受任している案件に、追加選任の申立をし、複数後見とすることで監督機能等が期待できるということで理解をいただいた。	・神奈川県主催の連絡協議会への出席、意見交換 ・必要時に家庭裁判所との協議の場をもち、意見交換、連携体制を整えている
神奈川県	藤沢市		神奈川県が横浜家庭裁判所との連絡協議会を年3回開催しているので、それに参加している
新潟県	佐渡市		年に数回、市民後見人の活動について協議、検討を行っている
新潟県	阿賀町		県弁護士会による相談支援体制を予定(H29)
山梨県	大月市	市民後見人の育成にあたって、適切な後見支援機関がバックアップしていないと、単独での選任は考えられないため、市として機関の設置も検討するよう説明を受けている。	市長申立てや、市民後見人養成講座カリキュラムにおける家裁への見学や講義の依頼などを通じ顔の見える関係を図っている。
長野県	松本市		情報交換会の開催
静岡県	富士市		成年後見支援センター、行政、家投裁判所の三者で定期的に会議を開催している
愛知県	尾張旭市	・後見センターが後見監督人になること。 ・受理面設時は、行政担当者、市民後見人候補者、後見センターが同席すること。	・尾張東部成年後見センターを後見監督人に推薦する上申書の作成をすること。 ・受理面設時に行政の担当者も同行すること。 ・市民後見人養成にあたり家庭裁判所と協議を重ねた。
大阪府	大阪市		例年の裁判官の異動に伴い、年度のできるだけ早い時期において、家庭裁判所との連絡会議を開催するよう努めています。
大阪府	堺市	市長申立から市民後見人妥当とする案件を増やしていただければ選任件数が増加するのでは。	・後方支援の充実。・意見交換会の実施。 ・市民後見人養成講座における講師派遣依頼。
大阪府	高槻市		大阪府・他市と共に年1回、担当者による面談を実施
大阪府	八尾市		4月に大阪府と共に家庭裁判所へ年度初めの挨拶に出向いている。
大阪府	河内長野市		大阪家庭裁判所堺支部との市民後見人に関する意見交換会(堺市主催による)
大阪府	羽曳野市		大阪府と合同で意見交換会を年1回開催
大阪府	泉南市		年1回、府、府社協市担当者で、家裁へ市民後見人養成事業の説明
兵庫県	神戸市		神戸家庭裁判所との連絡会を行っている
兵庫県	姫路市	被後見人の口座が多い為、1つに整理し管理しやすくするよう助言があった。	
兵庫県	尼崎市		・市長申立の際に、できるだけ精緻な調査を行ない、作成する ・できるだけ申立も家裁の窓口を訪問して行ない、顔が見える関係を旨とする
鳥取県	米子市		意見交換会の実施
島根県	浜田市	事務報告の際、初めて法人後見支援員として選任した場合、具体的な支援計画の他、その支援員を選んだ理由や定期的な社協とのやりとりをどのように行うのか、またその方法・様式等も報告するように助言があった。	

都道府県	市区町村	家庭裁判所から得られた指導や助言	家庭裁判所との信頼関係構築のために行政として行っていること
岡山県	津山市		家事関係機関との連絡協定会への参加により、情報交換を行っている。
岡山県	井原市		家庭裁判所が開催する関係機関との連絡会へ参加
広島県	福山市	・後見人候補者の事情説明書を提出すること。 ・市民後見人が相当であるという審査会の意見書を提出すること。 ・後見人として適切かの力量を図るための判断材料が必要と言われたため、生活支援員、法人後見支援員の活動時間数をバンク登録者名簿へ記載し提出。調査官より、後見人候補者と被後見人のマッチングをしっかりと時間をかけ行ってほしいとの要望があり。	年に数回行政と福山市社会福祉協議会と、家庭裁判所で協議を行い、家庭裁判所へ市民後見人の現状等を説明し、選任へ向けての理解を深めていただくよう話をしている。
長崎県	長崎市	「市民後見人候補者養成講座における「家庭裁判所の役割」の講座内容について、講師としての派遣協力を得ている。」	
熊本県	五木村		裁判官や書記官との意見交換(センター事務局で対応)
鹿児島県	薩摩川内市	遺産分割等の法律問題があったときに家庭裁判所から法律の専門家に頼むよう助言をもらった。	
沖縄県	沖縄市	市民後見人が受任する案件について、具体的なケースの助言・市民後見人が受任した後のフォロー体制についての意見等	必要に応じて、市側で考えている市民後見人について助言をいただいている。

11. 家庭裁判所委員会に委員等として参画したことはありますか

12. 委員会ではどのような役回りが求められていますか

回答数 162



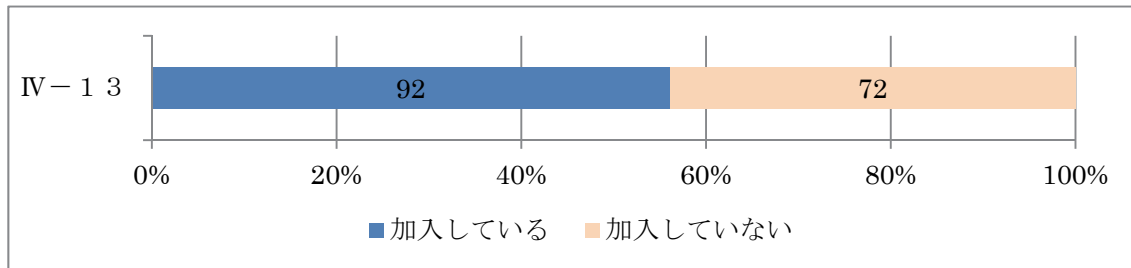
<回答> ある：2件（1.2%） ない：160件（98.8%）

都道府県	市区町村	委員会ではどのような役回りが求められていますか
大阪府	大阪市	家事関係機関と大阪家庭裁判所との連絡協議会において、後見制度の適正な運用に関する諸問題の協議を行っています。
兵庫県	神戸市	市民後見人養成機関及び市民後見人の後見監督人としての意見等

13. 市民後見活動にあたり損害保険へ加入していますか

14. どのような保険に加入していますか。どこの会社の何という保健でしょうか

回答数 164



＜回答＞ 加入している：92件（56.1%） 加入していない：72件（43.9%）

都道府県社協の既存の保険	34件（37.0%）
都道府県社協で新たに設計	5件（5.4%）
民間の保険	30件（32.6%）
民間の保険会社に設計を依頼	5件（5.4%）
その他	14件（15.2%）

【「加入している」と答えた自治体】

都道府県	市区町村	都道府県社協の既存の保険	名称	都道府県社協で新たに設計	名称	民間の保険	名称	民間の保険会社に設計を依頼	名称	その他	名称
北海道	札幌市					○	社会貢献型後見人のための賠償責任保険				
北海道	函館市									○	未定
北海道	旭川市					○	東京海上日動火災保険株式会社「成年後見人向け賠償責任保険」				
北海道	釧路市					○	成年後見人向け賠償責任保険（東京海上日動火災保険株式会社）				
北海道	帯広市					○	団体総合生活補償保険				
北海道	岩見沢市									○	全国社会福祉協議会の既存の保険
北海道	苫小牧市									○	全国社会福祉協議会「社協の保険」
北海道	滝川市	○									
北海道	北広島市	○									
北海道	積丹町					○					
北海道	赤井川村										
北海道	豊富町					○	東京海上日動火災				
北海道	美幌町					○	受託者賠償責任保険				
北海道	壮瞥町	○									

都道府県	市区町村	都道府県社協 の既存の保険	名称	都道府県社協 で新たに設計	名称	民間の保険	名称	民間の保険会社 に設計を依頼	名称	その他	名称
北海道	芽室町					○	損害保険ジャパン日本興亜 総合賠償責任保険				
北海道	池田町	○	社協の保険								
北海道	足寄町	○	全国社会福祉協議会団体制補償制度「社協の保険」								
北海道	厚岸町	未定、平28. 10月立ち上げなので。									
北海道	標茶町									○	全国社会福祉協議会 の既存の保険
北海道	弟子屈町					○	専門的業務賠償責任保険 (東京海上日動海上火災)				
青森県	弘前市									○	弘前市市民活動 保険
青森県	八戸市					○	傷害保険、専門的業務賠償責任保険				
宮城県	仙台市					○					
秋田県	横手市							○	三井住友海上 専門業者賠償責任保険		
茨城県	牛久市									○	全国社会福祉協議会
埼玉県	深谷市	○	全国社会福祉協議会								
埼玉県	志木市					○	市民後見人のための賠償責任保険 [参考・東京海上日動火災保険(株)]				
埼玉県	久喜市	○									
埼玉県	富士見市									○	全国社会福祉協議会
埼玉県	鶴ヶ島市									○	損害保険ジャパン 日本興亜(全国権 利擁護支援ネット ワーク)法人後見 業務のための賠償 責任保険制度
千葉県	山武市		社協の保険								
東京都	中央区	○	社会貢献型後見人のための賠償責任保険								
東京都	新宿区	○	社会貢献型後見人に関わる損害保険								
東京都	台東区	○	東京福祉企画の社会貢献型後見人に関わる損害保険								
東京都	墨田区		社会貢献型後見人に関わる損害保険								
東京都	品川区	○	社会貢献型後見人に関わる損害保険								
東京都	大田区	○	社会貢献型後見人に係る損害保険								
東京都	渋谷区	○	社会貢献型後見人に関わる損害保険								
東京都	練馬区	○	社会貢献型後見人に関する損害保険 東京海上火災保険(株)								
東京都	足立区	○	社会貢献型後見人に関わる損害保険								
東京都	葛飾区	○									
東京都	江戸川区	○	社会貢献型後見人に関する損害保険								
東京都	八王子市	○	社会貢献型後見人に関わる損害保険								
東京都	武蔵野市	○	東社協の社会貢献型後見人の関わる損害保険								
東京都	三鷹市	○	社会貢献型後見人に関わる損害保険								
東京都	府中市	○	社会貢献型後見人に関わる損害保険								
東京都	調布市			○	社会貢献型後見人に関わる損害保険						
東京都	町田市	○									
東京都	日野市			○	社会貢献型後見人保険						

都道府県	市区町村	都道府県協会の既存の保険	名称	都道府県協会で新たに設計	名称	民間の保険	名称	民間の保険会社に設計を依頼	名称	その他	名称
東京都	国分寺市	○									
東京都	国立市	○	社上貢献型後見人に関する損害保険 (東京福祉企画)								
東京都	清瀬市	○	社会貢献型後見人に関する損害保険								
東京都	東久留米市	○	社会貢献型後見人に関する損害保険								
東京都	西東京市	○	社会貢献型後見人に関する損害保険								
神奈川県	横浜市							○	横浜市に市民後見人に係る損害保険について		
神奈川県	川崎市					○	東京海上日動「専門的業務賠償責任保険」				
神奈川県	相模原市			○							
神奈川県	横須賀市					○	賠償責任保険、普通傷害保険				
神奈川県	平塚市					○	東京海上日動「専門的業務賠償責任保険」及び「対物(保管物)賠償責任保険」				
神奈川県	藤沢市									○	民間の保険を予定。現在、調整中
新潟県	新潟市					○	コンパス保険				
新潟県	柏崎市					○	法人後見賠償責任保険 (株)損保ジャパン				
新潟県	佐渡市					○	東京日動				
富山県	富山市					○	(株)福祉保険サービス「社協の保険」				
愛知県	尾張旭市										
大阪府	大阪市							○	東京海上日動火災保険「成年後見人向け賠償責任保険」		
大阪府	堺市	○	ボランティア市民活動保険								
大阪府	高槻市			○	賠償責任保険、ボランティア活動保険、ボランティア・市民活動行事保険						
大阪府	茨木市									○	大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センターに事業委託しており、同センターが活動内容及び目的に応じた各種保険に加入
大阪府	八尾市	○	ボランティア活動保険(傷害保険)	○	三井住友海上火災保険株式会社(賠償責任保険)						
大阪府	河内長野市	○	ボランティア・市民活動行事保険(社福)大阪府社会福祉協議会			○	成年後見業務に関する賠償責任保険 三井住友海上火災保険(株)				
大阪府	東大阪市					○	専門事業者賠償責任保険、三井住友海上火災保険株式会社 保険契約者→社会福祉法人大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター				
大阪府	泉南市									○	養成、フォローアップ研修等を委託している府社協で加入
大阪府	岬町					○	ボランティア保険				
兵庫県	神戸市					○	東京海上日動火災保険(株) 専門的業務賠償責任保険(成年後見業務)				
兵庫県	姫路市									○	姫路市ボランティア等賠償補償
兵庫県	尼崎市							○	東京海上日動火災 専門的業務賠償責任保険		
兵庫県	西宮市					○	東京海上日動火災保険 専門的業務賠償責任保険(成年後見特約等)				
兵庫県	伊丹市					○	東京海上日動火災保険、 専門的業務賠償責任保険				
兵庫県	赤穂市	○									
兵庫県	太子町	○									

都道府県	市区町村	都道府県社協 の既存の保険	名称	都道府県社協 で新たに設計	名称	民間の保険	名称	民間の保険会社 に設計を依頼	名称	その他	名称
鳥取県	米子市					○	ぜんち共済				
島根県	浜田市	○	社協の保険								
岡山県	岡山市									○	福祉サービス総合 保障(会社協)← 現行の社協の法 人後見事業の支 援員に対する保障 を継続して加入す る予定。
広島県	福山市					○	個人後見人賠償責任保険 損害保険ジャパン日本興亜株式会社				
香川県	丸亀市							○			
愛媛県	松山市									○	福祉サービス総合 保障(Aプラン)
福岡県	大牟田市					○					
福岡県	うきは市	○	全国社会福祉協議会「社協の保険」								
熊本県	玉名市										
熊本県	五木村					○	エース損害保険(株) 専門業務事業者賠償責任保険 支払限度額50,000千円				
鹿児島県	薩摩川内市					○	ぜんち共済				

15.（市民後見に関する事業を）行っていない理由としては何が挙げられますか

回答数350

市民後見人の必要性が分からない	49 件（14.0%）
市民後見人育成事業に関する情報がない	68 件（19.4%）
予算・人員の目途がたっていない	214 件（61.1%）
家裁・社協・専門職団体等関係機関との連携がとれない	53 件（15.1%）
その他	114 件（32.6%）

【回答のあった自治体】

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分からない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
北海道	紋別市					○	必要性は認めるが、前段として成年後見ニーズの掘り起こしを優先したため。
北海道	松前町			○			
北海道	八雲町					○	成年後見申立が少ない中で、養成しても活動する機会がないことが予想される。
北海道	真狩村				○		
北海道	南幌町			○	○		
北海道	上富良野町	○	○	○			
北海道	美深町					○	市民が後見人を行う妥当性に疑問があるため
北海道	小平町	○	○	○	○		
北海道	苫前町				○		
北海道	利尻富士町			○			
北海道	小清水町		○	○		○	養成後の対応が未定
北海道	雄武町		○	○			
青森県	五所川原市	○	○	○			
青森県	十和田市	○	○	○			
青森県	平川市		○				
青森県	平内町			○		○	自治体内で成年後見の理解がすすんでいない。
青森県	藤崎町			○			
青森県	鶴田町			○			
青森県	野辺地町	○		○			
青森県	七戸町	○	○	○			
青森県	おいらせ町			○			
青森県	大間町			○			
青森県	南部町	○					
青森県	新郷村					○	市民後見人のなり手が居ない。 現在の状況では必要性が低いため。

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分らない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
岩手県	大船渡市			○			
岩手県	久慈市			○			
岩手県	一関市			○			
岩手県	陸前高田市					○	今後取り組みたい。(検討中)
岩手県	釜石市			○	○		
岩手県	二戸市					○	委託先で実施
岩手県	八幡平市			○			
岩手県	雫石町			○			
岩手県	滝沢村	○		○		○	過去に市民(民生委員)が後見人になったケースがあった(候補者として挙げたため)がそのように特定の市民ではなく、広く養成するメリットがわからず、むしろデメリットが多く感じる。専門職後見で、当市は充足している。
岩手県	金ヶ崎町					○	当地域では、既存の後見実施機関が対応し、市民後見人の必要性がまだ無いと思われる
岩手県	平泉町			○			
岩手県	山田町			○			
岩手県	洋野町	○		○			
宮城県	気仙沼市					○	当市で実現可能な形を探っている段階
宮城県	名取市		○		○		
宮城県	多賀城市			○	○	○	市町村単独ではなく、広域連合的な実施が必要との見解あり。
宮城県	岩沼市					○	
宮城県	登米市				○		
宮城県	丸森町		○	○	○		
宮城県	加美町	○					
秋田県	大仙市					○	事業実施について検討中であるため
秋田県	北秋田市		○	○	○		
秋田県	にかほ市		○	○			
秋田県	仙北市		○	○			
秋田県	三種町					○	成年後見制度についての周知が充分ではない
山形市	米沢市			○	○		
山形市	東根市		○				
山形市	白鷹町	○		○			
山形市	三川町		○				
福島県	郡山市			○			
福島県	白河市					○	当市で市民後見人のニーズがあるのか把握していない。
福島県	喜多方市			○			
福島県	二本松市			○			
福島県	桑折町		○				
福島県	金山町		○	○			
福島県	会津美里町		○	○	○		
福島県	鮫川村	○				○	小さい村のため、現在のところ、市民后見人を必要とする人がいないと思われる。
福島県	石川町			○		○	市民後見人の活用方法について把握していない為、早急に育成する必要性を実感していない。

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分からない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
茨城県	水戸市					○	来年度から実施予定
茨城県	日立市					○	すでに市民後見人育成を行っているNPO本法人と連携して活動を支援しているため
茨城県	結城市	○	○	○	○		
茨城県	下妻市			○			
茨城県	高萩市			○			
茨城県	取手市			○			
茨城県	ひたちなか市					○	県央地域成年後見支援事業として広域的な取組検討中
茨城県	鹿嶋市		○	○			
茨城県	守谷市					○	市民後見を育成しても、家庭裁判所が市民後見を選任しないため。
茨城県	那珂市			○			
茨城県	稲敷市	○					
茨城県	神栖市			○			
茨城県	行方市			○			
茨城県	鉾田市			○			
茨城県	つくばみらい市		○				
茨城県	河内町	○					
茨城県	境町			○	○		
茨城県	利根町	○	○		○		
栃木県	栃木市					○	準備段階であるため
栃木県	日光市					○	専門職(弁護士、司法書士など)や法人(市社会福祉協議会)後見で現状は充足している
栃木県	大田原市				○	○	養成の前に、成年後見等実施機関の設置と活動支援等の体制整備が必要と考えるため
栃木県	壬生町		○				
栃木県	塩谷町			○			
群馬県	太田市	○					
群馬県	渋川市					○	議論中
群馬県	安中市			○			
群馬県	甘楽町			○	○	○	現在、他市町村の取り組みや近隣の先進地の情報を集約中→29年度予算化
群馬県	長野原町		○				
群馬県	東吾妻町					○	現在は、市民後見人の必要性を感じていないが、今後は必要になると思われる。
群馬県	川場村			○			
群馬県	千代田町			○			
群馬県	邑楽町			○			
埼玉県	春日部市				○		
埼玉県	蕨市			○			
埼玉県	戸田市				○	○	現状のところ、相談が多くないので、市民後見人を必要とは考えていない。
埼玉県	入間市					○	
埼玉県	桶川市			○			
埼玉県	北本市			○			
埼玉県	吉川市		○	○			

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分らない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
埼玉県	毛呂山町					○	社協との調整がととのわない。
埼玉県	小川町		○	○	○		
埼玉県	川島町					○	川島町では社協の法人後見もあり、その法人後見もまだ0件である市民後見人を早急に必要としていないため
埼玉県	ときがわ町			○			
埼玉県	杉戸町	○	○	○			
千葉県	成田市			○			
千葉県	勝浦市			○			
千葉県	流山市			○			
千葉県	我孫子市					○	平成29年度より実施予定
千葉県	鴨川市			○	○		
千葉県	君津市	○					
千葉県	袖ヶ浦市		○	○			
千葉県	印西市					○	現在、市民後見人養成等あり方検討会を設置し、検討中。
千葉県	大網白里市		○	○			
千葉県	栄町			○			
千葉県	九十九里町			○			
千葉県	芝山町		○	○			
千葉県	睦沢町			○			
東京都	文京区					○	市民後見人の活用法などについて検討中である
東京都	東大和市			○			
東京都	あきる野市					○	法人後見などの体制が整わない
東京都	三宅村			○			
神奈川県	寒川町					○	成年後見に関する相談件数が少ないため、現段階では必要なしと判断。
神奈川県	松田町					○	法人後見の体制が確立されていない
神奈川県	箱根町			○			
新潟県	長岡市					○	法人後見への取組みを優先しているため
新潟県	三条市			○		○	その他法人後見を研究している。
新潟県	加茂市	○					
新潟県	燕市			○	○		
新潟県	南魚沼市			○			
新潟県	津南町	○		○			
新潟県	関川村			○			
富山県	魚津市					○	なり手の負担が大きいと考えるため
富山県	滑川市		○				
富山県	砺波市					○	専門職で対応している
富山県	舟橋村			○			
富山県	朝日町			○			
石川県	小松市				○		
石川県	加賀市			○			
石川県	かほく市			○			
石川県	能美市					○	広域的な市民後見人の活用・養成を県と相談している。
石川県	内灘町			○			

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分らない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
福井県	福井市			○	○		
福井県	池田町	○	○	○	○		
福井県	南越前町			○			
福井県	越前町			○	○		
福井県	高浜町			○		○	市民後見人についての需要がない
山梨県	韭崎市			○			
山梨県	早川町			○			
山梨県	富士川町			○			
山梨県	忍野村			○		○	
長野県	岡谷市	○		○			
長野県	飯田市			○			
長野県	飯山市			○		○	成年後見等実施機関(権利擁護センター)に業務を委託している。
長野県	茅野市		○	○			
長野県	塩尻市			○		○	仕組みづくりなど課題が多く検討中。
長野県	小海町			○			
長野県	箕輪町					○	成年後見等実施機関に委託している。(8市の村)
長野県	高森町			○			
長野県	泰阜村	○	○	○			
長野県	喬木村	○					
長野県	豊丘村					○	受け手となる人がいない
長野県	王滝村			○			
長野県	木曽町	○					
長野県	小布施町			○			
長野県	飯綱町	○	○	○	○		
長野県	栄村				○		
岐阜県	岐阜市			○	○		
岐阜県	大垣市		○				
岐阜県	高山市		○	○			
岐阜県	恵那市			○		○	市民後見人の監督機関がないため(相談、指導など)
岐阜県	土岐市					○	後見センターが、法人として後見業務を受託しているため、現状なり手がなく困る事がないため。
岐阜県	各務原市		○				
岐阜県	郡上市			○	○		
岐阜県	下呂市					○	ニーズが少ない
岐阜県	海津市			○		○	
岐阜県	笠松町		○				
岐阜県	神戸町					○	成年後見人制度自体を必要とするケースが殆ど無い為
岐阜県	輪之内町				○		
岐阜県	池田町			○	○		
岐阜県	北方町			○			
岐阜県	富加町					○	成年後見の相談が年に1～2回しかない
岐阜県	白川町			○			

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分らない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
静岡県	静岡市					○	今後実施予定
静岡県	浜松市			○		○	市民後見人の育成、活用に関する市の体整が未整備 ←市民後見人を養成しても選任される見込みがない
静岡県	三島市			○		○	現在検討中
静岡県	富士宮市					○	後見実施機関の体制が整ってから取組め予定。
静岡県	御殿場市			○			
静岡県	袋井市					○	袋井市社会福祉協議会の法人後見業務の開始に向けて準備を進めている。市民後見人育成事業の実施についても検討している。
静岡県	伊豆市					○	他市町との連携を考えている
静岡県	菊川市					○	今後、近隣三市で広域研修などの取り組みにつき検討開始の予定。
静岡県	長泉町		○	○			
静岡県	森町			○			
愛知県	一宮市					○	現状は喫緊の課題としてあがっていない。
愛知県	津島市		○	○	○		
愛知県	碧南市			○		○	市民後見人に対する需要がない
愛知県	豊田市			○			体制が整っていない
愛知県	安城市		○	○			
愛知県	西尾市	○		○			
愛知県	蒲郡市			○			
愛知県	犬山市					○	市民後見人の力を活せるケースがあまりないように感じるため。
愛知県	江南市	○					
愛知県	小牧市					○	市民後見人の必要性についての認識はあるものの成年後見センターが無い等、現状事業として取り組み体制が整っていないため
愛知県	稲沢市		○				
愛知県	新城市					○	現在検討中
愛知県	東海市			○			
愛知県	知立市			○			
愛知県	高浜市			○			
愛知県	岩倉市			○			
愛知県	田原市			○			
愛知県	清須市			○			
愛知県	みよし市	○		○			
愛知県	大治町		○	○			
愛知県	武豊町			○			
愛知県	設楽町	○					
三重県	松阪市	○					
三重県	名張市					○	サポートセンターに委託
三重県	亀山市					○	現状、専門職後見人の不足感が当地域で感じられない。質を確保するとともに、実際に活動できる人材育成の情報が不安がある
三重県	いなべ市	○		○			
三重県	明和町		○			○	町レベルではなし、広域で市民後見人育成事業を検討したい。
三重県	玉城町			○			
三重県	紀宝町			○			

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分からない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
滋賀県	近江八幡市			○			
滋賀県	草津市				○	○	現状は成年後見制度の普及・啓発の段階であり、市民後見人を選任する段階にない、また、人材不足とも聞いていない。
滋賀県	野洲市			○	○		
滋賀県	高島市			○	○	○	事業を行っていく上で市民後見人の必要性を、地域の実情とあわせて検討できていない
滋賀県	米原市			○			
滋賀県	愛荘町		○				
京都府	綾部市			○			
京都府	宇治市			○		○	広域的な取組が必要であるが、具体的な話が進まない。人材育成には長期的なフォローアップ体制など、市民後見人を支援するしくみを両輪で検討せねばならずシステム構築には予算、人員確保が不十分である。
京都府	宮津市			○			
京都府	向日市			○			
京都府	長岡京市	○					
京都府	京田辺市			○			
京都府	京丹後市			○	○		
大阪府	大東市			○			
大阪府	和泉市					○	成年後見のケースが少なく、市民後見となるとさらに該当するケースがこれまでない。
大阪府	藤井寺市			○		○	継続的に市民後見人の担い手を発掘することが難しいため。
大阪府	豊能町			○			
大阪府	熊取町					○	市民後見人のなり手がいない
兵庫県	加西市			○	○	○	過去に募集したが応募がなかったため
兵庫県	丹波市		○	○	○		
兵庫県	南あわじ市		○	○			
兵庫県	福崎町			○	○	○	町民が活動する仕組みとして市民後見なのか法人後見において活動してもらうべきか判断できていない。
兵庫県	神河町					○	現在の件数では専門職等に依頼することで対応できる。今後は後見センター等を検討していく予定
奈良県	天理市	○	○	○	○		
奈良県	橿原市			○	○		
奈良県	五條市		○	○	○		
奈良県	葛城市			○	○		
奈良県	三宅町			○			
奈良県	曽爾村		○		○		
和歌山県	和歌山市					○	現在、専門工業が行っている活動を、一定のカリキュラムを受講したのみの市民が受任するのは実際困難である。活動のノウハウをサポートする役割の者がいなければ活用は不可能。管轄の家裁からは、後見人等受任者の不足の報告を受けておらず、市民後見人の選任実績もない
和歌山県	海南市		○				
和歌山県	新宮市			○			
和歌山県	紀の川市					○	市民後見人を活用しようと考えても、県全体で仕組みがない。また、市民が研修を受けただけで後見業務をできるのか不安。
和歌山県	紀美野町					○	県社協力で実施しているため
和歌山県	日高町					○	十分な広報ができていない
和歌山県	みなべ町	○		○			
和歌山県	太地町			○			

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分らない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
鳥取県	若桜町			○			
鳥取県	湯梨浜町			○			
島根県	江津市					○	個人の市民後見人の支任は難しいので社協の法人後見支援員モデルを考えているが、社協にスキルと余力がない
島根県	美郷町			○			
岡山県	倉敷市			○		○	養成後の活動支援の受皿が確保できていない
岡山県	新見市	○				○	人材不足
岡山県	真庭市			○			
岡山県	鏡野町			○			
広島県	大竹市			○			
広島県	東広島市			○		○	市民後見人が活動できる土壌がまだできていない。
広島県	廿日市市					○	成年後見人の充足は不明であり、不足が表面化していないため
広島県	安芸高田市		○	○	○	○	当市の規模で育成を行っても、希望が少ない
広島県	府中町	○					
広島県	熊野町			○			
広島県	北広島町		○				
広島県	世羅町					○	必要性、需要、受け皿等々協もと充分していない
広島県	神石高原町			○			
山口県	宇部市	○					
山口県	山口市					○	本市では専門職後見人の活用が先行しており、今のところ人材不足による市民後見のニーズを感じていない。
山口県	萩市					○	受任者が充足されている
山口県	下松市					○	専門職のみで対応できているため
山口県	光市			○			
山口県	柳井市			○			
山口県	周防大島町		○	○	○		
徳島県	石井町			○			
徳島県	上板町			○			
香川県	高松市		○	○			
香川県	善通寺市			○		○	市民後見人を育成する機関の体制が不十分
香川県	さぬき市					○	来年度から実施予定
香川県	三豊市					○	市民後見に関する事業を行っていない
香川県	土庄町			○		○	
香川県	多度津町			○	○		
愛媛県	宇和島市					○	検討中
愛媛県	八幡浜市			○		○	社会福祉協議会が取り組んでいる。
愛媛県	大洲市						
愛媛県	伊予市			○			
愛媛県	東温市		○				
愛媛県	内子町					○	早急に市民後見人を必要としていない状況と思われるため。
高知県	大豊町					○	担いがいない。
高知県	中土佐町					○	市民後見人となる候補者該当者がいない

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分からない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
福岡県	飯塚市					○	以前は市民後見人の養成を行っていたが、家裁より選任されるケースが乏しかったため現在は行っていない。
福岡県	田川市			○			
福岡県	柳川市	○		○			
福岡県	八女市			○			
福岡県	大川市					○	市満後見に関する事業への取り組みよりも、まずは成年後見制度の周知や利用促進への取り組みが必要と思われるため。
福岡県	春日市			○			
福岡県	宗像市					○	市民後見人を育成した後の受け皿が事実上存在しない
福岡県	みやま市			○			
福岡県	那珂川町			○			
福岡県	芦屋町			○			
福岡県	岡垣町			○		○	後見の相談は年に数件であり、専門職への後見等の依頼対応できているため
福岡県	遠賀町	○					
福岡県	鞍手町		○		○		
福岡県	みやこ町						ニーズとしての件数及び高い専門性が求められる後見人を一般住民では無理だと考える。
福岡県	吉富町				○		
福岡県	上毛町	○					
福岡県	築上町			○			
佐賀県	佐賀市	○	○	○			
佐賀県	唐津市	○				○	成年後見制度の活用について啓発に力を入れている。
佐賀県	鳥栖市		○	○			
佐賀県	上峰町		○				
佐賀県	太良町		○	○			
長崎県	佐世保市					○	来年度から行う予定
長崎県	南島原市			○			
長崎県	東彼杵町	○					
熊本県	荒尾市			○		○	任意事業であり、その他の必須事業をこなしていくのがやっとの状況
熊本県	宇城市			○			
熊本県	西原村			○			
熊本県	嘉島町			○			
熊本県	芦北町			○			
熊本県	津奈木町		○		○		
大分県	豊後高田市		○		○		
大分県	宇佐市		○	○			
大分県	姫島村			○			
宮崎県	日向市			○			
宮崎県	串間市					○	将来的には法人後見や市民後見の必要性は認識しているが、市町村申立ての実績を見ると時期が早いと考えている。また、今は地域住民による見守り活動や生活支援体制を充実させることが必要。
宮崎県	えびの市			○			
宮崎県	都農町					○	市民後見人の確保等が難しい
宮崎県	門川町	○					

都道府県	市区町村	市民後見人の必要性が分らない	市民後見人育成事業に関する情報がない	予算・人員の目途がたっていない	家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない	その他	記入欄
鹿児島県	鹿児島市			○		○	後見人等を担う専門職に恵まれた地域性があるため
鹿児島県	鹿屋市		○	○		○	鹿児島県より協議体設置の調べがきている、市としてどう動けばよいか不明。
鹿児島県	指宿市						
鹿児島県	日置市	○	○				
鹿児島県	いちき串木野市			○	○	○	身近に実施機関(事業受託先)がない
鹿児島県	伊佐市		○				
鹿児島県	南大隅町	○					
鹿児島県	龍郷町			○			
沖縄県	那覇市			○			
沖縄県	豊見城市			○			
沖縄県	東村			○			
沖縄県	本部町	○					
沖縄県	伊江村			○			
沖縄県	八重瀬町			○			

16. 市民後見に関する事業を開始するにあたって、国等からどのような支援が必要と思われますか

回答数 339

市民後見人育成事業に関する情報	194 件 (57.2%)
国民への周知に関する広報	142 件 (41.9%)
予算・人員の提供	267 件 (78.8%)
その他	27 件 (8.0%)

【回答のあった自治体】

都道府県	市区町村	市民後見人育成 事業に関する情報	国民への周知 に関する広報	予算・人員の提供	その他	記入欄
北海道	紋別市	○	○	○		
北海道	松前町	○	○	○		
北海道	八雲町	○				
北海道	真狩村			○		
北海道	南幌町			○		
北海道	月形町			○		
北海道	愛別町			○		
北海道	上富良野町	○		○		
北海道	美深町			○		
北海道	小平町	○	○	○		
北海道	苫前町	○	○	○		
北海道	利尻富士町			○		
北海道	小清水町	○	○	○	○	講師となる方の周知
北海道	雄武町	○		○		
青森県	五所川原市	○	○	○		
青森県	十和田市	○	○	○		
青森県	平川市	○		○		
青森県	平内町			○		
青森県	藤崎町			○		
青森県	鶴田町	○		○		
青森県	野辺地町	○	○	○		
青森県	七戸町	○	○	○	○	行政担当者を対象とする研修会の実施
青森県	おいらせ町			○		
青森県	大間町	○	○			
青森県	南部町	○		○		
青森県	新郷村	○	○			
岩手県	大船渡市	○	○	○		
岩手県	久慈市			○		
岩手県	一関市			○		
岩手県	陸前高田市	○		○		
岩手県	釜石市	○	○	○		

都道府県	市区町村	市民後見人育成 事業に関する情報	国民への周知 に関する広報	予算・人員の提供	その他	記入欄
岩手県	二戸市	○	○	○		
岩手県	八幡平市	○	○	○		
岩手県	雫石町	○		○		
岩手県	滝沢村			○	○	育成後のフォローアップも含めた支援
岩手県	金ヶ崎町	○		○		
岩手県	平泉町			○		
岩手県	山田町		○	○		
岩手県	洋野町	○	○	○		
宮城県	気仙沼市	○	○	○		
宮城県	名取市	○	○	○		
宮城県	多賀城市		○	○	○	県が中心となって圏域毎管内の情報交換・連絡会を開催していただきたい。また、市社協に対する県社協からの技術的支援とバックアップをいただけるとよいと感じている。
宮城県	岩沼市		○	○		
宮城県	登米市		○	○		
宮城県	丸森町	○		○		
宮城県	加美町	○	○			
秋田県	鹿角市			○		
秋田県	大仙市	○	○	○		
秋田県	北秋田市	○		○		
秋田県	にかほ市			○		
秋田県	仙北市	○	○	○		
秋田県	三種町		○			
山形市	米沢市			○		
山形市	東根市			○		
山形市	白鷹町	○	○	○		
山形市	三川町		○	○		
福島県	郡山市	○	○	○		
福島県	須賀川市			○		
福島県	喜多方市		○			
福島県	二本松市	○		○		
福島県	桑折町	○		○		
福島県	金山町	○	○	○		
福島県	会津美里町	○	○	○		
福島県	鮫川村	○	○	○		
福島県	石川町				○	都道府県における技術的な指導。圏域毎の育成支援事業の実施。人材の派遣含。
茨城県	水戸市	○	○		○	市民後見人、育成についての家庭裁判所の協力要請
茨城県	日立市	○				
茨城県	石岡市			○		
茨城県	結城市	○	○	○		
茨城県	下妻市			○		
茨城県	高萩市		○			
茨城県	取手市	○		○		
茨城県	ひたちなか市	○				

都道府県	市区町村	市民後見人育成 事業に関する情報	国民への周知 に関する広報	予算・人員の提供	その他	記入欄
茨城県	鹿嶋市	○		○		
茨城県	守谷市	○				
茨城県	那珂市	○				
茨城県	稲敷市	○		○		
茨城県	神栖市	○	○	○		
茨城県	行方市	○	○			
茨城県	鉾田市	○	○	○		
茨城県	つくばみらい市	○	○	○		
茨城県	河内町			○		
茨城県	境町	○				
茨城県	利根町	○				
栃木県	栃木市	○	○	○		
栃木県	日光市	○	○	○		
栃木県	大田原市		○	○	○	介護保険制度と同様の詳細な制度設計が必要。 県単位では積極的に意思統一を図る努力
栃木県	壬生町	○		○		
栃木県	塩谷町	○				
群馬県	太田市	○	○	○		
群馬県	渋川市	○	○	○		
群馬県	安中市			○		
群馬県	甘楽町	○	○	○	○	必要性についての周知、地域での取り組みの支援
群馬県	長野原町			○		
群馬県	東吾妻町	○				
群馬県	昭和村			○		
群馬県	千代田町			○		
群馬県	邑楽町	○		○		
埼玉県	春日部市		○	○		
埼玉県	蕨市	○		○		
埼玉県	戸田市	○		○		
埼玉県	入間市	○	○	○		
埼玉県	桶川市			○		
埼玉県	北本市			○		
埼玉県	吉川市	○	○	○		
埼玉県	毛呂山町			○		
埼玉県	小川町	○		○		
埼玉県	川島町	○		○		
埼玉県	ときがわ町	○		○		
埼玉県	杉戸町			○		
千葉県	成田市	○				
千葉県	勝浦市			○		
千葉県	流山市			○		
千葉県	我孫子市		○		○	市民後見人選任の推進
千葉県	鴨川市	○		○		
千葉県	袖ヶ浦市	○		○		

都道府県	市区町村	市民後見人育成 事業に関する情報	国民への周知 に関する広報	予算・人員の提供	その他	記入欄
千葉県	印西市				○	国が、市民後見を推進する中で、家裁に対しても市民後見人の選任が積極的に行えるような支援
千葉県	大網白里市	○		○		
千葉県	栄町			○	○	県レベルでの市民後見人養成研修の実施等。
千葉県	九十九里町	○		○		
千葉県	芝山町	○	○	○		
千葉県	睦沢町	○	○	○		
東京都	文京区	○		○		
東京都	東大和市	○		○		
東京都	あきる野市	○		○		
東京都	三宅村	○	○	○		
神奈川県	寒川町			○		
神奈川県	松田町	○		○		
神奈川県	箱根町			○		
新潟県	長岡市			○		
新潟県	三条市			○		
新潟県	加茂市				○	当市では今のところ、市民後見の必要性は低いと思われるため、特になし。
新潟県	燕市		○	○		
新潟県	津南町	○				
新潟県	関川村	○		○		
富山県	魚津市			○		
富山県	滑川市	○				
富山県	砺波市	○				
富山県	朝日町			○		
石川県	小松市			○		
石川県	加賀市			○		
石川県	能美市				○	養成後のフォローアップする機関があればよい。
石川県	内灘町			○	○	養成研修の実施
福井県	福井市		○	○		
福井県	あわら市		○			
福井県	池田町	○	○	○		
福井県	南越前町		○			
福井県	越前町			○		
福井県	高浜町	○	○	○		
山梨県	韮崎市		○	○		
山梨県	市川三郷町			○		
山梨県	早川町		○			
山梨県	富士川町			○		
長野県	岡谷市			○		
長野県	飯田市	○	○	○		
長野県	飯山市			○		
長野県	茅野市			○		
長野県	塩尻市		○	○		

都道府県	市区町村	市民後見人育成 事業に関する情報	国民への周知 に関する広報	予算・人員の提供	その他	記入欄
長野県	小海町	○		○		
長野県	箕輪町	○	○	○		
長野県	高森町	○	○	○		
長野県	喬木村		○			
長野県	豊丘村		○			
長野県	王滝村			○		
長野県	木曾町			○		
長野県	小布施町	○	○	○		
長野県	栄村			○		
岐阜県	岐阜市	○		○		
岐阜県	大垣市	○				
岐阜県	高山市	○		○		
岐阜県	恵那市	○			○	市民後見人の相談受付機関の人材育成のための支援
岐阜県	各務原市	○		○		
岐阜県	郡上市			○		
岐阜県	下呂市	○	○	○		
岐阜県	海津市	○				
岐阜県	笠松町	○		○		
岐阜県	輪之内町	○				
岐阜県	池田町			○		
岐阜県	北方町	○	○	○		
岐阜県	白川町	○		○		
静岡県	静岡市	○	○	○		
静岡県	浜松市	○		○		
静岡県	三島市	○	○	○		
静岡県	富士宮市			○		
静岡県	御殿場市			○		
静岡県	袋井市	○		○		
静岡県	伊豆市	○	○	○		
静岡県	菊川市			○		
静岡県	長泉町				○	県で育成管理を担ってほしい
静岡県	森町			○		
愛知県	一宮市	○		○	○	市民後見人の報酬を保障するしくみ作り。
愛知県	津島市	○		○		
愛知県	碧南市	○	○			
愛知県	豊田市			○		
愛知県	安城市	○	○	○		
愛知県	蒲郡市		○			
愛知県	犬山市	○	○	○		
愛知県	小牧市	○	○	○		
愛知県	稲沢市	○				
愛知県	新城市			○		
愛知県	東海市	○				
愛知県	知立市	○				

都道府県	市区町村	市民後見人育成 事業に関する情報	国民への周知 に関する広報	予算・人員の提供	その他	記入欄
愛知県	高浜市	○				
愛知県	岩倉市			○		
愛知県	田原市		○			
愛知県	清須市	○	○	○		
愛知県	みよし市			○		
愛知県	大治町	○		○		
愛知県	武豊町			○		
愛知県	設楽町			○		
三重県	亀山市	○	○			
三重県	いなべ市		○	○		
三重県	明和町	○	○	○		
三重県	玉城町	○		○		
三重県	紀宝町			○		
滋賀県	長浜市	○	○	○		
滋賀県	近江八幡市			○		
滋賀県	草津市		○	○	○	市民後見人を一から養成するのではなく、まずは、裁判所OB等に声かけを行うべき。
滋賀県	野洲市				○	県が広域で主導してほしい
滋賀県	高島市	○	○	○		
滋賀県	米原市		○			
京都府	綾部市	○	○	○		
京都府	宇治市			○	○	都道府県による広域的な取りまとめと支援。都道府県による市町村モデル事業への人員、金銭的支援。
京都府	宮津市		○	○		
京都府	向日市		○	○		
京都府	長岡京市		○			
京都府	京田辺市			○		
京都府	京丹後市			○		
大阪府	大東市	○		○		
大阪府	和泉市			○		
大阪府	藤井寺市		○	○		
大阪府	豊能町	○	○	○		
大阪府	熊取町			○		
兵庫県	加西市	○	○	○		
兵庫県	丹波市	○	○	○		
兵庫県	南あわじ市	○				
兵庫県	福崎町		○	○	○	法律家の確保。
兵庫県	神河町			○		
奈良県	天理市	○	○	○		
奈良県	橿原市	○		○	○	国民への周知や予算等の支援もちろん大切ですが、現在奈良県では家庭裁判所が市民後見人制度に対して消極的で認めていただけていない現状があります。裁判所の事務官や書記官の方に理解や協力をしてもらえそうな支援が必要だと思います。 (他の都道府県は分かりませんが、奈良県ではそのような流れかどうかはがっています。)

都道府県	市区町村	市民後見人育成 事業に関する情報	国民への周知 に関する広報	予算・人員の提供	その他	記入欄
奈良県	五條市	○	○	○		
奈良県	葛城市			○		
奈良県	三宅町			○		
奈良県	曽爾村	○	○			
和歌山県	和歌山市	○	○	○		
和歌山県	海南市	○		○		
和歌山県	新宮市		○	○		
和歌山県	紀の川市		○			
和歌山県	紀美野町		○			
和歌山県	日高町		○			
和歌山県	みなべ町	○		○		
和歌山県	太地町			○		
鳥取県	湯梨浜町		○			
島根県	江津市			○		
島根県	美郷町	○	○	○		
岡山県	倉敷市	○	○	○		
岡山県	新見市	○		○		
岡山県	真庭市			○		
岡山県	鏡野町			○		
広島県	大竹市			○		
広島県	東広島市	○		○		
広島県	安芸高田市	○	○	○		
広島県	府中町	○				
広島県	熊野町	○	○	○		
広島県	北広島町	○	○	○		
広島県	世羅町				○	家庭裁判との連携が必要
広島県	神石高原町	○		○		
山口県	宇部市	○				
山口県	山口市	○				
山口県	萩市	○		○		
山口県	下松市	○	○	○		
山口県	光市			○		
山口県	柳井市			○		
山口県	周防大島町	○		○		
徳島県	上板町	○		○		
香川県	高松市	○	○	○		
香川県	善通寺市	○		○		
香川県	さぬき市	○	○	○		
香川県	三豊市	○	○	○		
香川県	土庄町			○		
香川県	多度津町			○		
愛媛県	宇和島市			○		
愛媛県	八幡浜市	○	○	○		
愛媛県	伊予市			○		
愛媛県	内子町	○				

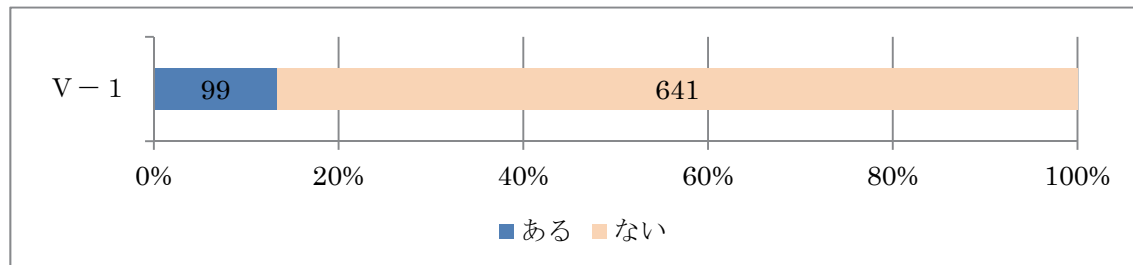
都道府県	市区町村	市民後見人育成 事業に関する情報	国民への周知 に関する広報	予算・人員の提供	その他	記入欄
高知県	大豊町	○				
高知県	中土佐町		○			
福岡県	飯塚市			○		
福岡県	田川市	○		○		
福岡県	柳川市	○	○	○		
福岡県	八女市	○	○	○		
福岡県	大川市		○			
福岡県	春日市	○	○	○		
福岡県	宗像市				○	市民後見人が活躍する場、つまり家裁が市民後見人を 成年後見人として選任することの推進
福岡県	みやま市	○	○			
福岡県	那珂川町			○		
福岡県	芦屋町			○		
福岡県	岡垣町	○		○		
福岡県	遠賀町	○				
福岡県	鞍手町	○		○		
福岡県	福智町	○	○	○		
福岡県	吉富町			○		
福岡県	上毛町	○				
福岡県	築上町	○	○	○		
佐賀県	佐賀市	○	○	○	○	小規模の市町村では県レベルでの養成・育成の支援体 制を整えたほうが良いと思われる。
佐賀県	唐津市		○	○		
佐賀県	鳥栖市	○		○		
佐賀県	上峰町	○				
佐賀県	太良町	○	○			
長崎県	佐世保市			○		
長崎県	南島原市		○	○		
長崎県	東彼杵町	○				
熊本県	荒尾市	○	○	○		
熊本県	宇城市	○		○		
熊本県	菊陽町			○		
熊本県	西原村		○			
熊本県	嘉島町			○		
熊本県	芦北町			○		
熊本県	津奈木町	○	○	○		
大分県	宇佐市	○	○	○		
大分県	姫島村		○	○		
宮崎県	都城市	○	○	○		
宮崎県	日向市	○		○		
宮崎県	串間市	○	○	○		
宮崎県	えびの市			○	○	養成後の継続的なフォロー研修
宮崎県	都農町		○			
宮崎県	門川町	○				

都道府県	市区町村	市民後見人育成 事業に関する情報	国民への周知 に関する広報	予算・人員の提供	その他	記入欄
鹿児島県	鹿児島市			○		
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○		
鹿児島県	日置市	○	○	○		
鹿児島県	いちき串木野市	○		○	○	実施機関となりうる関係機関における人材育成
鹿児島県	伊佐市	○	○	○		
鹿児島県	南大隅町		○			
鹿児島県	龍郷町			○		
沖縄県	那覇市			○	○	市民後見人の監督機関の設置、市民後見人への教育的 フォローアップ
沖縄県	石垣市	○	○	○		
沖縄県	東村	○		○		
沖縄県	本部町	○	○	○		
沖縄県	伊江村	○	○	○		
沖縄県	八重瀬町	○				

V. 広域化に向けた取り組み

1. 都道府県域又は周辺の市区町村と、市民後見を含めた成年後見制度の利用促進に向けた広域化の動きはありますか

回答 740



＜回答＞ ある：99件（13.4%） ない：641件（86.6%）

2. どのような事項について広域化の協議が行われましたか

【「ある」と答えた自治体・（広域化の）協議事項】

都道府県	市区町村	記述内容
北海道	旭川市	後見実施機関の広域的な運営
北海道	苫小牧市	市民後見人養成講座の協同開催について・広域化に対する各町の意向確認と課題について
北海道	登別市	広域でセンターを開設している
北海道	伊達市	当市では平成25年に西胆振3市3町合同での市民後見人養成講座を行った。その後、26年から養成した市民後見人のスキルを保つようフォローアップ研修も同合で開催することとし、市民後見人に活動してもらうため広域での成年後見支援センターの立ち上げを平成28年度予定で進めていた。 平成27年より後見センターの運営や市民後見人のフォローアップに係る協議会を設ける。（市民後見人育成・活用事業に関する「広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会」ではない。） 平成27年度末に当市が広域での成年後見支援センター立ち上げより離脱し、単独での設置を予定する。 当市では平成30年度からの成年後見支援センター立ち上げに向けて検討を重ねているため、具体的にどのように市民後見人に活動して頂くかや費用面等については未定である。
北海道	江差町	実施機関の立ち上げを近隣町合同で検討
北海道	上ノ国町	予算、人員、委託機関について。
北海道	黒松内町	・広域での運営協議会設置及び市民後見養成。 ・各自治体での権利擁護体制
北海道	真狩村	広域開催にて市民後見人の養成（研修）の検討
北海道	倶知安町	・市民後見人の育成 ・成年後見の利用促進
北海道	積丹町	H22、4、1広域でセンター設置
北海道	幌加内町	市民後見人の養成研修、フォローアップ研修を周辺の市町と実施・権利擁護センターを周辺市町で設置について協議中（各市町社協が中心）
北海道	壮瞥町	室蘭成年後見支援センターの共同運用（平成28年度から実施）
北海道	白老町	・1市4町で広域連携できるかも含めて意見交換実施。 ・市でH28年度より、成年後見支援センターを社協に委託する形で立ち上げた。今後は、広域での課題を整理しながら検討していく予定。
北海道	弟子屈町	権利擁護人材育成事業の共催
青森県	青森市	市民後見人養成のための研修の合同実施について
青森県	八戸市	・養成研修の実施・ニーズ調査の実施 ・バックアップ体制）協議中
青森県	平内町	市民後見人養成推進協議会
青森県	野辺地町	市民後見人の育成・活用

都道府県	市区町村	記述内容
青森県	おいらせ町	市民後見人の養成
青森県	五戸町	・市民後見人の養成 ・成年後見制度に関する研修会の開催や啓発活動 ・成年後見制度に関する実態把握調査 ・八戸市成年後見センターの活用
青森県	南部町	・市民後見人の養成について ・当圏域の成年後見制度ニーズ調査の実施について
青森県	新郷村	市民後見人養成講座の合同実施が今後可能かについて（現段階では未定）
岩手県	久慈市	管内で成年後見センターの設置
岩手県	遠野市	成年後見センターの設置
岩手県	軽米町	・権利擁護支援センターの設置について ・市民後見人養成事業所について
岩手県	洋野町	広域での後見センターの立ち上げについて（12/21開設予定）
宮城県	気仙沼市	担当者及び関係団体と成年後見制度・市民後見人について感じている現状を確認した。
茨城県	水戸市	・普及啓発、利用支援のための連係・市民後見人育成、法人後見実施団体への支援における協力要請 ・法人後見受住を中心市社協がとりくむへの協力要請
茨城県	笠間市	・制度の普及啓発・制度の利用支援 ・市民後見人の養成及び、活動支援 ・法人後見支援・法人後見の受任
茨城県	ひたちなか市	・市民後見人の養成及び活動支援 ・成年後見制度法人後見支援
茨城県	那珂市	・成年後見制度の普及啓発 ・成年後見制度の利用支援 ・市民後見制度、法人後見支援 ・法人後見の受入 ・市民後見人の養成及び活動支援以上について現在、周辺市町村と協議中
茨城県	大洗町	・成年後見制度の普及啓発 ・成年後見制度の利用支援 ・市民後見人の養成及び活動支援
埼玉県	深谷市	市民後見人養成講座の共同開催（検討中）
千葉県	銚子市	H24～H26の3年間、国のモデル事業として市民後見推進事業を実施。（銚子市、旭市、匝瑳市合同で東総権利擁護ネットワークに委託）
千葉県	鴨川市	市民後見人養成について周辺3市1町で共同で実施できる様協議中
千葉県	南房総市	「成年後見人養成研修（市民後見人）」の育成事業について。成年後見人となる司法書士の人材不足から養成が急務となっている。安房3市1町で合同実施し、鴨川市が代表で県に補助金申請を行い、負担金として支払う協議を行っている。
東京都	八王子市	南多摩の5社協と中央大学とでシンポジウム開催。
東京都	三鷹市	・現在近隣7市共催で養成講座を開催している。今後フォローアップに関しても検討していく予定。 ・親族等後見人の支援を隣接地区と共催している。
東京都	小金井市	近隣7市と合同で市民後見人養成講習を行っている。
神奈川県	茅ヶ崎市	講義形式の研修が中心となる基礎研修は、県の養成事業と連携する・演習中心の実践研修のうち、本市の取り組みに特化しないものは、近隣市と連携する。
神奈川県	山北町	具体的な検討をするまでに至っていないが、それを目指して部会にて場をつくっている。
新潟県	新潟市	各裁判所管内の市町村圏域でネットワークを構築、市民後見推進事業を広域的に実施することを新潟県が画策している。
新潟県	阿賀町	市民後見人の養成研修
新潟県	関川村	成年後見制度の広域促進について
富山県	高岡市	・法人後見受任 ・市民後見養成講座実施 ・成年後見センター（相談から申立まで一貫した支援を行う）
富山県	砺波市	成年後見センター設置に向けた協議が行われている
富山県	射水市	成年後見センター設置について（6市で協議中）
長野県	松本市	既に実施済みである
長野県	岡谷市	後見支援センターの設置検討
長野県	須坂市	協議までに至っていません
長野県	駒ヶ根市	郡域市町村にて予算、委託する形で、既に成年後見センターを設置済み
長野県	飯山市	成年後見等実施機関（権利擁護センター）の設置
長野県	東御市	成年後見支援センターの運営について。

都道府県	市区町村	記述内容
長野県	富士見町	茅野市社協が法人後見事業を行っており富士見町、原村の主幹社協となっていることから市町村でH29年度より実施していく方向で検討している。
長野県	箕輪町	
長野県	豊丘村	住民に対する制度の説明会
岐阜県	輪之内町	
静岡県	富士市	実際にまだ協議は開催されておりませんが、来年1月に第1回目が開催予定となっています。
静岡県	藤枝市	啓発、養成講座
静岡県	下田市	・小規模の自治体にあつては、市民後見人を養成する研修等の実施を単独で行うことは講師の確保や研修会の運営等の面から合理的ではないため、広域での実施を検討した。 ・次年度以降の成年後見センター業務の実施については、やはり小規模の自治体においては専門性の確保が困難であることから、広域での事業実施により専門性を確保することを検討した。
静岡県	菊川市	市民後見人養成のための研修会などの実施につき協議を始める予定
静岡県	東伊豆町	・市民後見人養成研修の実施 ・成年後見センター開設に向けての協議
静岡県	西伊豆町	市民後見人の養成(研修の実施、運営等)、成年後見センターの設立について賀茂郡の1市5町で連携して取組むことを協議した。今後も詳細を詰めるため協議を行っていく予定。
愛知県	蒲都市	平成30年度から東三河広域連合～介護保険事業が追加されるため、成年後見制度利用支援事業要綱が東三河地域で統一される予定。
愛知県	犬山市	権利擁護センター設立について
愛知県	江南市	・一般相談・利用支援・普及啓発・要援護者への支援 ・法律職種等とのネットワーク事業} 全て現在協議中
愛知県	新城市	東三河広域連合において成年後見制度利用支援事業を統一的な実施基準を定め、全市町村で実施するかどうか検討中。(ただし、高齢者と障害者を一体的に実施するかどうかについては不明。)
愛知県	東海市	平成20年より広域で(知多半島5第5町)成年後見私用促進の取組を行っている
愛知県	尾張旭市	近隣5市1町で成年後見センターを立ち上げた
愛知県	岩倉市	権利擁護センターとしての設立
愛知県	田原市	介護保険の地域支援事業である成年後見制度利用支援事業について。(介護保険業務の広域連合への移管に伴う協議)
愛知県	扶桑町	権利擁護支援センター設置について
大阪府	大阪市	市民後見人の養成と活動支援について、大阪府の全域において同一の理念と仕組みにより実施・市民後見人名簿登録者が大阪府内で転居しても、転居先の市町村で再登録が可能・成年後見制度と市民後見人に関する府民参加のシンポジウムを大阪府、堺市と共同開催
大阪府	高槻市	市民後見人養成・周知・登録者研修
大阪府	八尾市	政令市を除く大阪府内の16市3町が、市民後見人の養成及び活動支援等の実施を大阪府社会福祉協議会に委託しており、大阪府社会福祉協議会は複数市町村合同の養成講座などを開催している。
大阪府	和泉市	市民後見人の養成に関する意見交換
大阪府	藤井寺市	・市民後見人の育成 ・市民後見人に対する専門的支援
大阪府	岬町	
兵庫県	姫路市	播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づく圏域市町との連携姫路市成年後見支援センターにおける一般・専門相談の共同利用普及啓発事業(権利擁護フォーラム)の共同実施
兵庫県	相生市	成年後見支援センターの設置(近隣3市4町共同で、平成28年度より1法人に事業委託)
兵庫県	赤穂市	播磨圏域連携中枢都市圏において成年後見制度普及啓発事業を実践している。
兵庫県	福崎町	連携中枢都市圏構想の一環として、市部の成年後見センターの協力について。
兵庫県	神河町	市民後見人の養成研修(協議中)
兵庫県	太子町	成年後見支援センターの設置
鳥取県	米子市	・成年後見機関の設置、運営・市民後見人の養成
鳥取県	若桜町	・市町村を越えた域での包括的な市民後見人養成について検討中。
鳥取県	八頭町	・数年前に広域化を実施済みで、協議の詳細は不明
鳥取県	南部町	・権利擁護実践のための連携が取れた地域づくり(支え愛ネットワーク構想)
島根県	美郷町	
岡山県	井原市	備後圏域における市町共同での市町民後見人の養成について
岡山県	真庭市	県が社協に委託して開催する市民後見人養成講座への参加。
広島県	福山市	・福山市市民後見人養成講座の他市町村(備後圏域)の受講者も受け入れする。 ・成年後見制度講演会の共同開催を行う。

都道府県	市区町村	記述内容
山口県	岩国市	山口県権利擁護人材育成協議会→おおむね3カ月ごとに定期開催し、市町村の取り組みに対して県が助言や必要な支援を行っていくもの。現在は情報収集(提供)の段階です。
熊本県	人吉市	H27. 4月法人後見の効率的な運用を行うために広域で成年後見センターを設置
熊本県	水俣市	市民後見の養生講座等
熊本県	西原村	どこで広域化した方がよいか検討中(具体的に他市町と話を進めているまでには至っていない)
熊本県	芦北町	広域化に向けた協議を開催するか検討している
熊本県	津奈木町	今後、検討を行う予定。具体的な協議は行っていない。
熊本県	五木村	成年後見センターの設置(既設置済み)

3. 実際に事業を行ってみて感じる、広域化のメリットとデメリットをお聞かせください

【回答のあった自治体】

都道府県	市区町村	メリット	デメリット
北海道	旭川市	・コストの低減化を図ることができる ・限られた人材を有効活用できる	・地域の独自性を打ち出しにくくなる ・費用負担の公平性を確保することが難しい
北海道	登別市	・単独で実施するよりも、安価で実施ができる。 ・業務量が軽減される。	・社会福祉協議会が実施している日常生活支援との連携が自治体をまたぐので、利用者は不便。 ・市内や事業所が説明や相談をしても、顔の見える身近な存在になるのに、時間がかかる。
北海道	江差町	単独では事業実施が難しい場合であっても、合同であれば実施可能	・4町合同の事業実施のため各町との協議が相当数必要となる ・財政的な負担の割合についての協議
北海道	倶知安町	合理的な制度促進	意思統一の難しさ
北海道	積丹町	専門的な相談と支援が受けられる	相談先が遠い
北海道	赤井川村	不明な点などを相談しながら、行える。	足並みをそろえる必要がある。
北海道	幌加内町	小規模自治体にあつては、単独実施は困難なことばかりなので、他の自治体と合同で実施せざるを得ない。	
北海道	壮瞥町	・スケールメリットが活かせる。 ・安価な委託料で福祉専門職が活用できる。	センターからの訪問距離と訪問にかかるコスト
青森県	八戸市	・住民の利便性、成年後見制度の認知度の向上につながる。 ・周辺自治体で、課題等を共有し、解決向け、協力しあえる。	・自治体担当者の意欲の温度差が出てくる。 ・中核となる自治体担当者の負担が大きい。(役割分担が重要) ・市の連携中枢都市圏に含まれる自治体と、家裁裁判所の管轄自治体が異なるので工夫が必要。
青森県	平内町	・他市町村の状況がわかる ・不明な点について、一緒に考えられる ・隣の市と一緒にできる。	
青森県	五戸町	市民後見人の養成事務の分担・制度の需要(ニーズ)と供給(第三者後見等の受け手)量の把握	
岩手県	軽米町	・単独では財政や人材確保が難しいが、他市町村と協力することでカバーできている。 ・成年後見利用支援事業について、情報交換ができる。 ・権利擁護センターが設置されたことで、専門的な相談ができ、担当者としても安心感がある。	単独実施よりも財政的には、負担軽減されているが、今後も継続していけるか不安
千葉県	銚子市	・養成講座等の実施時、広く参加者の募集がかけられた。 ・三市の連携が取りやすくなった。	講座や連絡会等の出席が2つの市職員は市外になり、やや時間がかかった。
東京都	八王子市	広く、住民のニーズが把握できることや近隣の市町村社協との連携が図れる。	
東京都	三鷹市	各地区限られた予算を出し合い、充実した内容のプログラムを実施することができる	各地区考え方が異なるため、内容がまとめるまで時間がかかる
東京都	小金井市	各市からの受講者が少ないため、市単独で養成講習を開催するより費用対効果が得られる。	
富山県	砺波市	・専門職が常駐できる。 ・市民後見人の育成、研修ができる。 ・法人後見として、後見を受任できる	
長野県	松本市	・小規模の自治体でも財政上の心配がなく、実施できる ・広域内で統一した支援ができる	広範囲の為、きめ細かなサービスが困難である・自治体間での取組みに差が生じている
長野県	駒ヶ根市	・専門的なアドバイスが受けられる。 ・後見人候補者選定の支援が受けられる。 ・申立て事務等の支援が受けられる。	
長野県	飯山市	・業務の効率化。 ・専門職の養成	相談窓口が遠くなった。
長野県	東御市	財政面等で協力して成年後見支援センターの運営ができる。	拠点が遠い。
長野県	豊丘村	小さな自治体では対応できないので、広域にセンターがあると相談ができる。	
静岡県	藤枝市	まだスタートしたばかりで、検証はこれからとなる	

都道府県	市区町村	メリット	デメリット
愛知県	東海市	・費用が安い ・人材の確保が容易	個々の市町に対する対応が遅れる
愛知県	尾張旭市	・事務の効率化 ・情報交換 ・圏域内で市民後見人が活動できる ・予算が接分できる	
愛知県	武豊町	・費用を抑えることができている。 ・情報を共有することができる。	
大阪府	大阪市	・都道府県ごとに設置されている家庭裁判所との調整が容易になる ・市民後見人の転居等により人材を無駄にせず済む ・市民後見人として活動する地域を居住地と勤務地の2つの選択肢から選ぶことができる ・募集などの広報事業にスケールメリットを活かせる	・自治体ごとに地域ならではの特色を出すことができない ・共通する講師の関係で各自治体の養成講座の日定調整が複雑になる
大阪府	高槻市	・スケールメリット ・大阪府内であれば移管できる	
大阪府	八尾市	・市出の削減が可能 ・人件費の削減が可能 ・他市との情報共有が容易	
大阪府	岬町	養成登録された方が府転居された場合、転居後もボランティア活動が出来る、また、対象者が転居した場合も市民後見人がサポート出来る。養成、活動支援が効率的に出来る。(講師報酬費や会場貸上料などの費用や時間)	
兵庫県	姫路市	一般・専門相談の共同利用に関して、体制が整わない地域の住民、専門職にもサービスが提供できる。	一般・専門相談の共同利用に関して、遠隔地からの利用が困難。
兵庫県	赤穂市	事務局が姫路市のため不明	
兵庫県	猪名川町		大規模な制度の説明会で周知する。
兵庫県	太子町	・財源の確保 ・市町の境界で隣接する市町の市民後見人の利用が可能	移動範囲が広く職員き大変
鳥取県	米子市	近隣市町村で一体的に事業に取り組むことで、経費の負担軽減が図られる。	事業の取り組み方針について、意志統一を図る必要が生じる。
鳥取県	八頭町	・小規模自治体では、人員の確保、財政負担等で単独設置は困難であったため、広域で設置した。 ・専門的な知識、対応件数が豊富で、支援、相談等がスムーズに出来る。	広域事務所への移動に時間がかかる。
広島県	福山市	・他市町村は事業費の圧縮が可能となる。	他市町村の受講者は個別補講を受講する必要があることや、移動時間や交通費の負担等、受講者側に負担がかかる。
熊本県	人吉市	・法人として受任することで、担い手不足が解消 ・専門職後見人との役割分担や協働体勢の構築が図れた ・権利擁護を必要とする対象者に対し、制度利用へのスムーズな移行へつながっている。 ・相談窓口の設置や市民後見人養成講座の実施により、住民への普及啓発が行えている。	
熊本県	五木村	・人員とコストの削減 ・情報の共有 ・事務局職員が専門職であり、相談業務体制が整えられている。	

4. 小規模自治体等の中には、財政上等の理由から、自治体単独で市民後見を含めた成年後見制度の利用促進に向けた取組が困難な場合があります。こうした自治体に暮らす住民にも、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためにはどのような施策が必要と思われますか

【回答のあった自治体】

都道府県	市区町村	小規模自治体等における成年後見制度等の利用促進に必要な施策
北海道	旭川市	都道府県を主体として成年後見等実施機関を設置する
北海道	稚内市	・申立、後見人報酬等の財政支援 ・専門職不在自治体への専門職派遣(指導) ・申立事務自体の簡素化
北海道	芦別市	都市部に比べると弁護士・司法書士の方が少なく、司法アクセスが決して良くありません。市民後見に関しても司法アクセスの良し悪しが影響してくことから、司法アクセスの地域差解消が望まれます。
北海道	江別市	・補助金の交付等による事業支援体制の充実 ・広域実施にむけた、都道府県による周辺自治体との仲介
北海道	登別市	・広域連携が求められるが、現在の国や道の財源支援をもっと使いやすいうにしていきたい。 ・現在の道の財政支援は、市民後見人に関する事で、法人後見の業務支援員として市民後見人のスキルを磨くための経費は法人後見部分で財政支援が受けられず、候源確保に苦慮している。
北海道	長万部町	・職業後見を受任できる団体に協力依頼や相談がしやすい体制の整備 ・普及啓発活動の支援
北海道	江差町	都道府県レベルと全国組織団体との契約により事業展開させていけるようなしくみを構築し、事業実施を希望する場合は都道府県が支出。
北海道	黒松内町	専門職の確保が難しい。
北海道	真狩村	都道府県による広域実施などの検討
北海道	赤井川村	広域化
北海道	妹背牛町	・広域における成年後見実施機関の設置 ・専門職の確保と連携
北海道	上富良野町	・住民周知と人材育成 ・財源確保
北海道	占冠村	・専門職の紹介 ・実施機関とのアクセスの仲介
北海道	猿払村	自治体に対する国の補助
北海道	豊富町	・予算の助成 ・講師の派遣による研修の開催 ・社会福祉士等の専門職の確保のための支策(実施機関職員)
北海道	白老町	・後見人の業務は、非常に大変なことから財源的な補助があった上で後見人報酬を上げる。 ・本町は、後見センターを広域と考えているが、財源的な補助があれば単独で後見センターを置きたいし、置くことで利用促進にもつながる
北海道	芽室町	各自自治体での予算不足があると思うので、補助金の増大が必要かと思われる。
北海道	更別村	一自治体では難しいため、広域化での設置(例:振興局単位など)が望ましい。中心市や北海道で推進してもらいたい。
北海道	足寄町	・社協や自治体に取組を推進する人材の確保が必要であり、その財源を確保できる ・財政措置が必要 ※面積の広い北海道では、広域での市民後見人の取組は難しいと感じる
北海道	厚岸町	市町村で実施機関の機能を持てるよう、地域支援事業の必須科目にする。
北海道	弟子屈町	・広報等による周知 ・窓口の設置と明確化
北海道	白糠町	市民後見人養成研修の講師確保や実施機関の専門員への研修の場がほとんど無い事が課題です。特に専門員研修は都道府県単位でもいいので実施をお願いしたいです。
青森県	八戸市	周辺自治体と協力が必要だが、小規模自治体職員が必要を感じる必要がある。
青森県	十和田市	補助金助成
青森県	平川市	自治体における成年後見制度利用促進活動にかかる経費に対する助成
青森県	平内町	人員が不足している。小規模なので、だいたい一人しか担当がいない。
青森県	外ヶ浜町	制度の相談窓口の周知
青森県	藤崎町	補助率を上げる
青森県	七戸町	・市区町村長申立てに係る費用について、高齢者の場合は地域支援事業交付金から、障害者の場合は地域生活支援事業交付金において国庫補助の対象となっているが、財政上の理由を解消するには、全額国庫補助はたは補助率を上げることも検討すべきではないかと考える。 ・小規模自治体の場合、市町村単独での利用促進は業務量の面からも負担が大きいため、広域実施や都道府県を含む関係機関からの支援の充実強化が望まれる。
青森県	南部町	成年後見制度ニーズ調査

都道府県	市区町村	小規模自治体等における成年後見制度等の利用促進に必要な施策
青森県	新郷村	広域的に市民後見人が活動できること(町村を越えて活動できること)
岩手県	久慈市	広域での取り組みを行う。
岩手県	一関市	・周辺市町村との広域的な取組による実施機関の設置 ・県主導による実施機関の設置 ・国・県からの市民後見人養成等の補助金交付(国・県から事業促進のPR含む)
岩手県	二戸市	・住民への周知等 ・人材の確保
岩手県	雫石町	成年後見人等になる人材の確保と成年後見等実施機関設置への支援
岩手県	軽米町	広域的に実施する。
岩手県	野田村	制度の周知と相談支援体制の整備
岩手県	洋野町	広域的な取り組みを都道府県がバックアップしてくれる
宮城県	多賀城市	自治体毎で差が出てしまうため、国民の権利として国及び県が全面的に財政面及び人材育成支援を行うことが必要と感じる。
宮城県	岩沼市	・県等による広域的な情報交換、共有の場 ・広域設置を含めた権利擁護センター、市民後見人養成、活動支援の検討
宮城県	村田町	近隣自治体と共同で取り組む
秋田県	仙北市	・成年後見制度に対する理解、周知、啓発活動。 ・家庭裁判所との連携や顔の見える気軽に相談ができる関係。 ・成年後見人等に対する報酬の支払の助成。その他候補者に対する支援の充実。
秋田県	三種町	・行政担当者の合同研修 ・広域でのニーズ調査と周知
山形市	米沢市	成年後見等実施機関(成年後見センター等)を活用した成年後見制度に係る事業の広域化
山形市	酒田市	・予算、人員の提供 ・制度周知に関する広報 ・成年後見センター、権利擁護センター等の設置
山形市	真室川町	小規模自治体で実施が困難な場合は広域的な取組ができるような制度設計が必要
福島県	白河市	・国で必要経費を負担する施策。 ・小規模自治体単独ではない方法での成年後見等実施機関の設置。 ・自治体の事務に関する相談先の確保。
福島県	二本松市	財政面での支援
福島県	田村市	広域的な取組や専門的知識を修得できる講習会の実施。
福島県	桑折町	わからない
福島県	会津坂下町	専門知識を持った人材を継続して確保、相談、申立、後見の実務までを包括して支援するしくみ
福島県	金山町	広報活動
茨城県	水戸市	社会福祉協議会NPO団体の活用
茨城県	結城市	・広域で取組を実施するための補助金制度 ・近隣市町村の協定による広域的な法人後見実施機関の活用
茨城県	つくば市	市町村単位ではなく、県レベルで各圏域に法人後見センターを設置する等の施策
茨城県	那珂市	制度の周知、普及啓発
茨城県	行方市	県や国からの補助金の交付
茨城県	河内町	広報や講演会などで地道に周知して行くしかない
茨城県	利根町	制度のわかりやすい説明
栃木県	栃木市	市民後見人養成を目的とする上での標準的なプログラムがあると良い。
栃木県	小山市	予算・人員の提供
栃木県	大田原市	・介護保険制度と同等の国民(市民)への周知 ・国の詳細な事務マニュアル化(自治体の判断に委ねすぎ) ・社会福祉協議会の関与への積極的な働きかけ ・県や管轄裁判所が自治体の支援(手引きの作成や利用しやすい窓口等)に連携して取り組むこと
栃木県	矢板市	十分な財源と人員の確保
栃木県	壬生町	都道府県を中心として成年後見制度利用促進に向けた広域化。
群馬県	渋川市	1成年後見センターの設置。2専門家(弁護士、司法書士等)が後見人についた場合でも、その後、専門的支援を要しなくなった場合に、市民後見人に変えられる制度。
群馬県	安中市	関係機関との密な連携、協力体制の整備
群馬県	甘楽町	医療圏域などの広域での取り組みについて、県などが仲介に入ったり、音頭をりをしていただきたい。
群馬県	長野原町	・わかりやすい情報提供 ・幅広い予算措置

都道府県	市区町村	小規模自治体等における成年後見制度等の利用促進に必要な施策
埼玉県	川越市	広域で連携しセンターの設置などを行う必要があると思われる。
埼玉県	本庄市	市民後見を含めた成年後見事業の広域化
埼玉県	春日部市	・社会福祉協議会と連携した市民後見人をバックアップしていく体制 ・親族の後見人を務めた経験がある人を市民後見人として推薦する制度
埼玉県	蕨市	・国等から予算 ・人員の提供
埼玉県	桶川市	国、都道府県からの財政面、人員面での支援
埼玉県	富士見市	周辺の市区町村と意見交換を自ら行う、あるいは県単位でそのような会議の場等を提供する。
埼玉県	ときがわ町	・広域的な取り組み ・住民への周知 ・人材育成の支援 ・予算・人員の確保
千葉県	銚子市	近隣市町村との連携(広域化)
千葉県	流山市	公開講座等の周知・国・県からの補助金の充実
千葉県	八千代市	利用支援事業など、高齢と障害に分かれている補助事業の整理
千葉県	鴨川市	家庭裁判所との連携・住民からみてわかりやすく、相談しやすい窓口の設置
千葉県	袖ヶ浦市	・国等からの予算の支援 ・周辺市町村との広域化
千葉県	山武市	後見支援センター運営費や報酬助成に対する補助
千葉県	栄町	・制度のごく一般的な内容については、県や国レベルで普及啓発(テレビのCMで流れる政府広報のようなイメージ)してもらい、それらによって市町村に相談等が来るものに対して対応したり、周囲の関心のレベルが上がってきた(認知症位に)ときに単独で周知する体制を作っていくようにできるといいと思う。 ・現実的に、町単独で市民後見人を養成するのは難しいので、県レベル等で養成研修をしてもらい、当町でも活動可能な方の情報を提供してもらえるようになるとうれしい。
千葉県	九十九里町	国や県からの補助が必要
東京都	新宿区	・近隣自治体との連携 ・国、都からの事業補助
東京都	台東区	国等からの財政上の支援
東京都	墨田区	担当人員の補充とそのための財政支援
東京都	渋谷区	・国民への周知に関する広報 ・予算、人員の提供
東京都	荒川区	市民後見人の育成や受任後のフォロー等について、複数の自治体が合同で行うなどして、コストや人員を確保していくことが望ましい。
東京都	練馬区	国からの財政支援
東京都	江戸川区	近隣の自治体合同での市民後見人養成、研修等の実施(例:調布市・日野市・狛江市・多摩市)
東京都	八王子市	必要性を感じられなければ利用は伸びないと思われるため、住民と接するあらゆる機会での必要性を説くしかないと思われる。・成年後見制度に関する広域連合を構築し、財政困難な自治体の後見制度利用促進をカバーする。
東京都	立川市	都道府県の情報提供を含めた広域化へのリード
東京都	三鷹市	国による財源等の援助の拡充
東京都	町田市	・国・都道府県による該当自治体への助成制度の充実 ・該当自治体への成年後見制度利用のノウハウの伝達(自治体自体が制度利用に関して消極的な場合・制度の詳細を把握していない場合があるため)
東京都	小金井市	・国や都からの財政支援 ・養成講習等の合同開催
東京都	国立市	・人員、予算の補助。 ・複数の自治体による共同の市民後見人養成研修の実施。
東京都	東大和市	成年後見制度の利用促進事業への補助制度の充実
東京都	あきる野市	広域での体制整備
神奈川県	横浜市	国からの財政的な支援、また、成年後見制度に関する事例検討を広域で実施するなど、スキルの蓄積も必要ではないか。
神奈川県	平塚市	広域連携における事業の展開を行い、市民後見人養成を含め制度の利用促進に地域間較差が生じないように工夫をする必要があると考える。
神奈川県	逗子市	申し立てまでの流れや、制度概要の情報はありますが、実際に制度利用者がどのように制度を利用しているのか、イメージできるイラストやマンガ形式でのパンフレットがあると助かります。また、申し立て時や利用後の月額、年額等もわかるようにした普及啓発活動が必要と考えます。
神奈川県	綾瀬市	市民政見養成講座について、その自治体での開催・費用助成(参加者が少ない中、開催地が遠いにより少なくなってしまう。)

都道府県	市区町村	小規模自治体等における成年後見制度等の利用促進に必要な施策
神奈川県	寒川町	・他市町村との広域連携による人員派遣システム等の構築 ・保佐及び補助に焦点を絞った周知・講座等の開催・成年後見公開講座の定期的な実施
神奈川県	松田町	・制度の周知(窓口へチラシ配架、ポスター掲示、講演会開催etc)・個別のケース対応を行う
神奈川県	山北町	・財政面の補助が国から出れば、自治体も負担が軽くなり取組しやすくなると思います。 (自治体も社協も、ニーズがあることは把握しているのですが、財政面の負担を考えると、なかなか話が進展しない状況です)
新潟県	新潟市	県、国の資金注入。または県主導による広域実施など。市町村(特に規模の小さい市町村)は財源的なものだけでなく、慢性的な人員不足状態であることが考えられる。 市町村でそれぞれ連携して広域連携するスキームを作ったとしても、各市町村の財源的、人的負担を増す危険性ははらんでいいると考える。 いずれか一方、または両方の負担軽減策を国、県は用意することが重要と考える。
新潟県	燕市	周辺の市区町村との広域化とその地域の実情に見合った財政支援
新潟県	魚沼市	人口5万人以下の自治体で高齢化が30%超える市町村で住民にも自治体にも余力があるとは思えません。国や県で広域で成年後見センター」などを作る必要があると思います。
新潟県	胎内市	国からの財政支援
新潟県	阿賀町	都道府県が主体となり、一定の質を確保した中での市民後見人の育成が必要。現在の市町村ごとの取り組みでは、後見人の質を担保することが難しいと思われる。
新潟県	関川村	法人後見の体制整備
富山県	砺波市	成年後見の申立の簡略化
富山県	朝日町	・制度上の申立てにかかる費用の軽減 ・報酬についても考える必要がある
石川県	加賀市	・広域での市民後見人の育成、活用 ・利用支援事業に関する市財政負担の軽減
石川県	能美市	支援するセンターや養成を行ってくれる機関が広域的にあればよい。
福井県	池田町	国からの職員派遣(＋予算)
福井県	高浜町	成年後見制度利用促進に関する事業の広域での実施強化
山梨県	韮崎市	市民後見人への報酬助成金制度
山梨県	富士川町	広域実施にむけて、県が取りまとめを行ってほしい。
山梨県	忍野村	施策というより、中心になって、すすめていただける機関なりがあると助かります。
長野県	松本市	既に広域で実施済みである
長野県	岡谷市	後見支援センター設置、運営への補助(財政的な)
長野県	駒ヶ根市	郡単位等での成年後見センター(支援組織)の設置
長野県	飯山市	広域化
長野県	東御市	成年後見支援センター運営のための補助金等の支援。
長野県	小海町	広域(圏域)で担う
長野県	泰阜村	広域化又は大きな社協へ委託できること
長野県	坂城町	町は小規模ですが、町単で「支援センター」を立ち上げました。(H28～) 国県や近隣の市などにも指導いただく中で今後もより良い運営をめざしていきます。
岐阜県	大垣市	・県内において自治体ごと(広域でも)成年後見センターを作る(県の主導が必要) ・これまで以上の社協、NPO、家裁との連携、周知としては、民生委員等も活用できれば良い。
岐阜県	本巣市	・都道府県が何らかの支援をする必要があると思います。 ・民間団体に委託できる様な制度にするのも良いと思います。
岐阜県	郡上市	・複数の市町村にまたがるNPO等成年後見支援機関の設立 ・第三者後見と行う専門職の法制化(弁護士、司法書士等ではなく、専門の)
岐阜県	海津市	テレビ、新聞等のマスメディアを利用した周知活動
岐阜県	笠松町	専門職員の配置のための予算措置
岐阜県	神戸町	当町の様な小規模希な自治体では、成年後見人制度を必要とする事例が、これまでは年に1～2例有るか無いかの様な状況で、その殆どが民間のNPO法人で身元引受人となる事業所と個人契約を結び、代理人として預貯金等財産の管理や各種手続き、個人情報等の管理等を行っています。 成年後見人制度自体のニーズも少ないので、ましてや市民後見人の育成や利用促進に向けた取組みに特に緊急性も無いので、具体的にどの様な施策が必要となるのか分からない状況です。
岐阜県	北方町	県や地域事務所主導による広域化
静岡県	三島市	・小規模自治体等の財政上の優遇措置 ・近隣自治体との広域連携による取り組み
静岡県	富士宮市	予算、人材確保のための支援。
静岡県	伊東市	・人員、予算の確保 ・情報の提供
静岡県	富士市	・広域化の協議は有効だと思います。 ・まずは、市長申立による後見等申立を積極的に開始できる要領等を作成することも大事だと思います。

都道府県	市区町村	小規模自治体等における成年後見制度等の利用促進に必要な施策
静岡県	御殿場市	広域連携
静岡県	伊豆市	県が中心となって広域での支援を行うべき
静岡県	菊川市	制度利用率を予測し効率よく広域で対応しないと、全体的に支出が増えるばかりである。5万人未満の市町村の目線では制度を考えていないと感じている。広域で行うとしても、せめて県単位で割り振りを概算するなど、市区町村任せにさせない方が効率的であると思う。
静岡県	川根本町	広域的な取組み
静岡県	森町	周辺市区町村との広域化により市民後見人育成や法人後見に係る財政負担を軽減させ、市民後見の受け皿を整備する。専門職後見も含め幅広い後見の形を整備することで、より住民ニーズに則した形で、遍りなく制度の利用促進を図れるものとする。
愛知県	一宮市	家庭裁判所の管轄エリアを参考に、他市町村の取り組みを調査・研究し、当該市町村で活用できるしくみがあれば、模倣する、又は便乗することが可能だと思われる。
愛知県	豊川市	近隣市町村による広域的な取組み
愛知県	津島市	障害保健福祉圏域等周辺の市町村と、成年後見制度の利用促進に取組が必要。
愛知県	犬山市	家庭裁判所において、制度利用が促進されるような仕組づくりをする。(費用助成、申立支援等)
愛知県	江南市	自治体単独での取組が困難な場合、居住地において制度の利用にかたよりが出ないよう、都道府県等が実施支援を行うべき。
愛知県	小牧市	国からの財政的な支援
愛知県	知立市	・広域化により、近隣自治体と協力関係を構築する施策。 ・国からの補助金増額。
愛知県	尾張旭市	広域での連携
愛知県	田原市	・業務の広域化。 ・国県補助制度化
愛知県	あま市	広域的な自治体の連携
愛知県	扶桑町	他の自治体等と共同で、利用促進に向けた取組を行うこと。
愛知県	美浜町	広域で事業をつていく。
三重県	玉城町	広域での権利擁護センター設立への支援(財源、手法等)
三重県	紀宝町	・後見人となりうる専門職の養成 ・専門職への経費補助
滋賀県	草津市	・家庭裁判所と行政の連携強化(家庭裁判所が閉鎖的) ・県レベルでの補助金や市長申立制度の統一化や役割分担の明確化(県の役割として)
滋賀県	米原市	・確実な財源措置 ・都道府県の支援
滋賀県	愛荘町	県や圏域で支援できる体制づくり
京都府	亀岡市	現在検討中です
京都府	長岡京市	成年後見制度の利用促進には、まず、市民に対する周知が必要であり、国からの市民への周知(広報)だけでなく、専門とする裁判所職員等による、定期的な住民向け説明会・相談の場を設けてほしい。
大阪府	大阪市	都道府県が財政面も含めた事業の枠組みを作り、各自治体がそれに参加するという手法であれば、スケールメリットを活かした取組みが可能ではないかと考えます。
大阪府	守口市	市町村の広域化を含め、都道府県の積極的な支援が必要。
大阪府	八尾市	自治体単独で行うのではなく、都道府県社協などが一括して養成などの仕組みを行う体制が必要。
大阪府	和泉市	予算、人員の提供
大阪府	藤井寺市	市町村等で申し立ての実施主体の解釈に差が生じ、権限争議が起こることがあるので、制度の運用に関して、全国統一の事業とするべき。
大阪府	泉南市	国・府からの財政支援
大阪府	能勢町	小規模自治体向けの補助金制度
大阪府	岬町	府内で広域的に取りくむことが必要。
兵庫県	明石市	国、県からの財政・運営面での支援
兵庫県	赤穂市	国からの財政支援
兵庫県	篠山市	小規模自治体同士で協働して事業を行う等
兵庫県	猪名川町	・住民に対する制度の周知 ・関係機関等との連携の強化
兵庫県	福崎町	市民後見人の活動を支援するためには、監督する法人が必要であるため、広域での基幹とブランチのような機能をもたせるなど体制を整備する必要があるのではないかとと思われる。
兵庫県	神河町	近隣町との連携

都道府県	市区町村	小規模自治体等における成年後見制度等の利用促進に必要な施策
奈良県	奈良市	国、県による財政上の支援
奈良県	橿原市	財政上の負担を軽減するための負担金、補助金
奈良県	五條市	・市民に対する周知・啓発 ・地域における成年後見制度利用に係る需要の把握 ・市長申立てによる後見開始をスムーズに行い、必要な方に活用できる体制・地域において成年後見人などとなる人材の確保
奈良県	葛城市	法テラスなどとの連携強化
和歌山県	和歌山市	都道府県など、広域な範囲で、市民後見人の育成、活用を行う。
和歌山県	橋本市	・申立て事務の簡略化 ・必要書類等手数料等の免除や補助 ・手続にあたり専門性が高いため、住民が申立てを行うことに非常に労力がかかる。そのため家庭裁判所による相談や手続きについて気軽に相談できる場があればいいと思う。 ・家庭裁判所のホームページの充実
和歌山県	紀の川市	自治体職員の成年後見制度への理解
和歌山県	古座川町	国や県からの支援
鳥取県	米子市	・近隣の自治体と広域実施 ・近隣の各専門職種団体に案件ごとに委託料等を支払い、対応してもらう。
鳥取県	若桜町	県が市民後見人と養成し、バンクを設ける。
鳥取県	湯梨浜町	近隣市町と連携を図る。
島根県	江津市	社協が法人として実じできるよう、専門の担当者を配置する(県や国からの財源借置)
岡山県	岡山市	・市民後見人の育成と活用についての体制整備 ・家庭裁判所、関係行政機関、成年後見人、成年後見実施機関との連携・認知病高齢者や、知的・精神障害者で支援を必要とする人への支援の在り方について、関係行政機関と専門職後見人・有職者を含めて検討すること
岡山県	倉敷市	・都道府県や近隣市町村の共催による・(市民に対して)フォーラムや講演会等の開催 ・(事業所職員等に対して)事例検討会研修会の実施 都道府県主催による市町村担当者会議
岡山県	井原市	体制整備のため国からの補助
岡山県	備前市	市内には弁護士事務所がなく、司法専門職の協力が不可欠であるが協力が十分に得られにくい。
岡山県	鏡野町	近隣の市などに参画させてもらうことができれば、取り組むことも容易になると思われる。
広島県	東広島市	広域的(県単位)な市民後見の養成等を実施。
広島県	熊野町	国からの補助
広島県	世羅町	県単位で事案をすすめてほしい
山口県	周防大島町	国の支援が必要(予算、人材など)
山口県	田布施町	後見人の育成事業、運営にあたって必要となる資金の補助など
香川県	三豊市	成年後見人等に対する報酬扶助を生活保護に含めること。
愛媛県	松山市	国、都道府県からの補助金等
愛媛県	宇和島市	家庭裁判所での管内単位での支援窓口の設置
愛媛県	伊予市	県や広域での取り組み、補助金等
高知県	大豊町	成年後見制度の普及
高知県	中土佐町	簡易な制度(申請書の添付書類の多さと手続のはん雑さが壁になっている)
福岡県	大牟田市	申立てに要する費用や成年後見人等への報酬助成に係る費用等の財源を国や県が補助する
福岡県	柳川市	・予算、人員の確保 ・住民への啓発
福岡県	春日市	全国画一的に広域化を推進するのであれば、広域化に係る都道府県の役割と責任を明確にすること及び相応の財源の確保(平成28年度予算20百万円では少額過ぎるのではないだろうか)
福岡県	那珂川町	・テレビのデータ放送から、成年後見についての情報を見れるようにする ・町広報紙への掲載
福岡県	新宮町	成年後見人の権限を拡大し、より利用しやすくする。
福岡県	岡垣町	・予算 ・後見制度のデメリット部分の解消(申立て費用・報酬・第3者後見人の業務の適性化)
福岡県	大刀洗町	近隣市町村と連携し、広域で取り組む
佐賀県	上峰町	・成年後見制度全体を公的に支援する施策 ・成年後見制度の運用面における司法機関の拡大・強化させる施策
長崎県	長崎市	近隣自治体との連携調整等に関すること
長崎県	南島原市	成年後見等実施機関の活動に対する支援

都道府県	市区町村	小規模自治体等における成年後見制度等の利用促進に必要な施策
長崎県	時津町	他市町と協同で事業を推進するなど、事業の広域化を図ること
長崎県	東彼杵町	・自治体への出張説明会 ・財政補助
熊本県	人吉市	生活圏域での広域化により協働で進める体勢の整備が必要であると思います。
熊本県	西原村	広域化したいが、行政区がマッチしていない。
熊本県	津奈木町	・国広報等による住民への制度周知。 ・協議会及び合議体の単独設置が困難であるため、広域圏での設置の推進
熊本県	五木村	広域化によるセンターの設置
大分県	杵築市	・広域での取り組みが広がると、市町村が取り組みやすくなると思われ、県主導で取り組んでほしい。 ・養成講座について、複数の開催地で開催してもらえると住民が参加しやすいと思われる。
大分県	宇佐市	近隣市町村との広域事業とし、都道府県からの支援(調整)が必要。
大分県	姫島村	・市民後見人育成のノウハウに関する情報提供 ・国の予算の提供
宮崎県	串間市	まずは、福祉関係の専門職・専門機関等の連絡会のなかで、成年後見についての研修を行い制度の周知を図るとともに、意見交換の中でニーズの把握を行う。そのうえで、法人後見や広域での権利擁護センター設置を検討する。
宮崎県	都農町	社協との連携
鹿児島県	鹿屋市	広域で利用促進を行う機関を設置する。
沖縄県	石垣市	「成年後見センター」「権利擁護センター」など申立て支援や利用促進を専門に行う機関の設置
沖縄県	沖縄市	・首長による成年後見申立てを必須専門とすること ・成年後見に係る事業の補助率を100%とすること
沖縄県	本部町	国からの財政面での支援・県レベルでの広域化
沖縄県	北谷町	広域化の体制整備

VI. 市区町村のみ回答

1. 成年後見制度利用促進法により、平成29年度末を目途に国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、基本計画を踏まえた市町村計画の策定が求められることとなります。市区町村実務担当者として、計画に盛り込むべき事項（事項としてあると、市区町村として事業を行いやすくなる等）としてどのようなものが挙げられますか

【回答のあった自身体】

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
北海道	函館市	・保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討 ・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し ・国民(住民)に対する周知等・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援
北海道	旭川市	・制度の周知及び普及啓発(リーフレットの作成、講演会・研修会の開催等) ・制度の利用に係る市民の需要への対応(相談の実施、申立手続の支援、市長申立の実施等) ・後見等の業務を行う人材の確保(市民後見人の養成、市民後見人受任者の支援、報酬の助成等)
北海道	釧路市	国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえた策定となることから、現段階で計画に盛り込むべき事項は特になし。
北海道	岩見沢市	成年被後見人等が円滑に医療、介護等を受けられるようにするための成年後見人等の事務の範囲を明確に盛り込んでほしい。
北海道	苫小牧市	・目標とする具体的な業務内容やスケジュール、目標値等 ・成年後見等関係機関との連携を図るための指針や体制整備について
北海道	稚内市	・社協の役割(都道府県単位及び市町村単位) ・後見人報酬の定額化
北海道	芦別市	死後事務
北海道	江別市	任意後見制度の周知及び活用に関する事項
北海道	歌志内市	地域住民の需要に応じた利用の促進。
北海道	伊達市	市町村における担当部署の職員は実務を長年にわたり行っているが、人事異動等により他の者に実務を引き継がなくてはならない。しかし、その引継ぎが上手くできていない場合には、成年後見等の専門知識が必要な事案があった時に迅速な対応が出来ない。そのため、「利用推進」ではないが、自治体や地域包括支援センター、社会福祉協議会に成年後見(市民後見)に関する専門の担当部署及び人員を置けるよう計画等で示すことが出来たらよいと思う。
北海道	北広島市	・住民に対する周知 ・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援
北海道	北斗市	検討中です
北海道	八雲町	・被後見人等の死亡後における事務の範囲の見直し ・国民に対する周知
北海道	長万部町	・医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援 ・死後における事務範囲の見直し ・後見実施機関の設置や体制の充実強化
北海道	江差町	・保佐および補助の制度の利用を促進する方策の検討 ・住民に対する周知等・成年後見実施機関の活動に対する支援
北海道	真狩村	各町村間でも実施担当課がばらばら(介護部内であったり福祉担当課であったり)するので主とすべき窓口をさだめてほしい。
北海道	積丹町	情報が少なくわからない
北海道	南幌町	・人材の確保 ・成年後見等実施機関の設置
北海道	月形町	成年後見センター等の設置義務化
北海道	妹背牛町	・市民後見人の養成と育成 ・専門機関等との連携、体制強化 ・住民への周知
北海道	東神楽町	・保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討 ・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・地域において成年後見人等になる人材の確保
北海道	比布町	未定

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
北海道	上富良野町	・住民周知 ・利用しやすい仕組みや相談支援体制 ・財源と人材育成
北海道	幌加内町	成年後見制度の申し立てから開始に至る、手続きや時間が、かかりすぎることが、ネックになっていると思われる。もっと制度利用の手続きを容易にできるようにしてほしい。
北海道	苫前町	・予算、人員の確保 ・後見センターの必置
北海道	羽幌町	市民後見人の地位確保
北海道	豊富町	・関係機関との連携 ・住民への周知 ・実施機関への支援
北海道	利尻富士町	後見人の事務の範囲や役制について明記する
北海道	雄武町	未定
北海道	白老町	・成年後見等実施機関の活動に対する支援、関係機関等における体制の充実強化}ここを強化することで後見人が安心して業務に携わることができる。 ・全体的に後見人の役割を簡素化
北海道	平取町	・育成した人材の受け皿の整備について。 ・本人及び後見人が身上監護について相談できる介護医療・福祉の連携について
北海道	芽室町	市民後見人との情報交換の機会を設ける。
北海道	更別村	・導入に向けた保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討 ・広域化での検討 ・推進(都道府県でのリーダーシップの重要性)
北海道	幕別町	・医療・介護の必要性を意思決定できない方への支援の検討 ・地域における成年後見人等の人材確保 ・法律の専門家による助言、相談が無料でうけられる体制の要望
北海道	足寄町	成年後見制度利用について判断するための明確な基準等
北海道	厚岸町	養成講座開催支援、補助金・カリキュラムの標準化
北海道	標茶町	関係機関(実施機関)の体制強化
北海道	弟子屈町	費用や補助制度の明確化
北海道	鶴居村	成年後見人等の医療、介護等に係る意思決定困難者へ支援(医療同意等)の見直し。
北海道	白糠町	・人材の確保 ・関係機関との連携
北海道	標津町	・成年後見制度の住民に対する周知、啓発について ・家庭裁判所など関係機関との連携について
青森県	八戸市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・国民(住民)に対する周知等 ・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保等
青森県	五所川原市	・権利制限に係る見直し ・医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援 ・死亡後の事務の見直し
青森県	平川市	・関係機関等における体制の充実、強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
青森県	平内町	予算を増やしてほしい。
青森県	藤崎町	・社会福祉士等の育成 ・人材確保
青森県	七戸町	現段階で国の「成年後見制度利用促進基本計画」が明示されていないため、実務担当者としては何を計画に盛り込むべきなのか、国や都道府県からどの程度の支援が得られ、どこまで市区町村が行うべきなのか、どのようにすれば利用促進につながる計画を策定できるのか見当がつかない。
青森県	おいらせ町	・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
青森県	大間町	市町村計画への記載内容も変わり、事業を行いやすくなる。
青森県	五戸町	申立事務の簡素化
青森県	南部町	成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
青森県	新郷村	広域的に実施できること

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
岩手県	花巻市	申し立て事務の簡素化を図る計画の作成を希望する。
岩手県	久慈市	具体的に検討していない
岩手県	遠野市	地域において成年後見人等となる人材の確保
岩手県	一関市	・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
岩手県	陸前高田市	・成年後見制度に関し、国民の理解を広めること。 ・市民後見人に関する条件等の周知。 ・市区町村へのバックアップ
岩手県	釜石市	・市町村長申立事務の簡略化 ・成年後見センター設置の義務化 ・成年後見制度利用支援事業費の国庫負担拡充
岩手県	二戸市	関係機関等の相互の緊密な連携、体制の充実強化など
岩手県	奥州市	制度の周知及び利用支援
岩手県	雫石町	・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援
岩手県	滝沢村	・成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し ・首長申立の際の事務の簡略化(戸籍の調査など)
岩手県	矢巾町	・複数市町村を権利擁護圏域とした啓発、研修事業の必須化(協議会設置等)を盛り込む。 ・人権擁護(法務局)部門との連携、人権擁護委員へ市民後見人研修・高齢者、障がい、法務等、行政における部門(予算)の権利擁護に関する一本化(窓口の一本化)
岩手県	山田町	・成年後見人等の支援内容の拡充(医療・介護の意思決定の支援・一定の死後対応等) ・市町村の役割、首長申立に関する具体的な内容の明記
岩手県	洋野町	・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・関係機関等における体拓の充実強化
宮城県	仙台市	検討中です
宮城県	名取市	・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
宮城県	多賀城市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
宮城県	岩沼市	11項目に沿う形で良い
宮城県	村田町	・近隣市町村との連携、協働するための協議体設置等。 ・住民参加型の学び、必要性の検討の場を設ける。 ・実務や役割の明確化。
宮城県	加美町	住民のニーズ把握も行っていないので計画にもりこむべき事項などは今のところ考えてもいない。 「作らなければいけないあ」という段階
秋田県	横手市	・実施機関等への財政的な支援がなければ、結果として利用促進には繋がらないと考える。 ・制度を活用する場合、親族等の支援すら受けられない事が多々ある。医療や介護においては、同意や意思決定を求められる場面が多い。親族等が全く居ない、または協力が得られない場合の支援について、検討が必要である。また、他の制度等との調整も必要ではないか。
秋田県	男鹿市	地域住民の需要に応じた利用の促進・関係機関等における体制の充実強化
秋田県	鹿角市	障害、高齢者、その他の方等の専任担当部所についての明確化が必要。
秋田県	大仙市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
秋田県	にかほ市	体制の充実、強化
秋田県	仙北市	・地域において成年後見人等になる人材を確保するため、研修の機会の確保並びに家庭裁判所、関係行政機関との緊密な連携を確保していくこと。 ・連絡会や協議会の設立。
秋田県	三種町	・成年後見制度の利用対象者の推計 ・町における協議体の設置 ・市民周知のための広報活動
山形市	米沢市	・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
山形市	酒田市	・任意後見制度の積極的な活用・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援・成年後見センター、権利擁護センター等の設置
山形市	長井市	現時点で想定しているものではありません
山形市	東根市	報酬支払が困難な対象者への助成の取扱(対象者の住所、収入等の範囲の定義)
山形市	真室川町	後見人の育成、実施団体育成のための具体的な施策等

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
福島県	福島市	交付金等の財政的な支援の充実・申立の簡素化
福島県	郡山市	・現在、介護保険法に定める地域支援事業において、成年後見等市長申立ては、市町村の任意事業とされているが、必須事業とすること、また、財政的な支援を手厚くすること。 ・成年後見等申し立ての際に、診断書を添付することになるが、現状において、家裁と医療機関との連携が不十分であると思われることから、連携を図られるようにすること。(例えば医師に対する責務の明記など) ・市町村職員が研修を受ける機会を増やすとともに、研修会場を参加しやすい近場とすること。
福島県	喜多方市	まだ検討しておらず回答できない。
福島県	二本松市	・意思決定困難者への支援 ・市民後見人の育成 ・関係機関の連携
福島県	桑折町	わからない
福島県	南会津町	・任意後見制度の積極的な活用。 ・人材の育成の必要性あり。 ・権利擁護センターの設立。
福島県	会津坂下町	・市民後見制度の促進 ・成年被後見人の死亡後における対応への支援策
福島県	金山町	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討。 ・実施機関の活動に対する支援。
福島県	石川町	・市町村の実施体制に柔軟な方法を可能とすること。(新たな会議体の設置を避け、類似会議、人材等の活用を可能とすること) ・目標の設定の仕方、評価の基準
茨城県	日立市	計画に関しては未船だが、後見実施機関の体制づくりについて検討を進める予定
茨城県	石岡市	・医療同意権の付与についての規定 ・死亡後の事務に関する権限の付与についての規定
茨城県	結城市	・保佐及び補助に該当すると思われる者への支援について(判断能力をある程度有する者) ・任意後見制度、法人後見制度の利用に向けた取組みについて ・関係機関との連携及び体制づくりについて・家庭裁判所との連携について
茨城県	高萩市	わからない
茨城県	笠間市	・被保険者死亡後の支援について(後見人の役割の範囲見直し) ・後見人の監督等の強化(不正防止) ・法人後見等充実
茨城県	取手市	・死後の事務 ・施設が身元保証人を求めないこと ・地域支援事業(利用支援事業)の充実
茨城県	つくば市	都道府県の役割の明確化
茨城県	常陸大宮市	親、兄弟姉妹、親せきがいっても付き合いが希薄で独りで生活している高齢者にキーパーソンとなる方がいない場合は、自ら成年後見の手続きを早めに申請するようTVや新聞病院等に周知して頂けるよう、国の周知運動が必要と思われる
茨城県	那珂市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・住民に対する周知・地域住民の需要に応じた利用の促進・関係機関等における体制の充実強化
茨城県	筑西市	市民後見人の育成・成年後見制度の普及、啓発
茨城県	稲敷市	「成年後見申請助成金」として、成年後見人を申請するときの医師の診断書作成料分を助成するとすれば、利用が促進されるのではないだろうか。現行の地域生活支援事業「成年後見利用支援事業」では、2親等以内の親族がいればその者が負担するようになっていることなど、条件が厳しい。
茨城県	神栖市	市民後見人について、育成カリキュラム、市民後見人が家裁から、選任されるための整備
茨城県	行方市	・三類型の違いを分かりやすく記載してあるといい。 ・任意後見制度の活用方法について
茨城県	鉾田市	・国民(住民)に対する周知等・関係機関等における体制の充実強化
茨城県	河内町	今後、町の社会福祉協議会が母体となって、市民後見事業の推進に取り組んで行く旨を、計画にきちんと盛り込むべきと考える。
茨城県	境町	関係機関との連携について。
茨城県	利根町	ニーズ把握の具体的な手法と人材育成の効率的な方法について
栃木県	栃木市	現時点では特にない
栃木県	小山市	成年後見実施機関による法人後見の実施と、市民後見人への支援体制の整備・任意後見制度の積極的な活用
栃木県	大田原市	・県レベルでの自治体への積極的な関与 ・裁判所の柔軟な取り組み ・成年後見等実施機関の設置 ・社会福祉協議会の法人後見の事業開始に向けた支援
栃木県	矢板市	住民への周知等

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
栃木県	那須烏山市	・住民に対する周知等 ・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
栃木県	芳賀町	低所得者対策として、後見人等報酬の公的扶助化。
栃木県	塩谷町	住民等への周知
群馬県	太田市	成年被後見人の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討・成年被後見人の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
群馬県	沼田市	市民後見人の育成
群馬県	渋川市	検討中
群馬県	富岡市	市民後見、法人後見促進
群馬県	安中市	・成年被後見人等、死亡後における成年後見人等事故範囲の見直し ・地域住民の需要に応じた利用促進・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
群馬県	甘楽町	・住民向けの運知に関すること(研修会、チラシ等) ・協議会の設置(準備委員)→養成後はフォロー機関として、機能する？ ・ニーズ調査
群馬県	東吾妻町	・地域住民の需要に応じた利用の促進・保佐及び補助の制度を促進する方策の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
群馬県	川場村	人員確保
群馬県	邑楽町	・成年後見制度利用支援事業に該当しない低所得者への申立て ・費用の助成及び後見人報酬の金銭的な支援
埼玉県	川越市	成年後見人への報酬助成の充実強化
埼玉県	熊谷市	市民後見人の積極的な活用
埼玉県	飯能市	市民後見人育成・活動に係る予算的・人力的支援。
埼玉県	本庄市	成年後見センター設置に関する具体的な事項
埼玉県	東松山市	市長名による成年後見の申立てを行うにあたり、対象となる者の具体的な範囲
埼玉県	春日部市	・医療行為の同意や身元保証、引受け、葬儀を含めた死後の対応など成年後見人等の事務範囲の見直し ・市民後見人の養成と支援する体制は、同一機関であることが望ましく、社会福祉協議会が法人後見を実施する体制が必要である。
埼玉県	鴻巣市	・計画例を編集可能な電子データで送付してほしい。 ・必須事項は少なくして、任意事項を多くしてほしい。
埼玉県	深谷市	(地域住民の需要や実情に応じた利用の促進は必要だが) 家庭裁判所の考え方や処遇、書式の全国的な統一。
埼玉県	上尾市	・成年後見制度の三類型が適切な選択されるための方策の検討。 ・成年被後見人等であって、医療、介護等を受けるにあたり意思決定するまでが困難なものの支援。 ・成年事後見人等の死亡後における成年後見人等の連携範囲の見直し。 ・関係機関等における体制の充実強化。
埼玉県	草加市	地域住民の需要に応じた利用の促進(ニーズ調査)
埼玉県	蕨市	・家庭裁判所等関係機関との進歩の強化 ・人材の養成確保 ・財源・人員の確保
埼玉県	戸田市	・市民後見人を育成するためにどのようなカリキュラムが必要か。 ・市民後見人の業務を資格制度(又は裁判所の登録制度)として認定すること。 ・市民後見人の活用方法の例示及び取りまとめる機関に関する例示。
埼玉県	入間市	・国民に対する周知等
埼玉県	志木市	・市民に対する周知・地域において成年後見人になる人材の確保 ・成年後見等実施機関に活動に対する支援・成年後見人(実施機関)となる対象の見直し
埼玉県	桶川市	・市民後見人の必要人数の明記・市民後見人の養成研修計画・現市民後見人フォローアップ研修計画
埼玉県	久喜市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し ・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
埼玉県	北本市	地域住民の需要に応じた利用の促進
埼玉県	富士見市	保佐、補助の活用方法の整理。
埼玉県	鶴ヶ島市	後見人への支援方策(相談体制の整備など)
埼玉県	ふじみ野市	・相談窓口の充実 ・市民後見人の育成等
埼玉県	小川町	今後、検討していきます
埼玉県	ときがわ町	・関係機関等の相互の緊密な連携の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援(予算の確保)

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
千葉県	千葉市	市民への周知(利用の促し)について
千葉県	銚子市	・成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し ・成年後見被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年後見被後見人等の死亡後の成年後見人等の事務の範囲の見直し ・地域において成年後見人等になる人材の確保
千葉県	茂原市	成年後見等実施機関の活動に対する支援
千葉県	成田市	・被後見人の死亡時の対応 ・診断書をもらう際の医師の規定(などがあれば)
千葉県	佐倉市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
千葉県	習志野市	成年後見制度利用促進法第11条に規定する基本方針に定められている「必要な措置」が具体的に盛り込まれるとよい。
千葉県	勝浦市	被後見人の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援検討
千葉県	市原市	後見人等の事務の範囲の見直し
千葉県	流山市	・報酬助成の範囲を広げる(市長申立てに限らず、また課税世帯対象者) ・家庭裁判所の市民後見人利用についての理解・後見人の不正防止についての具体的施策
千葉県	八千代市	・住民への周知 ・市民後見人等の育成
千葉県	我孫子市	医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援・死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
千葉県	鴨川市	・成年後見人等の確保について ・成年後見ニーズの把握について
千葉県	南房総市	近年、安房地域でも認知症患者や生活困窮者が増加し、このような方をターゲットとした詐欺・被害等が急増している。これを、背景に金融機関や施設は、認知・判断能力の無い者が定期預金の解約や施設入所する場合等、裁判所に認定された後見人が手続きするよう求めるようになった。
千葉県	いすみ市	成年後見制度の利用の周知は、すまいる利用者から対応により勧めていくことができる →まだ市では、例がありません。 →必要な人に対しての相談等を実施しています。市長申立てでも実績はありますが、この法が決定されたことによるメリット・デメリットは今後の状況をみて検討していく必要はあります。
千葉県	栄町	今はまだわからない。
千葉県	九十九里町	死亡後の成年後見の事務範囲
千葉県	睦沢町	低所得者の対策
東京都	新宿区	区市町村単位での利用者数の統計が家裁等から提供されること
東京都	文京区	市民後見人の活用について
東京都	墨田区	任意後見制度の積極的な利用についてと、その整備・被後見人等の死亡後における事務(火葬手続等)について具体的に盛り込むべき
東京都	目黒区	今後検討
東京都	渋谷区	わからない
東京都	葛飾区	・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
東京都	江戸川区	成年後見制度の利用の促進に関する法律の第十一条七項の実現のため、家庭裁判所による各自治体での成年後見制度利用者数等の情報提供について。
東京都	八王子市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し ・成年後見制度利用促進のためには実態把握が必要なため、家庭裁判所による、全国区市町村単位の成年後見人等の人数の把握及び公表
東京都	立川市	・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
東京都	武蔵野市	検討中
東京都	三鷹市	・地域において成年後見人等による人材の確保 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
東京都	府中市	・利用者・関係機関職員に対する制度の普及啓発、情報提供 ・申立費用助成、報酬費用助成・市民後見人の育成
東京都	小金井市	市長申立ての実施において、戸籍の公用請求等で時間がかかってしまうのが課題である。そのため、役所間のやり取りをよりスムーズなものになるようにしてほしい。(介護福祉課)
東京都	日野市	成年被後見人等の医療、介護等に係る、意思決定が困難な者への支援等の検討
東京都	東大和市	市民後見人育成のための研修制度の確立。

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
東京都	清瀬市	本来的に、成年後見制度の利用者は、認知機能の低下に伴い地域権利擁護事業を活用し、その後、保佐、補助、そして、後見と移行していくのが筋道と考えられる。よって、地域権利擁護事業の利用が一定数あることが、後見制度利用者の利用促進と言うことが出来る。 このことから、計画に盛り込むべき事項は、(1)地域権利擁護事業と成年後見制度の一体的な運用。認知機能低下初期からのスムーズな連携を図るため、(2)地域権利擁護事業の強化及び高齢者・障害者数に対する利用目標値の設定(地域住民の需要)。(3)地域権利擁護事業から成年後見制度への移行基準の明確。また、同様に後見人の人材確保についても一定の経験を積まなければ後見人としての活動が難しいことから、(4)地域権利擁護事業の支援員から後見人にステップアップする仕組みの構築、が必要であるとする。
神奈川県	横浜市	・生活困窮施策の計画のように手引き等を作成してもらいたい。 ・単独ではなく、地域福祉保健計護との合同計画の可能性についても整理をしてもらいたい ・ニーズ把握の具体的な方法等についても、示してもらいたい。 ・市の中にどれだけの後見人等がいるのか、家裁から情報提供をしてもらいたい。
神奈川県	川崎市	成年後見制度利用支援事業(報酬助成)に関する目標
神奈川県	相模原市	関係機関との連携
神奈川県	横須賀市	成年後見等実施機関に関する支援
神奈川県	小田原市	後見実施機関の必置
神奈川県	茅ヶ崎市	・保佐・補助担当の利用を促進するための、日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行 ・任意後見制度の積極的な活用を図るための、市と公証役場の連携・制度の利用に必要な診断書の取得や精神鑑定の実施にかかる市と医療機関との連携に関する事項
神奈川県	逗子市	まだ制度理解不十分のため、回答できません。
神奈川県	綾瀬市	・任意後見制度の積極的な活用 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援
神奈川県	寒川町	・住民需要の少ない市町村における活動に対する支援等 ・保佐及び補助制度周知に係る支援
神奈川県	松田町	・予算の確保 ・現在各市町村で個別に要綱作成しているが、基準や支給額の統一、入所や転出に伴う擁護の実施機関の明確化
新潟県	新潟市	国全体計画を確認しないことには想定できない。
新潟県	長岡市	国の計画をみってから検討する
新潟県	三条市	地域において成年後見人等になる人材の確保
新潟県	見附市	後見人への報酬助成に対しての国庫補助の裏づけがほしいです。
新潟県	燕市	市民後見人育成及び人材をコーディネートするための機関の設置
新潟県	上越市	・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
新潟県	佐渡市	・成年被後見人等の社療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
新潟県	南魚沼市	・成年被後見人の医療介護等に係る意思決定支援の見直し ・関係機関における体制の充実強化
新潟県	胎内市	成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援。
新潟県	阿賀町	計画の策定自体がない方が一番良いです。策定業務で本来の業務ができないということが一番心配です。
富山県	高岡市	・成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
富山県	魚津市	・住民に対する周知 ・任意後見制度の積極的な活用
富山県	滑川市	関係機関等における体制の充実強化
富山県	砺波市	成年後見を受任できる専門職の育成
富山県	朝日町	・専任を1名置くことを明記することが必要だと考える。 ・福祉事務所等、専門職がチームで取り組むことを加える(事務でなく専門職として)
石川県	小松市	・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し ・国民(住民)に対する周知等による国民(住民)の意識の向上 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・市民後見人等の報酬費などのガイドラインや被後見人の収入が少ない場合の補填制統、或いは、損害賠償を求められた場合の救済制度など後見人を守る法整備など
石川県	羽咋市	・成年後見被後見人等の権利制限に係る制限の見直し ・地域住民の需要に応じた利用の促進・地域における成年後見人等になる人材の確保 ・関係機関等における体制の充実強化
石川県	かほく市	市として事業を行いやすくなるよう明確化
石川県	能美市	県からの情報提供がなく、すべきことが皆無。
石川県	野々市市	・成年後見制度申立て費用の支援(国からの援助) ・成年後見人を務める専門職の確保、質の担保

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
石川県	津幡町	・成年被後見人等の医療・介護等にかかる意思決定が困難な者への支援等の検討。 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し。
石川県	内灘町	・成年後見制度利用促進法第11条に規定する基本方針11項目 ・成年後見人等の倫理規定に関すること
石川県	中能登町	・住民に対する周知 ・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・関係機関等における体制の充実、連携
福井県	あわら市	・成年被後見人等の死後における成年後見人等の事務範囲の見直し ・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
福井県	南越前町	現時点では不明
福井県	越前町	・住民に対する理解、制度の利用促進 ・地域での成年後見人等の人材育成・確保(十予算)
福井県	高浜町	・住民に対する周知等・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
山梨県	甲府市	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
山梨県	大月市	後見センター開設の充実。
山梨県	韮崎市	・成年後見センター、権利擁護センター設置の義務化 ・成年後見制度促進員等の配置の義務化
山梨県	南アルプス市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・任意後見制度の積極的な活用 ・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
山梨県	忍野村	目途がたっていません。
長野県	岡谷市	関係機関の相互連携
長野県	駒ヶ根市	・医療同意や身元引受、死後の事務等、後見人業務の対象範囲等 ・他市等と比較が可能になるような統計データの収集について
長野県	飯山市	・成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し(権利を拡大してほしい) ・成年被後見人等の医療に係る意思決定が困難な者への支援の方法の制度化。 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の拡大。 ・成年後見制度利用支援事業に係る事業費に対する助成の拡大(市町村の財政的負担の軽減)
長野県	塩尻市	・成年後見等実施機関の活動に対する支援。 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
長野県	東御市	・任意後見制度の活用
長野県	小海町	・住民への周知 ・人材の確保 ・関係機関の体制強化
長野県	辰野町	・地域において成年後見人等になれる人材の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・関係機関等における体制の充実強化
長野県	泰阜村	・計画しても人材不足で動けないのが実情。 ・広域化できるとか、委託できると良い
長野県	山形村	医療同意等に関する事項。
長野県	坂城町	国からの指示により今後町としてとりくむべきことを検討していきます。
長野県	小布施町	・成年後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討。 ・任意後見制度の積極的な活用。・関係機関等における体制の充実強化
岐阜県	各務原市	・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
岐阜県	本巣市	必要とされている方が使いやすい様、申立費用の助成や支援体制の整備に関する事を盛り込むと良いかと思ひます。申立費用の助成についても、市町村の一般財源とするのではなく、国費、県費による支援が不可欠かと思ひます。
岐阜県	郡上市	・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・地域において成年後見人等になる人材の確保
岐阜県	海津市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援
岐阜県	笠松町	地域住民の需要に応じた利用の促進
岐阜県	神戸町	3-4(基本方針11項目)の様な状況で有る為、現状では具体的にどの様なものが必要となるのか分かりません。

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
岐阜県	輪之内町	低所得者支援策
岐阜県	池田町	・住民に対する周知等。 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
岐阜県	北方町	県や地域事務所主導による広域化
岐阜県	富加町	現時点では分からない。
岐阜県	八百津町	・市町村申立ての簡素化。 ・申立て手順や事務手続のマニュアル作成
静岡県	浜松市	・予算、人員、周知について、国の責任の明記 ・成年後見制度利用促進体制の具体的例示(事例紹介) ・成年後見等実施機関の具体的役割と、設置運営に係る国、県、市の具体的な支援内容 ・制度利用に係る需要把握の具体的方法
静岡県	三島市	・成年後見制度に係る認知度向上のための施策 ・専門職後見人と市民後見人との役割分担のイメージ ・市民後見人の報酬のあり方について ・市民後見人の育成と広域連携について
静岡県	伊東市	・市民への制度の周知 ・人材育成に対する助成
静岡県	富士市	・親族後見人への支援 ・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡における成年後見人等の事務の範囲の見直し
静岡県	御殿場市	・成年後見実施機関設置について(市民後見人育成から選任後の支援についてまで) ・司法書士や弁護士等との連携について
静岡県	下田市	・生活保護者が成年後見制度を利用する際の報酬費用を保護費からの支出出来るようにしたい。 ・成年後見センターの運営費用の助成費の予算化(後見センターが収益を上げられない非都市部では助成が必要) ・医療介護総合確保基金による市民後見人養成事業費の延長(継続的に養成事業が出来るような予算確保を希望する)
静岡県	伊豆市	・住民に対する周知等 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
静岡県	牧之原市	・地域連携ネットワークの構築について ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人の事務範囲の見直し ・医療、介護等における意思決定が困難な者への支援方法について
静岡県	長泉町	まだ未定です。
静岡県	小山町	現状、問の件については未検討のため、回答はできません。
静岡県	川根本町	関係機関等との連携など
静岡県	森町	・住民に対する周知・ニーズ調査の実施 ・成年後見人等の人材確保 ・市民後見人育成の促進
愛知県	一宮市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
愛知県	豊川市	国民(住民に対する周知
愛知県	刈谷市	市民後見に関する取組を行う必要がある
愛知県	安城市	・身元保障や死後の対応など ・後見人を支援する機関の連携について
愛知県	蒲郡市	被後見人が亡くなった後の事務手続きについて。
愛知県	犬山市	・国民(住民)に対する周知等 ・関係機関等における体制の充実強化
愛知県	小牧市	・家庭裁判所における後見人等決定までの期間短縮
愛知県	新城市	今後検討していくこととなります。
愛知県	知立市	国民(住民)に対する周知。
愛知県	尾張旭市	検討中
愛知県	田原市	関係機関との連携
愛知県	北名古屋	成年後見等の利用促進に関して関係機関が連携する合議体や協議体に関する事項
愛知県	みよし市	・住民に対する周知等 ・地域住民の需要に応じた利用促進
愛知県	あま市	・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・関係機関における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
愛知県	扶桑町	制度の利用促進に向けた、周知の方法を確立していくこと。
愛知県	美浜町	・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・地域において成年後見人等になる人材の確保
愛知県	武豊町	地域において成年後見人等になる人材の確保
三重県	津市	・実施機関を明言化する ・成年後見人等の受任件数を目標値として掲げる
三重県	伊勢市	・成年後見人等又はその候補者に対する支援について ・市民後見人の育成について ・被後見人等が必要な医療・介護等を円滑に受けられるようにすめための支援について
三重県	明和町	・成年後見人等の人材確保 ・意思決定が困難な者への介護等 ・関係機関との連携
三重県	玉城町	・成年後見制度の理念をしっかりと記す ・その制度を利用してめざす町について記す ・その制度を利用しやすくするための方策、推進の方策を記す
三重県	紀宝町	地域において成年後見人等になる人材の確保
滋賀県	彦根市	・設問Ⅲ－4に挙げられている項目の内、3. 4. 9 ・後見人等の不適切な行為に関する防止策の検討
滋賀県	高島市	・成年後見等実施機関の活動の対する支援 ・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保 ・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
滋賀県	米原市	国の基本計画が未策定の現段階では答えられない
滋賀県	愛荘町	・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し ・関係機関等における体制の充実強化・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
京都府	宇治市	・市民後見人育成事業における市町村の責務 ・関係機関との連携 ・協議会の設置 ・市長同意による医療保護入院者の法定後見人申請の促進と責務
京都府	亀岡市	居住地等により、報酬助成を行う市町村の明確化
京都府	向日市	・死亡后における事務の範囲の拡大 ・制度のメリット、デメリットを含めた広報
京都府	長岡京市	国(裁判所)、府、市町村の役割や財政的な支援(予算・人員の提供)を明確にしてほしい。
京都府	京丹後市	・地域における成年後見人等になる人材の確保 ・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・関係機関等の相互の緊密な連携
京都府	南丹市	・保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討 ・成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し ・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
京都府	伊根町	・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し。 ・成年被後見人等の医療介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討。
大阪府	大阪市	市町村計画に盛り込むべき事項については、国の基本計画策定の動向を注視したいと思います。
大阪府	堺市	市民後見人受任の促進
大阪府	高槻市	検討中
大阪府	守口市	基本方針11項目以外に盛り込む事項は特になし
大阪府	寝屋川市	地域住民に対する周知
大阪府	松原市	国民(住民)に対する周知等・関係機関等における体制の充実強化
大阪府	和泉市	・日常生活自立支援事業利用者の内の成年後見制度該当者の移行について ・医療、介護等に係る意思決定が困難な者への後見等の検討
大阪府	羽曳野市	複数の市が関わっている(ex住民票はA市だが保険者はB市などの場合どちらが申立するか)
大阪府	高石市	国民への周知をすすめる方策
大阪府	東大阪市	今後検討していきます。
大阪府	泉南市	・成年後見人(市民後見人)になる人材の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援
大阪府	四條畷市	検討中
大阪府	豊能町	計画の策定について未検討
大阪府	熊取町	死亡後における後見人等事務の範囲の見直しをすることで活用促進される。

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
兵庫県	姫路市	今後、市民後見人の受任を拡大するために、医療同意や保証人への同意など、本来後見人が同意できないとされているものの、現場で求められることが多い事項について、関係機関の体制整備やガイドラインの作成など、市民後見人が活動しやすい環境の整備が必要と考えられる。
兵庫県	尼崎市	計画にはそぐわないかもしれないが、成年後見の市長村申立の実施責任を明確化していただきたい
兵庫県	明石市	・後見人等の医療同意権限付与についての検討 ・後見人等の死後事務の拡大についての検討 ・市民後見人の養成(人数の確保及び後見人等の業務内容の充実) ・潜在的有資格者の後見人等としての活動促進についての検討
兵庫県	洲本市	・住民・福祉関係者に対する周知 ・任意後見制度の積極的な活用 ・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
兵庫県	伊丹市	処遇困難ケース(貧困、負債を抱えるケース)は後見人が受任後に困ることが多いため、後見人をしっかりバックアップできる体制の整備について計画に盛り込むべき
兵庫県	相生市	地域において成年後見人等になる人材の確保
兵庫県	豊岡市	・成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事ムの範囲の見直し
兵庫県	赤穂市	現時点では不明
兵庫県	篠山市	・報酬の負担に関すること ・個人情報に関すること
兵庫県	丹波市	・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・地域住民の需要に応じた利用の促進
兵庫県	福崎町	・担当部署“障害、高齢”協働体制の明記。 ・社協、NPO等の法人監督の協力等明記。
奈良県	五條市	・市民に対する周知・啓発 ・市民後見人や法人後見等の育成 ・成年後見等実施機関の育成の仕組み整備 ・予算・人員の確保 ・関係機関連携の確保
奈良県	葛城市	・他機関との連携 ・後見人等候補者の確保
和歌山県	和歌山市	任意後見制度の積極的な活用(生活保護受給者の対応等)
和歌山県	海南市	・財政的に、国からの支援が必要 ・紙戸籍が非常に見にくい。(くせのある字体が多い)
和歌山県	橋本市	国の基本計画や、市町村の計画は、膨大な資料となり、住民は見ない(見る機会もない)本当に利用促進を図るためであれば、計画は簡略なもので良いと思う。市町村にとっては、なるべく簡略でかつ具体的な事例を記載したものであれば、効率的に事務を行えると思う。
和歌山県	紀の川市	国民に対する周知等・都道府県全体で取り組める仕組の構築
和歌山県	広川町	・住民に対する周知 ・住民の利用促進 ・成年後見人、市民後見人の人材育成と確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援
和歌山県	日高町	成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
和歌山県	由良町	・住民に対する周知等。 ・利用を促進するための方策の検討
鳥取県	米子市	日常生活自立支援事業との連係について
鳥取県	八頭町	成年後見制度の利用を必要とする者が、十分に制度を活用できるよう住民に対する周知及び啓発
鳥取県	湯梨浜町	・成年後見制度利用支援事業の活用の推進 ・市民後見人育成・活用の推進
鳥取県	南部町	成年後見人となる人材の確保と報酬の支払の助成
島根県	江津市	・ニーズ調査 ・人材の確保(後見人の担い手だけでなく実施機関で指導的立場になる人も含む) ・活動に対する支援
島根県	川本町	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・国民に対する周知等
島根県	隠岐の島町	市民後見人養成講座の在り方の見直し(研修内容を簡単なものに等)
岡山県	倉敷市	国や都道府県、家庭裁判所等の関係専門機関や団体の市町村への協力の確保
岡山県	津山市	ニーズ調査の具体的内容、方法
岡山県	井原市	市民後見人候補者の確保について
岡山県	新見市	成年後見等実施機関の活動に対する支援

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
広島県	福山市	成年被後見人等の医療、護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
広島県	東広島市	・任意後見人制度の積極的な活動・必要な医療 ・介護等を受けられるようにするための支援の在り方の検討 ・成年後見制度に関する、周知及び啓発
広島県	廿日市市	・成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するための必要な措置を講ずること ・地域において成年後見人等となる人材を確保するための必要な措置を講ずること。 ・成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携に関する必要な措置を講ずること。
広島県	熊野町	・成年被後見人等が亡くなった後の後見人の支援の充実(親族等がいない人が多いため) ・司法書士会や弁護士会等が申し立ての書類を代理で作成しているが、作成に係る費用が高く、申し立てに躊躇する人が多い。費用を安くできないか。包括等で作成に関わることはできるが、他業務もあり、申し立てに関わることが難しい。
山口県	宇部市	・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し ・地域において成年後見人等になる人材の確保
山口県	萩市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・任意後見制度の積極的な活用・国民(住民)に対する周知等 ・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
山口県	下松市	・関係機関との連携について(フォロー体制など) ・申立て費用や報酬の支払い能力がない方に関する事。 ・後見人候補者の資格(市民後見人育成、活用事業に取り組むとして厳しい条件が必要)
山口県	岩国市	・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保 ・任意後見制度の積極的な活用
山口県	光市	・成年後見人等の事務範囲 ・関係機関との連携
山口県	山陽小野田市	・地域住民および関係機関への周知 ・市民後見人の育成に関する事
山口県	周防大島町	・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・関係機関等における専門的知識と体制の充実強化
山口県	田布施町	国民(住民)に対する周知
徳島県	吉野川市	・後見人による不正防止に向けた各専門職団体の対応強化 ・後見人等の職務に関わる問題の相談・対応体制の充実
徳島県	海陽町	検討中
香川県	高松市	・地域において成年後見人等の人材確保については、都道府県で実施。 ・関係機関等における体制の充実強化についても都道府県で実施。
香川県	さぬき市	・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・関係機関等における体制の充実強化 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
香川県	三豊市	・市民後見人育成に関する事業 ・社協等、市民後見人の支援を行う機関との連携
香川県	土庄町	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・地域において成年後見人等になる人材の確保
愛媛県	宇和島市	上級官庁による法令等による、人口や高齢率に対しての人員体制や事務体制基準の明確化
愛媛県	大洲市	・市民後見人育成における現状及び目標 ・制度啓発のための取り組みについて ・家庭裁判所を含む関係機関との連携について
愛媛県	伊予市	関係機関との連携
愛媛県	愛南町	地域への利用促進に関する啓発
高知県	中土佐町	生活保護の方は後見人への報酬は制度から支払う
福岡県	大牟田市	・成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
福岡県	田川市	成年後見等実施機関の活動に対する支援
福岡県	柳川市	・市町村長申し立て等の予算計画・啓発方法、内容についての計画 ・関係機関との連携方法についての計画
福岡県	八女市	・経済的に困難な方の後見人支援(補助制度)など ・市民後見人の方のスキルアップやサポートを行う支援事業
福岡県	大川市	(費用負担が困難という理由だけで活用につながらないケースも多いため)市長申立てでなくても、必要な方には申立費用の助成ができるような内容にする。
福岡県	宗像市	市町村は当該事業を推進していくための必要な人員を確保しなければならない。
福岡県	太宰府市	・市民に対する周知 ・関係機関との連携

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
福岡県	那珂川町	市民後見人が行う身上監護でも、全額が発生する場合があるため、そのサポートについて。
福岡県	新宮町	成年後見等実施機関の活動に対する支援
福岡県	大刀洗町	市町村長申立てに限らない等、対象者の拡大
福岡県	みやこ町	後見人の死亡後の事見直し。
福岡県	吉富町	・住民に対する周知 ・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・関係機関等における体制の充実強化
福岡県	築上町	関係機関との連携・制度の周知と啓発
佐賀県	佐賀市	・市民に対する周知及び啓発のための措置について ・市長による審判請求や後見人等への報酬助成に関する事項 ・家庭裁判所や成年後見等実施機関との連携に関する事項
佐賀県	多久市	・対象者の範囲拡大 ・成年被後見人等の医療・介護に係る意志決定が困難な者への支援
佐賀県	上峰町	・住民に対する周知等 ・成年後見人等になる人材の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援
佐賀県	白石町	・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・関係機関等における体制の充実強化
長崎県	長崎市	・国民(住民)に対する周知等 ・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・地域において成年後見人等になる人材の確保
長崎県	佐世保市	・任意後見制度の積極的な活用 ・国民(住民)に対する周知
長崎県	平戸市	成年後見人への補助金。
長崎県	松浦市	成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し。・地域において成年後見人等になる人材の確保
長崎県	対馬市	・地域において成年後見人等になる人材の確保。 ・成年後見センターの設置
長崎県	南島原市	成年後見等実施機関の活動に対する支援
長崎県	時津町	・成年後見制度へとつなげるための有効な支援策について ・地域住民に対する成年後見制度の利用への理解、周知を図るための方法 ・自治体と関係機関(家庭裁判所、専門職団体等)との連携について
熊本県	人吉市	・地域住民の需要に応じた利用の促進 ・地域における担い手となる人材の確保 ・関係機関の連携体制の強化
熊本県	水俣市	・成年後見人等になる人材の確保 ・関連機関の連携
熊本県	玉名市	・管理職の理解。 ・予算の策定。 ・社会福祉協議会担当者の指導を県から行ってもらいたい。
熊本県	山鹿市	・死亡後の事務について、事務の範囲を検討 ・医療の同意ができるように検討
熊本県	西原村	・制度の周知 ・ニーズの調査・把握
熊本県	津奈木町	・成年後見制度の周知及び利用促進・金銭管理のみでなく、介護サービス等、生活に密着した利用ができるための制度設計 ・関係機関(家裁、警察、保健所等)との連携の強化
熊本県	錦町	検討中
熊本県	五木村	成年後見制度の普及促進の為に恒久的財源の確保
大分県	大分市	地域包括ケアシステム等の関連する事業における地域ネットワークを活用した権利擁護支援体制の構築
大分県	別府市	・地域の需要に対応した制度の利用の促進、人材確保、実施機関の活動に対する支援の3項にかかる具体的なガイドライン ・「緊密な連携」のあり方(機関、日数、内容等)
大分県	宇佐市	家庭裁判所との連携
大分県	豊後大野市	任意後見制度の積極的な活用・成年後見等実施機関の活動に対する支援
大分県	姫島村	国の十分な予算の提供

都道府県	市区町村	市区町村計画策定で盛り込むべき事項
宮崎県	都城市	任意後見制度の活用
宮崎県	串間市	・関係機関の相互の緊密な連携の確保 ・身寄のない成年被後見人等の死後事務について、成年後見人と市町村との連携 ・相談窓口の整備（親族申立や任意後見を含む総合相談窓口としての機能を持つのか、市長申立の支援に限るのか・・・等）
宮崎県	都農町	市民後見人の確保等が難しいので、広域で行う必要性があると感じている
鹿児島県	鹿児島市	・任意後見制度の積極的な活用 ・国民（住民）に対する周知等 ・地域において成年後見人等になる人材の確保 ・成年後見等実施機関の活動に対する支援 ・関係機関等における体制の充実強化 ・関係機関等の相互の緊密な連携の確保
鹿児島県	鹿屋市	・成年後見市長申立てのマニュアル化 ・人員、予算の増・申立書類の作成方法の簡素化
鹿児島県	指宿市	・医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討 ・住民に対する周知等 ・地域住民の需要に応じた利用の促進・成年後見人等となる人材の確保
鹿児島県	薩摩川内市	・国民（住民）に対する周知 ・成年被後見人等の医療、介護等にかかる意思決定が困難な者への支援等の検討
鹿児島県	日置市	・実務担当者のスキルアップのための研修実施について ・専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）とのネットワーク形成に関すること
鹿児島県	与論町	分からない
沖縄県	石垣市	・住民向けの成年後制度に関する広報周知 ・市長申立費用や後見報酬を扶助する予算の充実（市長申立て以外でも報酬扶助が受けられる制度） ・申立て支援を専門に担当する人材の確保
沖縄県	沖縄市	成年後見に係る事業に対して、市町村が専業に対する人材を確保する内容を盛り込むこと
沖縄県	東村	市町村独自では、人材、予算面とも厳しい状況の為、広域化してほしい。
沖縄県	本部町	小規模自治体である本町は、後見人を引き受けてくれる成り手が少ないことが考えられる。よって、その成り手となってくれる機関の立ち上げ支援を要望したい
沖縄県	北谷町	市民後見の普及について

IV

都 道 府 県

Raw Data

Ⅱ. 市民後見人育成・活用事業について

		1. 市民後見人育成・活用事業を行っていますか			2. 「広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会」は設置しましたか		
	名称	行っている	行っていない	知らなかった	設置した	設置月	まだ設置していない
1	北海道		○				
2	青森県						
3	岩手県		○				
4	宮城県		○				
5	秋田県		○				
6	山形県		○				
7	福島県		○				
8	茨城県		○				
9	栃木県						
10	群馬県		○				
11	埼玉県		○				
12	千葉県		○				
13	東京都		○				
14	神奈川県		○				
15	新潟県		○				
16	富山県		○				
17	石川県		○				
18	福井県		○				○
19	山梨県		○				○
20	長野県		○				
21	岐阜県		○				○
22	静岡県						
23	愛知県		○				
24	三重県						
25	滋賀県		○				
26	京都府		○				
27	大阪府		○				
28	兵庫県		○				
29	奈良県		○				
30	和歌山県		○				
31	鳥取県		○				
32	島根県		○				2017 年 1 月
33	岡山県		○				
34	広島県						
35	山口県		○				
36	徳島県		○				
37	香川県		○				
38	愛媛県		○				
39	高知県		○				○
40	福岡県						
41	佐賀県		○				
42	長崎県		○				
43	熊本県		○				○
44	大分県		○		○	2016 年 9 月	
45	宮崎県		○				○
46	鹿児島		○				
47	沖縄県		○				

Ⅱ. 市民後見人育成・活用事業について

3. 協議会の構成メンバーを教えてください

	名称	都道府県	市区町村	家庭裁判所	成年後見等実施機関	医療関係機関	参加機関	介護関係機関	都道府県社協	市区町村社協	司法支援センター(法テラス)	リーガル・サポート	社会福祉士会(ばあとなあ)	その他の専門職団体	金融機関	市民後見人	市民後見人等	親族後見人	民生・児童委員	自治会	その他
1	北海道																				
2	青森県																				
3	岩手県																				
4	宮城県																				
5	秋田県																				
6	山形県																				
7	福島県																				
8	茨城県																				
9	栃木県																				
10	群馬県																				
11	埼玉県																				
12	千葉県																				
13	東京都																				
14	神奈川県																				
15	新潟県																				
16	富山県																				
17	石川県																				
18	福井県																				
19	山梨県																				
20	長野県																				
21	岐阜県																				
22	静岡県																				
23	愛知県																				
24	三重県																				
25	滋賀県																				
26	京都府																				
27	大阪府																				
28	兵庫県																				
29	奈良県																				
30	和歌山県																				
31	鳥取県																				
32	島根県																				
33	岡山県																				
34	広島県																				
35	山口県																				
36	徳島県																				
37	香川県																				
38	愛媛県																				
39	高知県																				
40	福岡県																				
41	佐賀県																				
42	長崎県																				
43	熊本県																				
44	大分県	○	○		○			○	○		○	○	○	○			○		○		○
45	宮崎県																				
46	鹿児島																				
47	沖縄県																				

県内全市町村

障害者相談支援事業者協議会

当事者団体
(認知症家族会、育成会、精神)

行政書士会

Ⅱ. 市民後見人育成・活用事業について

	名称	4. どのようにして構成メンバーを決められましたか	5. 『広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会』を開催しましたか		
			開催した	開催回数	まだ開催していない
1	北海道				
2	青森県				
3	岩手県				
4	宮城県				
5	秋田県				
6	山形県				
7	福島県				
8	茨城県				
9	栃木県				
10	群馬県				
11	埼玉県				
12	千葉県				
13	東京都				
14	神奈川県				
15	新潟県				
16	富山県				
17	石川県				
18	福井県				○
19	山梨県				
20	長野県				
21	岐阜県				○
22	静岡県				
23	愛知県				
24	三重県				
25	滋賀県				
26	京都府				
27	大阪府				
28	兵庫県				
29	奈良県				
30	和歌山県				
31	鳥取県				
32	島根県				
33	岡山県				
34	広島県				
35	山口県				
36	徳島県				
37	香川県				
38	愛媛県				
39	高知県				○
40	福岡県				
41	佐賀県				
42	長崎県				
43	熊本県				
44	大分県	全市町村及び関係団体の参加を依頼・オール大分で進めるため、当事者を含め協議し、施策を検討	○	3	
45	宮崎県				
46	鹿児島				
47	沖縄県				

Ⅱ. 市民後見人育成・活用事業について

	名称	6. (5.「開催した」自治体) どういった内容で協議会を行いましたか。 議題(開催テーマ)を教えてください	7. 市民後見人育成・活用事業を行うにあたり、協議 会以外の取組があれば教えてください
1	北海道		
2	青森県		
3	岩手県		
4	宮城県		
5	秋田県		
6	山形県		
7	福島県		
8	茨城県		
9	栃木県		
10	群馬県		
11	埼玉県		
12	千葉県		
13	東京都		
14	神奈川県		
15	新潟県		
16	富山県		
17	石川県		
18	福井県		市民後見推進検討会を実施している(年1回)
19	山梨県		
20	長野県		
21	岐阜県		
22	静岡県		
23	愛知県		
24	三重県		
25	滋賀県		
26	京都府		
27	大阪府		
28	兵庫県		
29	奈良県		
30	和歌山県		
31	鳥取県		
32	島根県		
33	岡山県		
34	広島県		
35	山口県		
36	徳島県		
37	香川県		
38	愛媛県		
39	高知県		
40	福岡県		
41	佐賀県		
42	長崎県		
43	熊本県		
44	大分県	・今後の進め方や方向性・現状の共有 ・全県的な取組の検討(ニーズ調査、各マニュアル 作成、広域センターの設置検討)	
45	宮崎県		
46	鹿児島		
47	沖縄県		

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

1. 貴団体ではどのような事業を実際に行っていますか

	名称	成年後見制度利用 支援事業(高齢)	成年後見制度利用 支援事業(障害)	権利擁護人材育成事業	高齢者権利擁護推進事 業(都道府県事業)	その他	事業名
1	北海道			○			
2	青森県						
3	岩手県			○	○		
4	宮城県			○	○	○	地域包括支援センター職員等研修事業
5	秋田県		○				
6	山形県				○		
7	福島県			○	○		
8	茨城県				○		
9	栃木県						
10	群馬県			○	○		
11	埼玉県			○	○		
12	千葉県					○	高齢者権利擁護等推進事業
13	東京都				○	○	
14	神奈川県			○	○	○	かながわ成年後見推進センター事業
15	新潟県				○	○	成年後見制度法人後見支援事業 (財源:地域生活支援事業)
16	富山県	○	○	○			
17	石川県	○	○				
18	福井県				○		
19	山梨県			○			
20	長野県			○			
21	岐阜県			○			
22	静岡県						
23	愛知県	○	○	○			
24	三重県						
25	滋賀県				○		
26	京都府				○		
27	大阪府			○			
28	兵庫県			○	○		
29	奈良県			○	○		
30	和歌山県	○	○				
31	鳥取県				○	○	障がい者虐待防止・権利擁護事業
32	島根県						
33	岡山県				○		
34	広島県						
35	山口県			○			
36	徳島県			○			
37	香川県			○			
38	愛媛県	○	○	○	○	○	包括的支援事業における権利擁護業務
39	高知県				○		
40	福岡県						
41	佐賀県			○	○		
42	長崎県					○	地域福祉推進支援事業(成年後見推進事業)
43	熊本県			○	○		
44	大分県			○		○	地域における生活困窮者支援等のための 共助の基盤づくりの一環
45	宮崎県			○	○		
46	鹿児島						
47	沖縄県				○		

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

3. 成年後見人制度等の利用促進に関する取組を行っていますか		4. (3.「行っている」自治体) 成年後見制度の利用促進として、どのようなことに関して取組を行っていますか											
名称	行っている	行っていない	保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討	成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し	成年後見人等の医療介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討	成年後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し	任意後見制度の積極的な活用	国民(住民)に対する周知等	地域住民の需要に応じた利用の促進	地域において成年後見人等になる人材の確保	成年後見等実施機関の活動に対する支援	関係機関等における体制の充実強化	関係機関等の相互の緊密な連携の確保
1 北海道	○									○			
2 青森県													
3 岩手県	○							○		○	○		○
4 宮城県	○									○	○	○	○
5 秋田県		○											
6 山形県	○											○	
7 福島県		○											
8 茨城県		○											
9 栃木県													
10 群馬県	○							○					○
11 埼玉県	○							○			○	○	○
12 千葉県	○							○					
13 東京都	○							○	○	○	○	○	○
14 神奈川県	○							○		○	○		○
15 新潟県	○								○	○			○
16 富山県	○							○					
17 石川県	○							○					○
18 福井県	○							○		○			
19 山梨県	○									○	○	○	○
20 長野県	○											○	
21 岐阜県	○								○	○	○	○	○
22 静岡県													
23 愛知県	○							○					
24 三重県													
25 滋賀県	○							○			○		○
26 京都府	○							○			○		
27 大阪府	○							○	○	○			
28 兵庫県	○							○		○	○	○	○
29 奈良県	○							○			○	○	○
30 和歌山県		○											
31 鳥取県	○									○	○	○	○
32 島根県		○											
33 岡山県		○											
34 広島県													
35 山口県	○							○				○	
36 徳島県		○											
37 香川県	○							○			○		
38 愛媛県	○		○		○			○	○	○	○	○	○
39 高知県	○										○	○	○
40 福岡県													
41 佐賀県	○									○			
42 長崎県	○							○			○		
43 熊本県	○									○	○	○	
44 大分県	○				○			○	○	○	○	○	○
45 宮崎県	○							○		○			○
46 鹿児島		○											
47 沖縄県	○							○					

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		5. 当該地域における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか		6. (5.「行っている」団体) どのような方法でニーズ把握をおこなっていますか
	名称	行っている	行っていない	記入欄
1	北海道		○	
2	青森県			
3	岩手県	○		毎年高齢者の経利擁護に関する調査の項目の一つとして、成年後見制度の利用促進に係る市町村のニーズ調査を行っている。
4	宮城県		○	
5	秋田県		○	
6	山形県		○	
7	福島県		○	
8	茨城県			
9	栃木県			
10	群馬県		○	
11	埼玉県		○	
12	千葉県		○	
13	東京都	○		・区市町村へのアンケート ・推進機関(社会福祉協議会)へのアンケート ・区市町村連絡会
14	神奈川県		○	
15	新潟県	○		調査票の郵送によるアンケートを平成25年度に実施
16	富山県		○	
17	石川県		○	
18	福井県		○	
19	山梨県		○	
20	長野県		○	
21	岐阜県	○		成年後見制度に関する市町村アンケート
22	静岡県			
23	愛知県		○	
24	三重県			
25	滋賀県		○	
26	京都府		○	
27	大阪府			
28	兵庫県		○	
29	奈良県	○		成年後見制度推進事業(奈良県社協に委託)において、市町村に対するアンケート調査や巡回訪問により市長村長申立や制度の利用相談状況等を確認している。
30	和歌山県			
31	鳥取県	○		各成年後見支援センターの相談案件や受任案件の件数、内容(課題、ニーズ等含)を把握している
32	島根県			
33	岡山県		○	
34	広島県			
35	山口県		○	
36	徳島県			
37	香川県		○	
38	愛媛県	○		各市町に取組状況及びニーズ調査を実施している。・各市町にヒヤリングを実施している。会議での情報交換をしている。
39	高知県			
40	福岡県			
41	佐賀県		○	
42	長崎県		○	
43	熊本県		○	
44	大分県	○		包括支援センター及び居宅介護支援事業所に対するアンケート、各家族会に対するアンケートを今後予定している
45	宮崎県		○	
46	鹿児島			
47	沖縄県		○	

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

7. 成年後見等の利用促進に関して、関係機関同士が連携する仕組み(合議第等)はありますか

	名称	ある	名称	ない
1	北海道			○
2	青森県			
3	岩手県	○	岩手県高齢者権利擁護ネットワーク会議	
4	宮城県			○
5	秋田県			○
6	山形県			○
7	福島県			
8	茨城県			
9	栃木県			
10	群馬県			○
11	埼玉県	○	埼玉県成年後見制度関係機関協議会	
12	千葉県			○
13	東京都	○	成年後見制度関係機関・推進機関合同会議	
14	神奈川県	○	(1)成年後見に関する連絡協議会 (2)関係機関連絡会	
15	新潟県			○
16	富山県			○
17	石川県	○	成年後見制度・市民後見人にかかる担当者連絡会	
18	福井県			○
19	山梨県			○
20	長野県			○
21	岐阜県	○	成年後見制度市町村長申立てマニュアル作成委員会	
22	静岡県			
23	愛知県			○
24	三重県			
25	滋賀県			○
26	京都府			○
27	大阪府			○
28	兵庫県			○
29	奈良県	○	成年後見制度推進事業 企画調整会議	
30	和歌山県			
31	鳥取県	○	・家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会 ・中部地区高齢者 ・障がい者等権利擁護支援ネットワーク ・各成年後見支援センターの運営委員会	
32	島根県			
33	岡山県			○
34	広島県			
35	山口県	○	権利擁護人材育成協議会	
36	徳島県			
37	香川県			○
38	愛媛県	○	愛媛県高齢者虐待防止連携会議	
39	高知県			○
40	福岡県			
41	佐賀県			○
42	長崎県	○	関係機関連絡会議	
43	熊本県			○
44	大分県	○	大分県成年後見制度推進連絡会議	
45	宮崎県	○	宮崎県成年後見制度普及検討連絡会議	
46	鹿児島			
47	沖縄県			○

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

8. 合議体の構成メンバーを教えてください

	名称	都道府県	市区町村	参加自治体	家庭裁判所	成年後見等 実施機関	参加機関	医療関係機関	参加機関
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県	○	○	盛岡市、西和市、西和賀町、奥州市	○	○	弁護士会、司法書士会	○	医師会
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県		○	別添「埼玉県成年後見制度関係機関協議会設置要綱」(以上「要綱」のとおり)	○				
12	千葉県								
13	東京都	○	○	48区市町村	○	○			
14	神奈川県	○	○	希望する自治体	○				
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県	○	○	県内 19 市町	○				
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県	○	○	岐阜市 岐南町					
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県	○				○	特特定非営利活動法人Nネット		
30	和歌山県								
31	鳥取県	○	○	鳥取市、倉吉市、米子市、岩美町、三朝町、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、江府町、日野町、日南町	○	○	一社とっとり東部権利擁護支援センター 一社成年後見ネットワーク倉吉 一社権利擁護ネットワークほうき		
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県	○	○	県内全市町	○				
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	○	○					○	県医師会
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県	○			○				
43	熊本県								
44	大分県	○	○			○		○	
45	宮崎県	○	○	市長会、町村会からの推薦市町村	○	○	弁護士会、行政書士会、税理士会		
46	鹿児島								
47	沖縄県								

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

8. 合議体の構成メンバーを教えてください

	名称	介護関係機関	参加機関	都道府県社協	市区町村社協	参加社協	司法支援センター (法テラス)	リーガル・ サポート	社会福祉士会 (ばあとなあ)
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県	○	介護支援専門員協会、 ホームヘルパー協議会等	○					○
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県			○	○	別添要綱のとおり			○
12	千葉県								
13	東京都			○	○	44区市町村社協	○	○	○
14	神奈川県			○	○	希望する社協		○	○
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県						○		
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県			○	○	大垣市		○	○
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県			○				○	○
30	和歌山県								
31	鳥取県			○	○	鳥取市社協、倉吉市社協、 三朝町社協、三朝町社協、 北栄町社協、湯梨浜町社協		○	○
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県			○	○	萩市、美祢市、防府市		○	○
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	○	県老人福祉施設協議会、 県老人保健施設協議会、 県地域密着型サービス協会	○			○	○	○
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県			○	○	南島原市社会福祉協議会	○	○	○
43	熊本県								
44	大分県	○		○			○	○	○
45	宮崎県	○	地域包括・在宅介護支援センター	○				○	○
46	鹿児島								
47	沖縄県								

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

8. 合議体の構成メンバーを教えてください

	名称	その他の専門職団体	団体名	金融機関	参加金融機関	市民後見人	市民後見NPO等	親族後見人	民生・児童委員	自治会	その他	記入欄
1	北海道											
2	青森県											
3	岩手県	○	盛岡地方方法務局、岩手県警察本部等						○			
4	宮城県											
5	秋田県											
6	山形県											
7	福島県											
8	茨城県											
9	栃木県											
10	群馬県											
11	埼玉県	○	埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、 関東信越税理士会、埼玉県支部連合会									
12	千葉県											
13	東京都	○	東京弁護士会、第一東京弁護士会、 第二東京弁護士会								○	東京税理士会、家庭問題情報 センター、東京公証人会、民事 法律協会、東京行政書士会、 東京都社労士会、東京精神保 健福祉士会
14	神奈川県	○	弁護士会、コスモス成年後見サポ ーター、税理士会									
15	新潟県											
16	富山県											
17	石川県										○	司法書士
18	福井県											
19	山梨県											
20	長野県											
21	岐阜県	○	岐阜県弁護士会、 高齢者障害者権利擁護センター									
22	静岡県											
23	愛知県											
24	三重県											
25	滋賀県											
26	京都府											
27	大阪府											
28	兵庫県											
29	奈良県	○	奈良弁護士会									
30	和歌山県											
31	鳥取県	○	鳥取県弁護士会								○	鳥取県精神保健福祉士会等
32	島根県											
33	岡山県											
34	広島県											
35	山口県	○	弁護士会									
36	徳島県											
37	香川県											
38	愛媛県	○	県虐待対応専門職チーム						○		○	愛媛弁護士会、県司法書 士会、松山地方方法務局、 県警本部
39	高知県											
40	福岡県											
41	佐賀県											
42	長崎県											
43	熊本県											
44	大分県	○					○		○		○	
45	宮崎県								○		○	大学、障がい者団体、 老人クラブ、認知症の人と 家族の会
46	鹿児島											
47	沖縄県											

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

	名称	9. (7.「ある」自治体) その仕組み(合議体等)の中で、どのようなこと(合議事項等)を行っていますか	10. (7.「ある」自治体) 関係機関同士の連携の継続性のために工夫していることがあれば教えてください
1	北海道		
2	青森県		
3	岩手県	・関係団体による高齢者権利擁護等に係る事業について意見交換 ・県で行っている高齢者虐待、身体拘束、権利擁護についての調査についての報告 ・その他、開催年に応じて、権利擁護に関する幅広いテーマでの意見交換等	会議の議事録を関係機関及び全市町村に対して送付し、会議内容のフィードバックを図っている。
4	宮城県		
5	秋田県		
6	山形県		
7	福島県		
8	茨城県		
9	栃木県		
10	群馬県		
11	埼玉県	・制度の活用のための情報交換及び関係機関の連携に関すること ・制度の諸課題の検討に関すること ・市町村長申立及び成年後見制度利用支援事業の活用に関すること ・制度等の県民への周知及び普及に関すること ・その他、制度等に関するところで協議会が必要と認めること	
12	千葉県		
13	東京都	・調査結果等都からの報告事項 ・東京都社会福祉協議会からの報告事項 ・関係機関との意見交換 ・家庭裁判所との意見交換・成年後見人制度の実施状況について	・個別訪問 ・各種打ち合わせ ・区市町村連絡会 ・成年後見制度関係機関・推進機関共同会議
14	神奈川県	(1)市民後見人の選任や申立てについて情報交換 (2)相談事業や後見人養成事業について情報交換	(1)開催案内・会場提供など、業務を分担している。 (2)県から県社協へ委託しており、各団体の負担なく開催している。
15	新潟県		
16	富山県		
17	石川県	・成年後見制度の概況について ・各市町の取り組みについて等情報共有 ・法テラス石川業務説明 ・主張申立について	年1回定期的に連絡会を行うことで、活発な情報交換と連絡強化に努めている
18	福井県		
19	山梨県		
20	長野県		
21	岐阜県	成年後見制度市町村長申立てマニュアルの作成	
22	静岡県		
23	愛知県		
24	三重県		
25	滋賀県		
26	京都府		
27	大阪府		
28	兵庫県		
29	奈良県	地域を基盤とした成年後見の基盤整備(仕組みづくりと資源開発)を進めるために関係機関及び団体間での制度利用等に関する意見交換や情報共有を図るとともに具体的な事業の企画調整を行っている。	・企画調整会議の定期的な開催(年2回程度)。 ・各関係機関、団体が実施する催事(研修会、講座、啓発フォーラムなど)への相互協力。
30	和歌山県		
31	鳥取県	・市民後見人に関する事項・後見全般に関する事項	
32	島根県		
33	岡山県		
34	広島県		
35	山口県	・市民後見人制度の普及促進に関する研修 ・成年後見制度の利用の促進に関する法律等、国の動向に関する情報提供	
36	徳島県		
37	香川県		
38	愛媛県	・各関係機関の取り組み状況及び課題の共有・講演等を通じ、積極的権利擁護の具体策について、認識の共有を図る 等	・実務者レベルでの会議の開催(地域別・定期的に開催) ・日常業務を通じた実務者との情報交換・各種研修会の開催
39	高知県		
40	福岡県		
41	佐賀県		
42	長崎県	・長崎県地域福祉推進支援(成年後見推進支援)事業の概要について ・成年後見実務研修会について ・成年後見制度利用推進連絡会議について	
43	熊本県		
44	大分県		・毎回テーマを決めて、協議が深なるように工夫している ・ニーズ結果等市町村別の取組をあえて比較し促進する
45	宮崎県	・成年後見制度の利用普及に関すること。 ・成年後見制度に関わる関係機関・団体相互の連携及び情報交換に関すること。	
46	鹿児島		
47	沖縄県		

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		11. 成年後見等実施機関(成年後見センター、 権利擁護センター等)は設置していますか			12. (11.「設置している」自治体) 成年後見等実施機関の設置形態を教えてください				
	名称	設置している	機関名称	設置していない	自治体直営	委託	委託先	その他	記入欄
1	北海道			○					
2	青森県								
3	岩手県			○					
4	宮城県			○					
5	秋田県			○					
6	山形県			○					
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県	○	埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター					○	補助金の交付
12	千葉県	○	千葉県後見支援センター					○	千葉県社会福祉協議会の自主事業
13	東京都			○					
14	神奈川県	○	かながわ成年後見推進センター			○	神奈川県社会福祉協議会		
15	新潟県			○					
16	富山県			○					
17	石川県			○					
18	福井県			○					
19	山梨県			○					
20	長野県			○					
21	岐阜県			○					
22	静岡県								
23	愛知県			○					
24	三重県								
25	滋賀県	○	滋賀県高齢者成年後見支援センター			○	NPO 法人 あさがお		
26	京都府	○	京都府障害者・高齢者権利擁護センター			○	京都府社会福祉士会		
27	大阪府			○					
28	兵庫県	○	兵庫県社会福祉協議会地域福祉部権利擁護センター			○	兵庫県社会福祉協議会		
29	奈良県			○					
30	和歌山県			○				○	和歌山県社会福祉協議会が設置・運営
31	鳥取県	○	一社とっとり東部権利擁護支援センター、 一社成年後見ネットワーク倉吉、 一社権利擁護ネットワークほうき						
32	島根県								
33	岡山県			○					
34	広島県								
35	山口県			○					
36	徳島県			○					
37	香川県			○					
38	愛媛県			○					
39	高知県			○					
40	福岡県								
41	佐賀県			○					
42	長崎県			○					
43	熊本県			○					
44	大分県			○					
45	宮崎県			○					
46	鹿児島								
47	沖縄県			○					

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		13. (11.「設置している」自治体) 成年後見等実施機関 では市民後見に関する 事業を行っていますか		14. (11.「設置している」) 成年後見等実施機関で は親族後見人への支援 を行っていますか		15. (14.「行っている」自治体) 具体的に親族後見人に対してどのような支援をおこなっていますか
名称		行っている	行っていない	行っている	行っていない	
1	北海道					
2	青森県					
3	岩手県					
4	宮城県					
5	秋田県					
6	山形県					
7	福島県					
8	茨城県					
9	栃木県					
10	群馬県					
11	埼玉県	○		○		専門職による相談窓口の設置
12	千葉県		○		○	
13	東京都					
14	神奈川県	○			○	
15	新潟県					
16	富山県					
17	石川県					
18	福井県					
19	山梨県					
20	長野県					
21	岐阜県					
22	静岡県					
23	愛知県					
24	三重県					
25	滋賀県		○		○	
26	京都府	○			○	
27	大阪府					
28	兵庫県	○			○	
29	奈良県					
30	和歌山県	○		○		市町村社協、NPO法人成年後見紀の国サポートセンター
31	鳥取県	○		○		相談、助言等
32	島根県					
33	岡山県					
34	広島県					
35	山口県					
36	徳島県					
37	香川県					
38	愛媛県					
39	高知県					
40	福岡県					
41	佐賀県					
42	長崎県					
43	熊本県					
44	大分県					
45	宮崎県					
46	鹿児島					
47	沖縄県					

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

16. 民間(社協、社福、市民後見 NPO など)で活動を把握している成年後見等実施機関はありますか				17. (16.「ある」自治体)その成年後見等実施機関との連携(定期的な情報交換等)はありますか			
	名称	ある	名称	ない	ある	内容	ない
1	北海道	○	北海道社会福祉協議会		○	北海道社会福祉協議会主催の権利擁護に関する会議やセミナーに参画	
2	青森県						
3	岩手県	○	NPO法人成年後見センターもりおか、NPO法人カシオペア権利擁護支援センター				○
4	宮城県	○	宮城県社会福祉士会、仙台市社会福祉協議会等				○
5	秋田県			○			
6	山形県	○	山形県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート山形支部、山形県社会福祉士会		○	上記団体等で構成される連絡会に参加し、情報交換を行っている。	
7	福島県						
8	茨城県						
9	栃木県						
10	群馬県						
11	埼玉県	○	別添「NPOコバトンびん」参照				○
12	千葉県	○	成年後見なのはな、成年後見センターしぐなるあいず、東総権利擁護ネットワークほか				○
13	東京都	○	市民後見人の会、東京市民後見サポートセンターフレンド、早稲田成年後見サポートセンターシニアメイトサービス、成年後見なのはな				○
14	神奈川県						
15	新潟県			○			
16	富山県	○	リーガルサポート富山県支部、NPO法人とやま成年後見人協会、ばあとなあ富山、コスモス成年後見サポートセンター富山県支部、北陸税理士会成年後見支援センター、社労士成年後見センター富山				○
17	石川県			○			
18	福井県			○			
19	山梨県			○			
20	長野県	○	長野県弁護士会等の職能団体(9団体)				
21	岐阜県	○	岐阜後見センター 東濃成年後見センター				○
22	静岡県						
23	愛知県	○	知多地域成年後見センター、尾張東部成年後見センター、名古屋成年後見センター、東三河後見センター等				○
24	三重県						
25	滋賀県	○	リーガルサポート滋賀支部等		○	関係する専門職の自主的な会議体(ネット懇しが)	
26	京都府						
27	大阪府	○	市町村社協(豊中市ほか5市)		○	情報交換会への参加	
28	兵庫県	○	NPO法人PASネット				○
29	奈良県	○	成年後見センター・リーガルサポート奈良支部、一般社団法人奈良県社会福祉士会権利擁護支援センターばあとなあ・なら、NPO法人Nネット		○	成年後見制度推進事業にて行われる「企画調整会議」にて、成年後見制度に関する取組状況の情報共有	
30	和歌山県	○	県成年後見支援センターが開催する「成年後見制度関係機関連絡会議」で、年1回、各団体の取組状況について情報交換を実施している。				
31	鳥取県	○	鳥取市社協、倉吉市社協、境港市社協、智頭町社協、琴浦町社協、北栄町社協、日南町社協、一般社団法人あんしん後見西部				○
32	島根県						
33	岡山県	○	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部など		○	家庭裁判所協議会主催の家事関係機関(後見制度関係機関)との連絡	
34	広島県						
35	山口県	○	山口県社会福祉協議会、リーガルサポート				○
36	徳島県	○	とくしま権利擁護センター		○	関係機関が参加しての情報交換会、研修会	
37	香川県	○	権利擁護・成年後見支援センター香川県社会福祉協議会が設置		○	香川県社会福祉協議会が事務局・主催の行政・専門職団体等関係機関によるネットワーク会議に参加し、市民後見人等の育成・支援について検討している	
38	愛媛県	○	愛媛県権利擁護センター(県社協)		○	愛媛県権利擁護センター(県社協)が行う法人後見推進事業に対し、地域医療介護総合確保基金を活用した補助金の助成、連絡会の開催、研修会への参加等	
39	高知県	○	高知市成年後見サポートセンター、コスモス成年後見サポートセンター		○		
40	福岡県						
41	佐賀県	○	佐賀市社会福祉協議会佐賀県社会福祉士会リーガルサポート				○
42	長崎県	○	佐世保市社協、平戸市社協、南島原市社協				○
43	熊本県	○	人吉球磨成年後見センター他				○
44	大分県	○	NPO法人あんしんねっと		○	会議構成団体	
45	宮崎県			○			
46	鹿児島						
47	沖縄県			○			

Ⅲ. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

名称	18. 上記以外に、成年後見制度等の利用促進に関してどのような取組を行っていますか
1 北海道	
2 青森県	
3 岩手県	福祉関係者等を対象とした研修会や講座を開催し、制度の周知や後見人の担い手の育成、市町村長申立の促進に取り組むとともに、法人後見活動実施団体等の活動を支援するため関係機関等が連携した地域のネットワークの構築を図っている。
4 宮城県	・市町村・地域包括支援センター職員を対象に、権利擁護等に関する研修の実施 ・学識権限者及び専門職等と高齢者権利擁護に関する審議会の開催
5 秋田県	
6 山形県	
7 福島県	
8 茨城県	
9 栃木県	
10 群馬県	
11 埼玉県	
12 千葉県	
13 東京都	・職員研修 ・困難事例への対応のためのアドバイザースタッフの設置 ・財政支援
14 神奈川県	・相談窓口の設置 ・弁護士相談派遣（個別相談や市町村困難事例検討会の開催） ・課題検討会議（市民後見人、県西部） ・法人後見関係意見交換会及び困難事例相談会
15 新潟県	
16 富山県	
17 石川県	成年後見制度普及啓発セミナー
18 福井県	成年後見制度の相談を受ける機会の多い福祉関係者や将来後見に関する活動を希望する方などを対照とした「成年後見講座」を開催している。
19 山梨県	
20 長野県	・成年後見制度普及啓発セミナー成年後見支援センター設置に係る初期費用の補助（地域福祉総合助成金のうち市町村提案事業により補助） ・各種団体が行う研修等への後援
21 岐阜県	
22 静岡県	
23 愛知県	・市町村担当者会議にて市民後見に関する取り組み事例等の情報提供 ・市民後見セミナーの中で成年後見制度についても普及啓発
24 三重県	
25 滋賀県	
26 京都府	
27 大阪府	
28 兵庫県	
29 奈良県	・あんしんセンター推進専門員（コーディネーター）配置し、相談受付 ・法人後見制度を受任する者の養成研修の実施 ・市町村行政職員向け成年後見制度研修会の開催 ・成年後見制度普及啓発として、県民、市長村や支援機関等を対象にフォーラムの開催
30 和歌山県	
31 鳥取県	地域支援事業による、市町村が行う成年後見利用支援事業への補助
32 島根県	
33 岡山県	
34 広島県	
35 山口県	出前講座、ラジオによる周知活動。
36 徳島県	
37 香川県	
38 愛媛県	・成年後見人制度利用支援事業及び包括的支援事業による交付金の交付 ・権利養護人材育成事業を活用した補助金の助成 ・連携会議、実務者会議及び各種研修会の開催 ・家庭裁判所主催の連絡協議会への出席、定期的な情報交換
39 高知県	・県内5つの圏域別に市町村、地域包括支援センター、市町村社協及び家庭裁判所や弁護士会等の関係機関による意見交換会を開催し、課題の協議や情報交換を行っている ・高齢者の相談窓口を県社会福祉協議会に委託し設置することにより、成年後見制度の活用等につなげるよう支援している
40 福岡県	
41 佐賀県	地域包括支援センター職員研修の際に、成年後見制度利用を促している。
42 長崎県	相談対応マニュアル、住民向けリーフレット作成
43 熊本県	
44 大分県	・ニーズ調査 ・市町村長申立マンシヨンの作成 ・法人後見促進研修、マニュアル作成
45 宮崎県	
46 鹿児島県	
47 沖縄県	

IV. 市民後見に関する取組について

	名称	1. 市民後見に関する事業を行っていますか		2. 市民後見に関する事業を行うにあたり、権利擁護人材育成事業を活用していますか		3. どのような取組を行っていますか										その他	記入欄
		行っている	行っていない	活用している	活用していない	市民後見人の養成(研修)	名簿の登録	市民後見人名簿の登録	家庭裁判所への推薦	市民後見人の活動支援(相談等)	現職研修等	現職研修等	現職研修等	現職研修等	現職研修等		
1	北海道	○															
2	青森県																
3	岩手県		○														
4	宮城県	○														○	市町村が開催する養成研修等に要する権費の補助
5	秋田県		○														
6	山形県		○														
7	福島県	○														○	市民後見人の養成(研修)を実施する市町村へ開催費用を助成している。
8	茨城県		○														
9	栃木県																
10	群馬県	○														○	市町村が行う、市民後見人の養成・活動支援に対する財政的支援
11	埼玉県	○														○	市町村及び県社協への補助金の交付(基金)、市町村職員向け研修の実施(一財)
12	千葉県		○														
13	東京都	○														○	区市への財政支援
14	神奈川県	○		○		○										○	市町村が実施する市民後見推進事業への補助
15	新潟県	○														○	上記取組を行う市町村への事業費補助
16	富山県		○														
17	石川県		○														
18	福井県		○														
19	山梨県	○		○		○				○							
20	長野県		○														
21	岐阜県	○														○	市町村職員対象の研修会の開催、市町村職員が行う市民後見人養成研修への補助
22	静岡県																
23	愛知県	○														○	市町村が行う市民後見養成等への助成。県民への認知症高齢者に係る市民後見についての普及啓発
24	三重県																
25	滋賀県		○														
26	京都府	○														○	市町村等に向けた研修を開催した。
27	大阪府	○														○	市民後見人の養成等にかかる市町村補助、複数市町村における市民後見人の養成等の合同実施にかかる総合調整
28	兵庫県	○														○	法人後見や市民後見人を確保できる体制の整備、強化に取り組む市町村に対し必要経費を補
29	奈良県	○														○	支援体制事業を実施する市町村へ補助を行っている
30	和歌山県		○														
31	鳥取県		○														
32	島根県		○														
33	岡山県	○		○		○										○	市町村が行う市民後見人に対してのフォローアップ研修等への支援
34	広島県																
35	山口県	○														○	連携体制の強化
36	徳島県		○														
37	香川県	○		○		○				○							
38	愛媛県	○														○	市民後見人養成研修への補助金の助成
39	高知県		○														
40	福岡県																
41	佐賀県	○		○	○	○	○										
42	長崎県		○														
43	熊本県	○														○	市町村への補助により市民後見人の養成・活動支援を実施
44	大分県		○														
45	宮崎県	○		○		○											
46	鹿児島		○														
47	沖縄県	○														○	市民後見人育成事業に取り組む市町村への補助

IV. 市民後見に関する取組について

		4. (3.「市民後見人の要請(研修)」自治体) どのようにして市民後見人の養成研修受講者を募集していますか						5. (3.「市民後見人名簿登録者(未受任者含む)」自治体) 養成した市民後見人材の活用やモチベーション維持のために、どのような取組をされていますか	
	名称	(住民に配布する自治体広報紙を通じて)	自治体ホームページを通じて	社会福祉協議会の広報紙(社協だより等)を通じて	社会福祉協議会ホームページを通じて	社会福祉協議会から個別に受講者を募集	その他 (自治体職員や民生児童委員等から個別に受講者を募集)	記入欄	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	○			○		○	神奈川県社会福祉協議会への委託	
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県		○		○				
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県			○			○	市町村からの推せんによる。	
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県			○	○	○			
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県	○					○	市役所高齢者窓口、グループホーム、等にチラシを配布。これまで社会福祉士会主催の研修受講した者へ声かけ。	
42	長崎県								
43	熊本県								専門編研修の実施
44	大分県								
45	宮崎県						○	市民後見人養成講座の実施を希望する市町村が募集	フォローアップ研修を実施する予定。
46	鹿児島								
47	沖縄県								

IV. 市民後見に関する取組について

		6. どのような形態で選任されていますか(受任形態)					7. (6.「市民後見人の個人受任…」自治体)家庭裁判所から選任を受けた市民後見人(個人受任)が何人いますか			8. そのうち複数受任をされている市民後見人はいますか		
	名称	法人後見／市民後見人が後見実施機関等による法人後見の支援員として活動するパターン	市民後見人の個人受任 後見実施機関等による後見監督人が就くパターン	市民後見人個人による単独受任／後見監督人が就かないパターン	その他	記入欄	受任人	名簿登録者人	養成者人	いる	人数	いない
1	北海道											
2	青森県											
3	岩手県											
4	宮城県											
5	秋田県											
6	山形県											
7	福島県											
8	茨城県											
9	栃木県											
10	群馬県											
11	埼玉県											
12	千葉県											
13	東京都											
14	神奈川県											
15	新潟県											
16	富山県											
17	石川県											
18	福井県											
19	山梨県											
20	長野県											
21	岐阜県											
22	静岡県											
23	愛知県											
24	三重県											
25	滋賀県											
26	京都府											
27	大阪府											
28	兵庫県											
29	奈良県											
30	和歌山県											
31	鳥取県											
32	島根県											
33	岡山県											
34	広島県											
35	山口県											
36	徳島県											
37	香川県											
38	愛媛県											
39	高知県											
40	福岡県											
41	佐賀県				○	まだ実績なし						
42	長崎県											
43	熊本県											
44	大分県											
45	宮崎県	○										
46	鹿児島											
47	沖縄県											

IV. 市民後見に関する取組について

	名称	9. 選任にあたり家庭裁判所から得られた具体的な指導や助言があれば教えてください	10. 家庭裁判所との信頼関係構築のために、行政として行っていることがあれば教えてください
1	北海道		
2	青森県		
3	岩手県		
4	宮城県		家庭裁判所主催の意見交換会等に参加し、県内市町村の市民後見に関する取組状況等について報告。
5	秋田県		
6	山形県		
7	福島県		
8	茨城県		
9	栃木県		
10	群馬県		
11	埼玉県		
12	千葉県		
13	東京都		・個他訪問及び打ち合わせ ・家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会参加 ・成年後見制度関係機関、推進機関合同会議
14	神奈川県		
15	新潟県		
16	富山県		
17	石川県		
18	福井県		
19	山梨県	市民後見人への社協、行政によるフォローアップ体制が整っていること。	家事関係機関との連絡協議会（家庭裁判所主催）への出席
20	長野県		
21	岐阜県		岐阜家裁主催の連絡協議会への出席
22	静岡県		
23	愛知県		
24	三重県		
25	滋賀県		
26	京都府		
27	大阪府		・養成を実施する市町村担当者とともに家庭裁判所を訪問し、大阪府における事業の主旨、実施状況の説明を行い、事業推進にかかる協力依頼とともに、市町村担当者と家庭裁判所とのスムーズな連携を支援している。 ・府域における市民後見人の普及促進に向けて、家庭裁判所と意見交換等を実施（府が取り組む「検討部会」への協力依頼等）
28	兵庫県		市民後見推進会議の開催（H28. 3）
29	奈良県		平成29年1月17日に、「家事関係機関との連絡協議会」に参加することを予定している。
30	和歌山県		
31	鳥取県		
32	島根県		
33	岡山県		
34	広島県		
35	山口県		家庭裁判当を協議会の構成員とし、関係機関との意見交換の場を設けている。
36	徳島県		
37	香川県		
38	愛媛県		
39	高知県		市町村など関係機関との意見交換会や、制度の利用促進に向け、情報交換などの連携
40	福岡県		
41	佐賀県		
42	長崎県		
43	熊本県		協議、意見交換の場の設定
44	大分県		
45	宮崎県		
46	鹿児島		
47	沖縄県		

IV. 市民後見に関する取組について

		11. 家庭裁判所委員会に委員等として参画したことがありますか		12. (11.「ある」自治体)委員会ではどのような役回りが求められていますか
	名称	ある	ない	
1	北海道			
2	青森県			
3	岩手県			
4	宮城県		○	
5	秋田県			
6	山形県		○	
7	福島県		○	
8	茨城県			
9	栃木県			
10	群馬県		○	
11	埼玉県	○		施策及び状況説明
12	千葉県			
13	東京都		○	
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県		○	
20	長野県			
21	岐阜県		○	
22	静岡県			
23	愛知県		○	
24	三重県			
25	滋賀県		○	
26	京都府			
27	大阪府		○	
28	兵庫県		○	
29	奈良県			
30	和歌山県			
31	鳥取県			
32	島根県			
33	岡山県			
34	広島県			
35	山口県		○	
36	徳島県			
37	香川県		○	
38	愛媛県		○	
39	高知県		○	
40	福岡県			
41	佐賀県		○	
42	長崎県			
43	熊本県			
44	大分県			
45	宮崎県		○	
46	鹿児島			
47	沖縄県		○	

IV. 市民後見に関する取組について

		13. 市民後見活動に当たり損害保険に加入していますか		14. (13.「いる」自治体) どのような保険に加入していますか。どこの会社の何という保険でしょうか									
	名称	いる	いない	都道府県協会の 既存の保険	名称	都道府県協会で 新たに設計	名称	民間の保険	名称	民間の保険会社に 設計を依頼	名称	その他	記入欄
1	北海道												
2	青森県												
3	岩手県												
4	宮城県		○										
5	秋田県												
6	山形県												
7	福島県		○										
8	茨城県												
9	栃木県												
10	群馬県		○										
11	埼玉県												
12	千葉県												
13	東京都												
14	神奈川県												
15	新潟県												
16	富山県												
17	石川県												
18	福井県												
19	山梨県		○										
20	長野県												
21	岐阜県												
22	静岡県												
23	愛知県												
24	三重県												
25	滋賀県		○										
26	京都府												
27	大阪府												
28	兵庫県												
29	奈良県												
30	和歌山県												
31	鳥取県												
32	島根県												
33	岡山県												
34	広島県												
35	山口県												
36	徳島県												
37	香川県												
38	愛媛県		○										
39	高知県												
40	福岡県												
41	佐賀県												
42	長崎県												
43	熊本県												
44	大分県												
45	宮崎県		○										
46	鹿児島												
47	沖縄県												

IV. 市民後見に関する取組について

		15. (1.「行っていない」自治体) 行っていない理由としては何があげられますか						16. (1.「行っていない」自治体) 市民後見に関する事業を開始するにあたって、国等からどのような支援が必要と思われますか					
	名称	市民後見人の必要性 が分からない	市民後見人育成事業 に関する情報がない	予算・人員の目途がた っていない	家庭裁判所・社会福祉協 議会・専門職団体等関係 機関との連携がとれない	その他	記入欄	市民後見人育成事業 に関する情報	国民への周知に関する 広報	予算・人員の提供	その他	記入欄	
1	北海道												
2	青森県												
3	岩手県												
4	宮城県							○	○				
5	秋田県			○									
6	山形県					○	市民後見人を養成する前に、 制度に関する周知や市町村間 における取組みのバラつき をなくす必要があるため。	○	○	○			
7	福島県												
8	茨城県												
9	栃木県												
10	群馬県									○			
11	埼玉県												
12	千葉県					○	市民後見人の養成等は市町 村が行い、県は市町村へ援 助等を行うとされているため。	○	○	○			
13	東京都								○	○			
14	神奈川県												
15	新潟県								○	○			
16	富山県					○	各市町村において実施さ れるべきであるから			○			
17	石川県			○						○			
18	福井県												
19	山梨県									○			
20	長野県												
21	岐阜県							○		○			
22	静岡県												
23	愛知県							○	○	○			
24	三重県												
25	滋賀県					○	成年後見制度に多くの課 題があり、市民に理解が 浸透していない				○	法務省と連携した制度見直し	
26	京都府												
27	大阪府												
28	兵庫県												
29	奈良県							○	○	○			
30	和歌山県					○	和歌山県成年後見支援セン ターが市民後見人養成講座 を実施している。	○	○	○			
31	鳥取県					○	県が運営を支援している成年 後見支援センターが実施して いる	○		○			
32	島根県		○	○				○	○	○			
33	岡山県								○				
34	広島県												
35	山口県												
36	徳島県												
37	香川県												
38	愛媛県								○	○	○	市民後見人を養成したあと の、選任、受任、生涯にわたり サポートする体制の仕組み づくりなど先駆的事例の紹介	
39	高知県												
40	福岡県												
41	佐賀県												
42	長崎県			○				○		○			
43	熊本県									○	○	事業全体像の提示	
44	大分県												
45	宮崎県									○	○	市町村社会福祉協議会による 法人後見受任体制のための 予算、人員の確保	
46	鹿児島												
47	沖縄県							○	○				

V. 広域化に向けた取組について

		1. 都道府県域又は周辺の市区町村と、市民後見を含めた成年後見制度の利用促進に向けた広域化の動きはありますか		2. (1.「ある」自治体) どのような事項について広域化の協議が行われましたか		3. 実際に事業を行って感じて いる、広域化のメリ ットとデメリットをお 聞かせください	
名称		ある	ない			メリ ット	デ メリ ット
1	北海道	○		複数市町村が、共同で1つの市町村社会福祉協議会に後見実施機 関業務を委託。			
2	青森県						
3	岩手県		○				
4	宮城県		○				
5	秋田県		○				
6	山形県		○				
7	福島県		○				
8	茨城県		○				
9	栃木県						
10	群馬県		○				
11	埼玉県	○		法人後見の実施について			
12	千葉県		○				
13	東京都		○				
14	神奈川県	○		県西部成年後見検討会議において、制度理解や情報交換を行った。 具体的な協議は、今後、行っていく予定である。			
15	新潟県	○		広域化のメリット・デメリット、実現に向けた課題について関係者の意見 を聴取			
16	富山県		○				
17	石川県		○				
18	福井県		○				
19	山梨県	○		市民後見人養成講座基礎編の開催※現在、協議中			
20	長野県	○		制度利用促進等を図るため、成年後見支援センター設置が圏域ごとに 協議されており、広域センターが設置されている。(7圏域(佐久・上小・上 伊那・飯伊・大北・松本・北信)で設置済。その他の圏域でも検討されている。)			
21	岐阜県		○				
22	静岡県						
23	愛知県		○				
24	三重県						
25	滋賀県		○				
26	京都府		○				
27	大阪府	○		市民後見人の養成及び活動支援の推進をはじめ、府域における関係機関等との 広域調整を既に実施している。 (養成講座、バンク登録者研修、市民後見人候補者の受任調整会議、受任者へ の専門的支援〔弁護士、司法書士、社会福祉士による助言・支援のサポート〕)			
28	兵庫県	○		相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の4市3町で「西播 磨成年後見センター」を設置し、(1)市民後見養成のための研修(2)市民後見人 の活動を安定的に実施するための組織体制の構築(3)市民後見人の適正な活 動のための支援(4)その他市民後見人の活動の推進に関する事業を実施			
29	奈良県		○				
30	和歌山県	○					
31	鳥取県		○				
32	島根県		○				
33	岡山県		○				
34	広島県						
35	山口県		○				
36	徳島県		○				
37	香川県		○				
38	愛媛県		○				
39	高知県		○				
40	福岡県						
41	佐賀県		○				
42	長崎県		○				
43	熊本県	○		・後見センターの設置 ・人材育成			
44	大分県	○		広域センターの設置(予算要求の絡む話なので詳細は記載してない)			
45	宮崎県		○				
46	鹿児島		○				
47	沖縄県		○				

V. 広域化に向けた取組について

名称	4. 小規模自治体等の中には、財政上等の理由から、自治体単独で市民後見を含めた成年後見制度の利用促進に向けた取組が困難な場合があります。こうした自治体に暮らす住民にも、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためにはどのような施策が必要と思われますか
1 北海道	
2 青森県	
3 岩手県	
4 宮城県	
5 秋田県	
6 山形県	
7 福島県	
8 茨城県	
9 栃木県	
10 群馬県	
11 埼玉県	
12 千葉県	
13 東京都	
14 神奈川県	・財政的・人的支援 ・ノウハウ等の情報提供
15 新潟県	・広域で取り組む際の引き受け先の負担を緩和する財政支援 ・地理的条件等から広域での取り組みが難しい自治体への財政支援
16 富山県	
17 石川県	低所得者の成年後見制度利用にかかる費用を国費で補助するなど、国が主体となる扶助制度
18 福井県	
19 山梨県	県による支援(補助金交付、技術的支援等)・研修の合同開催
20 長野県	当県では、成年後見制度の相談窓口である成年後見支援センターを市町村が共同で設置し、地域住民の相談や利用支援に応じている圏域が多い。
21 岐阜県	成年後見制度市町村長申立てマニュアル作成などを通じて、小規模自治体住民への利用促進を図る
22 静岡県	
23 愛知県	複数市町村で共同して広域的に事業を実施する。
24 三重県	
25 滋賀県	国等による財政上の支援
26 京都府	
27 大阪府	・制度への取組の必要性の周知・啓発、意識醸成 ・市民後見人をフォローアップする体制整備への支援(財政的支援、専門的人材の確保、市町村担当者の資質向上等)
28 兵庫県	
29 奈良県	
30 和歌山県	
31 鳥取県	
32 島根県	国、県規模での広域的な制度の周知と、近隣市町村の受け入れ体制の確保
33 岡山県	
34 広島県	
35 山口県	市町の域を超えた広域的な見地で人材の育成
36 徳島県	・情報提供や研修機会の提供 ・地域の権利擁護システムの構築 ・個別支援のスーパーバイズの確保
37 香川県	成年後見制度の利用促進に向けた広域化・成年後見制度の普及啓発
38 愛媛県	
39 高知県	特に低所得者の後見報酬の助成制度の充実
40 福岡県	
41 佐賀県	
42 長崎県	
43 熊本県	
44 大分県	広域差施
45 宮崎県	広域実施に向けて主導的な役割を担う市町村・市町村社会福祉協議会の確保や、そうした市町村等へのインセンティブな財政支援など。
46 鹿児島	
47 沖縄県	

V. 広域化に向けた取組について

	名称	1. 市民後見人等育成のための市区町村支援策として、現在、貴都道府県で行っている取組を挙げてください	2. 上記の取組以外に、現在、市区町村から都道府県に求められているニーズとして、どのようなものが挙げられますか
1	北海道	・権利擁護人材育成事業を実施し、市町村が実施する権利擁護人材養成研修、権利擁護人材支援体制構築事業、権利擁護人材フォローアップ研修事業に対して、補助金を支出している。 ・市民後見人養成フォローアップ研修テキストを作成、各市町村に配布し、権利擁護人材の資質向上を図るとともに、市町村における継続的なフォローアップ体制の構築を支援している。	・市民後見人の実践的な事例等について、求められている。 ・市町村向け調査の結果より、財源確保が求められている。その背景として、制度利用者が増えることにより助成事業の財政負担が過大となり、市町村申立のみの助成に限定しているところがあるなど、市町村間における事業内容の「差」が生じている現状にある。
2	青森県		
3	岩手県		
4	宮城県	・市町村に対する養成研修等開催費の補助 ・市民後見人養成研修等を実施している自治体の事例提供	市町村単独では養成研修等の実施が難しく、広域的な実施が望まれる。
5	秋田県	市町村で実施する「市民後見推進事業」への事業費補助。	
6	山形県		圏域・広域で事業を実施するための調整
7	福島県	市民後見人の養成（研修）を実施する市町村へ開催費用を助成している。	市町村申立、法人申立等に関するマニュアルの作成
8	茨城県	市町村担当者への研修	広域でとりくむ体制づくり
9	栃木県		
10	群馬県	市町村が行う市民後見人の育成・活動支援に対する財政支援	
11	埼玉県	市町村職員等を対象とした市民後見推進研修の実施	
12	千葉県	市民後見人の養成等に取り組む市町村へ補助金交付	
13	東京都	市民後見人の養成及び支援（フォローアップ）、基礎講習に対する財政支援・区市町村連絡会での意見交換、情報提供等	
14	神奈川県	市民後見推進事業費の補助・市民後見人養成研修（基礎）の実施	上記取組の継続的な実施
15	新潟県	育成等に係る費用への補助事業を実施（俸給は対象外）	推進に必要な人材の確保に係る人件費の継続的な支援
16	富山県	市町村が実施する市民後見人方成研修に対する支援（権利擁護人材確保事業）	
17	石川県	市町の市民後見人の養成及び支援体制の構築の取り組み促進のための連絡会	
18	福井県	保人後見立ち上げ支援として29年度予算要求している。	
19	山梨県	・山梨県市民後見人養成推進事業費補助金の交付（市町村への補助金） ・山梨県立大学が行う「やまなし市民後見人養成講座」への共催 ・弁護士会主催の定期的な勉強会等で関係者のネットワークが事実上構築されており、その勉強会等を通じて市町村のニーズを拾いあげている。	
20	長野県	市民後見人等養成のための支援は特におこなっていない。	
21	岐阜県	市町村職員対象の研修会・市民後見人を養成する市町村への補助	
22	静岡県		
23	愛知県	・認知症高齢者に係る市民後見人育成等についての財政的支援 ・認知症高齢者に係る市民後見に関する広域的な普及啓発	・市民後見人の進め方や制度に関する研修の開催 ・市民後見人養成等のガイドライン作成
24	三重県		
25	滋賀県	・地域医療介護総合推進基金を活用した権利擁護人材育成事業	市民後見人養成研修の実施にあたっては、受講者も少ないことが想定されるので県で一括して実施してほしい。
26	京都府	・事業実施に係るフォロー ・予算面で支援	
27	大阪府	・関係機関等の広域調整（市町村、大阪後見支援センター、専門職等との連携・調整、家庭裁判所への理解促進、意見交換等） ・市民後見人養成等にかかる支援（権利擁護人材育成事業を活用した市町村補助）	・さらなる財政的支援（継続的な財源確保、補助の増額等） ・フォローアップ体制へのサポート ・市町村長申立を行うにあたっての判断基準の統一など
28	兵庫県	・法人後見や市民後見人を確保できる体制の整備、強化に取り組む市町村に対し必要経費を補助 ・各市町が取組む法人後見、市民後見推進体制の整備等への後方支援（県社協委託） ・法人後見、市民後見推進研修及び推進会議の開催（県社協委託）	
29	奈良県		
30	和歌山県		
31	鳥取県	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分）による、市民後見人養成に対する補助（H28は鳥取市、米子市）※市民後見の養成は、市町村をまじいだ活用有	
32	島根県	「地域支援事業・地域生活支援事業への補助」 →県内の多くの市町村で成年後見制度が利用しやすくなるよう費用の補助が行われている。 →県ではこの事業を行う市町村に対して、補助をしている。	把握していない
33	岡山県	・市民後見人養成講座（基礎講座）の実施 ・市町村が行う市民後見人に対してのフォローアップ研修会等への支援	
34	広島県		
35	山口県	専門職団体を混じえた協議会の開催	市民後見人の周知・市町の体制整備、ノウハウの取得のための、研修等。

Ⅶ. 都道府県のみ回答

	名称	1. 市民後見人等育成のための市区町村支援策として、現在、貴都道府県で行っている取組を挙げてください	2. 上記の取組以外に、現在、市区町村から都道府県に求められているニーズとして、どのようなものが挙げられますか
36	徳島県		・行政、関係機関の連携強化 ・総合的な権利擁護システムの構築
37	香川県	・権利擁護人材育成事業として、市民後見人に養成に取り組んでいる市町に助成 ・香川県社会福祉協議会に委託し、市民後見人養成のための基礎研修を実施 ・香川県社会福祉協議会に委託し、市民後見人が円滑に業務を行うため、専門職の地域担当制にして地域毎に配置し、相談支援を実施 ・香川県社会福祉協議会に委託し、市町からの市民後見人の養成等に関する相談実施	市民後見人養成のための各種研修を実施
38	愛媛県	・成年後見制度利用支援事業及び包括的支援事業による交付金の交付 ・連携会議、実務者会議及び各種研修会の開催 ・権利擁護人材育成事業を活用した補助金の助成	後見人等の候補者が少ない ・後見等が必要な高齢者を把握できない
39	高知県	後見人の確保のため、各市町村社会福祉協議会による法人後見の実施を勧めている	
40	福岡県		
41	佐賀県		
42	長崎県	・県における養成研修の実施・財政面での支援 ・成功事例や新たな制度等、市町村に対する情報面での支援 ・市町で実施する研修における講師等の支援	
43	熊本県	・育成・支援にかかる経費に対する補助 ・市町村職員等に対する研修の実施 ・市民後見人養成研修のうち専門編の実施	・財政的支援（申立・後見報酬） ・継続的な制度の提示（後見報酬、担い手）
44	大分県		
45	宮崎県	市町村社会福祉協議会による法人後見受任体制の整備を促進するため、「市民後見人（法人後見支援員）養成研修」や「法人後見専門員研修」実施。	市町村社会福祉協議会による法人後見受任体制のための財政的支援。・広域実施に向けた取組支援。
46	鹿児島県	・地域生活支援事業（厚生労働省）にて、成年後見制度法人後見支援事業を実施している市町村に対し、補助金を交付している。 ・権利擁護人材育成事業実施市町村への補助金交付 ・市町村担当者説明会やパンフレット等による制度の周知	
47	沖縄県	市民後見人育成事業に取り組む市町村へ事業費の補助	

V

成年後見センター・リーガルサポート
Raw Data

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

1 貴団体が属する地域の市区町村・都道府県において、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携についての具体的な動きがありますか。

	名称	ある	具体的に記入	ない	わからない
1	リーガルサポート札幌	○	札幌市の市民後見人育成の研修に講師を派遣		
2	リーガルサポート旭川	○	成年後見支援センターから相談等を定期的に受けている。 市民後見人養成講座の講師派遣をしている。 社会福祉士会、弁護士会、法テラス等と共催して権利擁護セミナーを毎年開催している。		
3	リーガルサポート釧路				
4	リーガルサポート函館	○	市民後見人フォローアップ研修の講師依頼、実務相談		
5	リーガルサポート青森	○	協議会等の設置		
6	リーガルサポート岩手	○	市民後見養成事業		
7	リーガルサポート宮城				
8	リーガルサポート秋田	○	成年後見センターの設置について、協力の依頼があった。		
9	リーガルサポート山形	○	①山形県司法書士会との共催により、市民向け成年後見講座の為に講師派遣事業を展開。県内から19か所応募あり。 ②以前から、市長申立に協力している。 ③後見センター設置の為に協力依頼があった。		
10	リーガルサポート福島				
11	リーガルサポート茨城	○	水戸市社協から数年中に市民後見人養成講座を開催するので講師派遣をお願いしたいと打診された。		
12	リーガルサポートとちぎ	○	・複数の市町及び社会福祉協議会、地域包括支援センターと業務委託契約を結び、それらが主催する常設の成年後見相談会に会員を相談員として派遣している。 ・栃木県社会福祉協議会と「日常生活自立支援事業」に関して成年後見制度に関する法律上の助言を与える業務受託している。 ・栃木県社会福祉協議会が主催する成年後見に関する研修会で、会員を講師として派遣している。 ・成年後見首長申立に関する市町村からの相談を受け付けている。		
13	リーガルサポート群馬			○	
14	リーガルサポート埼玉				
15	リーガルサポート千葉	○	成年後見制度に関する相談会が開催された。成年後見制度に関する研修会が開催され、会員が講師を担当した。成年後見開始の市長申立について協力を求められた。市町村が設置する後見制度に関する委員会の委員への就任を求められた。		
16	リーガルサポート東京	○	東京都における各区市町村と連携して、成年後見制度に関する相談会を開催している。また、市民後見人育成事業等にも、行政、社協からの養成で参画し、市民後見人の後見業務の支援も依頼されている。		
17	リーガルサポート神奈川	○	①大和市、海老名市、藤沢市において成年後見制度に関する相談会が開催された。 ②横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市において、市民後見に関する会議にて、委員の派遣要請があった。		
18	リーガルサポート新潟				
19	リーガルサポート富山				
20	リーガルサポート石川	○			
21	リーガルサポート福井				
22	リーガルサポート山梨				
23	リーガルサポート長野				
24	リーガルサポート岐阜				
25	リーガルサポート静岡	○	・成年後見制度、市民後見制度に関するセミナーシンポジウムの開催 ・後見開始の首長申立につき、後見人等候補者の推薦依頼があった ・市が委託した社会福祉協議会から、市民後見人育成事業として成年後見センターの設置について、協力の依頼があった。		
26	リーガルサポート愛知				

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

1 貴団体が属する地域の市区町村・都道府県において、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携についての具体的な動きがありますか。

	名称	ある	具体的に記入	ない	わからない
27	リーガルサポート三重				
28	リーガルサポート滋賀	○	福祉圏域毎に設立された成年後見センターと情報共有、連携している		
29	リーガルサポート京都				
30	リーガルサポート大阪	○	大阪府下を大阪市、堺市の政令指定都市とそれ以外の都市の3つの区分に分け、それぞれ、後見支援センターを創設し運用がなされている。		
31	リーガルサポート兵庫	○	・市民後見人養成事業の研修講師や委員派遣の依頼がある ・後見相談会へ会員派遣の依頼がある ・成年後見センターへの委員参画依頼がある ・リーガルサポートが企画運営する自治体向けセミナーに講演者として登壇していただいたことがある		
32	リーガルサポート奈良			○	
33	リーガルサポート和歌山				
34	リーガルサポート鳥取	○	市民後見人養成講座の開催		
35	リーガルサポート島根				
36	リーガルサポート岡山	○	県が県下自治体の推薦する候補者を対象に市民後見人養成講座を実施している。また、各自治体が市民後見事業を含む権利擁護センターを立ち上げつつある。		
37	リーガルサポート広島	○	制度広報や相談会を行っている		
38	リーガルサポート山口			○	
39	リーガルサポート香川	○	講演会、シンポジウムの開催、法人後見、市民後見の委員会への参加		
40	リーガルサポート徳島				
41	リーガルサポート愛媛				
42	リーガルサポート高知	○	成年後見制度や市民後見人養成のための研修やセミナーの実施		
43	リーガルサポート福岡				
44	リーガルサポート佐賀				
45	リーガルサポート長崎	○	・成年後見制度利用推進連絡会議への参画 ・長崎市市民後見人養成講座への講師派遣		
46	リーガルサポート熊本				
47	リーガルサポート大分	○	・中津市・臼杵市は市社協の法人後見人にて稼働済み ・大分市は立ち上げに向けて、市民後見人養成講座を開催		
48	リーガルサポート宮崎				
49	リーガルサポート鹿児島	○	・市民後見人養成事業の一括受託 ・権利擁護センター設置の協力		
50	リーガルサポート沖縄	○	市民後見人育成事業に講師を派遣した。成年後見センターの設置について協力の依頼があった。		

II 市町村・都道府県との連携について

2 現在、貴団体と市町村・都道府県との間で、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携協力についての協議の場はありますか

	名称	ある	名称	ない
1	リーガルサポート札幌			○
2	リーガルサポート旭川			○
3	リーガルサポート釧路			
4	リーガルサポート函館			○
5	リーガルサポート青森	○	青森県後見人育成・活用推進協会、八戸市市民後見人推進協議会、弘前市成年後見支援協議会	
6	リーガルサポート岩手	○	成年後見制度の充実を目指すネットワーク会議	
7	リーガルサポート宮城			
8	リーガルサポート秋田	○	成年後見支援センター運営協議会	
9	リーガルサポート山形	○	後見センター設置に伴う運営に関する協議会があります。	
10	リーガルサポート福島			
11	リーガルサポート茨城	○	古川市市民後見人養成講座への講師派遣の依頼があり協議の場を持った	
12	リーガルサポートとちぎ			○
13	リーガルサポート群馬			○
14	リーガルサポート埼玉			
15	リーガルサポート千葉	○	・市町村単位の後見制度運営委員会 ・市町村社協が設置している後見センター ・県社協が主催する関係機関連絡会議	
16	リーガルサポート東京	○	市民後見人育成委員会等	
17	リーガルサポート神奈川	○	・かながわ成年後見推進センター関係機関連絡会 ・成年後見制度に関する検討委員会	
18	リーガルサポート新潟			
19	リーガルサポート富山			
20	リーガルサポート石川	○		○
21	リーガルサポート福井			
22	リーガルサポート山梨			
23	リーガルサポート長野			
24	リーガルサポート岐阜			
25	リーガルサポート静岡		市から委託を受けた社会福祉協議会との協議の場はある。 要請があったが、対応できない。	○
26	リーガルサポート愛知			
27	リーガルサポート三重			
28	リーガルサポート滋賀	○	滋賀ネット懇	
29	リーガルサポート京都			
30	リーガルサポート大阪	○	大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会に平成 28 年度から新たに専門職(司法書士、弁護士、社会福祉士、行政書士)参画のもと検討部会が設置された。	
31	リーガルサポート兵庫	○	各自治体に設置された成年後見センターやその準備組織等	
32	リーガルサポート奈良	○	家事関係機関との連絡協議会(H29.1 開催予定)	
33	リーガルサポート和歌山			
34	リーガルサポート鳥取	○	社協等との市民後見人養成に関する会議	
35	リーガルサポート島根			
36	リーガルサポート岡山	○	特に名称はないが、個別の事業協力(講師派遣や各種委員の推薦)に応じており、随時協議している。	
37	リーガルサポート広島	○	後見制度ネットワークひろしま	
38	リーガルサポート山口	○	山口県権利擁護人材育成協議会※山口県司法書士会として参加	
39	リーガルサポート香川	○	かがわ後見ネットワーク(県)、後見センター運営委員会(2市)	
40	リーガルサポート徳島			
41	リーガルサポート愛媛			
42	リーガルサポート高知	○	特定の組織はないが、必要に応じて協議をする場を設け協議	
43	リーガルサポート福岡			
44	リーガルサポート佐賀			
45	リーガルサポート長崎	○	成年後見制度利用推進連絡会議	
46	リーガルサポート熊本			
47	リーガルサポート大分	○	大分県成年後見制度推進連絡協議会	
48	リーガルサポート宮崎			
49	リーガルサポート鹿児島	○	権利擁護センター運営委員会	
50	リーガルサポート沖縄	○	成年後見関連事業等のあり方委員会	

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

	名称	3 (1で「ある」と答えた団体のみ回答) そこではどのような事項に関して協議を行っていますか。	4 (1で「ない」と答えた団体のみ回答) 今後、市区町村・都道府県との間で連携協力する意向ないし予定はありますか。			
			ある	ない	予定がある	予定年月
1	リーガルサポート札幌			○		
2	リーガルサポート旭川	・後見制度の普及に関する事項 ・市民後見人の養成に関する事項				
3	リーガルサポート釧路					
4	リーガルサポート函館			○		
5	リーガルサポート青森	市町村における市民後見人養成について				
6	リーガルサポート岩手	市民後見人の養成について				
7	リーガルサポート宮城					
8	リーガルサポート秋田	まだ具体的な協議は行われていない				
9	リーガルサポート山形	・市民後見人選任時の監督のかかわり方 ・成年後見制度利用促進に関して市民への啓発活動の内容について				
10	リーガルサポート福島					
11	リーガルサポート茨城	講座の運営のノウハウについて				
12	リーガルサポートとちぎ		○			
13	リーガルサポート群馬			○		
14	リーガルサポート埼玉					
15	リーガルサポート千葉	市民後見人養成のための、体制作り、啓発、カリキュラムの検討、運営、その他				
16	リーガルサポート東京	成年後見制度の啓発及び市民後見人募集方法、育成カリキュラム、講師の選定、市民後見人候補者の受任調整等。				
17	リーガルサポート神奈川	・市民後見人育成のための研修会のカリキュラム内容について ・成年後見制度利用促進に関して、市民への啓発活動の内容について ・市が実施している成年後見利用支援に関する事業の内容について				
18	リーガルサポート新潟					
19	リーガルサポート富山					
20	リーガルサポート石川					
21	リーガルサポート福井					
22	リーガルサポート山梨					
23	リーガルサポート長野					
24	リーガルサポート岐阜					
25	リーガルサポート静岡			○		
26	リーガルサポート愛知					

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

		3 (1で「ある」と答えた団体のみ回答) そこではどのような事項に関して協議を行っていますか。	4 (1で「ない」と答えた団体のみ回答) 今後、市区町村・都道府県との間で連携協力する意向ないし予定はありますか。			
	名称		ある	ない	予定がある	予定年月
27	リーガルサポート三重					
28	リーガルサポート滋賀	今後の滋賀県での権利擁護のあり方について				
29	リーガルサポート京都					
30	リーガルサポート大阪	これまでの3市民後見支援センターの事業実績、効果検証の上に立って、より利用しやすい成年後見制度となるよう、市民後見事業の普及促進策(法人後見等)、人材養成のあり方等について、多様な専門職や市町村等とともに検討を進めることとされている。				
31	リーガルサポート兵庫	・市民後見人育成のための研修、相談 ・成年後見センター経由の成年後見人就業案件についての受任調整 ・市民後見人養成カリキュラムを修了した方が実際に家裁で後見人等に選任されるための方策				
32	リーガルサポート奈良	市民後見人の育成及び支援体制の実情と課題			○	2017年1月
33	リーガルサポート和歌山					
34	リーガルサポート鳥取	市民後見養成の流れなど				
35	リーガルサポート島根					
36	リーガルサポート岡山	・養成講座のあり方(運営)、その内容 ・後見人等候補者の推薦依頼に関して				
37	リーガルサポート広島	制度広報や相談会の開催について				
38	リーガルサポート山口	市民後見人制度の普及、促進について				
39	リーガルサポート香川	・かがわ後見ネットワーク:利用促進のための施策(広報啓発、相談会開催)や課題の検討 ・後見センター:法人後見の運用と市民後見人の育成、運用				
40	リーガルサポート徳島					
41	リーガルサポート愛媛					
42	リーガルサポート高知	・成年後見制度、市民後見人養成のための研修の講師派遣依頼等について ・市町村の定める成年後見制度への助成制度に関する要綱の内容について				
43	リーガルサポート福岡					
44	リーガルサポート佐賀					
45	リーガルサポート長崎	・成年後見制度利用促進に関する行政の取り組み状況 ・市民後見人養成の現状と課題				
46	リーガルサポート熊本					
47	リーガルサポート大分	中津市では厚労省の事業に手市民後見事業を立ち上げた際の委員として関与した。				
48	リーガルサポート宮崎					
49	リーガルサポート鹿児島	権利擁護センターの運営全般				
50	リーガルサポート沖縄	成年後見支援センターの設置、運営に関して(組織のあり方、規則のあり方)の検討				

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

	名称	5 地元管内で、市区町村・都道府県から求められる貴団体の役割として、どのような事項がありますか。	6 地方公共団体(とりわけ町村などの小規模自治体[司法過疎地])との連携を図るうえで、現在実際に隘路となっている課題があれば教えてください。
1	リーガルサポート札幌	・後見センター立上げの委員への就任 ・市民後見人養成講座の講師	
2	リーガルサポート旭川	・市民後見人養成講座の講師派遣 ・後見制度普及に関する講師派遣 ・成年後見支援センター等から紹介のあった方々への相談対応等	
3	リーガルサポート釧路		
4	リーガルサポート函館		
5	リーガルサポート青森	研修会講師の派遣	特になし
6	リーガルサポート岩手	ネットワーク会議への参加及び講師の派遣	・マンパワー ・予算 ・時間
7	リーガルサポート宮城		
8	リーガルサポート秋田	運営委員や研修会講師の派遣 相談員派遣 事業支援チームのチーム員派遣	自治体と社協との連携がうまくいっていない
9	リーガルサポート山形	運営委員の派遣	・自治体担当者との窓口がない。 ・連携について話し合いたいが、自治体が消極的である。
10	リーガルサポート福島		
11	リーガルサポート茨城	・講師派遣の供給 ・連絡会議への参加	
12	リーガルサポートとちぎ	・常設相談会への相談員の派遣 ・社協法人後見運営委員会への運営委員の派遣 ・成年後見研修会への講師派遣	地元の会員と市町職員がお互いに顔の見える関係になっていない地域がある。もっと身近な関係になりたいが、接点がない。
13	リーガルサポート群馬		担当者との接点がない
14	リーガルサポート埼玉		
15	リーガルサポート千葉	運営委員や研修会講師の派遣	小規模自治体ほど人員、予算などの体力がなく、後見制度に自治体が関わることに消極的。法律で自治体に対し後見センター等の設置を義務づけても、小規模自治体で機能するかは甚だ疑問。
16	リーガルサポート東京	・成年後見関係委員会等において委員への就任、相談会への対応、研修会開催時の講師派遣等。	小規模自治体では、職員数、予算が少なく、消極的とならざるを得ない事情がある。
17	リーガルサポート神奈川	・運営委員や研修会講師の派遣 ・常設の相談会への相談員派遣 ・事業運営に関するアドバイザーの依頼	支部から積極的に働きかけていない
18	リーガルサポート新潟		
19	リーガルサポート富山		
20	リーガルサポート石川	・研修会等への講師派遣 ・後見制度に関する相談員の派遣 ・後見人等への就任	自治体に担当部署(担当者)にやる気がないと進まない。
21	リーガルサポート福井		
22	リーガルサポート山梨		
23	リーガルサポート長野		
24	リーガルサポート岐阜		
25	リーガルサポート静岡	・運営委員や研修会講師の派遣 ・成年後見に関する相談、助言	・司法書士がいない地区においてはそもそも自治体担当者との接点が少ない。 ・初期の段階では近隣自治体との会議等でまとめて連携を図ることも検討すべきである。 ・交通費や日当の手当てが必要
26	リーガルサポート愛知		

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

	名称	5 地元管内で、市区町村・都道府県から求められる貴団体の役割として、どのような事項がありますか。	6 地方公共団体(とりわけ町村などの小規模自治体[司法過疎地])との連携を図るうえで、現在実際に隘路となっている課題があれば教えてください。
27	リーガルサポート三重		
28	リーガルサポート滋賀	講師や相談員の派遣	自治体の予算不足からくる優先順位の低さ
29	リーガルサポート京都		
30	リーガルサポート大阪	・2の分科会への参画 ・3後見支援センターへの運営委員、企画委員、専門相談員派遣	大阪府下では平成 31 年度を目処に全域で市民後見人養成事業を行う予定となっているが、中核都市以下の規模の都市では事業の目途がたっていない年も多数ある。 行政の市民後見人担当者が少数でかつ短期のうちに異動があるため、引継ぎがうまくできていないのではないかと危惧している。
31	リーガルサポート兵庫	・成年後見センターの運営委員等への参画や研修講師の派遣 ・成年後見相談会の相談員派遣 ・成年後見について、専門職としての意見発信	継続的に情報を把握することが難しい
32	リーガルサポート奈良	・県(社協)による成年後見制度促進事業企画調整会議への参画 ・社会福祉協議会開催の研修講師 ・社会福祉協議会による法人後見(委員会)への参画	・定期的話し合う場を設けること ・自治体自身の意欲 ・自治体の事業予算の確保
33	リーガルサポート和歌山		
34	リーガルサポート鳥取	後見人としての給源	まだ、国の施策が見えず、自治体も動きが分からない
35	リーガルサポート島根		
36	リーガルサポート岡山	・委員の推薦 ・講師の派遣 ・後見人等候補者の推薦	・小規模自治体単独では、市民後見事業のスキームを構築することが難しく、ある程度広域での連携が必要である。 ・専門職の少ない(いない)エリアが存在する。
37	リーガルサポート広島	運営委員や研修会講師の派遣	・市民後見人の必要性を理解してくれない ・利用支援事業の後見人等の報酬を首長申立に1限っている
38	リーガルサポート山口	専門職後見人の受け皿	
39	リーガルサポート香川	・運営委員の派遣や講習会、研修会講師の派遣 ・専門職相談会への相談員派遣 ・行政、社会福祉協議会からの相談等についての地域担当制における担当者の名簿提出 ・事業運営に関する体制や規定の整備についての助言	・成年後見制度の必要性についての調査、理解不足 ・地方公共団体や社会福祉協議会の事業過多(人材不足)
40	リーガルサポート徳島		
41	リーガルサポート愛媛		
42	リーガルサポート高知	・研修会の講師の派遣 ・成年後見等に関する相談先、アドバイザー	・市町村担当者によって、成年後見制度への取り組み方が変わってくる。 ・首長申立についても同様
43	リーガルサポート福岡		
44	リーガルサポート佐賀		
45	リーガルサポート長崎	・助言者、運営員、研修講師の派遣	・市町村申立や報酬助成の執行については消極的な自治体が存在すること
46	リーガルサポート熊本		
47	リーガルサポート大分	・養成講座、フォローアップ講座、自治体職員研修への講師派遣により後見事務の質向上を図る役割 ・自治体、地域包括、実施機関(法人後見人)の各種委員会のメンバーとして助言、問題解決する役割 ・市民後見人(法人後見含む)が扱う後見事件について専門的知見に基づく後見事務が必要となった際の部分関与(一時関与)にて問題解決する役割	・市町村申立て費用や後見人報酬など市町村が財政負担ができない自治体が多く、国の財源とすべきところ ・長の消極的意識の問題(必要性を感じていない、費用負担を避ける、など) ・自治体の職員不足、未経験分野への取り組み姿勢が消極的 ・後見事務でかかわる分野は介護、医療、住まい、生活保護、訴訟など広範囲にわたるため縦割り行政の弊害があること
48	リーガルサポート宮崎		
49	リーガルサポート鹿児島	・運営委員会委員の派遣 ・研修会講師の派遣 ・出張相談員の派遣	・自治体との窓口がない ・養成講座事業のNPOに委託して市民後見事業の受け皿作りまで考えていない
50	リーガルサポート沖縄	・運営委員や研修会講師の派遣	・自治体が消極的

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		1 住民等に対する成年後見制度に関する取組を、貴団体において行っていますか		2 (1で「行っている」と答えた団体のみ回答) どのような取組を実際に行っていますか。	3 (2で掲げた取組に)市区町村・都道府県の参画はございますか。	
名称		行っている	行っていない		ある	ない
1	リーガルサポート札幌	○		・福祉関係団体等に研修会や相談会を実施している ・毎日の電話相談 ・町内会や老人ホーム等での成年後見に関する寸劇を開催		○
2	リーガルサポート旭川	○		他団体と共催して、後見制度の普及活動を行うセミナーを例年開催している。	○	
3	リーガルサポート釧路					
4	リーガルサポート函館		○			○
5	リーガルサポート青森	○		市民や福祉団体職員向け研修会への講師派遣	○	
6	リーガルサポート岩手	○		相談会及び電話相談		○
7	リーガルサポート宮城					
8	リーガルサポート秋田	○		・シンポジウムの開催 ・勉強会への講師派遣	○	
9	リーガルサポート山形	○		・定例の相談会の開催 ・県内の福祉団体、老人会等への勉強会講師派遣	○	
10	リーガルサポート福島					
11	リーガルサポート茨城	○		自治体や社協と協力して講演会、相談会を開催	○	
12	リーガルサポートとちぎ	○		・成年後見相談会の開催 ・社協等が主催する成年後見に関する研修会への講師派遣	○	
13	リーガルサポート群馬		○			○
14	リーガルサポート埼玉					
15	リーガルサポート千葉	○		・各種研修会、セミナーの開催 ・相談会の開催 ・自治体、福祉団体等への講師派遣	○	
16	リーガルサポート東京	○		・親族後見人養成講座の開催 ・定例の面接相談(予約制) ・電話による相談 ・町内会等への講師派遣。		
17	リーガルサポート神奈川	○		・定例の相談会の開催 ・各種セミナー、研修会の開催 ・地域の福祉団体、老人会等への勉強会講師派遣		○
18	リーガルサポート新潟					
19	リーガルサポート富山					
20	リーガルサポート石川	○		相談会やセミナーの開催	○	
21	リーガルサポート福井					
22	リーガルサポート山梨					
23	リーガルサポート長野					
24	リーガルサポート岐阜					
25	リーガルサポート静岡	○		・社会福祉協議会での市民向け権利擁護の相談会の開催 ・市民向け高齢者、障害者のための相談会やシンポジウム、セミナー等の開催	○	
26	リーガルサポート愛知					

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

	名称	1 住民等に対する成年後見制度に関する取組を、貴団体において行っていますか		2 (1で「行っている」と答えた団体のみ回答) どのような取組を実際に行っていますか。	3 (2で掲げた取組に)市区町村・都道府県の参画はございますか。	
		行っている	行っていない		ある	ない
27	リーガルサポート三重					
28	リーガルサポート滋賀	○		・講師派遣や相談員派遣 ・成年後見ハンドブックの作成		
29	リーガルサポート京都					
30	リーガルサポート大阪	○		市民向け講座の開催、研修会への講師派遣、相談員派遣	○	
31	リーガルサポート兵庫	○		・面談及び電話による相談事業 ・福祉関係者に対する成年後見の実務に関する研修 ・地域の各種団体が主催するセミナー等への講師派遣	○	
32	リーガルサポート奈良	○		・各種相談会への相談員派遣 ・各種団体への講師派遣 ・シンポジウムの開催	○	
33	リーガルサポート和歌山					
34	リーガルサポート鳥取		○			○
35	リーガルサポート島根					
36	リーガルサポート岡山	○		・(高齢者、障害者向き)成年後見相談会 ・地元ネットワーク組織(岡山ネット懇)での相談会への相談員派遣		○
37	リーガルサポート広島	○		・定例の相談会、常設の電話相談 ・各種セミナー、シンポジウムの開催		○
38	リーガルサポート山口	○		無料相談会(毎年9月)		○
39	リーガルサポート香川	○		・成年後見推進講演会、シンポジウムの後見センターとの共催・講演会、研修会への講師派遣 ・相談会の開催や相談員の派遣	○	
40	リーガルサポート徳島					
41	リーガルサポート愛媛					
42	リーガルサポート高知	○		・「遺言と成年後見」と題した研修会を県内各地で開催 ・常設相談、常設の電話相談を設置 ・勉強会、研修会への講師派遣		○
43	リーガルサポート福岡					
44	リーガルサポート佐賀					
45	リーガルサポート長崎	○		・後見に関する無料相談会の実施、常設の相談窓口の設置 ・市民向け研修会への講師派遣	○	
46	リーガルサポート熊本					
47	リーガルサポート大分	○		市民に対する後見に関する無料相談会を年2回行っている		○
48	リーガルサポート宮崎					
49	リーガルサポート鹿児島	○		・定例の相談会(鹿児島市) ・離島相談会 ・地域の福祉団体への勉強会講師派遣	○	
50	リーガルサポート沖縄	○		定例の相談会の開催		○

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		3 …(前略)… また市区町村・都道府県 からの依頼で成年後見制 度等の利用促進に関す る依頼等がありますか。	4 (3「依頼がある」と答えた団体のみ回答) それはどのような依頼でしたか。
	名称	依頼がある	
1	リーガルサポート札幌		
2	リーガルサポート旭川		
3	リーガルサポート釧路		
4	リーガルサポート函館		
5	リーガルサポート青森		
6	リーガルサポート岩手		
7	リーガルサポート宮城		
8	リーガルサポート秋田		
9	リーガルサポート山形	○	研修会への会員派遣(パネラーとして)
10	リーガルサポート福島		
11	リーガルサポート茨城	○	講演会の後援
12	リーガルサポートとちぎ	○	成年後見相談会への会員の派遣
13	リーガルサポート群馬		
14	リーガルサポート埼玉		
15	リーガルサポート千葉	○	相談会、研修会への会員派遣
16	リーガルサポート東京	○	町内会等への講師派遣等。無料相談会の共催と相談員派遣。
17	リーガルサポート神奈川		
18	リーガルサポート新潟		
19	リーガルサポート富山		
20	リーガルサポート石川	○	・相談員の派遣 / ・研修会の講師派遣
21	リーガルサポート福井		
22	リーガルサポート山梨		
23	リーガルサポート長野		
24	リーガルサポート岐阜		
25	リーガルサポート静岡		
26	リーガルサポート愛知		
27	リーガルサポート三重		
28	リーガルサポート滋賀	○	講師派遣や相談員派遣
29	リーガルサポート京都		
30	リーガルサポート大阪	○	研修会への講師派遣依頼、相談会への相談員派遣依頼
31	リーガルサポート兵庫	○	・相談会への会員派遣 ・市民後見人養成事業の研修講師派遣 ・成年後見に関するセミナー等への講師派遣
32	リーガルサポート奈良		・介護の非の事業への参画依頼 / ・相談会への相談員派遣依頼
33	リーガルサポート和歌山		
34	リーガルサポート鳥取		
35	リーガルサポート島根		
36	リーガルサポート岡山	○	出前教室での講師派遣ほか
37	リーガルサポート広島		
38	リーガルサポート山口		
39	リーガルサポート香川	○	・成年後見推進講演会、シンポジウムの後見センターとの共催における準備と講師等の手配 ・講演会、研修会への講師派遣 ・相談会の開催や相談員の派遣
40	リーガルサポート徳島		
41	リーガルサポート愛媛		
42	リーガルサポート高知		
43	リーガルサポート福岡		
44	リーガルサポート佐賀		
45	リーガルサポート長崎	○	相談会の後援(市区町村の参画につき)
46	リーガルサポート熊本		
47	リーガルサポート大分		
48	リーガルサポート宮崎		
49	リーガルサポート鹿児島	○	・勉強会への講師派遣依頼 / ・シンポジウムへの協力要請
50	リーガルサポート沖縄		

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		5 貴団体として、地元管内における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか。		6 (5で「行っている」と答えた団体のみ回答) どのようなニーズ把握を行っていますか。
名称		行っている	行っていない	
1	リーガルサポート札幌		○	
2	リーガルサポート旭川	○		
3	リーガルサポート釧路			
4	リーガルサポート函館		○	
5	リーガルサポート青森	○		自治体に対するアンケート実施
6	リーガルサポート岩手		○	
7	リーガルサポート宮城			
8	リーガルサポート秋田		○	
9	リーガルサポート山形	○		市長申立に対する事前の受託機関(弁護士、リーガル、社会福祉士、社協)を選考してから家裁に申立するスキームを採用しておりスムーズに選考されるのに貢献している。
10	リーガルサポート福島			
11	リーガルサポート茨城		○	
12	リーガルサポートとちぎ		○	
13	リーガルサポート群馬		○	
14	リーガルサポート埼玉			
15	リーガルサポート千葉		○	
16	リーガルサポート東京	○		・行政、社協の成年後見連絡会等への参加による情報交換 ・社協との個別の情報交換等。
17	リーガルサポート神奈川		○	
18	リーガルサポート新潟			
19	リーガルサポート富山			
20	リーガルサポート石川	○		2か月に1回開催される弁護士会、社会福祉士会等関連団体との連絡協議会において、各団体から現状報告を受けることで、成年後見制度を取り巻く状況について把握するよう努めている。また、家庭裁判所書記官との協議会において情報交換を行うことにより、後見等開始申立の件数や後見人等選任の動向について情報を得ている。
21	リーガルサポート福井			
22	リーガルサポート山梨			
23	リーガルサポート長野			
24	リーガルサポート岐阜			
25	リーガルサポート静岡	○		自治体に対するアンケートの実施
26	リーガルサポート愛知			
27	リーガルサポート三重			
28	リーガルサポート滋賀	○		福祉圏域毎に設置された成年後見センターから情報を得ている
29	リーガルサポート京都			
30	リーガルサポート大阪	○		自治体、地方包括支援センター社会福祉協議会を定期的に訪問している。担当者との意見交換会を行っている。
31	リーガルサポート兵庫	○		相談会やセミナー開催時に行うアンケート
32	リーガルサポート奈良		○	
33	リーガルサポート和歌山			
34	リーガルサポート鳥取		○	
35	リーガルサポート島根			
36	リーガルサポート岡山		○	
37	リーガルサポート広島		○	
38	リーガルサポート山口		○	
39	リーガルサポート香川	○		・認知症高齢者数の推計 ・療育手帳、精神保健福祉手帳交付者数の把握 ・総人口の1%ないし1.5%による推計
40	リーガルサポート徳島			
41	リーガルサポート愛媛			
42	リーガルサポート高知		○	
43	リーガルサポート福岡			
44	リーガルサポート佐賀			
45	リーガルサポート長崎		○	
46	リーガルサポート熊本			
47	リーガルサポート大分		○	
48	リーガルサポート宮崎			
49	リーガルサポート鹿児島	○		市議会議員を通じた協議会
50	リーガルサポート沖縄		○	

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		7 弁護士会・司法書士会(リーガルサポート)社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する情報交換又は意見交換の場を設けたことはありますか。		8 弁護士会・司法書士会(リーガルサポート)社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する事業を共同で行ったことがありますか。	
名称		ある	ない	ある	ない
1	リーガルサポート札幌		○		○
2	リーガルサポート旭川	○		○	
3	リーガルサポート釧路				
4	リーガルサポート函館		○		○
5	リーガルサポート青森		○		○
6	リーガルサポート岩手	○		○	
7	リーガルサポート宮城				
8	リーガルサポート秋田		○		○
9	リーガルサポート山形	○		○	
10	リーガルサポート福島				
11	リーガルサポート茨城	○		○	
12	リーガルサポートとちぎ		○		○
13	リーガルサポート群馬	○			○
14	リーガルサポート埼玉				
15	リーガルサポート千葉	○		○	
16	リーガルサポート東京	○		○	
17	リーガルサポート神奈川	○			○
18	リーガルサポート新潟				
19	リーガルサポート富山				
20	リーガルサポート石川	○		○	
21	リーガルサポート福井				
22	リーガルサポート山梨				
23	リーガルサポート長野				
24	リーガルサポート岐阜				
25	リーガルサポート静岡	○		○	
26	リーガルサポート愛知				
27	リーガルサポート三重				
28	リーガルサポート滋賀	○		○	
29	リーガルサポート京都				
30	リーガルサポート大阪	○		○	
31	リーガルサポート兵庫	○		○	
32	リーガルサポート奈良	○			○
33	リーガルサポート和歌山				
34	リーガルサポート鳥取		○		○
35	リーガルサポート島根				
36	リーガルサポート岡山	○		○	
37	リーガルサポート広島	○		○	
38	リーガルサポート山口		○		○
39	リーガルサポート香川	○		○	
40	リーガルサポート徳島				
41	リーガルサポート愛媛				
42	リーガルサポート高知	○		○	
43	リーガルサポート福岡				
44	リーガルサポート佐賀				
45	リーガルサポート長崎	○		○	
46	リーガルサポート熊本				
47	リーガルサポート大分		○		○
48	リーガルサポート宮崎				
49	リーガルサポート鹿児島		○		○
50	リーガルサポート沖縄		○		○

IV 市民後見に関する取組について

		1 市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、貴団体あるいは司法書士等が参画されていますか。	2 (1で「参画している」と答えた団体のみ回答) どのような事項に関して参画されているのでしょうか。	3 (2で「参画していない」と答えた団体のみ回答) 今後、市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に参加いただける意向ないし予定はございますか。			
名称		参画している	参画していない	ある	ない	予定がある	予定年月
1	リーガルサポート札幌	○					
2	リーガルサポート旭川	○					
3	リーガルサポート釧路						
4	リーガルサポート函館	○					
5	リーガルサポート青森	○		○			
6	リーガルサポート岩手	○		○			
7	リーガルサポート宮城						
8	リーガルサポート秋田	○					
9	リーガルサポート山形	○					
10	リーガルサポート福島						
11	リーガルサポート茨城	○					
12	リーガルサポートとちぎ		○	○			
13	リーガルサポート群馬		○	○			
14	リーガルサポート埼玉						
15	リーガルサポート千葉	○					
16	リーガルサポート東京	○					
17	リーガルサポート神奈川	○					
18	リーガルサポート新潟						
19	リーガルサポート富山						
20	リーガルサポート石川		○				
21	リーガルサポート福井						
22	リーガルサポート山梨						
23	リーガルサポート長野						
24	リーガルサポート岐阜						
25	リーガルサポート静岡	○					
26	リーガルサポート愛知						

IV 市民後見に関する取組について

		1 市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、貴団体あるいは司法書士等が参画されていますか。	2 (1で「参画している」と答えた団体のみ回答) どのような事項に関して参画されているのでしょうか。	3 (2で「参画していない」と答えた団体のみ回答) 今後、市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に参加いただける意向ないし予定はございますか。			
名称		参画している	参画していない	ある	ない	予定がある	予定年月
27	リーガルサポート三重						
28	リーガルサポート滋賀	○		市民後見のあり方を検討する協議会への委員の派遣			
29	リーガルサポート京都						
30	リーガルサポート大阪	○		・市民後見人育成事業を実施する機関への企画委員の派遣 ・市民後見人養成講座への講師派遣 ・市民後見人活動の専門相談員派遣 ・市民後見人の啓発のためのシンポジウム、セミナーへの出席			
31	リーガルサポート兵庫	○		・市民後見人養成事業を実施している機関への運営委員や研修講師を派遣 ・市民後見人の執務支援に関する相談員を派遣			
32	リーガルサポート奈良	○		市民後見人育成研修への講師派遣			
33	リーガルサポート和歌山						
34	リーガルサポート鳥取	○			○		
35	リーガルサポート島根						
36	リーガルサポート岡山	○		・講師派遣 ・自治体の事業(権利擁護センターなど)における運営委員等への就任			
37	リーガルサポート広島	○		・育成事業を実施する機関への運営員の派遣 ・市民後見人の選考に関する運営委員の派遣 ・市民後見人の実務に関する運営委員の派遣			
38	リーガルサポート山口		○		○		
39	リーガルサポート香川	○		・後見センターの運営委員(運営体制、受任調整、養成研修等の検討) ・市民後見推進講演会、シンポジウム等の講師 ・市民後見育成研修の講師 ・後見センターからの相談への対応			
40	リーガルサポート徳島						
41	リーガルサポート愛媛						
42	リーガルサポート高知	○		・市民後見人育成事業を実施する機関への委員の派遣 ・市民後見人養成のための研修の講師			
43	リーガルサポート福岡						
44	リーガルサポート佐賀						
45	リーガルサポート長崎	○		・成年後見制度利用推進連絡会議への助言者派遣 ・長崎県地域福祉推進事業への参画 ・基幹型認知症疾患医療センター連絡協議会への委員派遣			
46	リーガルサポート熊本						
47	リーガルサポート大分	○		・中津市では厚労省の事業にて市民後見事業を立ち上げた際の委員として関与している。			
48	リーガルサポート宮崎						
49	リーガルサポート鹿児島	○		・市民後見事業を実施する機関への運営委員及び審議会委員の派遣 ・職員への研修実施			
50	リーガルサポート沖縄	○		・市民後見人育成事業を実施する機関への運営委員の派遣 ・市民後見人の支援に関する事業について検討する委員会への委員の派遣			

V その他

	名称	1 司法過疎地においても、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためには、どのような取組や行政政策が有効となると思われますか。
1	リーガルサポート札幌	
2	リーガルサポート旭川	・地域住民のニーズの調査と制度の説明 ・過疎地域を担当する専門的な行政職員の配置 ・交通費や日当についての金銭的支援 ・過疎地域におけるアドバイザー的の人材の育成
3	リーガルサポート釧路	
4	リーガルサポート函館	・後見等開始申立手続きの簡素化 ・ニーズの掘りおこし ・申立手数料、後見事務報酬の助成
5	リーガルサポート青森	
6	リーガルサポート岩手	・成年後見制度を知ってもらう活動 ・市民後見人を含む後見人の育成等の人材確保 ・申立及び報酬等の予算確保
7	リーガルサポート宮城	
8	リーガルサポート秋田	・成年後見制度利用支援事業の利用に制限を設けない。
9	リーガルサポート山形	・過疎地域を担当する専門的な行政職員の配置。 ・過疎地域におけるアドバイザー的な人材の育成。
10	リーガルサポート福島	
11	リーガルサポート茨城	
12	リーガルサポートとちぎ	・成年後見に関する周知啓発活動 ・成年後見に関する相談会の実施 ・地元自治体職員との連携 ・会員の活動に対する旅費日当の支給
13	リーガルサポート群馬	・ニーズの調査
14	リーガルサポート埼玉	
15	リーガルサポート千葉	地域社協の予算額を増加し、担当者の人員を増加する。
16	リーガルサポート東京	・行政としては、過疎地域自治体への助成金の支給。専門行政職の派遣。 ・当団体としては、相談員の派遣等。
17	リーガルサポート神奈川	・地域住民のニーズの調査と制度の説明 ・過疎地域を担当する専門的な行政職員の配置 ・交通費や日当についての金銭的支援 ・過疎地域におけるアドバイザー的な人材育成
18	リーガルサポート新潟	
19	リーガルサポート富山	
20	リーガルサポート石川	自治体による成年後見制度利用支援事業の積極的な実施 (市区町村長による後見等開始申立並びに申立費用及び後見人等報酬の助成)
21	リーガルサポート福井	
22	リーガルサポート山梨	
23	リーガルサポート長野	
24	リーガルサポート岐阜	
25	リーガルサポート静岡	・専門職だけではカバーできないため市民後見人の養成が必要。単独自治体で養成事業が困難であれば周辺自治体との広域事業として推進する。 ・相談会等開催時の交通費日当の金銭的支援 ・司法過疎地においては被後見人財産が少なく報酬が見込めない案件が多いため、成年後見制度利用支援事業の報酬助成の拡充が必要。
26	リーガルサポート愛知	

V その他

	名称	1 司法過疎地においても、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためには、どのような取組や行政政策が有効となると思われますか。
27	リーガルサポート三重	
28	リーガルサポート滋賀	行政の継続的安定的な予算措置
29	リーガルサポート京都	
30	リーガルサポート大阪	・人材育成 ・行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの市民向け相談窓口の充実 ・首長申立の活用
31	リーガルサポート兵庫	・成年後見制度について深い知識を有する人材の配置 ・成年後見制度支援事業の利用について各自治体が独自に設定している要件を撤廃し、本人の資力不足のみをその要件とすること ・上記に記載した事項等が実現できるよう金銭支援策を拡充すること
32	リーガルサポート奈良	・自治体、関係機関との連携 ・報酬、交通費等の助成
33	リーガルサポート和歌山	
34	リーガルサポート鳥取	
35	リーガルサポート島根	
36	リーガルサポート岡山	・広域連携 ・専門職を招いての定期的相談会、研修会の開催
37	リーガルサポート広島	・権利擁護センターの設置 ・専門的な行政職員の配置
38	リーガルサポート山口	
39	リーガルサポート香川	・制度広報 ・相談窓口の周知徹底 ・成年後見等開始の容易化（申立権者の拡大、職権開始、書面、添付書類の簡素化、期間短縮等） ・後見人報酬の社会保障化又は公費負担 ・監督人報酬の公費負担 ・法人後見、市民後見推進の行政施策
40	リーガルサポート徳島	
41	リーガルサポート愛媛	
42	リーガルサポート高知	・司法過疎地においては、市町村担当者が成年後見制度の利用に積極的に取り組むかどうかという点が非常に重要。 ・市町村担当者と専門職が連携する体制が取れば利用促進につながる。
43	リーガルサポート福岡	
44	リーガルサポート佐賀	
45	リーガルサポート長崎	・後見制度利用の阻害要因についての問題意識の共有 ・社会福祉協議会による法人後見の利用促進 ・自治体による成年後見制度利用促進事業の適正な運用
46	リーガルサポート熊本	
47	リーガルサポート大分	申立費用や後見人報酬に関する財源を国が確保すること
48	リーガルサポート宮崎	
49	リーガルサポート鹿児島	交通費や日当についての金銭的支援
50	リーガルサポート沖縄	地域住民のニーズの調査と制度の説明

VI

日本社会福祉士会支部
(権利擁護センターぱあとなあ)

Raw Data

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

1 貴団体が属する地域の市区町村・都道府県において、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携についての具体的な動きがありますか。

	名称	ある	具体的に記入	ない	わからない
1	(公社)北海道社会福祉士会			○	
2	(公社)青森県社会福祉士会				
3	(一社)岩手県社会福祉士会	○	市民後見人養成講座への参画、講師派遣		
4	(一社)宮城県社会福祉士会				
5	(一社)秋田県社会福祉士会			○	
6	(一社)山形県社会福祉士			○	
7	(一社)福島県社会福祉士会				
8	(一社)茨城県社会福祉士会				
9	(一社)栃木県社会福祉士会	○	市町村協の事業である法人後見事業に、支援員として一般市民がかかわるという動きはある。		
10	(一社)群馬県社会福祉士会	○	すでに市民後見事業に2市町がとりくみ、その後に続くところも出てきている		
11	(公社)埼玉県社会福祉士会				
12	(一社)千葉県社会福祉士会			○	
13	(公社)東京社会福祉士会	○	市町村に設置された成年後見推進機関への運営委員等を派遣		
14	(公社)神奈川県社会福祉士会				
15	(公社)新潟県社会福祉士会	○	市町村における、社会福祉協議会や弁護士会・司法書士会などとの連累による、市民後見人の養成、及び法人後見の運営への参画		
16	(一社)富山県社会福祉士会				
17	(一社)石川県社会福祉士会				
18	(一社)福井県社会福祉士会			○	
19	(一社)山梨県社会福祉士会	○	市民後見人養成研修に関する講師の派遣、市民後見人養成に関する検討会への委員の派遣		
20	(公社)長野県社会福祉士会				
21	(一社)岐阜県社会福祉士会				
22	(一社)静岡県社会福祉士会	○	静岡県社会福祉協議会が主催する協議会が1月に開かれる		
23	(一社)愛知県社会福祉士会				

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

1 貴団体が属する地域の市区町村・都道府県において、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携についての具体的な動きがありますか。

	名称	ある	具体的に記入	ない	わからない
24	(一社)三重県社会福祉士会	○	今年度、県下のすべての市町へ成年後見制度利用支援事業の取組み等の調査と意見交換会を直接訪問して実施した。今後の連携について積極的な意向を持つ行政も少なからずあったが、利用促進に向けた協議の場の設置を…といった具体的な動きはほとんどみられていない現状である。		
25	(公社)滋賀県社会福祉士会			○	
26	(一社)京都府社会福祉士会				
27	(公社)大阪府社会福祉士会			○	
28	(一社)兵庫県社会福祉士会			○	
29	(一社)奈良県社会福祉士会				
30	(一社)和歌山県社会福祉士会	○	過去数年間は、県社協が中心となって市民後見人を養成してきましたが、実際に市民後見人が活躍する場がないので、市や町の社協の法人後見の支援員(福祉サービス利用促進事業の生活支援員のような)として、市民後見人が活躍できる場があるのではないかと模索していると聞き及んでいます。また、今までの県社協が開催している市民後見人養成講座には、講師として当会からも協力しています。		
31	(一社)鳥取県社会福祉士会				
32	(一社)島根県社会福祉士会				
33	(一社)岡山県社会福祉士会			○	
34	(公社)広島県社会福祉士会				
35	(一社)山口県社会福祉士会				
36	(一社)香川県社会福祉士会	○	市民後見事業については、県社協後見センターを中心に、ばあとなあ香川からも講師等の協力をしている。		
37	(一社)徳島県社会福祉士会			○	
38	(一社)愛媛県社会福祉士会				○
39	(一社)高知県社会福祉士会	○	市民後見人希望者に対する養成研修会への講師派遣		
40	(公社)福岡県社会福祉士会				○
41	(公社)佐賀県社会福祉士会	○	一部の市町と成年後見相談契約を行っています。市民後見事業は各市町の具体的な動きはまだありません。		
42	(一社)長崎県社会福祉士会	○	本会が県から委託を受けて平成 23 年度から実施している長崎県地域福祉推進支援(成年後見推進支援)事業において市町行政、社協、包括等を対象とした研修会へ市や県より講師を派遣してもらっている。また、いくつかの市が開催している市民後見養成講座に本会からの講師の派遣、法人後見を実施している社協への委員会への委員として派遣などを行っている。		
43	(一社)熊本県社会福祉士会	○	各市区町村職員向け研修会など		
44	(公社)大分県社会福祉士会			○	
45	(一社)宮崎県社会福祉士会				
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会				
47	(一社)沖縄県社会福祉士会			○	

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

2 現在、貴団体と市町村・都道府県との間で、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携協力についての協議の場はありますか

	名称	ある	名称	ない
1	(公社)北海道社会福祉士会			○
2	(公社)青森県社会福祉士会			
3	(一社)岩手県社会福祉士会			○
4	(一社)宮城県社会福祉士会			
5	(一社)秋田県社会福祉士会			○
6	(一社)山形県社会福祉士			○
7	(一社)福島県社会福祉士会			
8	(一社)茨城県社会福祉士会			
9	(一社)栃木県社会福祉士会			○
10	(一社)群馬県社会福祉士会	○	県社会福祉協議会	
11	(公社)埼玉県社会福祉士会			
12	(一社)千葉県社会福祉士会			○
13	(公社)東京社会福祉士会	○	成年後見制度関係機関推進機関合同会議(主催東京都)	
14	(公社)神奈川県社会福祉士会			
15	(公社)新潟県社会福祉士会	○	新潟県社協 成年後見制度推進連絡会議 県からの委託事業 新潟市社協 成年後見推進ネットワーク会議 など	
16	(一社)富山県社会福祉士会			
17	(一社)石川県社会福祉士会			
18	(一社)福井県社会福祉士会			○
19	(一社)山梨県社会福祉士会	○	甲府市市民後見人養成に関する検討会等	
20	(公社)長野県社会福祉士会			
21	(一社)岐阜県社会福祉士会			
22	(一社)静岡県社会福祉士会	○	市民後見人広域連携協議会	
23	(一社)愛知県社会福祉士会			
24	(一社)三重県社会福祉士会	○	後見サポートセンター等、名称は様々。 ただし全県的な取組みではなく、一部自治体に限定。	
25	(公社)滋賀県社会福祉士会			○
26	(一社)京都府社会福祉士会			
27	(公社)大阪府社会福祉士会			○
28	(一社)兵庫県社会福祉士会			
29	(一社)奈良県社会福祉士会			
30	(一社)和歌山県社会福祉士会			○
31	(一社)鳥取県社会福祉士会			
32	(一社)島根県社会福祉士会			
33	(一社)岡山県社会福祉士会			○
34	(公社)広島県社会福祉士会			
35	(一社)山口県社会福祉士会			
36	(一社)香川県社会福祉士会	○	かがわ後見ネットワーク	
37	(一社)徳島県社会福祉士会			○
38	(一社)愛媛県社会福祉士会			○
39	(一社)高知県社会福祉士会			○
40	(公社)福岡県社会福祉士会			○
41	(公社)佐賀県社会福祉士会			○
42	(一社)長崎県社会福祉士会	○	①関係機関連絡会議②成年後見制度利用推進連絡会	
43	(一社)熊本県社会福祉士会	○	研修会打ち合わせ等	
44	(公社)大分県社会福祉士会	○	連絡協議会	
45	(一社)宮崎県社会福祉士会			
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会			
47	(一社)沖縄県社会福祉士会			○

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

		3 (1で「ある」と答えた団体のみ回答) そこではどのような事項に関して協議を行っていますか。	4 (1で「ない」と答えた団体のみ回答) 今後、市区町村・都道府県との間で連携協力する意向ないし予定はありますか。			
名称			ある	ない	予定がある	予定年月
1	(公社)北海道社会福祉士会			○		
2	(公社)青森県社会福祉士会					
3	(一社)岩手県社会福祉士会		○			
4	(一社)宮城県社会福祉士会					
5	(一社)秋田県社会福祉士会			○		
6	(一社)山形県社会福祉士会			○		
7	(一社)福島県社会福祉士会					
8	(一社)茨城県社会福祉士会					
9	(一社)栃木県社会福祉士会			○		
10	(一社)群馬県社会福祉士会	・法人後見における市民後見人の位置づけ ・行政への働きかけ ・専門職団体(3会)で講師、フォローアンケートのチームづくり(地区毎)				
11	(公社)埼玉県社会福祉士会					
12	(一社)千葉県社会福祉士会		○			
13	(公社)東京社会福祉士会	・市区町村によって異なる部分もあるが、具体的な事例の検討や後見制度活用にむけての協議 ・地域のなかでの多専門機関や支援機関との連携のあり方				
14	(公社)神奈川県社会福祉士会					
15	(公社)新潟県社会福祉士会	・成年後見制度の活用について、市町村格差をなくすため、県全体としてどうしたらうまく進めていけるか。 ・各市町村においては、市民後見人の養成なども含めた、後見制度の普及啓発について。				
16	(一社)富山県社会福祉士会					
17	(一社)石川県社会福祉士会					
18	(一社)福井県社会福祉士会			○		
19	(一社)山梨県社会福祉士会	・市民後見人養成に関する研修について ・市民後見人の確保に関する体制整備について				
20	(公社)長野県社会福祉士会					
21	(一社)岐阜県社会福祉士会					
22	(一社)静岡県社会福祉士会	・各機関における成年後見制度を取り巻く状況についての報告 ・市民後見人の育成・活用のための体制づくりに関する意見交換				
23	(一社)愛知県社会福祉士会					

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

	名称	3 (1で「ある」と答えた団体のみ回答) そこではどのような事項に関して協議を行っていますか。	4 (1で「ない」と答えた団体のみ回答) 今後、市区町村・都道府県との間で連携協力する意向ないし予定はありますか。			
			ある	ない	予定がある	予定年月
24	(一社)三重県社会福祉士会	・市民後見人の養成について ・申立支援について ・法人後見にて各サポートセンターが受任中のケース検討、相談				
25	(公社)滋賀県社会福祉士会			○		
26	(一社)京都府社会福祉士会					
27	(公社)大阪府社会福祉士会					
28	(一社)兵庫県社会福祉士会	検討会に参加している				
29	(一社)奈良県社会福祉士会					
30	(一社)和歌山県社会福祉士会			○		
31	(一社)鳥取県社会福祉士会					
32	(一社)島根県社会福祉士会					
33	(一社)岡山県社会福祉士会			○		
34	(公社)広島県社会福祉士会					
35	(一社)山口県社会福祉士会					
36	(一社)香川県社会福祉士会	・メンバー：県弁護士会、リーガルサポート、県社会福祉士会、県社協、県(高齢・障害関係担当) ・研修会への講師派遣 ・相談会への相談員派遣 ・相談支援事業の活用(利用しやすくなる)				
37	(一社)徳島県社会福祉士会			○		
38	(一社)愛媛県社会福祉士会					
39	(一社)高知県社会福祉士会	協議に参加しているわけではない		○		
40	(公社)福岡県社会福祉士会					
41	(公社)佐賀県社会福祉士会		○			
42	(一社)長崎県社会福祉士会	①関係機関連絡会議 ・法人後見を検討中の社協と関係機関(県、市町行政、家裁、弁護士会、司法書士会、県社協、社会福祉士会)で連絡会議を開催し、情報を共有し、法人後見実施社協の支援などを行っている。 ・本会が県から委託を受けて実施している成年後見推進支援事業の内容の検討。 ・情報交換など。 ②成年後見制度利用推進連絡会議 ・市町行政、市町社協で権利擁護の実務を担当する職員を対象に成年後見制度に関する現状把握、課題抽出、必要な施策の検討、情報交換などをおして市町行政における成年後見制度の普及、啓発を図り、市町社協における法人後見の推進を目的として開催。 ・成年後見制度利用支援事業(市町長申立ての現状や取り組み、課題など)について ・県内市町における市民後見人養成の取り組みについて ・市町社協が行う後見活動への支援について				
43	(一社)熊本県社会福祉士会	人材育成に関する体制やカリキュラム				
44	(公社)大分県社会福祉士会			○		
45	(一社)宮崎県社会福祉士会					
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会					
47	(一社)沖縄県社会福祉士会			○		

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

	名称	5 地元管内で、市区町村・都道府県から求められる貴団体の役割として、どのような事項がありますか。	6 地方公共団体(とりわけ町村などの小規模自治体[司法過疎地])との連携を図るうえで、現在実際に隘路となっている課題があれば教えてください。
1	(公社)北海道社会福祉士会		
2	(公社)青森県社会福祉士会		
3	(一社)岩手県社会福祉士会	・後見活動 ・市民後見人のバックアップ	
4	(一社)宮城県社会福祉士会		
5	(一社)秋田県社会福祉士会		地方公共団体の、成年後見制度利用促進法を含む成年後見制度の関係法令の理解度に温度差があり、理解度の低い地方公共団体では、利用促進の取り組みが少ない。
6	(一社)山形県社会福祉士会	・ばあとなあ山形で後見人を受諾してもらえるのか ・成年後見制度についての講習会の講師派遣	小規模自治体の経済力によって成年後見制度支援事業に差がある
7	(一社)福島県社会福祉士会		
8	(一社)茨城県社会福祉士会		
9	(一社)栃木県社会福祉士会	後見制度利用が見込まれるケースについて、利用の見立てや利用方法について相談を受けたことがある。	
10	(一社)群馬県社会福祉士会	・実施に向けて働きかけ ・他の専門職団体への働きかけ	市町村の担当が成年後見のニーズも市民後見制度についてあまり認識できていない
11	(公社)埼玉県社会福祉士会		
12	(一社)千葉県社会福祉士会	市民後見人養成講座・研修などへの講師派遣	「成年後見制度利用支援事業」利用要件の差異(※後見報酬:無報酬や低報酬に対する公的支援の充実を望みます)
13	(公社)東京社会福祉士会	・専門職後見人の推薦 ・協議検討の場での専門職としての発信 ・法律専門職ではない、身上監護に配慮した後見実践を行う職能団体として期待されているところは大きい	・地域差が拡大していること ・候補者の数の地域差もある (地域的に推薦が難しい地域もある)
14	(公社)神奈川県社会福祉士会		
15	(公社)新潟県社会福祉士会		
16	(一社)富山県社会福祉士会		
17	(一社)石川県社会福祉士会		
18	(一社)福井県社会福祉士会		
19	(一社)山梨県社会福祉士会		市町村により成年後見制度利用促進に関して理解に温度差があること。市町村により共助の意識が高いところは、「成年後見制度の利用者はいない」と言い切る市町村担当者もいる状況です。
20	(公社)長野県社会福祉士会		
21	(一社)岐阜県社会福祉士会		
22	(一社)静岡県社会福祉士会		
23	(一社)愛知県社会福祉士会		

Ⅱ 市町村・都道府県との連携について

	名称	5 地元管内で、市区町村・都道府県から求められる貴団体の役割として、どのような事項がありますか。	6 地方公共団体(とりわけ町村などの小規模自治体[司法過疎地])との連携を図るうえで、現在実際に隘路となっている課題があれば教えてください。
24	(一社)三重県社会福祉士会	・今までの相談、支援の実績をふまえて制度推進に必要な助言をいただきたい ・申請の相談があった場合の支援 ・利用支援事業の申請条件の撤廃(住所、生保の有無等)についての要望活動	・地域の権利擁護を担当する部署が他の業務と兼務しており、制度の利用促進等まで手が回らない。 ・申立て支援、制度活用の事例が少なく(皆無に近い自治体も)、ノウハウが蓄積されていない。
25	(公社)滋賀県社会福祉士会	市町村の市民を活用した後見等権利擁護のあり方検討会の委員として当会会員が参加を求められたりしている。	
26	(一社)京都府社会福祉士会		
27	(公社)大阪府社会福祉士会		
28	(一社)兵庫県社会福祉士会		
29	(一社)奈良県社会福祉士会		
30	(一社)和歌山県社会福祉士会	研修等の講師として、何かあれば・・・	
31	(一社)鳥取県社会福祉士会		
32	(一社)島根県社会福祉士会		
33	(一社)岡山県社会福祉士会		
34	(公社)広島県社会福祉士会		
35	(一社)山口県社会福祉士会		
36	(一社)香川県社会福祉士会	高齢者・障害者の虐待対応等の講師依頼	
37	(一社)徳島県社会福祉士会		
38	(一社)愛媛県社会福祉士会	毎年1回、松山家裁主催にて、関係団体の連絡会が開催されている。	
39	(一社)高知県社会福祉士会	研修会講師派遣	
40	(公社)福岡県社会福祉士会	・市民後見人養成研修への講師派遣 ・成年後見等実施機関として地域の協議会等への参加 ・制度利用のための相談対応	・成年後見制度利用支援事業の活用が進んでいない(要項の作成及び予算化していない市町村あり)。 ・市町村長申立比率が低い。 ・利用支援事業の対象が市町村長申立に限っている市町村が2/3ある。
41	(公社)佐賀県社会福祉士会	市民後見を担うべき市町社会福祉協議会のバックアップ。具体的には、法人後見及び市民後見の体制作りの助言、相談。	成年後見制度の活用で、関心が薄く対応が鈍い自治体があります。自治体へ必要性を認識してもらうのが課題です。
42	(一社)長崎県社会福祉士会	・市町行政、社協、地域包括支援センター、施設、事業所に対して研修会をととした成年後見制度の普及、啓発。 ・成年後見制度に関する市町行政、社協、地域包括支援センター、施設、事業所からの相談、支援。 ・社協に対する法人後見の支援 ・離島の過疎地域に対しての成年後見制度の普及、啓発。	・町村などの小規模自治体においても成年後見のニーズは高く、本会が主催する研修会に参加頂いているがまだ、職員不足で成年後見を実施する体制ができていない。 ・行政であるために成年後見制度について理解したところで異動となり、新しく異動してきた職員が最初から制度を学んでおり仕事の継続性がない。
43	(一社)熊本県社会福祉士会		
44	(公社)大分県社会福祉士会		
45	(一社)宮崎県社会福祉士会		
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会		
47	(一社)沖縄県社会福祉士会		

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		1 住民等に対する成年後見制度に関する取組を、貴団体において行っていますか		2 (1で「行っている」と答えた団体のみ回答) どのような取組を実際に行っていますか。	3 (2で掲げた取組に)市区町村・都道府県の参画はございますか。	
名称		行っている	行っていない		ある	ない
1	(公社)北海道社会福祉士会		○			
2	(公社)青森県社会福祉士会					
3	(一社)岩手県社会福祉士会	○		会員研修(後見人養成)		○
4	(一社)宮城県社会福祉士会					
5	(一社)秋田県社会福祉士会	○		・無料相談 ・研修会の開催(成年後見活用講座) ・成年後見制度に関する研修会へ講師派遣		○
6	(一社)山形県社会福祉士会		○			
7	(一社)福島県社会福祉士会					
8	(一社)茨城県社会福祉士会					
9	(一社)栃木県社会福祉士会		○			○
10	(一社)群馬県社会福祉士会	○		地域で啓発のための講座を開催している		○
11	(公社)埼玉県社会福祉士会					
12	(一社)千葉県社会福祉士会	○		・県民対象の成年後見制度研修会 ・成年後見制度に関する面接相談、電話相談		
13	(公社)東京社会福祉士会	○		・地域の専門職や行政職員を対象とした研修「支援者のための活用講座」等の実施 ・一般市民からの相談を受け付ける窓口の設置		
14	(公社)神奈川県社会福祉士会					
15	(公社)新潟県社会福祉士会	○		・福祉関係者のための成年後見制度活用講座の開催 ・市町村や市町村社協が実施する法人後見の運営委員として、会員を派遣	○	
16	(一社)富山県社会福祉士会					
17	(一社)石川県社会福祉士会					
18	(一社)福井県社会福祉士会		○			○
19	(一社)山梨県社会福祉士会		○			○
20	(公社)長野県社会福祉士会					
21	(一社)岐阜県社会福祉士会					
22	(一社)静岡県社会福祉士会	○		・成年後見制度活用講座の開催 ・合同相談会(司法書士会、リーガルサポートと共催)		○
23	(一社)愛知県社会福祉士会					

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

	名称	1 住民等に対する成年後見制度に関する取組を、貴団体において行っていますか		2 (1で「行っている」と答えた団体のみ回答) どのような取組を実際に行っていますか。	3 (2で掲げた取組に)市 区町村・都道 府県の参画 はございます か。	
		行 っ て い る	行 っ て い な い		あ る	な い
24	(一社)三重県社会福祉士会	○		・市民後見人資質向上研修の実施(H27年度) ・親族後見人支援研修の実施(H27-H28年度) ・リーガルサポートと共催で、市民向け講座、無料相談会の実施	○	
25	(公社)滋賀県社会福祉士会		○		○	
26	(一社)京都府社会福祉士会					
27	(公社)大阪府社会福祉士会	○		市民向け啓発研修		○
28	(一社)兵庫県社会福祉士会		○			○
29	(一社)奈良県社会福祉士会					
30	(一社)和歌山県社会福祉士会		○			
31	(一社)鳥取県社会福祉士会					
32	(一社)島根県社会福祉士会					
33	(一社)岡山県社会福祉士会	○		・後見制度活用講座の開催 ・電話などによる相談受付		○
34	(公社)広島県社会福祉士会					
35	(一社)山口県社会福祉士会					
36	(一社)香川県社会福祉士会	○		講師派遣	○	
37	(一社)徳島県社会福祉士会		○			
38	(一社)愛媛県社会福祉士会	○		・松山市内商店街での啓発イベントの開催 (年2回程度) ・「あど坊」という、社士会啓発劇団による活動 (年間6回以上) ・リーガルサポートの成年後見相談会への協力支援 (年1回)		○
39	(一社)高知県社会福祉士会		○			○
40	(公社)福岡県社会福祉士会	○		・相談窓口の開設 ・制度利用可能な事案について、申立推進 ・利用支援事業で市町村長申立を要件にしている市町村へ 県等を通じてのアプローチ		○
41	(公社)佐賀県社会福祉士会	○		・成年後見活用講座(福祉関係者向け) ・権利擁護セミナー(一般県民向け)	○	
42	(一社)長崎県社会福祉士会	○		・長崎県地域福祉推進支援(成年後見推進支援)事業を平成23年度より長崎県から委託を受けて実施。内容としては、①成年後見実務研修事業、②後見実施社協への専門的育成支援事業、③関係機関連絡会議、④制度利用推進連絡会議、⑤相談窓口マニュアル、住民向けの制度利用のリーフレット作成 ・長崎県地域福祉推進支援(成年後見推進支援)事業において平成29年度から実施予定の市民後見養成講座について内容など県と協議中である。	○	
43	(一社)熊本県社会福祉士会	○		一般相談対応		○
44	(公社)大分県社会福祉士会	○		成年後見活用講座を専門職を対象に実施している	○	
45	(一社)宮崎県社会福祉士会					
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会					
47	(一社)沖縄県社会福祉士会		○			○

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		3 ……(前略)… また市区町村・都道府県 からの依頼で成年後見制 度等の利用促進に関す る依頼等がありますか。	4 (3「依頼がある」と答えた団体のみ回答) それはどのような依頼でしたか。
	名称	依頼がある	
1	(公社)北海道社会福祉士会		
2	(公社)青森県社会福祉士会		
3	(一社)岩手県社会福祉士会		
4	(一社)宮城県社会福祉士会		
5	(一社)秋田県社会福祉士会		
6	(一社)山形県社会福祉士会		
7	(一社)福島県社会福祉士会		
8	(一社)茨城県社会福祉士会		
9	(一社)栃木県社会福祉士会		
10	(一社)群馬県社会福祉士会		
11	(公社)埼玉県社会福祉士会		
12	(一社)千葉県社会福祉士会	○	・成年後見制度講演会への講師派遣 ・成年後見制度相談会への相談員派遣
13	(公社)東京社会福祉士会	○	・地区で開催される各種研修、市民後見人育成や講習会への講師派遣 依頼 ・定例相談や臨時相談における相談員の派遣依頼
14	(公社)神奈川県社会福祉士会		
15	(公社)新潟県社会福祉士会	○	住民向けの成年後見制度の普及啓発のための講演
16	(一社)富山県社会福祉士会		
17	(一社)石川県社会福祉士会		
18	(一社)福井県社会福祉士会		
19	(一社)山梨県社会福祉士会		
20	(公社)長野県社会福祉士会		
21	(一社)岐阜県社会福祉士会		
22	(一社)静岡県社会福祉士会		
23	(一社)愛知県社会福祉士会		
24	(一社)三重県社会福祉士会		
25	(公社)滋賀県社会福祉士会		市町村の市民を活用した後見等権利擁護のあり方検討会の委員として 当会会員が参加を求められたりしている。
26	(一社)京都府社会福祉士会		
27	(公社)大阪府社会福祉士会		
28	(一社)兵庫県社会福祉士会		
29	(一社)奈良県社会福祉士会		
30	(一社)和歌山県社会福祉士会		
31	(一社)鳥取県社会福祉士会		
32	(一社)島根県社会福祉士会		
33	(一社)岡山県社会福祉士会		
34	(公社)広島県社会福祉士会		
35	(一社)山口県社会福祉士会		
36	(一社)香川県社会福祉士会		かがわ後見ネットワークを通じて講師や相談員の派遣依頼
37	(一社)徳島県社会福祉士会		
38	(一社)愛媛県社会福祉士会		
39	(一社)高知県社会福祉士会		
40	(公社)福岡県社会福祉士会		
41	(公社)佐賀県社会福祉士会		県の医療、介護関係の基金事業で、県と協議し、県も本会の趣旨に賛 同され、補助金を受けて、講座やセミナーを実施しています。
42	(一社)長崎県社会福祉士会		・市民後見養成講座の内容の検討等 ・市民後見養成講座への講師の派遣依頼 ・市の成年後見連絡会への委員としての派遣
43	(一社)熊本県社会福祉士会		
44	(公社)大分県社会福祉士会		
45	(一社)宮崎県社会福祉士会		
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会		
47	(一社)沖縄県社会福祉士会		

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		5 貴団体として、地元管内における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか。		6 (5で「行っている」と答えた団体のみ回答) どのようなニーズ把握を行っていますか。
名称		行っている	行っていない	
1	(公社)北海道社会福祉士会		○	
2	(公社)青森県社会福祉士会			
3	(一社)岩手県社会福祉士会		○	
4	(一社)宮城県社会福祉士会			
5	(一社)秋田県社会福祉士会		○	
6	(一社)山形県社会福祉士会	○		弁護士会、司法書士会、精神保健福祉会と行政(県)を交えた情報交換会を行っている
7	(一社)福島県社会福祉士会			
8	(一社)茨城県社会福祉士会			
9	(一社)栃木県社会福祉士会		○	
10	(一社)群馬県社会福祉士会		○	
11	(公社)埼玉県社会福祉士会			
12	(一社)千葉県社会福祉士会		○	
13	(公社)東京社会福祉士会		○	
14	(公社)神奈川県社会福祉士会			
15	(公社)新潟県社会福祉士会		○	
16	(一社)富山県社会福祉士会			
17	(一社)石川県社会福祉士会			
18	(一社)福井県社会福祉士会		○	
19	(一社)山梨県社会福祉士会		○	
20	(公社)長野県社会福祉士会			
21	(一社)岐阜県社会福祉士会			
22	(一社)静岡県社会福祉士会		○	
23	(一社)愛知県社会福祉士会			
24	(一社)三重県社会福祉士会		○	
25	(公社)滋賀県社会福祉士会		○	
26	(一社)京都府社会福祉士会			
27	(公社)大阪府社会福祉士会		○	
28	(一社)兵庫県社会福祉士会		○	
29	(一社)奈良県社会福祉士会			
30	(一社)和歌山県社会福祉士会		○	
31	(一社)鳥取県社会福祉士会			
32	(一社)島根県社会福祉士会			
33	(一社)岡山県社会福祉士会		○	
34	(公社)広島県社会福祉士会			
35	(一社)山口県社会福祉士会			
36	(一社)香川県社会福祉士会		○	
37	(一社)徳島県社会福祉士会		○	
38	(一社)愛媛県社会福祉士会		○	
39	(一社)高知県社会福祉士会		○	
40	(公社)福岡県社会福祉士会		○	
41	(公社)佐賀県社会福祉士会	○		・成年後見相談契約 ・県、各市町から、個別に相談を受け、ニーズは把握しているが、全体的なものではない。
42	(一社)長崎県社会福祉士会		○	
43	(一社)熊本県社会福祉士会		○	
44	(公社)大分県社会福祉士会		○	
45	(一社)宮崎県社会福祉士会			
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会			
47	(一社)沖縄県社会福祉士会		○	

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

		7 弁護士会・司法書士会(リーガルサポート)社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する情報交換又は意見交換の場を設けたことはありますか。	8 弁護士会・司法書士会(リーガルサポート)社会福祉士会党と成年後見制度等の利用促進に関する事業を共同で行ったことがありますか。	
1	(公社)北海道社会福祉士会		○	
2	(公社)青森県社会福祉士会			
3	(一社)岩手県社会福祉士会	○	○	
4	(一社)宮城県社会福祉士会			
5	(一社)秋田県社会福祉士会		○	
6	(一社)山形県社会福祉士会	○		○
7	(一社)福島県社会福祉士会			
8	(一社)茨城県社会福祉士会			
9	(一社)栃木県社会福祉士会	○		○
10	(一社)群馬県社会福祉士会	○	○	
11	(公社)埼玉県社会福祉士会			
12	(一社)千葉県社会福祉士会	○	○	
13	(公社)東京社会福祉士会	○	○	
14	(公社)神奈川県社会福祉士会			
15	(公社)新潟県社会福祉士会		○	
16	(一社)富山県社会福祉士会			
17	(一社)石川県社会福祉士会			
18	(一社)福井県社会福祉士会		○	○
19	(一社)山梨県社会福祉士会		○	
20	(公社)長野県社会福祉士会			
21	(一社)岐阜県社会福祉士会			
22	(一社)静岡県社会福祉士会	○		
23	(一社)愛知県社会福祉士会			
24	(一社)三重県社会福祉士会	○	○	
25	(公社)滋賀県社会福祉士会		○	
26	(一社)京都府社会福祉士会			
27	(公社)大阪府社会福祉士会	○	○	
28	(一社)兵庫県社会福祉士会		○	
29	(一社)奈良県社会福祉士会			
30	(一社)和歌山県社会福祉士会		○	
31	(一社)鳥取県社会福祉士会			
32	(一社)島根県社会福祉士会			
33	(一社)岡山県社会福祉士会	○	○	
34	(公社)広島県社会福祉士会			
35	(一社)山口県社会福祉士会			
36	(一社)香川県社会福祉士会	○	○	
37	(一社)徳島県社会福祉士会		○	
38	(一社)愛媛県社会福祉士会	○		○
39	(一社)高知県社会福祉士会		○	
40	(公社)福岡県社会福祉士会		○	
41	(公社)佐賀県社会福祉士会	○		○
42	(一社)長崎県社会福祉士会	○	○	
43	(一社)熊本県社会福祉士会	○	○	
44	(公社)大分県社会福祉士会		○	○
45	(一社)宮崎県社会福祉士会			
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会			
47	(一社)沖縄県社会福祉士会		○	○

IV 市民後見に関する取組について

		1 市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、貴団体あるいは司法書士等が参画されていますか。	2 (1で「参画している」と答えた団体のみ回答) どのような事項に関して参画されているのでしょうか。	3 (2で「参画していない」と答えた団体のみ回答) 今後、市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に参加いただける意向ないし予定はございますか。			
名称		参画している	参画していない	ある	ない	予定がある	予定年月
1	(公社)北海道社会福祉士会	○		市町村の成年後見センターに本会会員が運営委員として参画している。			
2	(公社)青森県社会福祉士会						
3	(一社)岩手県社会福祉士会	○		講師派遣			
4	(一社)宮城県社会福祉士会						
5	(一社)秋田県社会福祉士会	○		・市民後見人の後見監督人として ・市民後見養成研修やフォローアップ研修会への講師派遣	○		
6	(一社)山形県社会福祉士会		○		○		
7	(一社)福島県社会福祉士会						
8	(一社)茨城県社会福祉士会						
9	(一社)栃木県社会福祉士会		○			○	2017年2月
10	(一社)群馬県社会福祉士会	○		・会員が、養成也フォローアップ研修、受任調整会議に参加している	○		
11	(公社)埼玉県社会福祉士会						
12	(一社)千葉県社会福祉士会	○		市民後見人養成講座			
13	(公社)東京社会福祉士会	○		・各市区町村に設置されている推進機関に運営委員等として派遣している。 ・東京都の連絡協議会に参加している。			
14	(公社)神奈川県社会福祉士会						
15	(公社)新潟県社会福祉士会	○		市民後見人養成研修の企画及び講師派遣			
16	(一社)富山県社会福祉士会						
17	(一社)石川県社会福祉士会						
18	(一社)福井県社会福祉士会		○		○		
19	(一社)山梨県社会福祉士会	○		市民後見人養成の体制整備			
20	(公社)長野県社会福祉士会						
21	(一社)岐阜県社会福祉士会						
22	(一社)静岡県社会福祉士会						
23	(一社)愛知県社会福祉士会						

IV 市民後見に関する取組について

		1 市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、貴団体あるいは司法書士等が参画されていますか。	2 (1で「参画している」と答えた団体のみ回答) どのような事項に関して参画されているのでしょうか。	3 (2で「参画していない」と答えた団体のみ回答) 今後、市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に参加いただける意向ないし予定はございますか。			
名称		参画している	参画していない	ある	ない	予定がある	予定年月
24	(一社)三重県社会福祉士会	○		・市民後見人養成研修への講師派遣 ・各後見サポートセンターの運営協議会へばあとな会員の派遣			
25	(公社)滋賀県社会福祉士会	○		・市町村の市民を活用した後見等権利擁護のあり方検討会の委員として当会会員が参加を求められたりしている。	○		
26	(一社)京都府社会福祉士会						
27	(公社)大阪府社会福祉士会	○		・シンポジウム			
28	(一社)兵庫県社会福祉士会	○		・市民後見人養成研修の講師、後見活動実習の受け入れ。 ・市民後見人受託案件についての相談支援			
29	(一社)奈良県社会福祉士会						
30	(一社)和歌山県社会福祉士会	○		・市民後見人養成研修の講師として。 ・成年後見支援センターの職員に糖団体の会員が所属している。今後、市民後見人の養成も行っていくと聞いている。			
31	(一社)鳥取県社会福祉士会						
32	(一社)島根県社会福祉士会						
33	(一社)岡山県社会福祉士会	○		養成講座講師派遣			
34	(公社)広島県社会福祉士会						
35	(一社)山口県社会福祉士会						
36	(一社)香川県社会福祉士会	○		・研修会講師 ・委員会への委員派遣			
37	(一社)徳島県社会福祉士会	○		市から委託を受け社協が実施した市民後見人養成研修講師、運営委員会委員長			
38	(一社)愛媛県社会福祉士会		○			○	2017年4月
39	(一社)高知県社会福祉士会	○		養成研修の講師派遣。ただし中心に行っている人物がばあとなあ会の会員ではあるが、ばあとなあとして参画しているのではなく仕事として行っている。			
40	(公社)福岡県社会福祉士会	○		市民後見人養成研修の講師として参画			
41	(公社)佐賀県社会福祉士会		○		○		
42	(一社)長崎県社会福祉士会	○		・市民後見養成講座に講師として参加 ・市主催の成年後見連絡会に委員として参加			
43	(一社)熊本県社会福祉士会	○			○		
44	(公社)大分県社会福祉士会		○		○		
45	(一社)宮崎県社会福祉士会						
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会						
47	(一社)沖縄県社会福祉士会		○		○		

V その他

	名称	1 司法過疎地においても、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためには、どのような取組や行政政策が有効となると思われますか。
1	(公社)北海道社会福祉士会	成年後見の申し立てについては、弁護士等の士業圧迫の面から社会福祉士は支援を行うことができないとされている。一方で社会福祉士会に対し、申し立て支援の依頼が多いことから、社会福祉士も申し立て支援を行うことができるよう制度改正が望ましい。特に過疎地域においては弁護士がほとんどいない現状からこのような制度改正が求められるところである。
2	(公社)青森県社会福祉士会	
3	(一社)岩手県社会福祉士会	
4	(一社)宮城県社会福祉士会	
5	(一社)秋田県社会福祉士会	行政担当者への成年後見制度などの周知や理解を深める研修が必要に思う(司法・福祉関係者連携の下で)
6	(一社)山形県社会福祉士会	町村の地域包括支援センターで成年後見制度利用のほりおこしを行うことが有効と思われる
7	(一社)福島県社会福祉士会	
8	(一社)茨城県社会福祉士会	
9	(一社)栃木県社会福祉士会	役場に専門の部署を設けて、常時専門の職員が相談対応できる環境を整え、住民が制度を身近に感じられるようにしたらよいと思う。
10	(一社)群馬県社会福祉士会	地域包括支援センター、虐待防止センター、担当行政との協議
11	(公社)埼玉県社会福祉士会	
12	(一社)千葉県社会福祉士会	・市民後見人の養成 ・「成年後見制度利用支援事業」施策の充実
13	(公社)東京社会福祉士会	専門職の不足が多い地域は、社協や公的機関が関与した形での法人後見の仕組みも求められる 市民後見人の育成をし、数少ない専門職や公的機関がバックアップする仕組みを構築する
14	(公社)神奈川県社会福祉士会	
15	(公社)新潟県社会福祉士会	地域格差の解消に向け、県の取り組み姿勢を明確にした上での市町村に対する働きかけ。
16	(一社)富山県社会福祉士会	
17	(一社)石川県社会福祉士会	
18	(一社)福井県社会福祉士会	
19	(一社)山梨県社会福祉士会	成年後見制度の利用に関して、福祉関係者向けの活用講座は、毎年開催しているが、利用促進に関して地域住民に対する取り組みは特に行っていない。
20	(公社)長野県社会福祉士会	
21	(一社)岐阜県社会福祉士会	
22	(一社)静岡県社会福祉士会	
23	(一社)愛知県社会福祉士会	
24	(一社)三重県社会福祉士会	・広域型の後見サポートセンターの設置 ・成年後見制度利用支援事業へ手厚く予算配分することで、専門職後見人等の活動がしやすい環境を醸成する
25	(公社)滋賀県社会福祉士会	具体的に潜在的ニーズの調査をする他ないのでは。
26	(一社)京都府社会福祉士会	
27	(公社)大阪府社会福祉士会	
28	(一社)兵庫県社会福祉士会	
29	(一社)奈良県社会福祉士会	
30	(一社)和歌山県社会福祉士会	市町村の単位ではなく、広域的に取り組んでいくことと、継続的に啓発すること。そのための人員配置などにかかる予算措置必要です。
31	(一社)鳥取県社会福祉士会	
32	(一社)島根県社会福祉士会	
33	(一社)岡山県社会福祉士会	・広報活動 / ・関係機関連携 / ・首長申立の推進
34	(公社)広島県社会福祉士会	
35	(一社)山口県社会福祉士会	
36	(一社)香川県社会福祉士会	
37	(一社)徳島県社会福祉士会	
38	(一社)愛媛県社会福祉士会	
39	(一社)高知県社会福祉士会	所得の少ない方でも第三者後見人が受任しやすいような、行政側の報酬付与補助制度
40	(公社)福岡県社会福祉士会	・説明会、相談会の開催 ・成年後見支援事業の拡充(市町村長申立に限定せず、国指導範囲まで拡大) ・市町村長申立の推進(申請期間の短縮)
41	(公社)佐賀県社会福祉士会	地域の見守り役の民生委員や、行政では、高齢者の地域包括支援センター、障害者であれば、相談支援事業所などの相談窓口への周知や、啓発ではないかと思われます。
42	(一社)長崎県社会福祉士会	まず、成年後見制度について住民などに広く理解してもらうために、住民向けの成年後見制度の基本的な講座や研修会の開催
43	(一社)熊本県社会福祉士会	
44	(公社)大分県社会福祉士会	
45	(一社)宮崎県社会福祉士会	
46	(公社)鹿児島県社会福祉士会	
47	(一社)沖縄県社会福祉士会	

VII

日本司法支援センター (法テラス)

本部事務局より集計結果のみ回答

※設問Ⅱ、Ⅲ、Ⅴについては、日本司法支援センターの地方事務所、支部、出張所合計 72 事務所を対象に調査を実施したところ、内 59 事務所から回答があった。

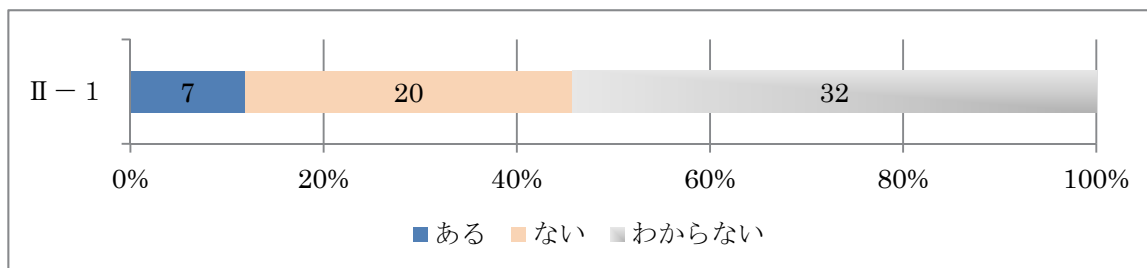
※番号Ⅳについては、日本司法支援センターの法律事務所合計 85 事務所を対象に調査を実施したところ、内 33 事務所から回答があった。

※選択肢のある欄については、その内訳を記載し、自由記載欄は主な回答を記載した。

Ⅱ 市区町村・都道府県との連携について

- 1 貴団体が属する地域の市区町村・都道府県において、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携についての具体的な動きがありますか。

回答数 59

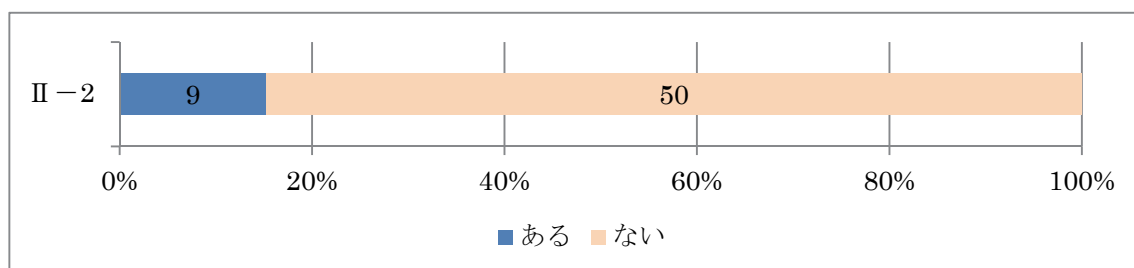


【「ある」の記述回答】

都道府県による成年後見推進支援事業のほか、社会福祉協議会による各種協議会など

- 2 現在、貴団体と市区町村・都道府県との間で、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する協議の場はありますか。

回答数 59



【「ある」の記述回答】

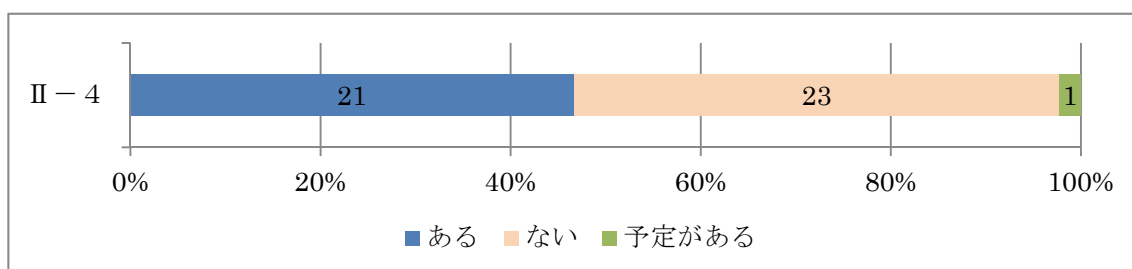
都道府県や家裁が主催する成年後見や市民後見に関する各種協議会など

- 3 (1で「ある」と答えた団体のみ回答)
そこではどのような事項に関して協議を行っていますか

- ・成年後見制度の現状
- ・成年後見のニーズ
- ・市民後見人の養成・活用

- 4 (1で「ない」と答えた団体のみ回答)
今後、市区町村・都道府県との間で連携協力する意向ないし予定はございますか

回答数 45



5 地元管内で、市区町村・都道府県から求められている貴団体の役割として、どのような事項がありますか

- ・一般的な法制度の案内や関係機関の紹介など情報提供の実施
- ・法律相談援助(民事法律扶助)の実施(福祉機関等における指定相談場所相談や出張相談を含む。)
- ・代理援助、書類作成援助(民事法律扶助)の実施
- ・一般市民等を対象とした法教育(法律講座)の実施
- ・常勤弁護士等による福祉機関職員に対する研修等の実施(講師派遣)

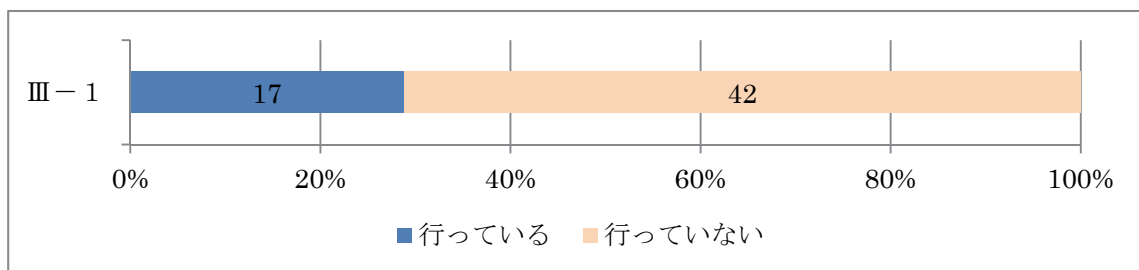
6 地方公共団体(とりわけ町村などの小規模自治体[司法過疎地])と連携を図るうえで、現在実際に隘路となっている課題があれば教えてください

- ・連携の対象となる自治体の範囲が広い上、地域内に十分に公共交通網が整備されていない場合、すべての自治体と緊密な連携を図ることが困難。

Ⅲ 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

1 住民等に対する成年後見制度等の利用促進に関する取組を、貴団体において行っていますか

回答数 59

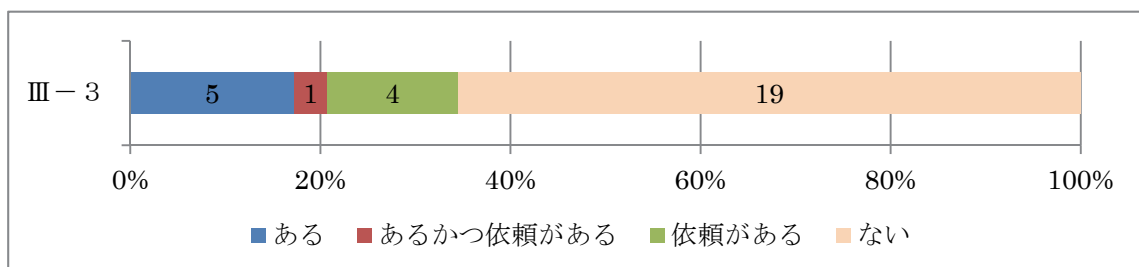


2 (1で「行っている」と答えた団体のみ回答)
どのような取組を実際に行っていますか

- ・一般市民を対象とした成年後見制度についての法教育(法律講座等)の実施
- ・自治体、福祉機関等から要請があった場合、弁護士等を成年後見制度に関する研修や業務説明のために派遣

3 2で掲げた取組に市区町村・都道府県の参画はございますか。
また市区町村・都道府県からの依頼で成年後見制度等の利用促進に関する依頼等がありますか。

回答数 29

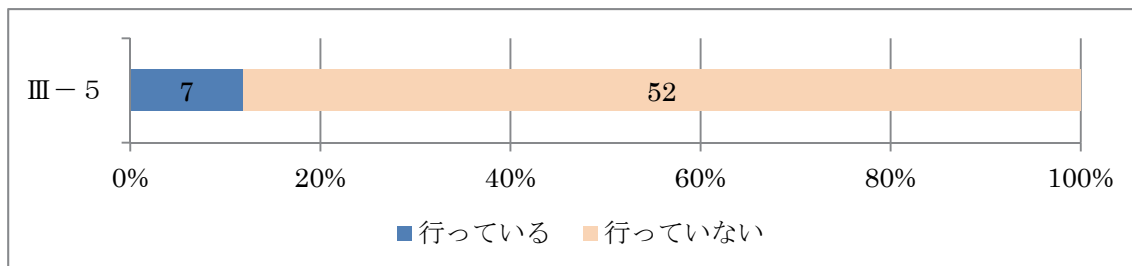


4 (3で「依頼がある」と答えた団体のみ回答)
それはどのような依頼事でしたか

- ・上記Ⅲ2記載の事項に関する依頼(研修等への講師派遣依頼など)。

5 貴団体として、地元管内における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか

回答数 59

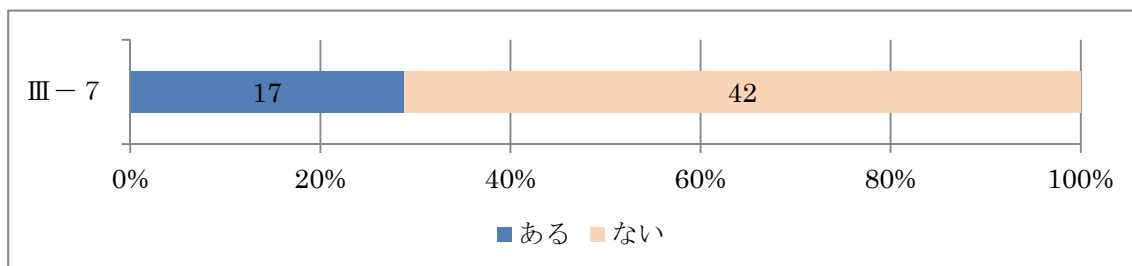


6 (5で「行っている」と答えた団体のみ回答)
どのような方法でニーズ把握を行っていますか

- ・当センターの法律相談援助実績等により把握。

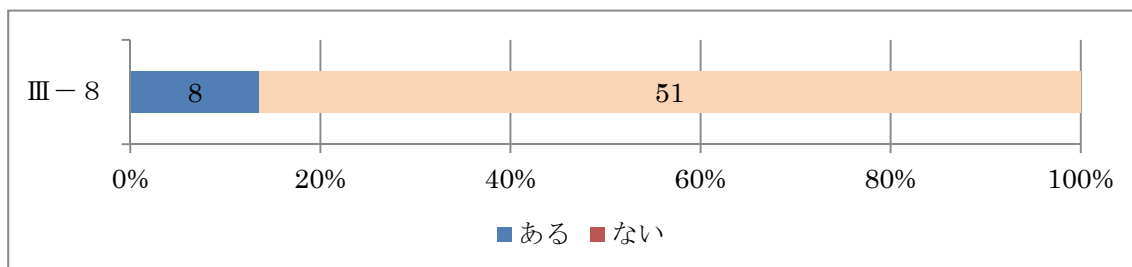
7 弁護士会・司法書士会(リーガルサポート)・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する情報交換又は意見交換の場を設けたことはありますか

回答数 59



8 弁護士会・司法書士会(リーガルサポート)・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する事業を共同で行ったことはありますか

回答数 59



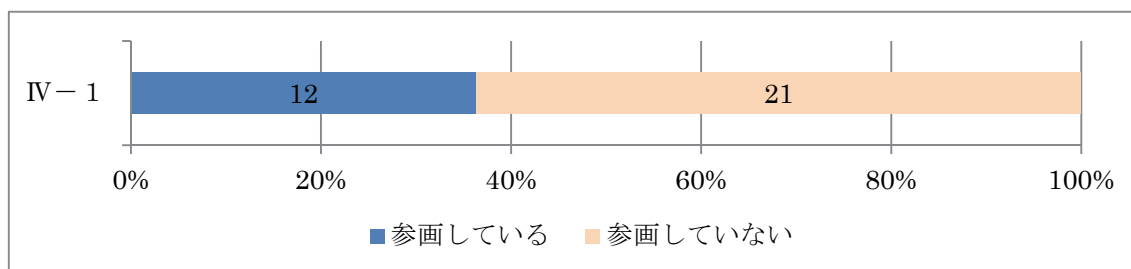
【「ある」の記述回答】

具体的には、地域包括支援センターや社会福祉協議会の施設で法律相談会を実施している。

IV 市民後見に関する取組について

- 1 市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、貴団体あるいは管内法テラス法律事務所に所属する弁護士・司法書士が参画されていますか

回答数 33



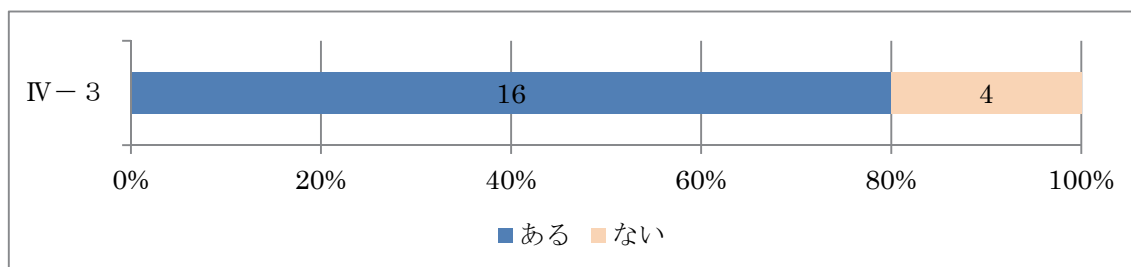
- 2 (1で「参画している」と答えた団体のみ回答)
どのような事項に関して参画されているのでしょうか

回答数 14

- ・後見監督人就任 1
- ・自治体主催の成年後見制度情報交換会への参加 1
- ・市民後見人養成講座等への講師派遣 12

- 3 (2で「参画していない」と答えた団体のみ回答)
今後、市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、参画していただける意向ないし予定はございますか

回答数 20



※上記IV 2 記載の取組の範囲で参画する意向ないし予定がある。

V その他

- 1 司法過疎地においても、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためには、どのような取組や行政施策が有効となると思われますか

- ・当センター各事務所と自治体、福祉機関等との更なる連携強化。
- ・当センターによる成年後見に関する法教育の充実
- ・司法過疎地への常勤弁護士の配置

VIII 調 査 票

自治体【都道府県・市区町村】調査票

成年後見制度に関する貴自治体の取組状況について伺います(平成28年10月末現在)。該当する項目に☑や具体的な回答記載をお願いします。紙幅が不足する場合は別紙にてご回答ください。

I. 貴自治体の概要

No	質問内容	回答欄
1	貴自治体名	都・道・府・県市・区・町・村
2	自治体コード(6桁)	
3	担当部署(局・部・課・係)	←「フリガナ」がとも含めご記入ください
4	記入者氏名	
5	電話番号	
6	FAX 番号	
7	E-MAIL	

II. 市民後見人育成・活用事業※について

※平成28年度新規事業で、「家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図る」としています。
※市民後見人とは、「弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度の関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合」(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」)をいいます。

1	市民後見人育成・活用事業を行っていますか	□行っている・□行っていない・□知らない・□知らなかった
(以下、1で「行っている」と答えた自治体のみ回答)		
2	「広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会」は設置しましたか	□設置した(月 に設置)・□まだ設置していない(月 に設置予定)
(以下、3で「行っている」と答えた自治体のみ回答) ※複数回答 ※名称を添付ください		
3	協議会の構成メンバーを教えてください	□都道府県 □市区町村(参加自治体) □家庭裁判所 □成年後見等実施機関(参加機関) □医療関係機関(参加機関) □介護関係機関(参加機関) □都道府県士協 □市区町村社協(参加社協) □司法支援センター(法テラス) □リーガル・サポート □社会福祉士会(ばあどなあ) □その他の専門職団体(団体名) □金融機関(参加金融機関) □市民後見人 □市民後見NPO等 □親族後見人 □民生・児童委員 □自治会 □その他()
4	どのようにして構成メンバーを決めましたか	 ・ ・ ・

5「広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会」を開催しましたか

□開催した(回 開催)・□まだ開催していない

6「5で「はい」と答えた自治体のみ回答」どのような内容で協議会を行いましたか。議題(開催テーマ)を教えてください

・
・
・
・
・

7市民後見人育成・活用事業を行うにあたり、協議会以外の取組があれば教えてください(予定含む)

・
・
・
・

III. 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

1貴自治体ではどのような事業を実際に行っていますか ※複数回答

□成年後見制度利用支援事業(高齢)
□成年後見制度利用支援事業(障害)
□権利擁護人材育成事業
□高齢者権利擁護等推進事業(都道府県事業)
□その他(事業名:)

2昨年度、市区町村長申立てを行いましたか(平成27年度実績) ※市区町村のみ回答

□行った(件)・□行っていない

3成年後見制度等の利用促進に関する取組を行っていますか

□行っている・□行っていない

(以下、3で「行っている」と答えた自治体のみ回答)

4成年後見制度の利用促進として、どのようなことに関して取組を行っていますか。
※次に掲げた項目は成年後見制度利用促進法第11条に規定する基本方針の1.1項目です

□保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
□成年後見被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
□成年被後見人等の医療、介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
□成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
□任意後見制度の積極的な活用
□国民(住民)に対する周知等
□地域住民の需要に応じた利用の促進
□地域において成年後見人等になる人材の確保
□成年後見等実施機関の活動に対する支援
□関係機関等における体制の充実強化
□関係機関等の相互の緊密な連携の確保

264

5	当該地域における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか	□行っている ・ □行っていない
6	(5で「行っている」と答えた自治体のみ回答)どのような方法でニーズ把握を行っていますか	・ ・ ・ ・
7	成年後見等の利用促進に関して、関係機関※ 同士が連携する仕組み(合議体等)はありますか ※ 機関「1-3・Ⅱ-8」に掲げた機関等を指します。	□あ る(名称: □な い
8	合議体の構成メンバーを教えてください ※複数回答 ※名称を添付ください	□都道府県 □市区町村(参加自治体: □家庭裁判所 □成年後見等実施機関(参加機関: □医療関係機関(参加機関: □介護関係機関(参加機関: □都道府県社協 □市区町村社協(参加社協: □司法支援センター(法テラス) □リーガル・サポート □社会福祉士会(ばあとなあ) □その他の専門職団体(団体名: □金融機関(参加金融機関: □市民後見人 □市民後見NPO等 □親族後見人 □民生・児童委員 □自治会 □その他(
9	(7で「ある」と答えた自治体のみ回答)その仕組み(合議体等)の中で、どのようなこと(合議事項等)を行っていますか	・ ・ ・ ・ ・
10	(7で「ある」と答えた自治体のみ回答)関係機関同士の連携の継続性のために工夫していることがあれば教えてください	・ ・ ・ ・ ・
11	成年後見等実施機関(成年後見センター、権利擁護センター等)は設置していますか	□設置している(機関名称: □設置していない

12	(11で「設置している」と答えた自治体のみ回答)成年後見等実施機関の設置形態を教えてください	□自治体直営 □委託(委託先: □その他(
13	(11で「設置している」と答えた自治体のみ回答)成年後見等実施機関では市民後見に関する事業を行っていますか	□行っている ・ □行っていない
14	(11で「設置している」と答えた自治体のみ回答)成年後見等実施機関では親族後見人への支援を行っていますか	□行っている ・ □行っていない
15	(14で「行っている」と答えた自治体のみ回答)具体的に親族後見人に対してどのような支援を行っていますか	・ ・ ・ ・
16	(8で「ある」と答えた自治体のみ回答)民間(法協、社協以外の組織、市民後見NPOなど)で活動を把握している成年後見等実施機関はありますか	□ある(名称: □ない
17	(16で「ある」と答えた自治体のみ回答)その成年後見等実施機関との連携(定期的な情報交換等)はありますか	□ある(内容: □ない
18	上記以外に、成年後見制度等の利用促進に関してどのような取組を行っていますか	・ ・ ・ ・
Ⅳ 市民後見に関する取組について		
1	市民後見に関する事業を行っていますか	□行っている ・ □行っていない (以下、1で「行っている」と答えた自治体のみ回答)
2	市民後見に関する事業を行うにあたり、権利擁護人材育成事業を活用していますか	□活用している ・ □活用していない

3	どのような取組を行っていますか ※複数回答 ※次に掲げた項目は「市民後見人の育成及び活用に向けた取組について」（厚生労働省事務連絡、平成30年3月27日）に示された項目です ☐ 市民後見人の養成（研修） ☐ 市民後見人名簿の登録 ☐ 家庭裁判所への推薦 ☐ 市民後見人の活動支援（相談等） ☐ 現役市民後見人の資質向上に向けた取組（現任研修等） ☐ 市民後見人名簿登録者（未受任者含む）へのフォローアップ（セミナー等の維持） ☐ 親族後見人への支援 ☐ その他（ ）
4	（3で市民後見人の養成（研修）にチェックをされた自治体のみ回答） どのようにして市民後見人の養成研修受講者を募集していますか ☐ （住民に配布する）自治体広報紙を通じ ☐ 自治体ホームページを通じて ☐ 社会福祉協議会の広報紙（社協だより等）を通じて ☐ 社会福祉協議会ホームページを通じて ☐ （自治体職員OBや民生・児童委員等から）個別に受講を依頼 ☐ その他（ ）
5	（3で市民後見人名簿登録者（未受任者含む）へのフォローアップ（セミナー等の維持）にチェックをされた自治体のみ回答） 養成した市民後見人材の活用やモチベーション維持のために、どのような取組をされていますか。 例：兵庫県明石市では、市民後見人が後見活動員としての役割のほか、障害者就労支援のための相談員や児童相談所や児童福祉手当を各課に届ける役割等の役割を予定しています。 ・ ・ ・
6	どのような形態で選任されていますか（受任形態） ※複数回答 ☐ 法人後見／市民後見人が後見実施機関等による法人後見の支援員として活動するパターン ☐ 市民後見人の個人受任＋後見実施機関等による後見監督人が就くパターン ☐ 市民後見人個人による単独受任／後見監督人が就かないパターン ☐ その他（ ）
7	（6で個人受任ありと答えた自治体のみ回答）家庭裁判所から選任を受けた市民後見人（個人受任）が何人いますか 受任 人 ← 名簿登録者数 人 ← 養成者 人
8	そのうち複数受任をされている市民後見人はいますか ☐ いる（ 人） ・ ☐ いない
9	選任にあたり家庭裁判所から得られた具体的な指導や助言があれば教えてください ・ ・ ・ ・
10	家庭裁判所との信頼関係構築のために、行政として行っていることがあれば教えてください ・ ・ ・ ・
11	家庭裁判所委員会に委員等として参画したことがありますか ☐ ある ・ ☐ ない

12	（11で「ある」と答えた自治体のみ回答）委員会ではどのような役回りが求められていますか ・ ・ ・ ・ ・
13	市民後見活動にあたり損害保険に加入していますか ☐ いる ・ ☐ いない
14	（13で「ある」と答えた自治体のみ回答）どのような保険に加入していますか。どこか会社の何という保険でしょうか ☐ 都道府県社協の既存の保険（名称： ） ☐ 都道府県社協で新たに設計（名称： ） ☐ 民間の保険（名称： ） ☐ 民間の保険会社に設計を依頼（名称： ） ☐ その他（ ） （以下、1で「行っていない」と答えた自治体のみ回答）
15	行っていない理由としては何が挙げられますか。 ☐ 市民後見人の必要性が分からない ☐ 市民後見人育成事業に関する情報がない ☐ 予算・人員の目的がたっていない ☐ 家庭裁判所・社会福祉協議会・専門職団体等関係機関との連携がとれない ☐ その他（ ）
16	市民後見に関する事業を開始するにあたって、国等からどのような支援が必要と思われるか。 ☐ 市民後見人育成事業に関する情報 ☐ 国民への周知に関する広報 ☐ 予算・人員の提供 ☐ その他（ ）
V 広域化に向けた取組について	
1	都道府県域（二府三県圏域、老人保健福祉圏域等含む）又は都道府市区町村と、市民後見を含めた成年後見制度の利用促進に向けた広域化の動きはありますか ある ・ ない
2	（1で「ある」と答えた自治体のみ回答）どのような事項について広域化の協議が行われましたか（現在協議中を含む） ・ ・ ・ ・ ・

3 (県に広域実施されている市区町村担当者にお伺いします) 実際に事業を行ってみて感じる、広域化のメリットとデメリットをお聞かせください (メリット) ・ ・ ・ ・ (デメリット) ・ ・ ・ ・	
4 小規模自治体等の中には、財政上等の理由から、自治体単独で市民後見を含めた成年後見制度の利用促進に向けた取組が困難な場合があります。こうした自治体に着らず住民にも、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためにはどのような施策が必要と思われますか ・ ・ ・ ・	
VI 市区町村のみ回答	
成年後見制度利用促進法により、平成29年度末目途に国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、基本計画を踏まえた市町村計画の策定が求められることとなります。市区町村実務担当者として、計画に盛り込むべき事項(事項としてであると、市区町村として事業を行いやすい等)としてどのようなものが挙げられますか ※設問Ⅲ-4に附けた成年後見制度利用促進法第11条に規定する基本方針の11項目もご参照ください 1 ・ ・ ・ ・	
VII 都道府県のみ回答	
1 市民後見人等育成のための市区町村支援策として、現在、貴都道府県で行っている取組を挙げてください ・ ・ ・	
2 上記の取組以外に、現在、市区町村から都道府県に求められているニーズとして、どのようなものが挙げられますか ・ ・ ・ ・ アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございました。	

成年後見センター・リーガルサポート 調査票

【本調査の主旨】

今年度成立した成年後見制度利用促進法により、成年後見等実施機関及び成年後見関係機関等による相互の連携の確保が求められ（第8条）、地方公共団体は家庭裁判所も含めたこれら機関との適切な連携を図る留意が求められています（第8条の2）。

厚生労働省では、今年度より市民後見人育成・活用推進事業を創設し、「家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図る」取組を始めます。

特に市市区町村・都道府県が行う成年後見制度の利用促進、市民後見事業について、貴団体ではどのような姿勢でこれに取り組まれているか、また取り組まれるご意向か、率直なご意見を賜りたいと思います。以下の質問について、該当に○や具体的な記載等をお願いします（平成28年10月末現在）。

I 貴団体の概要

No	質問内容	回答欄
1	貴団体の名	成年後見センター・リーガルサポート
2	記入者氏名	
3	記入者肩書	
4	電話番号	
5	FAX番号	
6	E-MAIL	

II 市市区町村・都道府県との連携について

1	貴団体が属する地域の市市区町村・都道府県において、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携についての具体的な動きがありますか。 ☐ ある（具体的に記入： ☐ ない ☐ わからない 現在、貴団体と市市区町村・都道府県との間で、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携協力についての協議の場はありますか。 ☐ ある（名称： ☐ 要請がない ☐ 要請があったが、対応できない (1でないと答えた団体のみ回答) そこではどのような事項に際して協議を行っていますか (1でないと答えた団体のみ回答) 今後、市市区町村・都道府県との間で連携協力する意向ないし予定はございますか ☐ ある・ ☐ ない・ ☐ 予定がある（ 年 月より） 5 地元管内で、市市区町村・都道府県から求められている貴団体の役割として、どのような事項がありますか
---	---

6 地方公共団体（とりわけ町村などの小規模自治体（司法通疎地）と連携を図るうえで、現在実際に隘路と
なっている課題があれば教えてください

・
・
・

成年後見制度等の利用促進に関する取組について

1	住民等に対する成年後見制度等の利用促進に関する取組を、貴団体において行っていますか ☐ 行っている・ ☐ 行っていない (1で「行っている」と答えた団体のみ回答) 2 どのような取組を実際に行っていますか ・ ・ ・ 2で掲げた取組に市市区町村・都道府県の参画はございますか。 また市市区町村・都道府県からの依頼で成年後見制度等の利用促進に関する依頼等がありますか。 ☐ ある・ ☐ ない・ ☐ 依頼がある (3で「依頼がある」と答えた団体のみ回答) 4 それはどのような依頼事でしたか ・ ・ ・ 5 貴団体として、地元管内における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか ☐ 行っている・ ☐ 行っていない (5で「行っている」と答えた団体のみ回答) 6 どのような方法でニーズ把握を行っていますか ・ ・ ・ 7 弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する情報交換又は 意見交換の場を設けたことはありますか ☐ ある・ ☐ ない 8 弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する事業を共同で 行ったことはありますか ☐ ある・ ☐ ない
---	--

市民後見に関する取組について

1	市市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、貴団体あるいは貴団体に登録する司法書士等が 参画されていますか ☐ 参画している・ ☐ 参画していない
---	--

(1で「参画している」と答えた団体のみ回答) 2 どのような事項に関して参画されているのか ・ ・ ・	
(2で「参画していない」と答えた団体のみ回答) 3 今後、市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、参画していただける意向ない予定はございますか □ 有 □ 無 □ 未定 年 月 日	
V その他	
1 司法過疎地においても、通く成年後見制度等の利用促進を図るためには、どのような取組や行政施策が有効なと思われるか ・ ・ ・	アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございました。

都道府県社会福祉士会（権利擁護センター（仮）） 調査票

【本調査の主旨】

今年度成立した成年後見制度利用促進法により、成年後見等実施機関及び成年後見関係機関等による相互の連携の確保が求められ（第8条）、地方公共団体は家庭裁判所も含めたこれら機関との適切な連携を図る留意が求められます（第8条の2）。
厚生労働省では、今年度より市民後見人育成・活用推進事業を創設し、「家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図る」取組を始めます。
特に市町村・都道府県が行う成年後見制度の利用促進、市民後見事業について、貴団体ではどのような姿勢でこれに取り組まれているか、また取り組まれるご意向か、早速なご意見を賜りたいと思います。以下の質問について、該当に☑や具体的な記載等をお願いします（平成28年10月末現在）。

I 貴団体の概要

No	質問内容	回答欄
1	貴団体名	
2	記入者氏名	
3	記入者肩書	
4	電話番号	
5	FAX番号	
6	E-MAIL	

II 市区町村・都道府県との連携について

1	貴団体が属する地域の市区町村・都道府県において、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携についての具体的な動きがありますか。 ☐ ある（具体的に記入： ☐ ない ☐ わからない 現在、貴団体と市区町村・都道府県との間で、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する協議の場はありますか。 ☐ ある（名称： ☐ ない
3	(1で「ある」と答えた団体のみ回答) そこではどのような事項に関して協議を行っていますか。 ・ ・ ・
4	(1で「ない」と答えた団体のみ回答) 今後、市区町村・都道府県との間で連携協力する意向ないし予定はございますか ☐ ある・ ☐ ない・ ☐ 予定がある（ 年 月より） ・ ・ ・
5	地元管内で、市区町村・都道府県から求められている貴団体の役割として、どのような事項がありますか。 ・ ・ ・

6	地方公共団体（とりわけ町村などの小規模自治体）と連携を図るうえで、現在実際に隘路となっている課題があれば教えてください
---	---

・
・
・

III 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

1	住民等に対する成年後見制度等の利用促進に関する取組を、貴団体において行っていますか ☐ 行っている・ ☐ 行っていない
2	(1で「行っている」と答えた団体のみ回答) どのような取組を実際に行っていますか ・ ・ ・
3	2で掲げた取組に市区町村・都道府県の参画はございますか。 また市区町村・都道府県からの依頼で成年後見制度等の利用促進に関する依頼等がありますか。 ☐ ある・ ☐ ない・ ☐ 依頼がある
4	(3で「依頼がある」と答えた団体のみ回答) それはどのような依頼事でしたか ・ ・ ・
5	貴団体として、地元管内における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか ☐ 行っている・ ☐ 行っていない
6	(5で「行っている」と答えた団体のみ回答) どのような方法でニーズ把握を行っていますか ・ ・
7	弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する情報交換又は意見交換の場を設けたことはありますか ☐ ある・ ☐ ない
8	弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する事業を共同で行ったことはありますか ☐ ある・ ☐ ない

IV 市民後見に関する取組について

1	市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、貴団体あるいは貴団体に登録する社会福祉士等が参画されていますか ☐ 参画している・ ☐ 参画していない
---	--

(1で「参画している」と答えた団体のみ回答) 2 どのような事項に関して参画されているのでしょうか	
(2で「参画していない」と答えた団体のみ回答) 3 今後、市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、参画していただける意向ないし予定はございますか ☐ あ ☐ る ☐ な ☐ い ☐ 予 ☐ 定 ☐ が ☐ ある (年 月より)	
V その他 1 町村が所在する郡部等の司法過疎地域においても、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためには、どのような取組や行政施策が有効となると思われますか アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございました。	

日本支援センター（法テラス）調査票

【本調査の主旨】

今年度成立した成年後見制度利用促進法により、成年後見等実施機関及び成年後見関係機関等による相互の連携の確保が求められます（第8条）。地方公共団体は家庭裁判所も含めたこれら機関との適切な連携を図る留置が求められます（第8条の2）。

厚生労働省では、今年度より市民後見人育成・活用推進事業を創設し、「家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用を促進を図る」取組を始めます。

特に市町村・都道府県が行う成年後見制度の利用促進、市民後見事業について、貴団体ではどのような姿勢でこれに取り組まれているか、また取り組まれるご意向か、率直なご意見を賜りたいと思います。以下の質問について、該当に☑や具体的な記載等をお願いします（平成28年10月末現在）。

I 貴団体の概要

No	質問内容	回答欄
1	貴団体名	法テラス
2	記入者氏名	
3	記入者肩書	
4	電話番号	
5	FAX番号	
6	E-MAIL	

II 市区町村・都道府県との連携について

1 貴団体が属する地域の市区町村・都道府県において、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する連携についての具体的な動きがありますか。

☐ある（具体的に記入：）

☐ない

☐わからない

2 現在、貴団体と市区町村・都道府県との間で、当該地域の成年後見制度利用促進や市民後見事業に関する協議の場はありますか。

☐ある（名称：）

☐ない

3（1で「ある」と答えた団体のみ回答）

そこではどのような事項に関して協議を行っていますか

4（1で「ない」と答えた団体のみ回答）

今後、市区町村・都道府県との間で連携協力する意向ないし予定はございますか

☐あ

☐る

☐い

☐ない

☐予

☐定

☐が

☐あ

☐る

☐（

年

月

より）

5 地元管内で、市区町村・都道府県から求められている貴団体の役割として、どのような事項がありますか

6 地方公共団体（とりわけ町村などの小規模自治体（司法過疎地））と連携を図るうえで、現在実際に隘路となっている課題があれば教えてください

III 成年後見制度等の利用促進に関する取組について

1 住民等に対する成年後見制度等の利用促進に関する取組を、貴団体において行っていますか

☐行

☐っている

☐い

☐ない

2（1で行っているに答えた団体のみ回答）

どのような取組を実際に行っていますか

3 2で掲げた取組に市区町村・都道府県の参画はございますか。

また市区町村・都道府県からの依頼で成年後見制度等の利用促進に関する依頼等がありますか。

☐あ

☐る

☐い

☐ない

☐依

☐頼

☐が

☐あ

☐る

4（3で「依頼がある」と答えた団体のみ回答）

それはどのような依頼事でしたか

5 貴団体として、地元管内における成年後見制度のニーズ把握を行っていますか

☐行

☐っている

☐い

☐ない

6（5で行っているに答えた団体のみ回答）

どのような方法でニーズ把握を行っていますか

7 弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する情報交換又は意見交換の場を設けたことはありますか

☐あ

☐る

☐い

☐ない

8 弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）・社会福祉士会等と成年後見制度等の利用促進に関する事業を共同で行ったことはありますか

☐あ

☐る

☐い

☐ない

IV 市民後見に関する取組について

1 市区町村・都道府県が行う市民後見に関する事業に、貴団体あるいは管内法テラス法律事務所に所属する弁護士・司法書士が参画されていますか

☐参

☐画

☐し

☐て

☐い

☐ない

272

(1で「参画している」と答えた団体のみ回答) 2 どのような事項に関して参画されているのでしょうか . . .	
(2で「参画していない」と答えた団体のみ回答) 3 今後、市区町村・郡連府県が行う市民後見に関する事業に、参画していただける意向なしし予定はございますか ☐ ある ☐ ない ☐ 予定がある(年 月より)	
V その他 1 司法過疎地においても、遍く成年後見制度等の利用促進を図るためには、どのような取組や行政施策が有効と思われるでしょうか 	
アンケートは以上です。ご協力、ありがとうございました。	

